

1 第201回国会概観

1 会期及び活動等の概要

（召集・会期）

第201回国会（常会）は、1月20日に召集され、同日、参議院議場において開会式が行われた。会期は、6月17日までの150日間であった。

（院の構成）

参議院では、召集日当日の本会議で議席の指定が行われた後、7特別委員会（災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODA、地方消費者、震災復興）の設置が行われた。

衆議院では、召集日当日の本会議で、9特別委員会（災害対策、倫理選挙、沖縄北方、拉致問題、消費者問題、科学技術、震災復興、原子力、地方創生）の設置が行われた。

（政府4演説）

1月20日、衆参両院の本会議で、安倍内閣総理大臣の施政方針演説、茂木外務大臣の外交演説、麻生財務大臣の財政演説及び西村国務大臣の経済演説のいわゆる政府4演説が行われ、これに対する質疑（代表質問）が、衆議院で同22日及び23日、参議院で同23日及び24日にそれぞれ行われた。

（令和元年度補正予算）

「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定）の実行に必要な経費の追加等を行うとともに、税込見積りの減額、公債金の増額等を行うため、1月20日、令和元年度補正予算が衆議院に提出された。

同補正予算は、衆議院では、1月28日

に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、1月29日から予算委員会において質疑が行われ、同30日に同補正予算を可決すべきものと決定した。

同日の本会議においても、同補正予算は可決され、成立した（衆参での審査の概要は、後述2（1）参照）。

（令和二年度総予算）

令和二年度総予算は、1月20日、衆議院に提出された。

同総予算は、衆議院では、2月28日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月2日から予算委員会において質疑が行われ、同27日に同総予算を可決すべきものと決定した。

同日の本会議においても、同総予算は可決され、成立した（衆参での審査の概要は、後述2（2）参照）。

（新型コロナウイルス感染症の流行）

令和元年12月以降、中国湖北省武漢市を中心に発生した新型コロナウイルス感染症は、短期間で全世界に広がり、我が国を含め、感染者・死者は多数に上る一方、同感染症のまん延を防ぐための経済活動の縮小や停止により、約90年前の世界大恐慌以来の世界的経済危機を迎えつつあり（IMF予測）、我が国においても、戦後最大の危機に直面（4月7日、安倍内閣総理大臣記者会見発言）している。

国会においても対策を迫られることと

なり、両院それぞれの議院運営委員会において対応が協議され、様々な措置が採られた。

参議院では、密閉空間・密集場所・密接場面のいわゆる「3密」を回避すべく、本会議や各委員会において、議員同士の間隔を広げて着席し、また、場内ではマスクの着用を努める旨の申合せを行うなど、前例のない対応を行った。議場においては押しボタン式投票装置が設置されていない席まで活用したため、平時は押しボタン式投票による採決を行うところで起立採決を採用した。衆議院は参議院のように議場の議席数に余裕がないこともあり、採決時等を除き各党派において出席議員を調整する措置を採り、出席していない議員は審議中継映像を視聴した。

また、両院において、議員や秘書等が感染した場合に議員名や事務所等を公表することとした。さらに、国会内には来場者の体温を計測するサーモグラフィーを設置する一方、参観等については実施を中止するなど、対応は多岐にわたった。

3月13日に新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第46号）が可決、成立し（衆参での審査の概要は、後述3（1）参照）、これに基づき政府は4月7日、初めて、7都府県を対象とした「緊急事態宣言」を発出した。閣法第46号の附帯決議において、宣言の発出等に当たっては国会への事前報告を求めていることを踏まえ、同日、宣言発出前に両院の議院運営委員会で、それぞれ安倍内閣総理大臣から報告を聴取し、質疑を行った。その後も両院の議

院運営委員会で、緊急事態宣言に関し、同16日（区域変更）、5月4日（期間延長）、同14日（区域変更）、同21日（区域変更）及び同25日（解除宣言）に、それぞれ西村国务大臣から報告を聴取し、質疑を行った。議院運営委員会で内閣総理大臣に対する質疑を行ったのは、昭和50年10月17日以来、約45年ぶりのことであった。

（令和二年度第1次補正予算）

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）の実行に必要な経費の追加等を行うとともに、公債金の増額を行うため、4月27日、令和二年度第1次補正予算が衆議院に提出された。

同補正予算は、衆議院では、休日ではあったが4月29日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、同じく4月29日から予算委員会において質疑が行われ、同30日に同補正予算を可決すべきものと決定した。

同日の本会議においても、同補正予算は可決され、成立した（衆参での審査の概要は、後述2（3）参照）。

（令和二年度第2次補正予算）

新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費の追加等を行うとともに、公債金の増額を行うため、6月8日、令和二年度第2次補正予算が衆議院に提出された。

同補正予算は、衆議院では、6月10日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、6月11日から予算委員会において質疑が行われ、同12日に同補正予算を可決すべきものと決定した。

同日の本会議においても、同補正予算は可決され、成立した（衆参での審査の概要は、後述2（4）参照）。

（国家公務員法等改正案をめぐる動き）

国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げること等を内容とする「国家公務員法等の一部を改正する法律案」（閣法第52号）については、4月16日に衆議院で審議入りしたが、同法律案には検察庁法の一部改正も含まれており、そのうち、検事長等幹部職員の定年を最大3年延長できるとする特例規定に対し、SNSを中心に世論の反発が強まった。同法律案は衆議院内閣委員会で質疑が進められていたが、5月15日、同法律案を所管する武田国務大臣に対し不信任決議案が提出されたため、審査は中断した。同18日、安倍内閣総理大臣は記者団に対し、国民の理解なくして前に進めることはできない旨述べ、その後、衆議院において同法律案の審査は進められず、会期末において審査未了となった。

世論の反発の背景には、内閣が1月31日、東京高等検察庁検事長について、定

年を半年延長する閣議決定を行ったこと、この際、従来の政府解釈を変更し、国家公務員法を根拠にしたことや、これに係る森法務大臣の国会答弁が混乱し、衆議院において同大臣の不信任決議案提出に至ったこと等もあると考えられる。

なお、前記検事長については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言下の5月、複数回にわたり新聞記者等と賭けマージャンを行っていた事実が明らかになり、辞職に至った。

（会期延長をめぐる動き）

会期最終日の6月17日、衆議院において、立憲民主党、国民民主党、日本共産党、社会保障を立て直す国民会議及び社会民主党の野党各党から衆議院議長に対し、新型コロナウイルス感染症に対し万全の対策を講じるため、12月28日まで194日間の会期延長を求める申入れを行った。本申入れに関し、同日の衆議院議院運営委員会において会期延長の件が諮られ賛成少数により否決、衆議院本会議においては会期延長に関し議長が発言するなど、2国会続けて野党から会期延長を求めたことを含め、会期延長をめぐり異例の展開となったが、当初会期のとおり、6月17日に閉会した。

2 予算・決算

（1）令和元年度補正予算

令和元年度補正予算3案は、1月20日、衆議院に提出された。

衆議院では、予算委員会において、1月24日に趣旨説明を聴取し、同27日から質疑を行った。同28日に質疑を終局した

後、討論を行い、採決の結果、補正予算3案を可決すべきものと決定した。

1月28日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会において、1

月29日に趣旨説明を聴取し、同日及び翌30日に総括質疑を行い、同30日に締めくくり質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、補正予算3案を可決すべきものと決定した。

1月30日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算3案は可決され、成立した。

(2) 令和二年度総予算

令和二年度総予算3案は、1月20日、衆議院に提出され、同24日に衆議院予算委員会、同29日に参議院予算委員会において、それぞれ趣旨説明を聴取した。

その後、衆議院では、2月3日から質疑を行った。同28日に質疑を終局した後、立国社及び共産が2派共同で提出した編成替動議の趣旨弁明を聴取し、総予算3案及び動議に対する討論を行い、採決の結果、動議を否決し、総予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

2月28日の本会議において、討論を行い、採決の結果、総予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月2日及び3日に基本的質疑（安倍内閣総理大臣以下全大臣出席）を行い、その後、一般質疑（安倍内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席）を同4日に、一般質疑（財務大臣及び関係大臣出席）を同5日、6日、11日、17日、25日及び26日に行った。

このほか、集中審議（安倍内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席）を、3月9日（内政・外交の諸課題）、16日（現下の諸課題（新型コロナウイルス対応等））及び23日（安倍内閣の基本姿勢）に行った。

また、3月10日に公聴会を行ったほか、同18日及び19日には各委員会における委嘱審査を行った。

3月27日には、締めくくり質疑（安倍内閣総理大臣以下全大臣出席）を行った。質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、総予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

3月27日の本会議において、討論を行い、採決の結果、総予算3案は可決され、成立した。

(3) 令和二年度第1次補正予算

令和二年度第1次補正予算3案は、4月27日、衆議院に提出された。

衆議院では、予算委員会において、4月27日に趣旨説明を聴取し、同28日から質疑を行った。同29日に質疑を終局した後、立国社及び共産が2派共同で提出した編成替動議の趣旨弁明を聴取し、補正予算3案及び動議に対する討論を行い、採決の結果、動議を否決し、補正予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

4月29日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会において、4月29日に趣旨説明を聴取し、同日及び翌30日に総括質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、補正予算3案を可決すべきものと決定した。

4月30日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算3案は可決され、成立した。

(4) 令和二年度第2次補正予算

令和二年度第2次補正予算3案は、6月8日、衆議院に提出された。

衆議院では、予算委員会において、6月8日に趣旨説明を聴取し、同9日から質疑を行った。同10日に質疑を終局した後、立国社及び共産が2派共同で提出した編成替動議の趣旨弁明を聴取し、補正予算3案及び動議に対する討論を行い、採決の結果、動議を否決し、補正予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

6月10日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会において、6月11日に趣旨説明を聴取し、同日及び翌12日に総括質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、補正予算3案を可決すべきものと決定した。

6月12日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算3案は可決され、成立した。

(5) 平成三十年度決算

平成三十年度決算外2件は、第200回国会の令和元年11月19日に提出された後、参議院では、第200回国会の令和元年12月2日に本会議で概要の報告及び質疑を行い、同日の決算委員会で概要説明を聴取した。その後、今国会の本年4月1日には、安倍内閣総理大臣以下全大臣出席の下、全般質疑を行った。

以降、決算委員会では、4月6日から5月18日まで4回にわたり省庁別審査を、同25日に准総括質疑を行い、6月15日には、締めくくり総括質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、平成三十年度決算は是認することとし、5項目について内閣に警告すべきものと決定した。次いで平成三十年度決算審査を踏まえた措置要求決議を行った。また、平成三十年度国有財産関係2件は、いずれも是認すべきものと決定した。

6月17日の本会議において、討論を行い、採決の結果、平成三十年度決算は委員長報告のとおり是認することとし、内閣に対し警告することに決した。また、平成三十年度国有財産関係2件は、いずれも委員長報告のとおり是認することに決した。

なお、4月6日の決算委員会では、平成二十九年度決算に関する本院の議決等について政府の講じた措置の説明を聴取した。

平成三十年度予備費2件は、6月15日の決算委員会で概要説明を聴取した後、平成三十年度決算外2件と一括して質疑を行い、同日質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

6月17日の本会議において、平成三十年度予備費2件は、いずれも承諾することに決した。

3 法律案・条約・決議等

(審議の概況)

内閣提出法律案は、今国会提出59件、

継続1件のうち、56件が成立した（成立率93.3%）。

参議院議員提出法律案は、今国会提出30件であったが、成立した法律案はなかった。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出27件、継続51件のうち、8件が成立した（成立率10.3%）。

条約は、今国会提出16件の全てが承認された。

議決案件は、今国会提出1件が可決された。

承認案件は、今国会提出1件が承認された。

決議案は、今国会提出1件であったが、可決された決議案はなかった。

（1）新型インフル対策特措法改正案

新型コロナウイルス感染症の発生及びそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況に鑑み、この法律の施行の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等とみなし、同法に基づく措置を実施するため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案」（閣法第46号）が、3月10日、衆議院に提出された。

衆議院では、同法律案が付託された内閣委員会で、3月11日に趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

3月12日の本会議において、同法律案

は可決され、参議院に送付された。

参議院では、同法律案が付託された内閣委員会で、3月13日に趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

3月13日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

（2）令和2年度歳入関連法案

「所得税法等の一部を改正する法律案」（閣法第3号）は1月31日に、「地方税法等の一部を改正する法律案」（閣法第6号）及び「地方交付税法等の一部を改正する法律案」（閣法第7号）は2月4日に、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、閣法第3号について、2月6日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財務金融委員会で、同14日に趣旨説明を聴取し、同21日から質疑を行った。同28日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第6号及び同第7号については、2月13日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された総務委員会で、同18日に趣旨説明を聴取し、同20日から質疑を行った。同28日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

2月28日の本会議において、閣法第6号及び同第7号は討論の後、いずれも可決され、次いで、閣法第3号が討論の後、可決され、上記3法律案は参議院に送付された。

参議院では、閣法第3号について、3月6日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財政金融委員会で、同10日に趣旨説明を聴取し、同18日から質疑を行った。同24日に質疑を終局し、同27日に討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第6号及び同第7号については、3月11日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された総務委員会で、同17日に趣旨説明を聴取し、同18日から質疑を行った。同19日に質疑を終局し、同27日に討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

3月27日の本会議において、閣法第6号及び同第7号は討論の後、いずれも可決され、また、閣法第3号が討論の後、可決され、上記3法律案は成立した。

（3）憲法八条議決案件

天皇陛下の御即位に際し、皇室が、皇室経済法施行法第2条に規定するもののほか、令和2年4月30日までの間において、社会福祉事業の資に充てるため、1億円以内を賜与することができるようにする「日本国憲法第八条の規定による議決案」（閣議第1号）が、3月13日、衆議院に提出された。

衆議院では、付託された内閣委員会で3月25日に趣旨説明を聴取し、直ちに採決の結果、可決すべきものと決定した。

3月26日の本会議において、同議決案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、付託された内閣委員会で3月31日に趣旨説明を聴取し、直ちに採

決の結果、可決すべきものと決定した。

3月31日の本会議において、同議決案は可決された。

（4）歳費法改正案

国会議員の歳費の月額について、令和2年5月1日から同3年4月30日までの間、2割削減する措置を講じるため、4月27日、衆議院議院運営委員会において、「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案」を委員会提出法律案（衆第8号）とすることと決定した。

4月27日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、同法律案が付託された議院運営委員会で、「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案」（参第6号）と一括議題とされ、4月27日に両案の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同日に衆第8号について質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、衆第8号を可決すべきものと決定した。

4月27日の本会議において、衆第8号は可決され、成立した。

（5）国家戦略特区法改正案

最先端技術の活用と規制緩和により、未来社会の先行実現を目指す「スーパーシティ」構想の実現に向けた制度を整備するとともに、自動車の自動運転等の高度で革新的な実証実験のための道路運送車両法等の特例措置の追加等の措置を講じる「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案」（閣法第5号）が、2月4日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月2日の本会議で趣旨

説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された地方創生に関する特別委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同7日に質疑を行った。同日に質疑を終局し、同15日に討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

4月16日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月13日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された地方創生及び消費者問題に関する特別委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同15日から質疑を行った。同22日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月27日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

(6) 地域公共交通活性化法等改正案

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を一層推進するため所要の措置を講じる「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案」(閣法第20号)が、2月7日、衆議院に提出された。

衆議院では、3月24日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された国土交通委員会で、4月10日に趣旨説明を聴取し、同14日に質疑を行った。同日に質疑を終局した後、共産が提出した修正案の趣旨説明を聴取し、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

4月16日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月20日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された国土交通委員会で、同21日に趣旨説明を聴取し、同26日に質疑を行った。同日に質疑を終局した後、共産が提出した修正案の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

5月27日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(7) 特定高度システム供給導入法案、デジタルプラットフォーム法案

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入を促進するために必要な支援措置を講じる「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案」(閣法第22号)、デジタルプラットフォーム提供者の自主性及び自律性に配慮しつつ、デジタルプラットフォームにおける取引の透明性、公正性を向上させるために必要な措置を講じる「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案」(閣法第23号)が、2月18日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月3日の本会議で両法律案について趣旨説明を順次聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された経済産業委員会で、同日に趣旨説明を順次聴取し、同10日から質疑を行った。同17日に質疑を終局した後、まず閣法第22号について討論を行い、採決の結果、可決すべきものと決定した。次に閣法第

23号について、共産が提出した修正案の趣旨説明を聴取し、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

4月23日の本会議において、両法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、両法律案が付託された経済産業委員会で、5月14日に趣旨説明を順次聴取し、同19日から質疑を行った。同26日に質疑を終局した後、閣法第23号について共産が提出した修正案の趣旨説明を聴取し、両法律案及び修正案について討論を行い、採決の結果、まず閣法第22号について可決すべきものと決定し、次に閣法第23号について修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

5月27日の本会議において、両法律案は可決され、成立した。

(8) 国民年金法等改正案

社会経済構造の変化に対応し、年金制度の機能強化を図るため、短時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大、被用者の老齢厚生年金に係る在職中の支給停止制度の見直し、老齢基礎年金等の受給を開始する時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し、児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し等の措置を講じる「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」（閣法第34号）が、3月3日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月14日の本会議で、「年金積立金管理運用独立行政法人法等の一部を改正する法律案」（衆第7号）とともに趣旨説明を順次聴取し、質疑を行っ

た。その後、両法律案が付託された厚生労働委員会で、同日に趣旨説明を順次聴取し、同17日から質疑を行った。同日に閣法第34号に対する立国社提出の修正案について趣旨説明を聴取し、同24日から両法律案及び修正案に対し質疑を行った。5月8日に衆第7号及び閣法第34号に対する立国社提出の修正案の撤回を許可し、閣法第34号について質疑を終局した後、自民、立国社、公明及び維新の4派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案について可決し、閣法第34号を修正議決すべきものと決定した。

5月12日の本会議において、同法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、5月15日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同19日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。同28日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月29日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(9) 復興庁設置法等改正案

東日本大震災からの復興の状況を踏まえ、東日本大震災からの復興を重点的かつ効果的に推進するため、復興庁の廃止期限の延長、復興推進計画等に基づく特例措置の対象となる地域の重点化、福島県による福島復興再生計画の作成及び国の認定、復興に係る必要な財源に関する所要の措置等を講じる「復興庁設置法等

の一部を改正する法律案」(閣法第33号)が、3月3日、衆議院に提出された。

衆議院では、5月14日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された東日本大震災復興特別委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同19日から質疑を行った。同21日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月22日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月27日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された東日本大震災復興特別委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同29日から質疑を行った。6月3日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月5日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(10) 社会福祉法等改正案

地域共生社会の実現を図るため、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う市町村の事業に対する交付金の創設、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、社会福祉連携推進法人制度の創設、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等の措置を講じる「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」(閣法第43号)が、3月6日、衆議院に提出された。

衆議院では、5月12日の本会議で、同法律案、「介護・障害福祉従事者の人材

確保に関する特別措置法案」(衆第11号)、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」(衆第12号)及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案」(衆第13号)の趣旨説明を順次聴取し、質疑を行った。その後、各法律案が付託された厚生労働委員会で、同13日に趣旨説明を順次聴取し、同15日から質疑を行った。同22日に閣法第43号について質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月26日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月29日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、6月2日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同4日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月5日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

(11) 自動車運転処罰法改正案

自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、危険運転致死傷罪の対象となる行為の追加を行う「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案」(閣法第42号)が、3月6日、衆議院に提出された。

衆議院では、同法律案が付託された法務委員会で、5月22日に趣旨説明を聴取し、同27日に質疑を行った。同日に質疑

を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月28日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、同法律案が付託された法務委員会で、6月2日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同4日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月5日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(12) 著作権法改正案

著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、いわゆるインターネット上の海賊版による被害の拡大を防止するための措置等を講じる「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案」(閣法第49号)が、3月10日、衆議院に提出された。

衆議院では、同法律案が付託された文部科学委員会で、5月15日に趣旨説明を聴取し、同20日から質疑を行った。同22日に質疑を終局した後、立国社が提出した修正案の趣旨説明を聴取し、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

5月26日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、同法律案が付託された文教科学委員会で、5月28日に趣旨説明を聴取し、6月2日から質疑を行った。同4日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月5日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(13) 公益通報者保護法改正案

公益通報者及び通報対象事実の範囲の拡大並びに公益通報者の保護の強化を行うとともに、事業者に対して必要な体制の整備等を義務付ける等の措置を講じる「公益通報者保護法の一部を改正する法律案」(閣法第41号)が、3月6日、衆議院に提出された。

衆議院では、5月15日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された消費者問題に関する特別委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同19日から質疑を行った。同21日に質疑を終局した後、自民、立国社、公明、共産及び維新の5派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案について可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

5月22日の本会議において、同法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、6月3日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された地方創生及び消費者問題に関する特別委員会で、同日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。同5日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月8日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

国際経済・外交に関する調査会、国民生活・経済に関する調査会及び資源エネルギーに関する調査会は、いずれも6月10日に1年目における調査を取りまとめ

た調査報告書（中間報告）を議長に提出し、同12日の本会議で各調査会長が報告を行った。

5 その他

（1）国会同意人事案件

今国会に提出された17機関41名の国会同意人事案件は、両議院の同意を得た。

（2）情報監視審査会

審査会は5回開催された。2月13日、同19日及び6月5日は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府からの説明聴取及び質疑を行った。5月29日には特定秘密の提示を求めることを決定し、6月5日に警察庁から提示された特定秘密について政府から説明を聴取し、質疑を行った。6月16日には、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について、衛藤国務大臣に対し質疑を行い、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に関する件について、政府に対し質疑を行った。

（3）行政監視

参議院改革協議会が平成30年6月1日に取りまとめた報告書において、参議院は「これまで取り組んできた決算審査の充実とともに、行政の適正な執行を監視、監督することを活動の柱の一つとし、行政監視機能の強化に議院全体として取り組む」こととされ、本会議を起点とした新たな行政監視の年間サイクルの構築と

行政監視委員会の活動の一層の充実に向けた取組について記された。また、同報告書を踏まえた参議院規則の改正により、同委員会は少なくとも毎年1回、行政監視の実施の状況等を議院に報告するものとされた。

これを受け、行政監視委員会は、6月1日に、行政監視の実施の状況等に関する報告書を議長に提出し、同3日の本会議で委員長が報告を行った。

また、新たな年間サイクルの起点として、6月5日の本会議で、高市総務大臣から令和元年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告を聴取し、質疑を行った。

（4）新型コロナウイルス感染症対策本部の設置等及び2020年東京オリンピック・東京パラリンピックの延期に関する報告

4月3日の本会議で、安倍内閣総理大臣から新型コロナウイルス感染症対策本部（新型インフルエンザ等対策特別措置法第15条に定める政府対策本部）の設置等及び2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の延期に関する報告を聴取し、質疑を行った。

2 参議院役員等一覧

役員名		召集日(2. 1. 20)	会期中選任
議長	山東 昭子 (無)		
副議長	小川 敏夫 (無)		
常任委員 長	内閣総務	水落 敏栄 (自民)	
	法務	若松 謙維 (公明)	
	外交防衛	竹谷 とし子 (公明)	
	財政金融	北村 経夫 (自民)	
	文教科学	中西 祐介 (自民)	
	厚生労働	吉川 ゆうみ (自民)	
	農林水産	そのだ 修光 (自民)	
	経済産業	江島 潔 (自民)	
	国土交通	磯崎 哲史 (※)	
	環境	田名部 匡代 (※)	
	基本政策	牧山 ひろえ (※)	
	予算	真山 勇一 (※)	
	決算	金子 原二郎 (自民)	
	行政監視	中川 雅治 (自民)	
	議院運営	川田 龍平 (※)	
	懲罰	松村 祥史 (自民)	
	室井 邦彦 (維新)		
特別委員 長	災害対策	杉 久武 (公明) *	
	沖縄・北方	小西 洋之 (※) *	
	倫理選挙	山谷 えり子 (自民) *	
	拉致問題	丸川 珠代 (自民) *	
	O D A	山本 順三 (自民) *	
	地方消費者	佐藤 信秋 (自民) *	
震災復興	青木 愛 (※) *		
調査会長	国際経済	鶴保 庸介 (自民)	
	国民生活	白 眞勲 (※)	
	資源	宮沢 洋一 (自民)	
憲法審査会会長	林 芳正 (自民)		
情報監視審査会会長	中曽根 弘文 (自民)		
政治倫理審査会会長	有村 治子 (自民)		
事務総長	岡村 隆司		

※立憲・国民・新緑風会・社民

*召集日選任

3 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 現在)

会 派	議員数	① 4. 7.25 任期満了			② 7. 7.28 任期満了		
		比 例	選挙区	合 計	比 例	選挙区	合 計
自由民主党・国民の声	113 (18)	20 (5)	38 (5)	58 (10)	18 (3)	37 (5)	55 (8)
立憲・国民・新緑風会・社民	60 (18)	12 (3)	20 (7)	32 (10)	12 (3)	16 (5)	28 (8)
公 明 党	28 (5)	7	7 (3)	14 (3)	7 (1)	7 (1)	14 (2)
日 本 維 新 の 会	16 (3)	3 (1)	3 (1)	6 (2)	5	5 (1)	10 (1)
日 本 共 産 党	13 (5)	5 (2)	1	6 (2)	4 (1)	3 (2)	7 (3)
沖 縄 の 風	2	0	1	1	0	1	1
れ い わ 新 選 組	2 (1)	0	0	0	2 (1)	0	2 (1)
碧 水 会	2 (2)	0	0	0	0	2 (2)	2 (2)
み ん な の 党	2	1	0	1	1	0	1
各派に属しない議員	7 (4)	0	3 (1)	3 (1)	1 (1)	3 (2)	4 (3)
合 計	245 (56)	48 (11)	73 (17)	121 (28)	50 (10)	74 (18)	124 (28)
欠 員	0	0	0	0	0	0	0
定 数	245	48	73	121	50	74	124

() 内は女性議員数

4 会派別所属議員一覧

(召集日 現在)

無印の議員は令和4年7月25日任期満了、○印の議員は令和7年7月28日任期満了

また、()内は、各議員の選出選挙区別

【 自由民主党・国民の声 】

(113名)

足立 敏之 (比 例)	阿達 雅志 (比 例)	青木 一彦 (鳥取・島根)
青山 繁晴 (比 例)	○赤池 誠章 (比 例)	朝日 健太郎 (東 京)
○有村 治子 (比 例)	○石井 準一 (千 葉)	石井 浩郎 (秋 田)
○石井 正弘 (岡 山)	○石田 昌宏 (比 例)	磯崎 仁彦 (香 川)
猪口 邦子 (千 葉)	今井 絵理子 (比 例)	岩井 茂樹 (静 岡)
○岩本 剛人 (北海道)	宇都 隆史 (比 例)	上野 通子 (栃 木)
江島 潔 (山 口)	○衛藤 晟一 (比 例)	小川 克巳 (比 例)
小野田 紀美 (岡 山)	○尾辻 秀久 (鹿 児 島)	大家 敏志 (福 岡)
○大野 泰正 (岐 阜)	○太田 房江 (大 阪)	岡田 直樹 (石 川)
岡田 広 (茨 城)	○加田 裕之 (兵 庫)	片山 さつき (比 例)
金子 原二郎 (長 崎)	○河井 あんり (広 島)	○北村 経夫 (比 例)
こやり 隆史 (滋 賀)	○古賀 友一郎 (長 崎)	○上月 良祐 (茨 城)
佐藤 啓 (奈 良)	○佐藤 信秋 (比 例)	○佐藤 正久 (比 例)
○酒井 庸行 (愛 知)	○清水 真人 (群 馬)	自見 はなこ (比 例)
○島村 大 (神奈川)	進藤 金日子 (比 例)	未松 信介 (兵 庫)
○世耕 弘成 (和歌山)	関口 昌一 (埼 玉)	そのだ 修光 (比 例)
高階 恵美子 (比 例)	○高野 光二郎 (徳島・高知)	○高橋 克法 (栃 木)
○高橋 はるみ (北海道)	○滝沢 求 (青 森)	○滝波 宏文 (福 井)
○武見 敬三 (東 京)	○柘植 芳文 (比 例)	鶴保 庸介 (和歌山)
○堂故 茂 (富 山)	徳茂 雅之 (比 例)	○豊田 俊郎 (千 葉)
中川 雅治 (東 京)	中曽根 弘文 (群 馬)	中西 健治 (神奈川)
中西 哲 (比 例)	中西 祐介 (徳島・高知)	○長峯 誠 (宮 崎)
二之湯 智 (京 都)	○西田 昌司 (京 都)	野上 浩太郎 (富 山)
野村 哲郎 (鹿 児 島)	○羽生田 俊 (比 例)	長谷川 岳 (北海道)
○馬場 成志 (熊 本)	○橋本 聖子 (比 例)	○林 芳正 (山 口)
福岡 資麿 (佐 賀)	藤井 基之 (比 例)	藤川 政人 (愛 知)
藤木 眞也 (比 例)	藤末 健三 (比 例)	○古川 俊治 (埼 玉)
○堀井 巖 (奈 良)	○本田 顕子 (比 例)	○舞立 昇治 (鳥取・島根)
○牧野 たかお (静 岡)	松川 るい (大 阪)	松下 新平 (宮 崎)
松村 祥史 (熊 本)	○松山 政司 (福 岡)	○丸川 珠代 (東 京)
○三浦 靖 (比 例)	○三木 亨 (比 例)	三原じゅん子 (神奈川)
○三宅 伸吾 (香 川)	水落 敏栄 (比 例)	○宮崎 雅夫 (比 例)
宮沢 洋一 (広 島)	宮島 喜文 (比 例)	○宮本 周司 (比 例)
元榮 太一郎 (千 葉)	○森 まさこ (福 島)	○森屋 宏 (山 梨)
山崎 正昭 (福 井)	○山下 雄平 (佐 賀)	○山田 修路 (石 川)
○山田 太郎 (比 例)	○山田 俊男 (比 例)	山田 宏 (比 例)
山谷 えり子 (比 例)	山本 順三 (愛 媛)	○吉川 ゆうみ (三 重)
○和田 政宗 (比 例)	渡辺 猛之 (岐 阜)	

【 立憲・国民・新緑風会・社民 】

(61名)

足立 信也 (大分)	青木 愛 (比例)	有田 芳生 (比例)
伊藤 孝恵 (愛知)	○石垣 のりこ (宮城)	○石川 大我 (比例)
石橋 通宏 (比例)	○磯崎 哲史 (比例)	○打越 さく良 (新潟)
江崎 孝 (比例)	○小沢 雅仁 (比例)	○小沼 巧 (茨城)
○大塚 耕平 (愛知)	○勝部 賢志 (北海道)	川合 孝典 (比例)
○川田 龍平 (比例)	木戸口 英司 (岩手)	○岸 真紀子 (比例)
○熊谷 裕人 (埼玉)	郡司 彰 (茨城)	小西 洋之 (千葉)
小林 正夫 (比例)	古賀 之士 (福岡)	斎藤 嘉隆 (愛知)
櫻井 充 (宮城)	○塩村 あやか (東京)	芝 博一 (三重)
○榛葉 賀津也 (静岡)	○須藤 元気 (比例)	杉尾 秀哉 (長野)
○田島 麻衣子 (愛知)	田名部 匡代 (青森)	○田村 まみ (比例)
徳永 エリ (北海道)	那谷屋 正義 (比例)	○長浜 博行 (千葉)
難波 奨二 (比例)	○野田 国義 (福岡)	○羽田 雄一郎 (長野)
○芳賀 道也 (山形)	白 眞勲 (比例)	鉢呂 吉雄 (北海道)
浜口 誠 (比例)	○浜野 喜史 (比例)	福島 みずほ (比例)
福山 哲郎 (京都)	舟山 康江 (山形)	真山 勇一 (神奈川)
○牧山 ひろえ (神奈川)	増子 輝彦 (福島)	○水岡 俊一 (比例)
宮沢 由佳 (山梨)	森 ゆうこ (新潟)	○森本 真治 (広島)
○森屋 隆 (比例)	矢田 わか子 (比例)	柳田 稔 (広島)
○横沢 高德 (岩手)	○吉川 沙織 (比例)	○吉田 忠智 (比例)
蓮 舫 (東京)		

【 公 明 党 】

(28名)

秋野 公造 (比例)	伊藤 孝江 (兵庫)	石川 博崇 (大阪)
○河野 義博 (比例)	熊野 正士 (比例)	○佐々木 さやか (神奈川)
里見 隆治 (愛知)	○塩田 博昭 (比例)	○下野 六太 (福岡)
○杉 久武 (大阪)	高瀬 弘美 (福岡)	○高橋 光男 (兵庫)
竹内 真二 (比例)	竹谷 とし子 (東京)	谷合 正明 (比例)
○新妻 秀規 (比例)	西田 実仁 (埼玉)	浜田 昌良 (比例)
○平木 大作 (比例)	三浦 信祐 (神奈川)	宮崎 勝 (比例)
○矢倉 克夫 (埼玉)	○安江 伸夫 (愛知)	○山口 那津男 (東京)
○山本 香苗 (比例)	○山本 博司 (比例)	横山 信一 (比例)
○若松 謙維 (比例)		

【 日 本 維 新 の 会 】

(16名)

浅田 均 (大阪)	○東 徹 (大阪)	石井 章 (比例)
石井 苗子 (比例)	○梅村 聡 (比例)	○梅村 みずほ (大阪)
○音喜多 駿 (東京)	片山 大介 (兵庫)	片山 虎之助 (比例)
○清水 貴之 (兵庫)	○柴田 巧 (比例)	○鈴木 宗男 (比例)
高木 かおり (大阪)	○松沢 成文 (神奈川)	○室井 邦彦 (比例)
○柳ヶ瀬 裕文 (比例)		

【日本共産党】

(13名)

- | | | |
|-------------|------------|--------------|
| ○井上 哲士 (比例) | ○伊藤 岳 (埼玉) | 市田 忠義 (比例) |
| 岩渕 友 (比例) | ○紙 智子 (比例) | ○吉良 よし子 (東京) |
| ○倉林 明子 (京都) | ○小池 晃 (比例) | 田村 智子 (比例) |
| 大門 実紀史 (比例) | 武田 良介 (比例) | ○山下 芳生 (比例) |
| 山添 拓 (東京) | | |

【沖縄の風】

(2名)

- | | |
|------------|-------------|
| 伊波 洋一 (沖縄) | ○高良 鉄美 (沖縄) |
|------------|-------------|

【れいわ新選組】

(2名)

- | | |
|-------------|-------------|
| ○木村 英子 (比例) | ○船後 靖彦 (比例) |
|-------------|-------------|

【碧水会】

(2名)

- | | |
|--------------|--------------|
| ○嘉田 由紀子 (滋賀) | ○ながえ 孝子 (愛媛) |
|--------------|--------------|

【みんなの党】

(2名)

- | | |
|------------|------------|
| ○浜田 聡 (比例) | 渡辺 喜美 (比例) |
|------------|------------|

【各派に属しない議員】

(6名)

- | | | |
|-------------|------------|-------------|
| ○安達 澄 (大分) | 上田 清司 (埼玉) | 小川 敏夫 (東京) |
| ○山東 昭子 (比例) | ○寺田 静 (秋田) | 平山 佐知子 (静岡) |

5 議員の異動

第200回国会閉会後及び今国会（2. 1.20召集）中における議員の異動

○所属会派異動・会派所属

- － 2. 5.20 立憲・国民、新緑風会・社民を退会－
櫻井 充君
- － 2. 5.21 自由民主党・国民の声に入会－
櫻井 充君
- － 2. 6.17 自由民主党・国民の声を退会－
河井 あんり君

1 議案審議概況

閣法は、新規提出59件（本院先議4件を含む）のうち、国民年金法等改正案等55件が成立し、残る4件については、衆議院において3件が継続審査、1件が審査未了となった。また、本院で継続審査となっていた1件が成立した。

参法は、新規提出30件が、いずれも本院において審査未了となった。

衆法は、新規提出27件のうち、歳費法改正案等8件が成立し、残る19件については、衆議院において16件が継続審査、2件が審査未了、1件が撤回となった。また、衆議院で継続審査となっていた51件は、衆議院において49件が継続審査、2件が撤回となった。

予算は、12件提出され、いずれも成立した。

条約は、新規提出16件が、いずれも承認された。

議決案件は、新規提出1件が成立した。

承認案件は、新規提出1件が承認された。

予備費は、衆議院で継続審査となっていた2件が、いずれも承諾された。また、新規提出3件が、いずれも衆議院において継続審査となった。

決算は、平成三十年度決算外2件（第200回国会提出）が是認され、平成二十九年NHK決算（第197回国会提出）及び平成三十年度NHK決算（第200回国会提出）は、いずれも審査に入るに至らなかった。

決議案は、世界保健機関（WHO）の台湾への対応に関する決議案1件が提出され、審査未了となった。

2 議案件数表

		提出	成立	参 議 院			衆 議 院			備 考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣 法	新 規	5 9	5 5	0	0	0	3	0	1	
	参 継	1	1	0	0	0	0	0	0	
参 法	新 規	3 0	0	0	0	3 0	0	0	0	
衆 法	新 規	2 7	8	0	0	0	1 6	0	2	撤回 1
	衆 継	5 1	0	0	0	0	4 9	0	0	撤回 2
予 算		1 2	1 2	0	0	0	0	0	0	
条 約	新 規	1 6	1 6	0	0	0	0	0	0	
議 決	新 規	1	1	0	0	0	0	0	0	
承 認	新 規	1	1	0	0	0	0	0	0	
予備費等	新 規	3	0	0	0	0	3	0	0	
	衆 継	2	2	0	0	0	0	0	0	
決算その他	継 続	5	3	0	0	2				
決 議		1	0	0	0	1				

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の（修）は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（60件）（継続1件を含む）

●両院を通過したもの（56件）（継続1件を含む）

- 1 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案
- 2 平成三十年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案
- 3 所得税法等の一部を改正する法律案
- 4 防衛省設置法の一部を改正する法律案
- 5 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案
- 6 地方税法等の一部を改正する法律案
- 7 地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 8 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案
- 9 関税定率法等の一部を改正する法律案
- 10 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 11 労働基準法の一部を改正する法律案
- 12 雇用保険法等の一部を改正する法律案
- 13 土地基本法等の一部を改正する法律案
- 14 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案
- 15 道路法等の一部を改正する法律案
- 16 電波法の一部を改正する法律案
- 17 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
- 18 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 19 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案
- 20 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案
- 21 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案
- 22 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案
- 23 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案
- 24 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案
- 25 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案
- 26 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案
- 27 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案（修）
- 28 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案
- 29 無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案
- 30 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律案
- 31 地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維

- 持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律案
- 32 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
- 33 復興庁設置法等の一部を改正する法律案
- 34 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案（修）
- 35 家畜改良増殖法の一部を改正する法律案
- 36 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案
- 38 道路交通法の一部を改正する法律案
- 39 割賦販売法の一部を改正する法律案
- 40 金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案
- 41 公益通報者保護法の一部を改正する法律案（修）
- 42 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案
- 43 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案
- 44 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律案
- 45 森林組合法の一部を改正する法律案
- 46 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案
- 47 科学技術基本法等の一部を改正する法律案
- 48 個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案
- 49 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案
- 50 中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案
- 51 大気汚染防止法の一部を改正する法律案
- 54 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律案
- 55 地方税法等の一部を改正する法律案
- 57 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案
- 58 金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 59 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律案

(第200回国会提出)

- 12 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 衆議院において閉会中審査するに決したもの（3件）
- 37 種苗法の一部を改正する法律案
- 53 地方公務員法の一部を改正する法律案
- 56 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案
- 衆議院において審査未了のもの（1件）
- 52 国家公務員法等の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（30件）

- 本院において審査未了のもの（1件）
- 6 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 本院において委員会等に付託されなかったもの（29件）

- 1 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 2 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 3 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 4 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 5 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 7 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 8 国家公務員の人件費の総額の削減の推進に関する法律案
- 9 大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案
- 10 地方自治法の一部を改正する法律案
- 11 国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案
- 12 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 13 裁判官弾劾法の一部を改正する法律案
- 14 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 15 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 16 政策金融改革の着実な達成を図るための株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の法律案
- 17 独立行政法人都市再生機構の完全民営化の推進に関する法律案
- 18 農地法の一部を改正する法律案
- 19 地域の事情に応じた介護サービス等の提供体制の整備に関する法律案
- 20 地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案
- 21 児童福祉法の一部を改正する法律案
- 22 国家公務員法の一部を改正する法律案
- 23 地方自治法の一部を改正する法律案
- 24 地方教育行政改革の推進に関する法律案
- 25 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案
- 26 日本たばこ産業株式会社の完全民営化等に関する法律案
- 27 公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案
- 28 公文書院の設置等による公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案
- 29 新型コロナウイルス感染症等の経済活動への影響に対する対策として消費税の税率を当分の間引き下げるために講ずべき措置に関する法律案
- 30 新型コロナウイルス感染症関連支援に係る手続の迅速化に関する法律案

◎衆議院議員提出法律案（78件）（継続51件を含む）

●両院を通過したもの（8件）

- 2 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案
- 5 養豚農業振興法の一部を改正する法律案
- 6 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 8 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 10 令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律案
- 16 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 23 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法案
- 24 令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律案

●衆議院において閉会中審査するに決したもの（65件）（継続49件を含む）

- 1 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律及び特定複合観光施設区域整備法を廃止する法律案
- 3 新型コロナウイルス感染症検査の円滑かつ迅速な実施の促進に関する法律案
- 4 独立行政法人大学入試センター法の一部を改正する法律案
- 9 中小企業者等の事業用不動産に係る賃料相当額の支払猶予及びその負担軽減に関する法律案
- 11 介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案
- 12 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案
- 13 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案
- 14 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための学生等の支援等に関する特別措置法案
- 15 児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金の支給に関する法律案
- 18 業務等における性的加害言動の禁止等に関する法律案
- 19 特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律案
- 20 新型コロナウイルス感染症対策中小事業者等持続化給付金に係る差押禁止等に関する法律案
- 21 新型コロナウイルス感染症対策地方特定給付金に係る差押禁止等に関する法律案
- 25 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた国民等に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律案
- 26 労働者協同組合法案
- 27 電子署名及び認証業務に関する法律の一部を改正する法律案

(第195回国会提出)

- 4 公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案
- 5 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案
- 8 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

(第196回国会提出)

- 2 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
- 4 東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案
- 5 東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案
- 6 対象発電用原子炉施設等に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律案
- 7 原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案
- 13 主要農作物種子法案
- 18 国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案
- 19 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案
- 21 公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案
- 22 会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案
- 23 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案
- 30 国家公務員法等の一部を改正する法律案
- 31 国家公務員の労働関係に関する法律案

- 32 公務員庁設置法案
- 33 農業者戸別所得補償法案
- 35 性暴力被害者の支援に関する法律案
- 37 民法の一部を改正する法律案
- 39 保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案
- 42 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案
- 43 航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案

(第197回国会提出)

- 2 政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 3 公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案
- 4 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 11 公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案
- 12 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案

(第198回国会提出)

- 6 天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行の日の翌日以後における平成の元号を用いた法律の表記の取扱い等に関する法律案
- 9 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案
- 15 民法の一部を改正する法律案
- 19 公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案
- 20 青少年自然体験活動等の推進に関する法律案
- 21 分散型エネルギー利用の促進に関する法律案
- 22 熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案
- 23 国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案
- 24 エネルギー協同組合法案
- 25 国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案
- 26 手話言語法案
- 27 視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する法律案
- 28 多文化共生社会基本法案
- 29 自動車に係る国民負担の軽減及び道路交通安全のために講ずべき措置に関する法律案
- 30 認知症基本法案
- 31 行政監視院法案
- 32 国会法の一部を改正する法律案
- 34 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案
- 35 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案
- 36 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案

(第200回国会提出)

- 10 大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案
- 衆議院において審査未了のもの（2件）
- 17 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための休業者、離職者等の生活の支援に関する特別措置法案
- 22 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案

●撤回されたもの（3件）（継続2件を含む）

7 年金積立金管理運用独立行政法人法等の一部を改正する法律案
（第196回国会提出）

38 介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案
（第200回国会提出）

5 独立行政法人大学入試センター法の一部を改正する法律案

◎予算（12件）

●両院を通過したもの（12件）

- 1 令和元年度一般会計補正予算（第1号）
- 2 令和元年度特別会計補正予算（特第1号）
- 3 令和元年度政府関係機関補正予算（機第1号）
- 4 令和二年度一般会計予算
- 5 令和二年度特別会計予算
- 6 令和二年度政府関係機関予算
- 7 令和二年度一般会計補正予算（第1号）
- 8 令和二年度特別会計補正予算（特第1号）
- 9 令和二年度政府関係機関補正予算（機第1号）
- 10 令和二年度一般会計補正予算（第2号）
- 11 令和二年度特別会計補正予算（特第2号）
- 12 令和二年度政府関係機関補正予算（機第2号）

◎条約（16件）

●両院を通過したもの（16件）

- 1 投資の促進及び保護に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 2 投資の促進及び保護に関する日本国とヨルダン・ハシェミット王国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 3 包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定を改正する第一議定書の締結について承認を求めるの件
- 4 投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 5 投資の相互促進及び相互保護に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 6 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルゼンチン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 7 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウルグアイ東方共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 8 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とペルー共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 9 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジャマイカとの間の条約の締結について承認を求めるの件
- 10 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウズベキスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

- 11 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とモロッコ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 12 社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 13 社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 14 刑を言い渡された者の移送に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 15 専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書X V IIIの締結について承認を求めるの件
- 16 国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所の特権及び免除に関する日本国政府と国際獣疫事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件

◎議決を求めるの件（1件）

●両院を通過したもの（1件）

- 1 日本国憲法第八条の規定による議決案

◎承認を求めるの件（1件）

●両院を通過したもの（1件）

- 1 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（5件）（継続2件を含む）

●両院を通過したもの（継続2件）

（第198回国会提出）

- 平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
- 平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
- 衆議院において閉会中審査するに決したのもの（3件）
 - 令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
 - 令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
 - 令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

◎決算その他（5件）

●是認すると議決したもの（3件）

（第200回国会提出）

- 平成三十年度一般会計歳入歳出決算、平成三十年度特別会計歳入歳出決算、平成三十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成三十年度政府関係機関決算書
- 平成三十年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 平成三十年度国有財産無償貸付状況総計算書

●委員会に付託されなかったもの（2件）

（第197回国会提出）

- 日本放送協会平成二十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

（第200回国会提出）

- 日本放送協会平成三十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

◎決議案（1件）

●未了のもの（1件）

1 世界保健機関（WHO）の台湾への対応に関する決議案

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第1号)

(衆議院 2.1.28可決 参議院 1.30総務委員会付託 1.30本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、地方財政の状況等に鑑み、令和元年度分の地方交付税の総額を確保するため、総額の特例として6,495億8,082万円を加算するとともに、当該加算額に相当する額について、令和3年度から令和12年度までの各年度における地方交付税の総額から649億5,808万2,000円をそれぞれ減額する。
- 二、令和元年度に発生した災害等に対応するため、同年度分の地方交付税の総額を950億円増額し、その全額を特別交付税とする特例を講じる。
- 三、令和元年度における東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するため、同年度分の震災復興特別交付税について504億1,960万8,000円を加算する。
- 四、この法律は、公布の日から施行する。

平成三十年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(閣法第2号)

(衆議院 2.1.28可決 参議院 1.30財政金融委員会付託 1.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、令和元年度一般会計補正予算(第1号)等を編成するに当たり、国債の追加発行を抑制するとの観点から、平成30年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金の処理についての特例措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、剰余金処理の特例

歳入歳出の決算上の剰余金のうち2分の1を下らない金額は、公債又は借入金の償還財源に充てなければならないと定めている財政法第6条第1項の規定は、平成30年度の剰余金については適用しない。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)

(衆議院 2.2.28可決 参議院 3.6財政金融委員会付託 3.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、持続的な経済成長の実現、経済社会の構造変化への対応等の観点から、国税に関し、所要の改正を一体として行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、持続的な経済成長の実現

- 1 企業の事業革新につながるオープンイノベーションを促進するため、事業会社から一定のベンチャー企業に対する出資について、その25%相当額の所得控除ができる措置を創設する。
- 2 投資及び賃金引上げを促すための税制について、大企業に対する研究開発税制等の租税特別措置の適用を停止する措置の設備投資要件を、国内設備投資額が当期の減価償却費総額の3割超(現行1割超)とする等の見直しを行う。
- 3 連結納税制度について、企業グループ内の各法人を納税単位としつつ、損益通算等の調整を行う仕組み(グループ通算制度)に移行する。

二、経済社会の構造変化への対応

- 1 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除について、婚姻歴の有無や性別

にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者に、同一のひとり親控除（控除額35万円）を適用する等の見直しを行う。

- 2 NISA制度について、一般NISAを、一階部分で積立投資を行っている場合には二階部分で別枠の非課税投資を可能とする二階建ての制度に改めた上で、5年延長する等の見直しを行う。

三、その他

- 1 法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人について、消費税の申告期限を1月延長する特例を創設する。
- 2 適用期限の到来する租税特別措置の延長、既存の租税特別措置の整理合理化等、所要の措置を講ずる。

四、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、令和2年4月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う令和2年度の租税減収見込額は、約250億円である。

【附帯決議】(2.3.27財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 金融所得課税については、勤労所得に対する課税とのバランスや所得再分配に配慮する観点から、諸外国の例も踏まえつつ、引き続き、その在り方を総合的に検討すること。
- 二 税制の公平性等を確保するため、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を踏まえ、適用実績の把握と効果の検証を十分に行うとともに、効果が不明確なもの等は縮減・廃止するなど、租税特別措置の徹底した見直しを推進すること。
- 三 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑・困難化、新たな経済活動の拡大に加え、軽減税率制度の実施をはじめとする税制改正、社会保障・税一体改革への対応などによる事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。
特に、社会的関心の高い国際的な租税回避行為、富裕層への対応を強化し、更には納税者全体への税務コンプライアンス向上を図るため、定員の拡充及び職員の育成等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。
- 四 新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえ、確定申告等の税務事務における適切な対応、国税職員の健康管理の徹底等、感染拡大防止に万全を期すとともに、税金など経済への影響を注視しつつ、納期限の延長等を含め、更なる納税の緩和について、必要に応じ迅速かつ適切な措置を講ずること。
右決議する。

防衛省設置法の一部を改正する法律案(閣法第4号)

(衆議院 2.4.10可決 参議院 4.13外交防衛委員会付託 4.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数の変更を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛官の定数を改める。
- 二、本法律は、令和3年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第5号)

(衆議院 2.4.16可決 参議院 5.13地方創生及び消費者問題に関する特別委員会付託 5.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、第4次産業革命における最先端技術の活用と規制緩和により、未来社会の先行実現を目指す「スーパーシティ」構想の実現に向けた制度を整備するとともに、自動車の自動運転、無人航空機などの高度で革新的な実証実験をより迅速、円滑に実現するための道路運送車両法等の特例措置の追加等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、「スーパーシティ」構想の実現に向けた制度の整備

- 1 複数の先端的サービス間でデータを収集・整理し、提供するデータ連携基盤の整備事業を法定化し、事業の実施主体が、国、地方公共団体等に対し、その保有するデータの提供を求めることができることとする。
- 2 スーパーシティを構成する複数の先端的サービス事業が、同時かつ一体的に実現できるよう、複数分野の規制改革を一体的・包括的に進める特別の手續を整備する。
- 3 各府省による協力を強化するために国がデータ連携基盤を整備する者を援助する規定、データ連携基盤整備事業の実施主体に都市間の相互連携強化のための基準の遵守を求める規定、この法律の施行後3年以内を目途として施策を見直す検討規定を設ける。

二、革新的な産業技術の有効性の実証に係る道路運送車両法等の特例に関する措置の追加

自動車の自動運転、無人航空機の遠隔操作又は自動操縦その他の技術革新の進展に即応した高度な産業技術の有効性の実証を行う事業を定めた区域計画について、関係行政機関の同意の上、内閣総理大臣の認定を受けたときは、道路運送車両法、道路交通法、航空法及び電波法の一括許可等の特例措置を受けることができることとする。

三、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に係る欠格事由等に関する規定の整備

いわゆる特区民泊事業について、暴力団排除規定等の欠格事由を整備するとともに、都道府県知事による認定事業者に対する立入検査及び業務改善命令等、それらに違反した者等に対する罰則について規定する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(2.5.22地方創生及び消費者問題に関する特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 国家戦略特別区域制度の運用に当たっては、いやしくも特定の者や、その関連企業に不当な利益を与え、国民の疑惑や不信を招くことのないよう、その公平性・透明性を十分確保すること。
- 二 国家戦略特別区域における規制改革事項を決定する場合には、指定及び決定に至る全ての過程の透明性・公正性の確保、議事内容の速やかな公表等を求めた平成29年の国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案に対する附帯決議の趣旨を徹底すること。
- 三 地方公共団体の長等を構成員とする国家戦略特別区域会議（以下「区域会議」という。）に特定の事業者を構成員として追加する際には、その過程や議論の内容等に関する情報公開の徹底により、公平性、公正性及び透明性を確保すること。
- 四 スーパーシティ事業を実施する際の標準的な接続仕様（API）の設計に際しては、その過程や事業者の選定及び議論の内容等について、情報公開の徹底により透明性を確保すること。
- 五 スーパーシティとする区域の指定基準を、国家戦略特別区域基本方針に定めるに当たっては、当該区域において住民満足度を高め、暮らしの課題を解決する観点から、推進する利点のみならず、プライバシー侵害への懸念等に対しても十分な説明と配慮がなされ、住民自治や民主主義に基づく決定や運用が担保される「住民目線の構想」が策定されるようにすること。
- 六 住民合意を要件として行う規制の特例措置の求めについては、国家戦略特別区域諮問会議が内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告できることも踏まえ、内閣総理大臣はスーパーシティに係る基本方針を定めるに当たっては地方自治の尊重を徹底すること。
- 七 スーパーシティ事業における新たな規制の特例措置を求めるに当たって必要となる住民合意については、住民の意向を十分に反映させるとの観点から、内閣府は、区域会議において、具体的

かつ明確な手続を定めるよう努めること。その際、内閣府令で定めるところにより添付することとされている「住民合意を証する書面」が何を指すものなのか、議会による否決は可能なのかも含め、地方公共団体に対し明確に示すこと。また合意後も、住民が継続的に関与する仕組みを検討すること。

- 八 国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業を行う実施主体に適用する安全管理基準は、個人情報の流出防止に万全を期したものを策定するとともに、その実施主体に対して、当該基準の遵守を徹底させること。またスーパーシティ事業を行う事業者に対し、本人の同意なしに顔認証システムによる個人情報の収集が行われることのないよう、個人情報保護関係法令の遵守を徹底し、サイバーセキュリティや、個人情報の流出防止を徹底するよう指導すること。
- 九 国や地方公共団体が、住民個人への合意や通知なく、個人情報を事業者に提供することのないよう、区域会議はプライバシー権や人権、国民の知る権利について考慮すること。その際、区域会議の構成員に事業者が含まれることに鑑み、政府は必要な監視を行うこと。
- 十 スーパーシティ事業に関し、万が一、個人情報が流出した場合に備えて、事後対応、補償措置等に関する運用を明確にすること。
- 十一 スーパーシティ事業に係る個人情報は本人同意の下で取り扱うとしているが、未成年者等、意思表示の難しい者からの「同意」「不同意」取付けの方法については、十分な説明をすること。
- 十二 スーパーシティ内での公共交通機関の縮小や廃止、現金のみの買物ができなくなるなど、新たな格差の発生や社会の寛容性が失われぬよう、デジタルデバイドについても特段の配慮を行うこと。
- 十三 スーパーシティ内で収益が上がらないことを理由に企業が突然、事業撤退することによる住民への影響やリスクを十分に想定し、対応策を講ずること。
- 十四 ライドシェア事業のような安全や雇用に問題が指摘されている事業の実証については、規制法令に違反するものが認定されることのないよう厳に対応すること。
- 十五 国家戦略特別区域革新的技術実証事業（地域限定型の規制のサンドボックス制度）に係る技術実証評価委員会委員の選定に当たっては、評価及び監視の中立性を確保するため、実証事業者と利害関係を有する者を選定しないようにすること。
右決議する。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)

(衆議院 2.2.28可決 参議院 3.11総務委員会付託 3.27本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、固定資産税
所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、登記名義人等が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる制度の創設及び固定資産の使用者を所有者とみなして課税することができる制度の拡大を行う。
- 二、個人住民税
未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除等の見直しを行う。
- 三、法人事業税
電気供給業のうち発電事業等及び小売電気事業等に係る課税方式の見直しを行う。
- 四、その他
 - 1 税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。
 - 2 この法律は、一部を除き、令和2年4月1日から施行する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 2.2.28可決 参議院 3.11総務委員会付託 3.27本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

- 1 令和2年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、法定加算額等を加え、交付税特別会計借入金償還額及び同特別会計における借入金利子支払額等を控除した額16兆5,882億円とする。
- 2 地域社会の維持・再生に必要となる取組に要する経費の財源を措置するため、当分の間の措置として、「地域社会再生事業費」を設けるほか、令和2年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正する。
- 3 令和2年度分の東日本大震災に係る震災復興特別交付税については、新たに3,423億円を確保することとし、総額3,742億円とする。

二、地方財政法の一部改正

- 1 令和2年度から令和6年度までの間に限り、地方公共団体における河川等におけるしゅんせつ等に要する経費に充てるため、地方財政法第5条の規定にかかわらず、地方債を起すことができることとする。
- 2 公営競技を施行する地方公共団体の地方公共団体金融機構に対する納付金の納付制度を5年間延長する。

三、施行期日

この法律は、令和2年4月1日から施行する。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第8号)

(衆議院 2.3.19可決 参議院 3.23総務委員会付託 3.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、自主的な市町村の合併が引き続き円滑に行われるよう市町村の合併の特例に関する法律の期限を10年間延長しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の有効期限を令和12年3月31日まで延長する。

二、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(2.3.27総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、市町村の合併については、市町村及び住民が主体的な判断で行うものであり、国による合併への強制、誘導がないようにすること。また、主体的な判断により合併を選択した市町村に対しては、合併後の諸施策が円滑に進められるよう、必要な支援措置を講ずること。
- 二、平成の合併の効果や課題等について、合併を選択しなかった市町村や、合併に伴う課題を指摘している合併市町村を含め、幅広く関係団体等の意見を聴取した上で、引き続き、しっかりと評価・検証を行い、公表すること。
- 三、平成の合併の効果等の評価・検証により明らかになった課題等については、市町村と協力してその解決を図るとともに、住民自治の拡充のために必要な措置を講ずること。
- 四、今後の市町村間の広域連携の在り方については、地方の意見を聴く場を設ける等により、市町村の主体性や意見を十分に尊重しつつ、慎重かつ丁寧な検討を行うこと。

右決議する。

関税率法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)

(衆議院 2.3.19可決 参議院 3.23財政金融委員会付託 3.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個別品目の関税率等の見直し

自動車安全部品用イグナイター等5品目の基本税率を無税とする。

二、納税環境の整備

1 無申告加算税の賦課決定がその除斥期間の終了間際にされた修正申告等に伴って行われる場合において、その除斥期間を延長できることとする。また、税関が特恵受益国等の権限ある当局等に対して情報提供の要請をする場合において、その要請のときから3年の間、更正等ができることとする。

2 延滞税及び還付加算金の特例基準割合について引下げ等を行う。

三、とん税及び特別とん税の特例措置の創設

国際基幹航路に就航する外国貿易船が国際戦略港湾に入港する際のとん税及び特別とん税について、当分の間、開港ごとに1年分を一時に納付する場合の税率を軽減する。

四、暫定税率等の適用期限の延長等

1 令和2年3月31日に適用期限が到来する暫定税率（416品目）及び特別緊急関税制度について、これらの適用期限を1年延長するとともに、加糖調製品（6品目）の暫定税率を引き下げる。

2 令和2年3月31日に適用期限が到来する牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置について、措置しない。

3 令和2年3月31日に適用期限が到来する航空機部分品等の免税制度及び加工再輸入減税制度について、これらの適用期限を3年延長する。

4 令和2年3月31日に適用期限が到来する沖縄に係る関税制度上の特例措置（特定免税店制度）について、適用期限を2年延長する。

五、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、令和2年4月1日から施行する。

【附帯決議】（2.3.27財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

二 輸入消費税の脱税を目的とした金の密輸入や急増する覚醒剤等の不正薬物の密輸入を阻止する観点から、税関においては、警察庁等の関係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、一層厳格な水際取締りを行うこと。

三 最近におけるグローバル化の進展や日米貿易協定の発効等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、覚醒剤等不正薬物・銃器を始めとした社会悪物品等の国内持込みの阻止など水際におけるテロ・治安維持対策の遂行により、国民の安全・安心を確保するため、取締検査機器等の整備に努めるとともに、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の見直し、処遇改善、機構の充実及び夏季休暇等の積極的な取得に向けた体制づくりを始め職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

四 豚熱の水際での対応、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止への対応等のため、税関における業務処理体制の整備、安全管理の徹底、職員への感染症対策に万全を期すこと。

五 牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置の適用期限を延長しない点につき、我が国と経済連携協定等を締結しない国については、畜産業を始めとする産業保護の観点から、輸入の動向に今後留意すること。

六 とん税及び特別とん税特例措置の創設については、国際基幹航路に就航する外国貿易船の国際戦略港湾への入港数を維持・拡大するという目的を踏まえつつ、税率引下げに伴う政策効果を不断に検証し、今後の適切な措置を検討すること。

右決議する。

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第10号)

(衆議院 2.3.26可決 参議院 3.26財政金融委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国際金融公社及び国際開発協会が途上国支援を強化するため増資を実施するに当たり、我が国が両機関に追加出資を行い得るよう、所要の措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、国際金融公社に対する出資総額が増額されることとなることに伴い、政府は、同公社に対し、従来の出資の額のほか、5億6,118万8,000合衆国ドルの範囲内において出資することができる。
- 二、国際開発協会に対する出資総額が増額されることとなることに伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、4,005億2,215万円の範囲内において出資することができる。
- 三、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(2.3.31財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国際金融公社及び国際開発協会を含む国際機関への資金拠出を行うに当たっては、欧米や新興国等の国際情勢の変化及び我が国の厳しい財政状況を踏まえ、加盟国の資金拠出の動向等に関する情報収集に努め、国会に適時適切に提供すること。
- 二 国際機関の活動並びに我が国の貢献について国民の理解を得るために、日本語表記を含めた広報活動や情報公開のより一層の充実に努めること。
- 三 国際機関の融資等を通じた援助需要に機動的に対応し、効果的かつ戦略的な資金拠出となるよう、主要出資国としてふさわしいリーダーシップを発揮することにより、国際社会における日本の評価を高めるよう努めるとともに、資金使途や事業の成果について十分な検証を行い、必要な見直しを行うこと。
- 四 国際機関への出資割合に見合った日本の国際貢献機会を確保する観点から、世界銀行グループを含む国際機関において日本人職員の登用機会を広げる活動をより進め、有能な人材が円滑に採用されるよう、主要出資国にふさわしい重要なポスト獲得に更に尽力すること。
右決議する。

労働基準法の一部を改正する法律案(閣法第11号)

(衆議院 2.3.17可決 参議院 3.18厚生労働委員会付託 3.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、使用人の給料に係る短期消滅時効が廃止されること等を踏まえ、労働者保護の観点から、賃金請求権の消滅時効期間等を延長するとともに、当分の間の経過措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存期間について、5年間に延長する。
- 二 付加金の請求を行うことができる期間について、違反があった時から5年に延長する。
- 三 賃金(退職手当を除く。以下同じ。)の請求権の消滅時効期間を5年間に延長するとともに、消滅時効の起算点について、請求権を行使することができる時であることを明確化する。
- 四 一から三までによる改正後の規定の適用について、労働者名簿等の保存期間、付加金の請求を行うことができる期間及び賃金の請求権の消滅時効期間は、当分の間、3年間とする。
- 五 この法律は、民法の一部を改正する法律の施行の日(令和2年4月1日)から施行する。
- 六 この法律の施行前に労働基準法第114条に規定する違反があった場合の付加金の請求期間及び賃金の支払期日が到来した場合の当該賃金の請求権の消滅時効の期間については、なお従前の例による。

七 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】(2.3.24厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、賃金とは、使用者が労働者に対して労働に対する報酬として支払う正当な対価であり、常に法令と契約に基づいて適正に支払われるべきものであって、賃金請求権は労働者の権利を保護するための重要な債権であることに鑑み、施行後5年を経過した場合においては、賃金請求権の消滅時効期間等を原則の5年とすること等について速やかに検討を行い、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。
- 二、その環境整備のため、賃金台帳等の記録の保存期間については、施行後5年の経過を待たずにその延長が可能となるよう、中小企業等における賃金関連記録の電子データ化を積極的に支援し、記録の保存等にかかる負担の軽減を図ること。
- 三、労働基準監督署においては、賃金の未払を発生させないよう、事業所に対する指導・監督を徹底・強化するとともに、賃金未払事案に対しては是正指導を厳正に行うこと。
- 四、災害補償請求権の消滅時効期間については、労働者の災害補償という観点から十分であるのか、施行後5年を経過した際に、労働者災害補償保険法における消滅時効期間と併せ、速やかに専門的見地からの検討に着手すること。
- 五、労働者が消滅時効により請求権を失うことがないように、労働者個々の事情に応じた相談・支援の一層の充実・強化を図ること。
- 六、改正後の規定に基づく消滅時効期間が本法の施行日以後に支払期日が到来する全ての賃金請求権に適用されることを含めた改正の内容について、周知・指導を徹底すること。
- 七、働き方改革関連法における改正項目が順次施行されていることを踏まえ、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進等の施策を着実に推進するとともに、中小企業等における労務管理の適正化など、現場に混乱が生じないよう適切な支援を実施すること。
- 八、近時、労働法令が適用されない雇用類似の形態が増加している中で、労働者性を有する者に対しては、労働基準法を始めとする労働者保護法令が適正に適用されるよう労働者性の判断基準の周知徹底を図るとともに、その適用をなお一層厳密に行い、厳正な指導・監督を行うこと。
右決議する。

雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第12号)

(衆議院 2.3.19可決 参議院 3.23厚生労働委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、多様化する就業ニーズに対応したセーフティネットの整備、就業機会の確保等を通じて、職業の安定と就業の促進等を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 65歳以上70歳未満の定年の定めをしている事業主等は、その雇用する高年齢者等について、当該定年の引上げ、65歳以上継続雇用制度の導入又は当該定年の定め廃止の措置を講ずることにより、65歳から70歳までの安定した雇用を確保するよう努めなければならない。ただし、当該事業主等が、労働者の過半数を代表する者等の同意を得た創業支援等措置を講ずることにより、その雇用する高年齢者等について、定年後等から70歳までの間の就業を確保する場合は、この限りでない。
- 二 高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金の額は、原則として各支給対象月に支払われた賃金の額に100分の10を乗じて得た額とする。
- 三 事業主が同一人でない2以上の事業に使用される複数事業労働者の2以上の事業の業務を要因とする負傷、疾病、障害又は死亡に関する保険給付を創設し、複数事業労働者を使用する事業ご

とに算定した給付基礎日額に相当する額を合算した額を基礎として、政府が算定する額を給付基礎日額とする。

四 1週間の所定労働時間が、一の事業主の適用事業において20時間未満かつ二の事業主の適用事業において合計20時間以上である65歳以上の者は、雇用保険の高年齢被保険者となることができる。

五 常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主は、雇い入れた通常の労働者等に占める中途採用により雇い入れられた者の割合を定期的に公表しなければならない。

六 育児休業給付金について、失業等給付とは別の章として育児休業給付の章を雇用保険法に新設し、雇用保険の一般保険料徴収額に育児休業給付率（1,000分の4の率を雇用保険率で除して得た率）を乗じて得た額は、育児休業給付に要する費用に充てるものとする。雇用勘定に育児休業給付資金を置く。

七 令和2年度及び令和3年度の各年度における雇用保険率については、1,000分の13.5等とする。

八 令和2年度及び令和3年度の各年度における失業等給付、育児休業給付等の支給に要する費用に係る国庫の負担額については、国庫が負担すべきこととされている額の100分の10に相当する額とする。

九 この法律は、一から五までを除き、令和2年4月1日から施行する。

【附帯決議】(2.3.31厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、65歳までの高年齢者雇用確保措置が全ての企業において確実に実施されるよう、全国の常時雇用する労働者が30人以下の企業における高年齢者雇用確保措置の実施状況の把握・集計・分析を早期に実施し、全事業主に対する制度趣旨及び内容の周知の徹底を行うとともに、違反事業主に対する厳正なる指導等の強化を通じて、早期に65歳までの希望者全員の雇用確保が図られるよう更なる努力を行うこと。

二、従来の高年齢者雇用確保措置においては、継続雇用制度を導入する企業が大半であり、かつ、その多くで60歳直前の賃金と比べ、賃金水準が大きく低下する傾向にあること等を踏まえ、高年齢者雇用安定法の目的である職業の安定と福祉の増進に加え、労働者の年金支給開始年齢までの生活安定及び高齢期の働きがいの確保に向け、不合理な待遇差を是正すべく均等・均衡待遇原則の徹底等、必要な対策を講ずること。

三、事業主が複数の高年齢者就業確保措置を講ずる場合において、個々の労働者の意思を十分に尊重することを指針等で明確にし、その周知徹底を図ること。

四、事業主が高年齢者就業確保措置を講ずる場合において、70歳までの就労・就業を予定している労働者が従前と異なる業務等に従事する場合には、必要に応じて新たな業務に関する研修や教育・訓練等を事前に実施することが望ましいことを指針等で明確にし、その周知徹底を図ること。また、70歳までの継続雇用制度の導入に関し、他の事業主によるものが選択された場合において、可能な限り個々の労働者の希望や経験・能力に応じた職務の内容及び労働条件とすべきことが望ましいことを指針等に明記し、その周知徹底を図ること。

五、創業支援等措置による就業は、労働関係法令による労働者保護等が確保されないこと等から、雇用による措置の場合とは異なり、改正後の高年齢者雇用安定法第10条の2第1項ただし書における措置であること、過半数労働組合又は過半数代表者の同意が必要とされていること、当該同意が十分な説明のもとに雇用関係がない働き方の場合には労働関係法令による労働者保護等が確保されない措置であることも含め納得してなされるべきであることを踏まえ、以下の事項を指針等で明確にすることを検討し、その周知徹底を図ること。

1 事業主は、当該措置の制度内容、特に雇用関係がない働き方の場合には労働関係法令による労働者保護が及ばないこと及び当該措置を選択する理由を書面等により過半数労働組合又は過半数代表者に十分に説明すること。また、当該措置を適用する労働者に対しても丁寧な説明し納得を得る努力をすることが重要であること。

2 事業主が当該措置を講ずる場合に、就業する者の報酬の額は、業務の内容や当該業務の遂行

に必要な知識・経験・能力、業務量等を十分に考慮したものとすべきであること。

- 3 事業主が当該措置を講ずる場合に、契約の有効期間や解除要件、発注の頻度、報酬の算定方法及び業務遂行上の費用負担、業務に関連した被災時の取扱い等を労使合意において書面により定めるとともに、対象労働者にも示すこと。
 - 4 事業主が当該措置のみを講ずる場合は、過半数労働組合又は過半数代表者の同意が必要であること。また、当該過半数代表者の選出に当たっては、同措置を講ずるか否かを協議するための過半数代表者の選出であることを明らかにした上で、民主的な手続により選出されなければならないこと。さらに、継続雇用制度の導入に加えて当該措置を講ずる場合であっても、過半数労働組合等の同意を得ることが望ましいこと。
 - 5 当該措置により就業する者について、同種の業務に労働者が従事する場合における労働契約法に規定する安全配慮義務を始めとする労働法制上の保護の内容も勘案しつつ、委託業務の内容・性格等に応じた適切な配慮を当該措置を講ずる事業主が行うことが望ましいこと。
 - 6 高齢者雇用安定法の改正の趣旨が70歳までの雇用・就業機会の確保であることを踏まえ、当該措置を講ずる事業主は、70歳まで継続的に労働者を支援することが求められること。
 - 7 労使合意により当該措置の対象となる労働者の基準を定めるに当たっては、選考の基準等が恣意的なものでない等適切なものとなるようにすること。
- 六、創業支援等措置の導入を検討するに当たり、適切な労使合意を目指す観点から、関係労使双方が、判例・裁判例を基に労働者性の基準等について必要な知識を身につけることができるよう、研修や資料提供等の具体的な方策を検討し、実施すること。
- 七、高齢者就業確保措置の掲げる措置に、現在シルバー人材センターが行っている高齢者の就業機会の提供は含まれないことを周知すること。
- 八、創業支援等措置の社会貢献事業に関し、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする事業」に該当しないものを指針等において示すことを検討すること。
- 九、高齢者雇用安定法に創業支援等措置を導入するに当たって、業務委託契約や請負契約、有償の社会貢献活動等に基づいて就業する者に特化した公式な統計が存在しないことに鑑み、就業する者の負担する経費や報酬の額、就業時間や就業日数、事故の発生状況等について必要な実態把握を行い、公表することを検討すること。
- 十、高齢労働者の労働災害を防止するため「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の周知徹底を図るとともに、創業支援等措置による就業についても、同ガイドラインを参考とするよう周知・広報すること。また、創業支援等措置により就業する者が被災したことを把握した場合は、当該措置を講ずる事業主が厚生労働大臣に報告することを検討することとし、同種の災害の再発を防止するための対策の検討に当該報告を活用すること。さらに、都道府県労働局等において、高齢者雇用安定法や指針等に照らして問題のあるおそれのある契約上のトラブルや委託業務に起因する事故等による相談を受け付け、必要に応じて適切な助言・指導を行う体制を整備・強化することを検討すること。
- 十一、高齢期においては、労働者の体力や健康状態その他の本人を取り巻く状況がより多様となり、労働災害等の発生場面、頻度、負傷の程度等も異なってくる蓋然性が高いことから、事業主が高齢労働者の働き方にふさわしいより柔軟な労働条件を整備できるよう適切に支援すること。
- 十二、65歳以降も働くことを希望する全ての労働者が個々の意欲及び能力に応じて働くことができる環境整備を図るため、その意欲や納得性に配慮した、能力及び成果を重視する評価・報酬体系の構築に対する助成、ハローワークの生涯現役支援窓口や産業雇用安定センターによるマッチング機能の強化等を始め、施策の充実に努めること。
- 十三、シルバー人材センター事業のいわゆる「臨・短・軽」要件の緩和が行われ、派遣・職業紹介に限り、週40時間までの就業が可能となったことに鑑み、平成28年高齢者雇用安定法改正後の同事業における高齢者の就業状況、労働災害に当たる事故の発生状況等について調査を行い、必要に応じて適正就業ガイドラインの見直しを含めて検討すること。

十四、雇用政策に対する政府の責任を示すものである雇用保険の国庫負担については、改正後の雇用保険法附則第15条の規定に基づき、早期に安定財源を確保し、本則に戻すこと。また、今回、前回改正時の本委員会附帯決議のとおりでなく時限的な国庫負担率の引下げ措置が継続されることは遺憾であり、今回の措置については、令和3年度までの2年度間に厳に限った措置とすること。

十五、失業等給付と異なる給付体系に位置付けられる育児休業給付について、給付額が増加傾向にある状況を踏まえ、中長期的な観点から国庫負担割合も含めた制度の在り方を検討すること。また、介護休業給付金に関する暫定措置の恒久化についても検討を進めること。

十六、求職者支援制度について、雇用の安定化の必要性が高い者に対し十分な支援が行き届くよう制度運営の充実に努めるとともに、雇用政策に対する政府の責任を示す観点から、国庫負担割合の在り方を検討すること。

十七、企業による65歳までの雇用継続を下支えしている高年齢雇用継続給付について、今回の給付率の引下げに当たって、働き方改革関連法の「同一労働同一賃金」に基づく高年齢者の不合理な待遇差の解消に取り組む企業に対して十分な支援を行うこと。その上で、今後の給付の在り方については、65歳までの高年齢労働者の雇用の進展状況を十分に踏まえ、中長期的な観点から検討すること。

十八、複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者に対する雇用保険の適用について、施行後5年を目途に、懸念される逆選択やモラルハザードといった事象も含め、適用による行動変化や財政への影響等を十分に検証し、必要に応じて、マルチジョブホルダーに対する雇用保険の適用の在り方を検討すること。

十九、新型コロナウイルス感染症により我が国経済は大きな影響を受けており、今後雇用への影響の拡大が懸念されることから、雇用調整助成金を始めとする雇用保険二事業等を活用し、雇用の維持に万全を期すこと。

二十、雇用保険の対象とならない個人事業主・フリーランス等が、新型コロナウイルス感染症の拡大により多大な影響を受けている実態に鑑み、制度の在り方も含めその支援の強化に努めること。

二十一、労災保険の複数事業者に係る改正事項を確実に実施するとともに、特別加入制度について、働き方が多様化し、雇用類似の働き方も拡大していることから、労働者に準じて保護することがふさわしいとみなされる者の加入促進を図るため、制度の周知・広報を積極的に行うこと。また、社会経済情勢の変化を踏まえ、その対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合ったものとなるよう必要な見直しを行うこと。その際、今回の創業支援等措置により就業する者のうち、常態として労働者を使用しないで作業を行う者を特別加入制度の対象とすることについて検討すること。

二十二、大企業における中途採用比率の公表に当たっては、企業の実態や入社後のキャリアパス等の情報も中途採用を目指す労働者にとって有益であることから、様々な情報を総合的に公表しやすくするための支援を検討すること。また、中小企業においても大企業に義務付ける項目と併せてその他有益な情報の公表が自主的に進むよう支援を行うとともに、政府機関においても中途採用に関する情報の公表の在り方等について検討すること。

二十三、本法による特定社会保険労務士の業務追加に当たり、一部の社会保険労務士が「不適切な情報発信」を行うことにより、社会保険労務士の事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上を損なわせることのないよう、平成28年3月30日付基発0330第10号・年管発0330第5号「社会保険労務士の不適切な情報発信の防止について」の更なる徹底を図ること。

右決議する。

土地基本法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)

(衆議院 2. 3. 19可決 参議院 3. 23国土交通委員会付託 3. 27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、所有者不明土地の増加や自然災害の頻発等により、適正な土地の管理の重要性が増大していることに鑑み、土地政策の基本理念等を見直し、適正な土地の利用及び管理を確保する施策の総合的かつ効率的な推進を図るとともに、その前提となる地籍調査を円滑化、迅速化する等の措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 土地基本法の一部改正

- 1 土地は、その周辺地域の良好な環境の形成を図るとともに当該周辺地域への悪影響を防止する観点から、適正に利用し、又は管理されることとする。
- 2 土地の所有者は、土地の利用及び管理並びに取引を行う責務を遂行するに当たっては、その所有する土地に関する登記手続その他の権利関係の明確化のための措置及び当該土地の所有権の境界の明確化のための措置を適切に講ずるように努めなければならないこととする。
- 3 政府は、土地についての基本理念にのっとり、土地に関する施策の総合的な推進を図るため、土地に関する基本的な方針を定めなければならないこととする。

二 国土調査促進特別措置法の一部改正

国土交通大臣は、令和2年度を初年度とする国土調査事業十箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととする。

三 国土調査法の一部改正

地籍調査を行う地方公共団体等は、地籍調査を効率的に行うため必要があると認めるときは、街区境界調査を先行して行い、その結果に基づいて地図及び簿冊を作成することができることとする。

四 不動産登記法の一部改正

地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等のうちいずれかの者の同意を得たときは、筆界特定登記官に対し、当該対象土地の筆界について、筆界特定の申請をすることができることとする。

五 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、令和2年4月1日から施行することとする。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

【附帯決議】(2.3.27国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 新たな土地についての基本理念や、土地所有者等の責務等について周知徹底を図るとともに、あわせて、土地の所有者が、その所有する土地に関する登記手続その他の権利関係の明確化及び当該土地の境界の明確化等の責務を果たすことを支援するための措置を講ずること。
- 二 土地基本法の基本理念にのっとり、基本的施策の実現等が図られるよう、適正な土地の利用及び管理を確保するための施策については、財産権を不当に侵害することのないよう十分に配慮しつつ、土地の有効利用の誘導、防災・減災、地域への外部不経済の発生防止及び解消等に向け、土地基本方針の策定を通じた関係省庁の緊密な連携の下、総合的に進めること。
- 三 放置されていくことが懸念される土地の管理について、地域における土地に関する現状把握及び周辺環境への悪影響を抑制するための対策など地域住民の取組を推進するため、ガイドラインの作成等の具体策について検討を行うこと。
- 四 新たに策定する土地基本方針に基づく施策の推進に当たっては、地籍調査の円滑化・迅速化を図るため新たに導入される手続等に関する国からの助言、有識者の派遣、知識・経験を有する民間事業者の積極的な活用等、地方公共団体への支援や連携協力を努めること。
- 五 土地基本法の改正を踏まえて講じられる国や地方公共団体による諸施策を通じて、土地の利活用が図られるよう、土地の管理不全化の防止、所有者不明土地の発生抑制・解消に向けた取組を関係府省が一体となって行うこと。その際、相続登記の申請の義務化や土地の所有権放棄を認める制度等の創設に向けての検討を一層推進すること。
- 六 空き地・空き家への対策を推進するため、空き地等に関する条例や空家等対策の推進に関する

- 特別措置法等に基づいた地方公共団体等の取組を引き続き支援するとともに、管理不全の土地の解消等に関連した実効性のある制度の確立に向けた検討を行うこと。
- 七 所有者不明土地の利用・管理を推進し、所有者の探索方法の合理化に資する土地情報基盤を整備するため、不動産登記簿、森林簿、農地基本台帳、固定資産課税台帳、住民票、戸籍等の関連情報の利活用の在り方について引き続き検討すること。その際、個人情報保護には十分な配慮を行うこと。
- 八 土地は、国民のための限られた資源であることに鑑み、国際化の進展を踏まえ、国内外を問わず土地所有者の所在地を的確に把握できるような仕組みの在り方について検討すること。
- 九 我が国における高齢化や人口減少を踏まえ、早期に地籍調査を完了するため、調査手法の見直しを行うとともに、社会資本整備、防災対策等、より緊急性の高い地域での調査が着実に実施されるよう、優先実施地域の絞り込みを図りつつ、当該地域での実施を促進するための仕組みづくりについて検討を行うこと。
- 十 災害からの復旧・復興等に資する地籍調査の迅速化を図るため、その必要性及び重要性について、国民及び地方公共団体に周知すること。また、地籍調査の未着手・休止市町村の解消に向け、民間委託制度の活用促進等、体制が十分でない市町村へのきめ細やかな支援を行うとともに、早期に地籍調査を完了するため、新たに策定する国土調査事業十箇年計画に基づく事業の着実な推進のため必要となる予算の確保に努めること。
- 十一 地方公共団体による筆界特定の申請については、権利関係の明確化や円滑な地籍調査の実施等に資することから、地方公共団体による申請に応えられるよう、申請代理人や筆界調査委員などの専門的知識・経験を有する者の確保も含め、十分な体制及び必要な予算の確保に努めること。右決議する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第14号)

(衆議院 2.4.7可決 参議院 5.1国土交通委員会付託 5.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の一層の促進を図るため、重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の類型として教育啓発特定事業を追加する等、国民の理解の増進及び協力の確保を図るための制度を整備するとともに、公共交通事業者等に対して役務の提供の方法に関する基準の遵守を義務付ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の目的に、移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るための措置を追加することとする。
- 二 主務大臣が定める移動等円滑化の促進に関する基本方針及び市町村が作成する移動等円滑化促進方針に国民の理解の増進及び協力の確保に関する基本的な事項等を追加するとともに、市町村が作成する移動等円滑化基本構想に教育啓発特定事業が位置付けられた場合には、関係する市町村等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して教育啓発特定事業を実施するための計画を作成し、これに基づき、当該教育啓発特定事業を実施することとする。また、移動等円滑化の促進に関する基本方針、移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想に係る規定における主務大臣に文部科学大臣を追加することとする。
- 三 施設設置管理者は、その管理等する施設等における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならないこととする。
- 四 道路管理者は、旅客特定車両停留施設（バス等の旅客の乗降等のための道路施設）の新設又は改築を行うときは、道路移動等円滑化基準に適合させなければならないこととする。
- 五 一定規模以上の建築をしようとするときに建築物移動等円滑化基準適合義務の対象となる「特

別特定建築物」の範囲を拡大することとする。

六 公共交通事業者等又は道路管理者は、新設旅客施設等又は新設旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要な基準を遵守しなければならないこととする。

七 その他所要の規定の整備を行うこととする。

八 この法律は、令和3年4月1日から施行することとする。ただし、一及び二の改正規定等は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(2.5.12国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 本法の基本理念に則り、社会的障壁の除去のために合理的配慮について理解が深まり的確に提供されるため、必要な環境整備を推進すること。

二 障害者が公共交通機関の利用において、様々な制約が存在する状況に鑑み、障害者権利条約の理念を踏まえて移動の権利について検討を進めること。

三 車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進に当たっては、国民の具体的な行動につながるよう、関係事業者等と連携して積極的かつ集中的な広報活動及び啓発活動を実施すること。

四 インクルーシブ教育の推進及び災害時の避難所として利用する必要性から、設置主体の別、規模を問わず、高校、大学も含めた全ての学校施設のバリアフリー整備を推進すること。

五 公立の小中学校が災害時の避難所になっているケースが多いことに鑑み、既設であっても、数値目標を示し、そのような施設のバリアフリー化を積極的に進めること。また、既設の公立小中学校のバリアフリー化に対する財政支援を充実すること。

六 移動円滑化基準適用除外認定車両を見直し、鉄道のない地方空港の空港アクセスバス路線に重点的にバリアフリー車両の導入が促進されるように必要な措置を検討すること。

七 生活利便施設である物販、飲食店の数は2,000平米未満の小規模店舗が大半を占めることに鑑み、2,000平米未満の小規模店舗及び特別特定建築物内における店舗内部の障壁となっている入口の段差解消、扉幅の確保、可動席の設置等のバリアフリー整備を進めるため、ガイドラインを定めること。あわせて、条例によるバリアフリー基準適合義務の対象規模の引下げ及び建築物特定施設の見直しを要請すること。

八 地方の旅客施設のバリアフリー化を進めるため、基本方針に1日の平均的な利用者数が3,000人未満の駅も含めた整備目標を定めるよう検討すること。

九 無人駅の増加が当該駅を利用する障害者の社会的障壁とならないよう個々の障害に対応した合理的配慮を推進するために、介助を希望する障害者に対しては介助要員の常設配置を進める取組や乗降時に即応できる支援体制の整備を検討し、介助を要しない障害者に対しては単独乗降可能な駅ホームの整備等、事業者が取り組むべき事項をガイドラインに定めた上で、当該事業者が遵守するように必要な措置を講ずること。

十 介助が必要な障害者の公共交通機関の利用に際しては、必要な介助が安心して受けられるよう、事業者、行政、ボランティア団体等の連携の下、社会全体で障害のある利用者の安全を確保し、支えていくための取組を推進すること。

十一 障害者の公共交通機関の利用が拡大してきている中、国は車椅子使用者や視覚障害者を始めとする移動制約者と事業者双方との対話を重ねた上で、障害特性に応じた介助の要否の事例の整理などを行い、介助の在り方に対する考え方の明確化を図ること。

十二 駅ホームからの視覚障害者の転落事故が全国で多数発生していることに鑑み、事業者に加えて国・地方公共団体による積極的な支援など官民協力の下、ホームドアの設置、必要な介助要員の配置、バリアフリー設備の表示や駅の構造等情報提供の充実を進めるよう、必要な措置を講ずること。

十三 障害者が居住可能な共同住宅を増やすため、そのバリアフリー整備の実態調査、建築設計標

準の見直し等必要な措置を講ずること。

十四 観光施設等における移動等円滑化に関する措置に係る情報提供の促進に当たっては、情報提供を行う事業者等と連携し、正確な情報が分かりやすく効果的に発信されるよう努めること。また、宿泊施設については、一般客室におけるユニバーサルデザイン化を推進するとともに、バリアフリー客室の設置率を国際的な水準に引き上げるため、必要な措置を講ずること。

十五 ユニバーサルデザインタクシーが活用されるため、運転者の負担軽減とともに、研修支援に必要な措置を講ずること。

十六 東京オリンピック・パラリンピック競技大会のメインスタジアムである新国立競技場の整備に当たり行った当事者からの意見反映の仕組みをレガシーとして残す観点からも、建築物やユニバーサルデザイン等の設計に際しては、当事者からの意見を反映させるため、建築士の資格取得における教育内容や設計業務に当たる者に対する研修等においてインクルーシブデザインによる設計が行われるよう制度の構築を検討すること。

十七 移動等円滑化評価会議及び同地域分科会において、地域の特性に応じた施設、先進的な施設の整備等を通じ、多様な障害当事者が参画を継続的に実施する等必要な措置を講ずること。

十八 障害者権利条約に則り、歴史的建造物のバリアフリー化を進めるため、歴史的建造物を再現する場合等におけるバリアフリー整備の在り方について、高齢者、障害者等の参画の下検討が行われるよう、必要な措置を講ずること。

右決議する。

道路法等の一部を改正する法律案(閣法第15号)

(衆議院 2.5.12可決 参議院 5.13国土交通委員会付託 5.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、安全かつ円滑な道路交通の確保及び道路の効果的な利用の推進を図ることを目的としており、その主な内容は次のとおりである。

一 道路法の一部改正

- 1 国土交通大臣の登録を受けた限度超過車両を、同大臣による通行可能経路の有無の判定結果の回答の内容に従って通行させる者は、当該登録車両ごとに、その通行経路及び積載する貨物の重量を記録するとともに、当該通行に係る通行時間等を記録し、これらを保存しなければならないこととする。
- 2 道路の附属物に、特定車両停留施設及び、自動運行補助施設で道路上又は路面下に道路管理者が設けるものをそれぞれ追加することとする。
- 3 道路管理者は、その管理する道路のうち、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、歩行者の利便増進に資するものとして政令で定めるものの適正かつ計画的な設置の誘導が特に必要と認められるものについて、区間を定めて、歩行者利便増進道路として指定することができることとする。
- 4 国土交通大臣は、災害が発生した場合に、都道府県又は市町村からの要請に基づき、都道府県又は市町村に代わって、指定区間外の国道の道路の啓開並びに都道府県道・市町村道の道路の啓開及び災害復旧工事を自ら行うことができることとする。

二 道路整備特別措置法の一部改正

一の1及び2に関して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は地方道路公社による、高速道路等の管理者の権限の代行に係る規定を整備することとする。

三 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

歩行者利便増進道路の区域に建設される電線共同溝の占用予定者を電線敷設工事資金貸付金の対象とするとともに、道路管理者から道路の占用の許可を受けて自動運行補助施設を設置する場合に、当該施設を設置しようとする者が要する費用に係る無利子貸付制度を創設することとする。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(2.5.19国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 人手不足で厳しい対応が求められている物流業界の生産性向上のため、新たな特殊車両の通行制度を創設するに当たっては、事業者が利用しやすく障害にも強いシステムを構築するとともに、可能な限り速やかな施行に努めること。また、新たな制度が施行されるまでの間、現行の通行許可制度における審査の迅速化を引き続き進めること。
- 二 新たな特殊車両の通行制度の利用はE T C 2.0の搭載を要件とすることから、E T C 2.0の普及に向けた支援など必要な措置を講ずること。また、E T C 2.0を通じて把握した通行情報や重量計の計測記録等を活用し、過積載等の違反防止のための措置を適確に講ずるとともに、効果的な道路の維持管理や渋滞対策を推進すること。さらに、車載型重量計の国内での実用化及び普及促進に向けて、事業者に対する助成措置など必要な支援について検討を進めること。
- 三 物流の効率化、生産性向上、安全性確保等に資するため、特定車両停留施設として、ダブル連結トラックの荷台付け替え等のための中継地点や隊列走行トラックの隊列形成・分離スペースのほか、事業者の幅広いニーズに柔軟に対応した物流拠点の整備を推進すること。また、整備に当たっては、周辺の交通への影響を十分に考慮するとともに、施設利用者の利便性が確保されるよう必要な措置を講ずること。
- 四 交通結節拠点となる特定車両停留施設について、道の駅と同様に災害時には防災拠点として機能するよう必要な措置を講ずるとともに、バスロケーションシステムによる情報提供、バリアフリー化、Ma a Sなど新たなモビリティ・サービスへの対応等、利用者に対し利便性の高いサービスを提供するものとして整備を進めること。
- 五 障害者に対する理解が不足している状況の中、心のバリアフリーの重要性が高まっていることに鑑み、特定車両停留施設において自動車駐車場等運営権を設定する場合であっても、民間事業者である自動車駐車場等運営権者が障害者への理解を深め、合理的配慮を推進する体制が整備されるよう必要な措置を講ずること。
- 六 歩行者中心の道路空間となる歩行者利便増進道路では、民間の創意工夫を引き出せるよう柔軟な運用を行うとともに、まちづくりを担う地方公共団体、地域の民間事業者等との連携を図りつつ、地方創生にも資する賑わいのある道路空間の構築に向けた必要な措置を講ずること。
- 七 自動運行補助施設について、自動運転技術に係る国際基準との調和が図られたものとなるよう基準の整備等必要な措置を講ずるとともに、今後の自動運転技術の急速な進化に対応できるよう、自動運転車両専用の走行空間の確保を始めとした自動運転社会における道路空間の在り方について引き続き検討を進めること。
- 八 人口減少・少子高齢化の進展に伴い、地方で公共交通事業の縮小やサービス水準の低下が懸念されていることに鑑み、道の駅を活用した中山間地域における移動支援サービスについては、高齢者など利用者の確実な地域の移動手段となるよう必要な措置を講ずること。
- 九 災害に強い道路を構築するため、地方公共団体における道路の維持・修繕を担う技術者の確保及び育成への支援に努めること。また、災害に対する即応力を高めるため、地方公共団体や復旧作業を行う建設業者との連携を一層推進するとともに、国の体制の充実を図ること。
右決議する。

電波法の一部を改正する法律案(閣法第16号)

(衆議院 2.4.10可決 参議院 4.13総務委員会付託 4.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、電波の有効利用を促進するため、電波有効利用促進センターの業務の追加、特定基

地局開設料に関する制度の対象となる特定基地局の追加、技術基準に適合しない無線設備に関する勧告等に関する制度の整備及び衛星基幹放送の受信環境の整備に関する電波利用料の用途の特例に係る期限の延長の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電波有効利用促進センターの業務の追加

電波有効利用促進センターの業務として、他の無線局と周波数を共用する無線局を当該他の無線局に妨害を与えずに運用するために必要な事項について照会に応ずる業務を追加する。

二、特定基地局開設料に関する制度の対象となる特定基地局の追加

特定基地局開設料の額を開設計画に記載しなければならない特定基地局として、移動受信用地上基幹放送をする特定基地局を追加する。

三、技術基準に適合しない無線設備に関する勧告等に関する制度の整備

電波法に定める技術基準に適合しない設計に基づき製造又は改造された無線設備が、他の無線局に対して妨害を与えた場合に加え、妨害を与えるおそれがあると認められるときも、総務大臣が、その無線設備の製造業者、輸入業者又は販売業者に対して勧告を行うことができる等の規定を整備する。

四、衛星基幹放送の受信環境の整備に関する電波利用料の用途の特例に係る期限の延長

衛星基幹放送の受信環境の整備に関する電波利用料の用途の特例について、平成32年3月末までとされている期限を令和4年3月末まで延長する。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、特定基地局開設料に関する制度の対象となる特定基地局の追加及び衛星基幹放送の受信環境の整備に関する電波利用料の用途の特例に係る期限の延長は公布の日から、電波有効利用促進センターの業務の追加は令和3年4月1日から施行する。

【附帯決議】 (2.4.16総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、周波数共用の実用化に当たっては、既存の無線局免許人が過度な負担・不利益を被ることがないよう十分配慮し、無線局情報の適正な管理や混信の防止等に万全を期すこと。

二、周波数の経済的価値を踏まえた割当制度の運用に当たっては、評価額の高騰による設備投資の遅延など、電波の有効利用を阻害することのないよう、各審査項目を総合的に評価すること。

三、特定基地局の開設指針の策定及び同指針に基づく審査に当たっては、公平性・透明性を確保すること。

また、特定基地局開設料の用途については、電波の公平かつ能率的な利用を確保する電波法の趣旨に鑑み、最大限効率的に活用されるよう適正化を図るとともに、電波利用料と同様に、その実施状況について公表するなどの透明化を図ること。

四、技術基準不適合機器の流通を抑止するため、オンラインショッピングサイト等における流通の実態を引き続き注視し、必要に応じ適切に対応すること。また、当該機器の流通の抑止を実効性のあるものとするため、総務省職員の増員など必要な技能を有する人員の確保に努めること。

五、衛星基幹放送の受信環境整備支援事業については、令和4年3月末までに確実に完了するよう、必要な措置を講ずること。

六、公共用無線の高度化については、当該高度化を促すための財政措置等に万全を期すとともに、新たに電波利用料を徴収する公共用無線局の範囲を政令で定めるに当たっては、各無線局の特性や財政措置等の状況を適切に反映すること。また、公共用周波数の割当て・用途の開示を進めること。

七、地上波放送の電波の有効利用の在り方については、国民・視聴者などの意見を十分に踏まえて検討すること。

右決議する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第17号)

(衆議院 2.4.7可決 参議院 4.13法務委員会付託 4.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、裁判官のうち、判事の員数を30人増加し、2,155人に、判事補の員数を30人減少し、897人に、それぞれ改める。
- 二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を17人減少し、21,818人に改める。
- 三、この法律は、令和2年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

【附帯決議】(2.4.16法務委員会議決)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 民事訴訟事件の内容の複雑困難化及び専門化について、引き続き、その実情を把握し、必要な対応を行うとともに、訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組んだ上で、目標達成に必要な範囲で裁判官の定員管理を行うこと。
 - 二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。
 - 三 最高裁判所においては、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、更なる削減等も含め検討していくこと。
 - 四 現在の法曹養成制度の下での法曹志望者の減少が法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。
 - 五 司法制度に対する信頼確保のため、訟務分野において国の指定代理人として活動する裁判官出身の検事の割合の縮小に関する政府方針を踏まえ、必要な取組を進めること。
 - 六 離婚後の子どもの養育費の不払、面会交流の実施をはじめとする子をめぐる事件の複雑困難化、家庭裁判所の家事事件の新受件数の増加等に対応するため、家庭裁判所の機能強化を図り、家事事件の専門性に配慮した適正な人員配置を行うこと。
- 右決議する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第18号)

(衆議院 2.3.19可決 参議院 3.23外交防衛委員会付託 3.27本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、在セブ日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 二、在マケドニア旧ユーゴスラビア共和国日本国大使館の名称及び位置の国名を改める。
- 三、在カザフスタン日本国大使館の位置の地名を改める。
- 四、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 五、この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、在セブ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案(閣法第19号)

(衆議院 2.3.26可決 参議院 4.1文教科学委員会付託 4.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、文化及び観光の振興並びに地域の活性化を図る上で文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪の促進が重要となっていることに鑑み、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

- 1 文化資源の観覧等を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光を、文化観光という。
- 2 文化資源の保存及び活用を行う施設（以下「文化資源保存活用施設」という。）のうち、文化資源の解説及び紹介をするとともに、施設の所在する地域に係る文化観光の推進に関する事業を行う者（以下「文化観光推進事業者」という。）と連携することにより、地域における文化観光の推進の拠点となるものを、文化観光拠点施設という。

二、主務大臣（文部科学大臣及び国土交通大臣）による基本方針の策定

主務大臣は、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関し、その意義や目標、事業、計画の認定、関連施策との連携に関する基本的事項等を定めた基本方針を策定する。

三、地域における文化観光を推進するための措置

- 1 文化資源保存活用施設の設置者は、文化観光推進事業者と共同して、拠点計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。
- 2 市町村又は都道府県が組織する協議会において地域計画を作成したときは、市町村又は都道府県、文化観光拠点施設の設置者及び文化観光推進事業者は、共同で主務大臣の認定を申請することができる。
- 3 認定を受けた拠点計画及び地域計画に基づく事業に対し、共通乗車船券等についての特例を定めるとともに、認定を受けた地域計画に基づく事業に対し、文化財の登録の提案についての特例を定める。
- 4 国・地方公共団体・国立博物館等による助言、日本政府観光局による海外宣伝、国等所有の文化資源の文化観光拠点施設での公開への協力等に関する規定を設ける。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（2.4.7文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、本法に基づく博物館等に対する財政的支援が、文化観光を推進する少数の拠点への集中的な支援であることを踏まえ、我が国全体の博物館等を広く下支えする財政的支援にも努め、文化芸術の保存、継承や発信、社会教育等といった博物館の基本的機能の維持向上を図ること。
- 二、国、地方公共団体及び本法に定めのある独立行政法人は、本法における計画の認定を受けた者に対する助言その他の援助等にとどまらず、我が国の博物館等の振興のため、広く一般の博物館等からの助言等の求めに対し、可能な限り応じるよう努めること。特に博物館等の社会教育施設が国民の知る権利、思想・表現の自由に資する施設であることに鑑み、格段の配慮をすること。
- 三、文化観光拠点施設の機能強化を図る上で、文化財の価値等を分かりやすく説明できる学芸員等の育成・配置が重要であることを踏まえ、我が国の文化活動の基盤を担う人材の育成・確保等に向けた更なる研修制度の充実、社会的地位の向上及び雇用の安定等の処遇改善に努めること。
- 四、本法における共通乗車船券や道路運送法の特例等の認定拠点計画及び地域計画に対する特例措置及び支援については、既存の法律及び予算によって対応が可能と考えられるものもあることに鑑み、国は、本法に係る予算の執行等に当たり、政策の重複による税金の無駄遣いとならないよう十分留意すること。
- 五、本法は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化観光の推進という目標

を掲げているものの、同大会が延期されたことに鑑み、本法の成立に期待をかける地方公共団体や文化観光拠点施設等の関係者の要望を勘案しつつ、十分な配慮と責任を持った判断に基づき、本法の施行に向けた万全の準備に取り組むこと。

六、本法に基づき文化観光推進施策を進めるに当たっては、主務大臣である文部科学大臣と国土交通大臣による緊密な連携が不可欠である。さらに、地域の要望に適切に応えるためには、本法に関連する各種事業に係る企画立案業務に関して、環境省、警察庁、経済産業省など、幅広い省庁との調整等を遺漏なく行うことが必要であることから、効果的・効率的な事務遂行と必要な体制整備のため、政府において特段の配慮を行うこと。

右決議する。

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第20号)

(衆議院 2.4.16可決 参議院 5.20国土交通委員会付託 5.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を一層推進するため所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正

- 1 地方公共団体は、基本方針に基づき、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画を作成するよう努めなければならないこととする。
- 2 1の計画に定められた地域旅客運送サービス継続事業、貨客運送効率化事業及び地域公共交通利便増進事業を実施することとし、国の認定を受けた場合、関係法律の特例が適用されることとする。
- 3 新モビリティサービス事業として発行する共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引を行おうとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることができることとする。

二 道路運送法の一部改正

- 1 営業区域外旅客運送の禁止の例外として、災害の場合その他緊急を要するとき及び地域の旅客運送需要に応じた運送サービスの提供が困難な場合として地域の協議が調った場合であって、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるときを定めることとする。
- 2 自家用有償旅客運送の運送対象に観光旅客その他の当該地域を来訪する者を追加することとする。

三 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部改正

- 1 国土交通大臣は、総合効率化計画に記載された事業のうち、貨客運送効率化事業に該当するものについては、現行の要件に加え、関係地方公共団体が実施する地域公共交通に関する施策と調和したものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 2 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、流通業務総合効率化事業を推進するため、認定総合効率化事業の実施に必要な資金の貸付け等の業務を行うこととする。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(2.5.26国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 交通事業者、物流事業者等が必要な輸送機能を維持できるよう、新型コロナウイルス感染症による急激な経営悪化に対する財政、税制、金融等の各種支援策を一層充実するとともに、その従

- 業員に対して実施される雇用維持対策及び感染症予防対策等への更なる支援強化に努めること。
- 二 国及び地方公共団体は、持続可能な地域公共交通の確保及び維持のために安定的な財源の確保を図ること。また、バス、タクシーやデマンド交通の確保及び維持等、公共交通の利用環境の改善に関する取組に対しては、これまで以上に多様かつ柔軟な対応を図りつつ、財政的な支援を図ること。
 - 三 地域公共交通の確保及び維持のために、自動車運転者等輸送の担い手である公共交通に従事する者の確保、育成及び定着に配慮するとともに、自動車運転者等の賃金及び労働時間等の労働条件の改善について幅広く検討すること。
 - 四 地域公共交通計画を適切に作成し同計画に基づく事業計画等を円滑に推進するために、外部有識者からの助言なども含めた計画作成に要する費用を始めとする財政的支援を一層充実するとともに、ガイドラインの作成、知見やノウハウの提供、人材の確保や育成といった、ソフト面での支援や助言も十分に行うこと。また、地域公共交通計画の作成に当たり、地方公共団体における組織体制の充実のための支援を強化すること。
 - 五 福祉輸送、スクールバス等の地域の輸送資源の総動員に当たっては、これらの担い手である関係者とともに高齢者、障害者等の移動弱者の声を代表する者が協議会に参画できるよう、基本方針やガイドラインで、明らかにすること。また、既存の公共交通サービスを改善する取組を推進し、バリアフリーの視点に立った利便性及び快適性の向上に向けた必要な環境整備を図ること。
 - 六 MaaSを全国へ円滑に普及させる観点から、その導入によって実現される社会像を国民に分かりやすく示していくとともに、ICT等の最新技術の積極的な活用による交通ビッグデータの整備など、将来の交通社会の変革に資する環境整備を図ること。
 - 七 自家用有償旅客運送が事実上の営利事業として地域公共交通の担い手となっているタクシー事業者の経営を圧迫することにならないよう対策を講ずること。また、地域公共交通会議等における関係者の協議を経て、安全の確保、利用者の保護等に万全を期すこと。あわせて、いわゆる「ライドシェア」は引き続き導入を認めないこと。
 - 八 高齢化の進行や人口の減少に伴って交通空白が急速に拡大する過疎地域での移動手段の確保のため、より身近な地域コミュニティにおける道路運送法の許可や登録を要しない共助による運送の在り方について、ライドシェアを除外した上で検討を深めること。
 - 九 営業区域外旅客運送を行うタクシー事業については、住民の利便性の向上に資する観点から、地域公共交通会議等において十分な協議を経て、一定のルールの下で、事業者において混乱なく、また、運用の効率化ができるよう、ガイドラインの制定や通知の発出等必要な措置を講ずること。
 - 十 地域公共交通利便増進事業において、乗合バスの新規参入等に係る通知を受けて地方公共団体から地域の意見が提出された場合は、その意見を十分に尊重し判断を行うこと。あわせて、運行計画におけるいわゆるクリームスキミング規制について時間帯による運行本数のみならず面的なネットワークの維持に繋がるよう地域の判断を前提とした今回の制度改正の効果を検証し、必要に応じてその見直しを検討すること。また、同事業における事業者間の利害調整が円滑に進むよう環境整備に努めること。
 - 十一 地域公共交通計画において事業の効率化に関する指標を定めた上で、毎年度、実施状況の評価等を行い、それを翌年度以降の事業予算等に反映されるという適正なPDCAサイクルが地方公共団体において継続的に実施されるよう、支援や助言を十分に行うこと。
 - 十二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による民間事業者への資金の貸付制度の運用に当たっては、公的資金を原資とするものであることを踏まえ、真に地域公共交通の活性化を図る目的に合致した事業に限定するとともに、選定基準の明確化を図ること。また、貸付対象となる事業者について、客観的かつ中立的な立場から審査及び評価を行うとともに、第三者委員会を活用して選定過程の透明化と説明責任の向上を図るよう機構を指導すること。

右決議する。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第21号)

(衆議院 2.5.19可決 参議院 5.27国土交通委員会付託 6.3本会議可決)

【要旨】

本法律案は、都市の魅力及び防災機能を高め、都市の再生を図ることを目的としており、その主な内容は次のとおりである。

- 一 市町村は、滞在者等の滞在及び交流の促進を図るため、滞在の快適性等の向上のために必要な公共公益施設の整備又は管理を行う必要があると認められる区域を都市再生整備計画に記載することができることとするとともに、公園施設設置管理協定に基づき、公園管理者は、同区域における滞在の快適性等の向上を図る上で特に有効であると認められるものの設置等について許可の申請があった場合においては、許可を与えなければならないこととする。
- 二 都市再生整備計画に記載された駐車場出入口制限道路に面する土地に一定規模以上の路外駐車場の設置等をしようとする者は、やむを得ない場合を除き、当該出入口制限対象駐車場の自動車の出入口を当該駐車場出入口制限道路に接して設けてはならないものとする。
- 三 エリア価値の向上に資する民間都市開発プロジェクトについて、国土交通大臣の認定を申請することができる期限を令和8年度末まで延長することとする。
- 四 立地適正化計画の居住誘導区域内において、病院、店舗等の都市の居住者の日常生活に必要な施設について用途制限の緩和等を行うこととする。
- 五 立地適正化計画の記載事項として、市町村による居住誘導区域内の防災対策及び安全確保策を定めた防災指針に関する事項を追加することとする。
- 六 市町村は、立地適正化計画において防災指針に即して、居住誘導区域外で災害の発生のおそれのある区域から居住誘導区域内で災害の防止等を図るための措置が講じられた区域への住宅等の移転等に係る促進事業を行おうとするときは、居住誘導区域等権利設定等促進計画を作成することができることとする。
- 七 開発許可の基準として、自己業務用の建築物に係る開発行為については、災害危険区域等の土地の区域を含まないものとするとともに、都道府県が条例で市街化調整区域において開発許可を行い得る区域等を定める際に基準とすべき政令は、災害の防止等の事情を考慮して定めることとする。
- 八 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(2.6.2国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 災害危険区域等における開発許可の見直しについては、関係政令等の内容を関係事業者や地方公共団体に対し早期に示した上でその周知徹底を図ること。また、本法の趣旨に鑑み、市街化区域の浸水ハザードエリア等における開発許可についても、その周辺地域を含め溢水等の災害リスクが増大しないよう適切な措置がなされているか等について十分に確認して基準への適合性が判断されるよう、地方公共団体に対し適切な助言等を行うこと。
- 二 地方公共団体の厳しい財政状況に鑑み、国において事務経費を含めた財政支援を行うことなどにより、防災集団移転促進事業が事前防災対策として積極的に活用されるよう地方公共団体の取組を後押しすること。また、多数の災害弱者が利用する病院、社会福祉施設等の災害危険区域等からの移転が図られるよう一層の取組を行うこと。
- 三 立地適正化計画について、災害危険区域等が居住誘導区域から可能な限り除外されるよう助言等を行うとともに、除外が困難な区域については、防災指針に基づき適切な対策が講じられるよう必要な支援を行うこと。また、防災指針に基づく取組を進める際には、市町村と国や都道府県の河川管理者等とが連携し、必要な治水対策等とまちづくりが一体となったものとなるよう、関係者による総合的な取組を推進すること。

- 四 現存する緑地や農地の適切な保全は、市街地の拡散や管理放棄地化の抑止につながり、居住誘導区域外の区域における環境保全に資することに鑑み、その保全に資する諸制度の活用を引き続き積極的に推進すること。また、都市農業の利便増進と良好な居住環境の確保に向けて、現行の生産緑地制度や田園住居地域制度等も含め、地域特性に応じた制度の活用が図られるよう、地方公共団体に対し適切な助言等を行うこと。
- 五 居住環境向上用途誘導地区を定め、病院、店舗等の日常生活に必要な施設の立地の促進を図る際には、既存の用途地域の趣旨を踏まえ、建築規制の緩和が住環境や景観に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、地域住民等の意向に十分配慮した運用がなされるよう、地方公共団体に対し適切な助言等を行うこと。
- 六 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに向けて議論が行われる市町村都市再生協議会については、豊かな生活を支え魅力あるまちづくりに資する都市再生整備計画を策定する観点から、幅広い住民の多様なニーズを反映させられるよう、障害者団体、子育て支援団体、高齢者団体など、構成員の多様化を促すこと。また、障害者、子育て世代、高齢者などが利用しやすい空間を作るため、バリアフリーの観点を踏まえた整備がなされるよう、地方公共団体に対し適切な助言等を行うこと。
- 七 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進するに当たっては、開発によって、従来から居住している低所得者などが生活上の不利益を被ることのないよう、支援措置を講ずるなど十分に配慮すること。
- 八 本法に基づいて都市開発を行うに当たっては、市町村において人材や専門的ノウハウが不足している状況等に鑑み、民間事業者等の選定に当たり、土地所有者、住民や利害関係人等の意見を十分に反映した事業の実施ができる者を適切に判断できるよう、必要な技術的支援を行うこと。
右決議する。

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案(閣法第22号)

(衆議院 2.4.23可決 参議院 5.13経済産業委員会付託 5.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等がサイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われることが我が国における産業基盤を整備する上で重要であることに鑑み、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の策定、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 基本理念

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入は、サイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われることを基本とし、我が国における同システムの開発供給に係る産業の国際競争力の強化並びに同システムの活用による新たな事業の創出及び事業の革新の促進に資することを旨とし、国及び事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的かつ積極的に行うものとする。

二 指針の策定

主務大臣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する指針を定めるものとする。

三 開発供給計画及び導入計画の認定

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給又は導入を行おうとする事業者は、その実施しようとする開発供給又は導入に関する計画を作成し、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。主務大臣は、認定の申請があった計画が指針に照らし適切なものであり、当該計画に係る開発供給又は導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであると認めるときは、その旨の認定をするものとする。

四 認定計画に係る支援措置

認定された計画に係る開発供給及び導入について、株式会社日本政策金融公庫法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例、中小企業信用保険法の特例及び課税の特例の措置を講ずる。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(2.5.26経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給計画及び導入計画の認定に当たっては、サイバーセキュリティの確保を前提としつつ、事業者にとって公正公平で予見可能性が高い認定基準を明確に定めるとともに、サイバーセキュリティ及び5G等に関する専門人材の確保に努め、関係省庁間の緊密な連携の下、適切な認定の実施に向けた体制の整備に万全を期すこと。
- 二 通信事業者による5G基地局の整備については、効率的に全国への早期整備が行われるよう、インフラシェアリングや既存4G基地局の利用促進に向けた環境整備を図ること。
- 三 5Gが我が国産業における新事業創出及び事業革新につながるよう、5Gの利活用に係る実証研究を一層支援するとともに、個人事業主まで含めた中小企業等における5Gの幅広い利活用の推進に向けて、その活用事例・成功事例の周知に努めること。
また、ローカル5Gの導入促進に向けては、中小企業等の導入事業者の負担が重くなることに鑑み、本法施行後の状況を注視しつつ、更なる支援策について検討すること。
- 四 ドローンについては、配達困難地域での配送、インフラの点検、農業での活用等様々な分野で地域課題の解決や地域経済の活性化に資することに鑑み、その活用を促進するため、導入事業者に対する更なる支援策について検討すること。
- 五 我が国産業を取り巻く市場の変化や技術革新の急速な進展、サプライチェーンの再構築の必要性や経済安全保障の重要性の高まり等に対応しつつ、我が国の産業政策について不断の見直しを行うとともに、ポスト5Gや6Gを見据えた新たな産業の創造に向け、需要喚起に資する技術開発や国際標準化への取組等、施策の戦略的かつ機動的な推進や効果的な支援の実施に努めること。
右決議する。

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案(閣法第23号)

(衆議院 2.4.23可決 参議院 5.13経済産業委員会付託 5.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、デジタルプラットフォーム提供者の自主性及び自律性に配慮しつつ、商品等提供利用者等の利益の保護を図ることが課題となっている状況に鑑み、特定デジタルプラットフォーム提供者の指定、特定デジタルプラットフォーム提供者による提供条件等の開示、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価その他の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定デジタルプラットフォーム提供者の指定

経済産業大臣は、デジタルプラットフォームのうち、政令で定める事業の区分ごとに、商品等の売上額の総額、利用者数等が政令で定める規模以上であるものを提供する者を特定デジタルプラットフォーム提供者として指定する。なお、デジタルプラットフォームは、デジタル技術を用いて商品等提供利用者とは一般利用者をつなぐ場(商品等提供利用者・一般利用者の増加が互いの便益を増進させ、双方の数が更に増加する関係等を利用したものに限る)を、インターネット等を通じて提供する役務と捉える。

二、特定デジタルプラットフォーム提供者の情報開示、講ずべき措置等

特定デジタルプラットフォーム提供者は、利用者に対する提供条件等の開示のほか、経済産業大臣が定める指針を踏まえ、商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図る

ために必要な措置（手続・体制の整備等）を講じなければならない。これに対し、経済産業大臣は、勧告・公表等を行うことができる。また、特定デジタルプラットフォーム提供者は、毎年度、事業概要、苦情処理等、情報開示の状況、手続・体制整備等に関する事項を記載した報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。経済産業大臣はその報告書の提出を受けたときは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性について評価を行い、その結果を報告書の概要とともに公表しなければならない。

三、公正取引委員会への措置請求

経済産業大臣は、独占禁止法違反の事実があると認めるときは、公正取引委員会に同法に基づく措置を求めることができる。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（2.5.26経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 特定デジタルプラットフォーム提供者の指定については、市場の変化等に対応して、デジタルプラットフォームの取引慣行等に関する調査を適時に実施し、必要な見直しの検討を速やかに行うこと。その際、デジタルプラットフォームのイノベーションが阻害されないこと、利用者の保護を十分図ること、国内外のデジタルプラットフォーム提供者に同一の規律を及ぼすことに特に留意すること。
- 二 特定デジタルプラットフォーム提供者が経済産業大臣に提出する報告書の評価に当たっては、利用者又はその組織する団体、学識経験者等から幅広く意見を聴くことで、利用者の保護を図るとともに、特定デジタルプラットフォーム提供者とも十分なコミュニケーションを図り、当該特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の迅速かつ実効的な確保に資するよう、適切な実施に努めること。
- 三 特定デジタルプラットフォームに係る苦情処理及び紛争解決については、中小企業者等の利用者にとって過度な負担とならない、簡便かつ迅速な体制・手続の整備が図られるよう努めるとともに、当事者間の苦情処理や紛争解決の適切性、妥当性が客観的に評価されるシステムの構築を検討すること。また、特定デジタルプラットフォーム提供者の行為が「独占禁止法」に違反していると認めるときは、速やかに公正取引委員会に対して、適当な措置をとることを求めること。
- 四 本法の実効性を高め、とりわけ中小企業者等の利用者の意見等について迅速に対応するため、諸外国における取組等を踏まえながら、外部の知見を得るために専門人材等を積極的に活用し、利用者、特定デジタルプラットフォーム提供者等の関係者間の相互理解の促進に向け、課題等を適時共有できる体制整備に努めること。また、デジタルプラットフォームに係る規律の在り方について、欧米などの諸外国の動向等を踏まえつつ国際的な連携の取組を進めること。

右決議する。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（閣法第24号）

（衆議院 2.4.23可決 参議院 5.11財政金融委員会付託 5.15本会議可決）

【要旨】

本法律案は、地域活性化又は我が国の企業の競争力の強化等に資する資金供給を引き続き促進するため、株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）による特定投資業務について、その資金供給の対象となる事業者等の決定の期限等を延長するものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、特定投資業務による資金供給の対象となる事業者及び当該資金供給の内容の決定の期限を令和3年3月31日から令和8年3月31日まで延長する。
- 二、特定投資業務の適確な実施のために政府が会社に出資することができる期限を令和3年3月31

日から令和8年3月31日まで延長する。

三、特定投資業務を完了するよう努めなければならない期限を令和8年3月31日から令和13年3月31日まで延長する。

四、附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の状況、会社による特定投資業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、我が国経済の持続的な成長に資する長期資金その他の資金の供給の一層の促進を図る観点から、会社による特定投資業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

3 政府は、2の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

【附帯決議】(2.5.14財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 株式会社日本政策投資銀行の完全民営化方針を踏まえ、同行による業務については、民間金融機関等との協調に配慮し、いたずらに民業圧迫批判を招かないよう留意しつつ、その適確な実施に万全を期すこと。

二 特定投資業務の実施に当たっては、地域の企業の発展等を通じた地域活性化に積極的に貢献し、民間による成長資金供給を促すよう、適切な運用を行うとともに、同業務の政策効果を定量的に把握し、的確に評価・検証すること。あわせて、同業務は民間による自立的な成長資金の供給が充足するまでの過渡的な対応であることを十分に認識し、同業務の期限の延長を漫然と繰り返すことのないよう、適切な措置を講ずること。

三 国民への説明責任を果たす観点から、特定投資業務の個別案件における投資状況を含め、同業務に係る情報の公開をより一層推進すること。また、株式会社日本政策投資銀行において、同業務の個別案件について進捗状況を継続的に把握し、財務の健全性が確保されるようにすること。

四 株式会社日本政策投資銀行の株式については、同行の業務運営・資産状況等を踏まえ、公共性の確保や同行の目的遂行のために必要な株主構成の中立性・安定性の確保等に留意し、同行の長期的企業価値が毀損されることのないよう適切な措置を講じつつ、その処分時期及び処分方法等の検討を行うこと。

五 株式会社日本政策投資銀行から地域金融機関に対する先進的な金融ノウハウの提供や同行と地域金融機関との協働等により、地域経済の自立的発展の実現に資する人材の育成や確保が図られるよう、適切な措置を講ずること。

六 新型コロナウイルス感染症による被害への対応のため、株式会社日本政策投資銀行の危機対応融資等の活用や、中堅・大企業の資金繰りへの支援を通じ、中小事業者を取り巻く厳しい環境の改善に万全を期すこと。

右決議する。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(閣法第25号)

(衆議院 2.3.19可決 参議院 3.23農林水産委員会付託 3.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、家畜以外の動物における悪性伝染性疾患のまん延による病原体の拡散防止に係る措置を講ずるとともに、都道府県知事による飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置の拡充、患畜等以外の家畜の殺処分制度の対象となる家畜伝染病の追加、輸出入検疫に係る家畜防疫官の権限の強化、アフリカ豚熱に関する特例の本則への位置付け等の所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、家畜の所有者、国及び地方公共団体並びに関連事業者の責務の明確化

家畜の所有者、国及び地方公共団体並びに関連事業者の責務を規定することとする。

二、飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充

- 1 家畜の所有者は、衛生管理区域ごとに、飼養衛生管理者を選任しなければならないこととする。
- 2 農林水産大臣は、飼養衛生管理基準に基づく都道府県知事による指導等についての指針を策定し、都道府県知事は、当該指針に即して、具体的な指導等の実施に関する計画を策定することとする。

三、家畜以外の動物における悪性伝染性疾患のまん延防止措置の法への位置付け

- 1 都道府県知事は、衛生管理区域周辺以外の場所において悪性伝染性疾患にかかっている家畜以外の動物が発見された場合にも、消毒のほか、通行の制限又は遮断をすることができることとする。
- 2 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延防止のため、家畜の所有者に対し、指導及び助言を経ないで、病原体の拡散の防止の方法等について改善すべきことを勧告し、及び命令できることとする。

四、予防的殺処分の対象疾病の拡大

患畜又は疑似患畜以外の家畜の殺処分の対象疾病にアフリカ豚熱を追加するとともに、口蹄疫又はアフリカ豚熱にかかっている家畜以外の動物が発見された場合にも、当該殺処分を実施できることとする。

五、家畜防疫官の権限の強化

家畜防疫官は、入国者及び出国者の携帯品中の指定検疫物等の有無について質問し、検査を行い、輸出入検疫の結果、法に違反している事実があると認めるときは、当該物品を廃棄できることとする。

六、施行期日

この法律は、一部を除き公布の日から起算して3月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(2.3.27農林水産委員会議決)

平成30年9月以降、国内における豚熱の発生を受け、農林水産省は、都道府県や関係省庁と連携し、防疫の基本となる飼養衛生管理の徹底、予防的ワクチンの接種、野生イノシシの捕獲強化や経口ワクチン散布等を行い、豚熱の封じ込めに向けて対策を講じてきたところである。

一方、ワクチンや有効な治療方法がないアフリカ豚熱はアジア地域で急速に拡大し、我が国への侵入の脅威が一層高まっている。国会においては、家畜の悪性伝染性疾患のまん延は我が国畜産業に深刻な打撃を与えるという認識の下に、本法律案の提出に先立ち、当分の間の措置を定めたアフリカ豚熱を予防的殺処分の対象とするための法整備を行ったところである。

豚熱を早期に終息させ、アフリカ豚熱等の悪性伝染性疾患の国内への侵入を防止することは、我が国の畜産の振興を図る上で最優先かつ最重要の課題であり、引き続き、政府、都道府県、関係者一体となって家畜防疫に取り組む必要がある。

また、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚流行性下痢、ヨーネ病等の伝染性疾患の脅威が引き続き存在しており、適切に対応していくことが求められている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 都道府県が飼養衛生管理に係る指導等に積極的に取り組むために、都道府県の飼養衛生管理指導等計画の策定について十分な指導及び助言を行い、家畜の伝染性疾患の発生予防を図ること。また、都道府県による飼養衛生管理に係る指導等の取組状況を正確に把握し、的確な指導を行うこと。特に、養豚農場における飼養衛生管理の水準が向上するよう措置すること。
- 二 家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止のための措置に係る国、地方公共団体、家畜の所有者、関連事業者及び自衛防疫団体の相互の連携を強化し、実効性のある防疫措置を実施するために、協議会を積極的に開催し、その活用を図るとともに、獣医師である家畜防疫員の十分な確保など体制を強化すること。また、人に危害を及ぼすおそれのある人獣共通感染症等の未知の家

畜伝染性新疾病の発生に備え、実効性のある防疫措置の実施、予防法や治療法の開発等ができるよう、体制の整備を図ること。

三 家畜伝染病の発生時における適切かつ迅速な初動対応を実施するために、家畜の健康観察により特定症状が確認された場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報するよう、都道府県と連携しつつ、家畜の所有者その他畜産業従事者への周知を徹底すること。

四 海外からの畜産物の違法持込みに対する罰則強化、当該違反畜産物の廃棄等の家畜防疫官の権限強化については、厳格に運用し摘発を強化するとともに、外国政府、船舶・航空会社及び旅行会社等を通じてその周知を徹底すること。また、家畜防疫官の増員、検疫探知犬の増頭等により水際検疫に係る体制の充実・強化を図ること。さらに、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病が海外でまん延している現状に鑑み、その国際的な拡散を防止するため、近隣諸国と協力し、疾病情報等の共有を進めるとともに、防疫対策の向上を推進すること。

五 野生動物に悪性伝染性疾病の発生が確認された場合においては、飼養衛生管理基準の遵守に係る勧告・命令を含むまん延防止措置が的確に行われるよう速やかに都道府県知事に指示すること。また、野生鳥獣の捕獲活動に従事する者の高齢化・減少が進む中、野生イノシシによる養豚農場への豚熱等の侵入リスクの軽減及び浸潤状況調査のため、関係者が緊密に連携して、戦略的にその捕獲を強化するとともに、陰性が確認された個体の適切な利用に向けた取組を推進すること。

六 飼養衛生管理基準の見直しによるエコフィードに係る加熱処理条件の引上げについては、農場における遵守はもとより、食品リサイクル事業者が円滑に対応できるよう、施設の更新に係る低利融資等の支援を行うこと。

右決議する。

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(閣法第26号)

(衆議院 2.5.26可決 参議院 5.27経済産業委員会付託 6.5本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、電気事業法の一部改正

- 1 一般送配電事業者に、災害時連携計画の策定、災害復旧時の地方公共団体の長等への情報提供、送配電設備の計画的な更新を義務付ける。
- 2 広域系統整備計画の策定業務を広域的運営推進機関の業務に追加する。
- 3 送配電網の強靱化等の実現のため、経済産業大臣が事業者の投資計画等を踏まえて収入上限を定期的に承認し、その枠内でコスト効率化を促す託送料金制度を創設する。
- 4 特定エリア内で分散小型の電源等を含む配電網を運用しつつ、緊急時には独立したネットワークとして運用可能となるよう、配電事業を法律上位置付ける。

二、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正

- 1 題名を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改める。
- 2 現行の固定価格買取制度に加え、新たに、市場価格に一定のプレミアムを上乗せして交付する制度(供給促進交付金)を創設する。
- 3 再生可能エネルギーの導入拡大に必要な地域間連系線等の系統増強費用の一部を、賦課金方式により全国で支える制度を創設する。
- 4 事業用太陽光発電事業者に、設備の解体等のための費用に関する外部積立てを原則義務付ける。

三、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部改正

- 1 緊急時に、電気事業法の規定に基づく経済産業大臣からの要請により、発電用燃料の調達を行う業務を独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)の業務に

追加する。

- 2 天然ガスの調達先の多様化や金属鉱物の安定的な供給を確保するため、機構に天然ガスの海外の積替・貯蔵基地や金属鉱物の海外における採掘・製錬事業に対する出資等の業務を追加する。

四、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和4年4月1日から施行する。

【附帯決議】(2.6.4経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 事故等により電気の供給に支障が生ずる場合に備え、一般送配電事業者が速やかに支障を除去するために講ずべき対策について、予め検証を行うとともに、関係省庁間又は関係省庁と地方公共団体の間の調整等、国の役割を明確にしつつ必要な支援を行うこと。
- 二 一般送配電事業者が共同して作成する災害時連携計画については、公衆安全並びに作業現場における労働安全衛生の確保を大前提とした上で、真に災害復旧の迅速化・円滑化に資するものとなるよう現場の実態や関係者の意見等を踏まえながら検討を進めること。その際、今後の災害復旧の経験から得られる改善点等について、速やかに情報共有が行われ、災害対応力の全国一律の向上が図られるよう指導すること。
また、同計画で定める電気工作物の仕様の共通化の検討に当たっては、作業の安全確保を大前提とし、現場の混乱や作業効率の低下等に繋がることのないよう配慮すること。
- 三 災害時等における地方公共団体等への一般送配電事業者等の電力データの提供に当たっては、災害復旧の現場の混乱や作業効率の低下等に繋がることのないよう、予めデータ提供の様式や手順等を定めるとともに、地方公共団体の要望集約等、国の役割を明確にしつつ必要な支援を行うこと。
- 四 平時における電力データの提供に当たっては、節電やエネルギー需給の効率化のための需給管理等を推進する観点も含めて、その活用を進めるとともに、個人情報 の 万 全 な 保 護 及 び 事 業 者 間 の 公 正 競 争 の 確 保 に 配 慮 し つ つ 、 新 た な 事 業 展 開 に 繋 がる よ う 取 り 組 む こ と 。
- 五 電力広域的運営推進機関による広域系統整備計画の策定等については、電力システム改革が進展する中で、レジリエンスの強化や再生可能エネルギーの大量導入を促しつつ国民負担を抑制する観点から、一般送配電事業者による送配電網設備の整備が効果的に行われるよう、検討を行うこと。
- 六 送配電網の強靱化とコスト効率化を両立するための新たな託送料金制度の詳細な検討に際しては、電力の安定供給の継続的な確保とこれを支える人材の確保・育成等に支障が生じないよう、現場の実態や地域特性など関係者の意見等を踏まえながら検討すること。
- 七 地域においてエネルギーの地産地消や災害に強い電気供給体制の確立等に資する分散型電力システムの円滑な導入が図られるよう、社会的コストの増大を招かないことを基本とした上で、地域の意向を十分踏まえつつ、配電事業者及びアグリゲーターによる事業参入の円滑化に向けた環境整備を図ること。
その際、アグリゲーターに対しては、災害発生時のリスク対応など電力の安定供給確保やサイバーセキュリティ確保に万全を期すよう、適切な指導監督に努めること。また、配電事業の許可を行う際には、事業の開始が電気事業の総合的かつ合理的な発達その他の公共の利益の増進に資するよう適切に審査するとともに、事業の休廃止により電気の利用者の利益が損なわれることのないよう必要な措置を講ずること。
- 八 F I P 制 度 の 導 入 に 当 た っ て は 、 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー の 最 大 限 の 導 入 と 国 民 負 担 の 抑 制 の 両 立 、 主 力 電 源 化 に 向 け た 電 力 市 場 へ の 統 合 と い う 制 度 改 正 の 趣 旨 が 堅 持 さ れ る よ う 、 対 象 と な る 電 源 、 規 模 、 プ レ ミ ア ム に 係 る 参 照 価 格 の 見 直 し 期 間 等 に つ い て 定 め る と と も に 、 制 度 導 入 後 も 不 断 の 検 証 を 行 い 必 要 な 措 置 を 講 ず る こ と 。
- 九 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組が国民の理解と協力の下により健全かつ効果的に進められるよう、未稼働案件対策、設備廃棄対策、地域の理解を得られにくい開発案件対策、

- 長期安定発電を可能とするような産業育成について、関係省庁の密接な連携により進めること。
- 十 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正に伴い発生する、電気事業者が現に締結する特定契約の変更その他の事務処理及びそれらに要する費用について、当該電気事業者の負担が軽減されるよう配慮すること。
- 右決議する。

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案(閣法第27号)

(衆議院 2.5.28修正議決 参議院 6.1総務委員会付託 6.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るため、国等の責務及び総務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、電話リレーサービス提供機関の指定に関する制度及び電話リレーサービス提供機関の電話リレーサービス提供業務に要する費用に充てるための交付金に関する制度を創設する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、総務大臣は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針を定めることとする。
- 二、総務大臣は、電話リレーサービスの提供の業務を適正かつ確実に実施できる者を、その申請により、電話リレーサービス提供機関として指定することができることとし、業務規律及び監督規律に関する規定を整備する。
- 三、電話リレーサービスの提供の業務に要する費用に充てるための交付金を、電話リレーサービス提供機関に対し交付することとし、当該交付金に係る負担金について、電話提供事業者に納付を義務付ける。
- 四、この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、総務大臣は、基本方針を定めようとするときは、聴覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないものとする修正が行われた。

【附帯決議】(2.6.4総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、電話リレーサービス提供機関及び支援機関の運営については、聴覚障害者等その他の関係者の意見を踏まえ、指導監督を行うこと。
- 二、電話リレーサービスのオペレーターについては、専門的な技術や知識を要することを踏まえ、手話通訳士、手話言語通訳者又はこれらと同等の資格や技能を有する者を基本とすること。また、オペレーターの養成カリキュラムの策定に当たっては、手話通訳者及び要約筆記者養成にかかる現行制度及び聴覚障害者等その他の関係者の意見を踏まえて行うこと。
- 三、オペレーター人材を安定的に確保するため、その雇用条件が技能の特性に見合った適正なものとなるよう、電話リレーサービス提供機関に対して助言を行うこと。
- 四、電話リレーサービスに対する国民の理解を深めるための、教育活動、広報活動等については、地方公共団体、聴覚障害者団体及び聴覚障害者情報提供施設と協力して行うとともに、電話リレーサービスによる本人確認など聴覚障害者等が電話をより一層円滑に利用できるよう、通話の相手方の理解促進と利用環境の整備に努めること。
- 五、電話リレーサービスを用いた緊急通報については、警察、消防等の受理機関が確実に対応できるよう、地方公共団体等に対して周知徹底を図ること。
- 六、電話リレーサービスの利用にかかる聴覚障害者等の経済的負担について検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 七、本法の施行の状況について検討を加えるときは、聴覚障害者等その他の関係者の意見を踏まえること。

右決議する。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第28号)

(衆議院 2. 4. 16可決 参議院 5. 11総務委員会付託 5. 15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保及び電気通信役務の利用者の利益の保護等を図るため、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による他の電気通信事業者の電気通信設備を用いた電話の役務の提供を可能とするための措置を講ずるとともに、外国法人等が電気通信事業を営む場合の規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、総務大臣の認可を受けた場合には、他の電気通信事業者の電気通信設備を用いて電話の役務を提供することができることとする。
- 二、適格電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならないこととする。
- 三、外国法人等は、電気通信事業を営もうとする場合には、国内における代表者又は国内における代理人を定めなければならないこととする。
- 四、総務大臣は、電気通信事業法又は同法に基づく命令若しくは処分に違反する行為を行った者の氏名等を公表することができることとする。
- 五、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の役員が役員兼任を禁止される会社の対象範囲を画するために用いられる子会社の定義について、法人が議決権の過半数を直接に保有する他の会社に加え、間接に保有する他の会社を含むものとする事とする。
- 六、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(2. 5. 14総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、電話サービスが国民生活に必要な不可欠なものであることに鑑み、NTT東西が他の電気通信事業者の設備を用いて電話サービスを提供する場合にも、利用者にとって安定的なサービスの利用が確保されるよう、指導監督を行うこと。また、災害等への対応を含め、安心・安全な利用が確保されるよう消費者保護の観点から必要な措置を講じること。
- 二、改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に定める総務大臣の認可条件を総務省令で定めるに当たっては、固定・移動通信市場の公正競争環境を阻害しないよう、指定電気通信設備制度の趣旨等を踏まえ、具体的に規定すること。
- 三、ブロードバンドサービスや携帯電話サービスが国民生活に必要な不可欠なものとなっていることに鑑み、ユニバーサルサービスの在り方について、その対象の見直しも視野に入れて検討すること。
- 四、外国法人等が提供するプラットフォームサービス等の国内における利用が急速に拡大していることを踏まえ、当該サービス等の利用者の保護が十分に図られるよう万全を期すとともに、国内事業者に競争上の不利益が生じないように十分配慮すること。
- 五、プラットフォーム事業者に対する規制については、国際的な動向を勘案した上で、個人情報の保護を含め、利用者の権利の保護が十分に図られるよう、必要に応じて見直しを行うこと。

右決議する。

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第29号)

(衆議院 2.6.2可決 参議院 6.11国土交通委員会付託 6.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における無人航空機その他の小型無人機の利用の実態及び空港等の機能の確保をめぐる状況に鑑み、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 航空法の一部改正

- 1 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準に従って当該施設を管理しなければならないこととする。
- 2 無人航空機は、国土交通大臣による無人航空機登録原簿への登録を受けたものでなければ、航空の用に供してはならないこととする。

二 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部改正

- 1 国土交通大臣は、小型無人機等の飛行による危険を未然に防止するため、対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域を指定するときは、当該対象空港の敷地又は区域及びその周囲おおむね300メートルの地域を、当該対象空港に係る対象施設周辺地域として指定することとする。
- 2 当該対象空港に係る対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止することとする。
- 3 対象空港の施設管理者は、2に違反して飛行する小型無人機等の有無及びその所在を把握するために必要な巡視等の措置をとるとともに、2に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該対象空港における滑走路の閉鎖等の措置をとることとする。
- 4 対象空港の施設管理者は、2に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、対象空港等の上空からの退去等を命じ、当該小型無人機等の飛行の妨害等の措置をとることができることとする。

三 附則

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(2.6.16国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 無人航空機の登録に当たっては、購入者に対する登録手続の周知について、販売店に対し協力を求めるとともに、訪日外国人等に対する多言語による情報発信を含め、飛行禁止区域等について分かりやすく丁寧な周知に努めること。
- 二 無人航空機の登録制度の運用に当たっては、今後の機体の性能向上や遠隔で機体の識別を可能にする技術開発の進捗を踏まえ、登録制度の対象となる機体の範囲や表示のルール等について、安全が確保されるよう、機動的に見直しを図ること。
- 三 手作り又は改造を加えた無人航空機について、安全上の確認体制を整備するとともに、登録内容の変更、更新、抹消等の手続が確実にされるよう、関係者間で連携し、登録制度の着実な定着を図ること。
- 四 無人航空機の登録制度システムの構築及び無人航空機の飛行に関する許可・承認の申請に係るシステムの運用に当たっては、安全性、信頼性を確保した上で、機体情報等の入力を簡略化するなど、所有者の申請手続に係る負担の軽減に努めること。
- 五 小型無人機の空港周辺における違法な飛行に対して対象空港管理者等が行う飛行の妨害等の措置については、その職務の執行に関する本法の規定が厳格に遵守されるよう適切な助言等を行うこと。
- 六 小型無人機の利活用が急速に進展している一方、事故等が頻発していることに鑑み、事故の実態等を踏まえ、小型無人機の運航供用者に係る賠償資力の確保の在り方について、調査・検討を行うとともに、関係団体と連携し、小型無人機の運航供用者の保険加入を促進させること。
- 七 空港の設置者が空港機能管理規程を定めるに当たっては、自然災害、無人航空機の侵入その他

の空港等の機能を損なうおそれのある事象が生じた場合等において、機能確保基準に沿った適切な対応が空港の設置者において確実になされるよう、その内容を精査するなど、必要な措置を講ずること。

右決議する。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第30号)(先議)

(参議院 2.4.1国土交通委員会付託 4.10本会議可決 衆議院 6.16可決)

【要旨】

本法律案は、今後、老朽化や管理組合の担い手不足が顕著なマンションの増加が見込まれることから、マンションの老朽化を抑制し、周辺への危害等を防止するため、マンションの管理の適正化の一層の推進及び建替え等の一層の円滑化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正

- 1 国土交通大臣は、マンションの管理の適正化の推進を図るための基本方針を定めなければならないこととするとともに、都道府県等は、基本方針に基づき、当該都道府県等の区域内におけるマンション管理適正化推進計画を作成することができることとする。
- 2 都道府県等は、管理組合の管理者等に対し、マンションの管理の適正化を図るために必要な助言及び指導をすることができることとする。
- 3 マンション管理適正化推進計画を作成した都道府県等の長は、管理組合の管理者等の申請により、マンションの管理計画が一定の基準に適合すると認められるときは、これを認定することができることとする。

二 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正

- 1 特定行政庁は、除却する必要があるとの認定の申請があった場合において、地震又は火災に対する安全性が不足するマンション、外壁の剥落等により危害を生ずるおそれのあるマンション、バリアフリー化が不十分なマンション等に該当するときは、その旨の認定をするものとする。
- 2 1のマンションのうち、地震又は火災に対する安全性が不足するマンション及び外壁の剥落等により危害を生ずるおそれのあるマンションをマンション敷地売却決議の対象とすることとする。
- 3 2のマンションを含む団地において、敷地共有者等の5分の4以上の多数により、敷地等を分割する旨の決議をすることができることとする。

三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(2.4.7国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 本法に基づく管理計画認定制度や団地における敷地分割制度等の活用が図られるよう、十分な準備期間を置き、地方公共団体やマンション管理組合等の関係者に対する制度の周知を徹底すること。
- 二 管理組合に対する修繕工事の発注方法や修繕工事の実態、外部専門家の活用方法等についての情報発信を行うとともに、団地における敷地分割及びマンションの敷地売却の手続並びに長期修繕計画の作成や適正な修繕積立金の積立て等に資するガイドラインの作成、充実に向けた検討を行うこと。
- 三 地方公共団体によるマンション管理適正化推進計画の作成の促進を図るとともに、地域のマンションの実情に即し、実効性のある内容となるよう必要な支援や助言を行うこと。また、管理が

適正に行われていないマンションに対する地方公共団体の積極的な関与が促進されるよう、マンションの管理状態を把握するための指針の作成や地方公共団体による管理組合への専門家の派遣の取組等に対する支援を行うこと。

四 管理計画認定制度の創設を踏まえ、マンションの修繕その他の管理方法や資金計画等の認定について、制度を運用する地方公共団体が公正で円滑な認定を行うことができるよう、明確で判断しやすい基準やガイドラインを示すなどの支援を行うこと。

五 都道府県知事等が管理計画認定制度に係る事務を指定認定事務支援法人に対し委託する場合には、適正な認定が確保されるよう指導・監督すること。

六 適切な管理を行うマンションが適正に評価されるよう、マンションの管理状態に関する情報の見える化の促進とともに、管理組合の運営を担う外部専門家の育成等に対する支援や管理会社の質の向上に向けた環境整備を行うこと。

七 欧米のように、日本においても長く住み続けられるマンションにしていくことが国民の暮らしを安定・充実させるとの観点から、長期間使用できる丈夫なマンションを建設するとともに、マンションのリフォーム・リノベーションを推進するなど、建設後も長期にわたり使用できるよう、マンションの長寿命化のための環境整備を行うこと。

八 これまでのマンションの建替え及び敷地売却事業の実績及び政策の効果を検証し、建替え等に係る区分所有者の費用負担の軽減及びインセンティブの更なる充実に向けた検討など、引き続きマンション再生の促進策を検討すること。

右決議する。

地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律案(閣法第31号)

(衆議院 2.4.16可決 参議院 5.11内閣委員会付託 5.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地域一般乗合旅客自動車運送事業者及び地域銀行が地域において提供する基盤的なサービスの重要性に鑑み、将来にわたって当該サービスの維持を図り、地域経済の活性化及び地域住民の生活の向上に資するため、これらの事業者に係る合併その他の行為について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「私的独占禁止法」という。)の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、合併等の認可等

- 1 私的独占禁止法の規定は、地域一般乗合旅客自動車運送事業者、地域銀行又はこれらの親会社が、主務大臣の認可を受けて行う合併等には、適用しない。
- 2 主務大臣は、合併等の認可をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

二、共同経営に関する協定の締結の認可等

- 1 地域一般乗合旅客自動車運送事業者は、他の地域一般乗合旅客自動車運送事業者等との間で、基盤的なサービスの提供のために、地域において公共交通網を形成する路線等のうち、共同し、又は分担して運送サービスを提供する路線等を定める行為等を行うことを内容とする共同経営に関する協定の締結を行おうとするときは、当該協定の締結について国土交通大臣の認可を受けることができる。
- 2 私的独占禁止法の規定は、1の認可を受けた共同経営に関する協定の締結には、適用しない。
- 3 国土交通大臣は、共同経営に関する協定の締結の認可をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

三、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行の日から10年以内に廃止するものとする。

【附帯決議】(2.5.19内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 合併等の認可、共同経営に関する協定の締結の認可に当たっては、認可基準への適合性の判断などを迅速に行うことでその効果の早期発現につなげるとともに、公正取引委員会との協議、連携を十分に行い、当該合併等、共同経営により一般消費者や基盤的サービスに係る利用者に対して不当に不利益をもたらすことがないように留意すること。
- 二 認可後の特定地域基盤企業等に対するモニタリングが適切に行えるよう必要な体制を整備すること。また、認可基準に適合しなくなると認めるときは速やかに必要な措置を講ずるとともに、公正取引委員会からの適合命令の請求が行われた場合にはその請求に適切に対応すること。
- 三 主務大臣と公正取引委員会との協議の状況や基盤的サービス利用者に対する不当な不利益の防止方策の検討過程等をできるだけ明らかにする等、透明性の高い運用を行うこと。
- 四 本法が法施行後10年以内に廃止するものとされていることへの対応に当たっては、特定地域基盤企業による基盤的サービスの提供の状況等について慎重な検討を行った上で、必要な措置を講ずること。また、当該検討の内容については、国会における審議等に資するよう適切に公開すること。
- 五 公正取引委員会の企業結合審査については、本法の対象とならない分野を含め、一般消費者の利益が確保されることを前提として、地域の実情等も踏まえつつ、できるだけ速やかに透明性の高い審査を実施すること。
- 六 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により創設される地域公共交通利便増進事業が利用者の立場に立った既存サービスの改善に資するものであることに鑑み、同事業と連携しつつ、複数事業者間における運賃、路線、運行時刻等に関する共同した取組が促進されるよう、地域の交通事業者及び地方公共団体に対し、財政及びノウハウなどハード・ソフト両面から、これまで以上の支援に努めること。
- 七 地域銀行の収益性や健全性を確保し金融仲介機能を十分に発揮することにより、地域企業や地域経済の発展と、新型コロナウイルス感染症の影響により事業継続に困難を来す事業者への支援に貢献できるよう、本法の特例措置のほか、担保・保証に過度に依存しない地域密着型金融や将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組を一層推進するなど、地域銀行における持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組を進めること。
- 八 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域基盤企業に与える影響を注視し、基盤的サービスの提供の維持が図られるよう、当該企業に対し必要な支援等を行うこと。
右決議する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第32号)

(衆議院 2.5.22可決 参議院 5.26地方創生及び消費者問題に関する特別委員会付託 6.3本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲に関する事項
住民に身近な行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするため、軌道法を改正し、軌道(路面電車、都市モノレール等)に関して都道府県知事が行う運輸開始の認可等の事務・権限のうち、一の指定都市の区域内のみにある路線に係るものについては、指定都市への移譲を行うこととする。
- 二、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等に関する事項
地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、都市計

画法を改正し、町村が都市計画を決定するに際し必要な都道府県知事の同意を要する協議については、同意を廃止して同意を要しない協議とするなど、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うこととし、関係法律の改正を行う。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

復興庁設置法等の一部を改正する法律案(閣法第33号)

(衆議院 2.5.22可決 参議院 5.27東日本大震災復興特別委員会付託 6.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災からの復興の状況を踏まえ、東日本大震災からの復興を重点的かつ効果的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、復興庁の廃止期限を令和13年3月31日まで延長するとともに、復興局の位置等を政令で定める。
- 二、復興推進計画及び復興整備計画の作成主体について、東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる区域として政令で定めるものである地方公共団体とする。
- 三、認定復興推進計画に係る課税の特例等の対象区域を、復興産業集積区域のうち、復興の状況を勘案して産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な区域として政令で定めるものに該当する区域とする。
- 四、復興交付金事業計画に係る特別の措置を廃止する。
- 五、福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、福島復興再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができるものとし、内閣総理大臣は、関係行政機関の長の同意を得てその認定をする。
- 六、福島県知事は、農用地の賃借権の設定等を受ける者、福島農林水産業振興施設の用に供するための農地等の転用に係る事項等を内容とする農用地利用集積等促進計画を定めることができるものとし、当該計画の定めるところにより賃借権の設定等が行われる場合等における農地法の特例を定める。
- 七、帰還環境整備事業計画の目的を住民の帰還及び移住等の促進を図るための環境の整備に、名称を帰還・移住等環境整備事業計画に改め、当該計画の記載事項に原子力災害の被災者以外の者による移住及び定住の促進を図るための環境を整備する事業等を追加する。
- 八、福島県知事は、特定事業活動（福島において特定風評被害に対処するための事業活動）の振興を図るために実施しようとする措置の内容等を記載した特定事業活動振興計画を作成することができるものとし、当該計画に定められた特定事業活動を実施する個人事業者又は法人について課税の特例等を定める。
- 九、復興債の発行期間を令和7年度までの5年間延長する。
- 十、令和9年度までに生じた日本郵政株式会社の株式処分等の収入を復興債の償還費用の財源に充てる。
- 十一、当分の間、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の財源を確保するため必要がある場合には、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定から電源開発促進勘定に繰り入れることができる。
- 十二、この法律は、一部の規定を除き、令和3年4月1日から施行する。

【附帯決議】(2.6.3東日本大震災復興特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 復興庁の設置期間を10年間延長するに当たり、これまでに実施された復興施策の総括を行い、今後の課題等を踏まえ、復興・創生期間後の各分野における取組、復興を支える仕組み及び組織について、被災地のニーズに基づき構築することにより、1日も早い復興を目指して取り組むこと。

- 二 復興・創生期間後の復興事業の進捗状況を踏まえ、5年目に当たる令和7年度に組織の在り方を検討することとなるが、被災地の実情により中長期的な対応が求められる事業については、5年を超えて事業支援を継続すること。
- 三 復興・創生期間後においても切れ目なく、安心感を持って復興に専念できるよう、十分な財源を確保すること。復興事業の財源については、復興特別所得税の上振れ分を見込むこととしているが、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済活動の停滞、景気の後退に伴う税収の減収も懸念されることから、復興事業が滞ることのないよう必要な財源を確保すること。
- 四 新型コロナウイルス感染症の拡大による被災地への影響の現状把握に努めるとともに、地元の要望を踏まえた経済支援策を実施し、復興事業が遅れることのないよう努めること。また、外出や移動の自粛により観光業等への影響が甚大であることから、収束後を見据えた支援策を検討すること。
- 五 復興庁が復興の司令塔として被災地のニーズにワンストップで対応できるよう、体制強化に努めること。これまで蓄積した復興に係るノウハウを関係行政機関と共有するとともに、復興の記録の収集・整理・保存等の取組を通じ、今後起こり得る大規模災害に活用していくこと。さらに、オンライン等の活用を含めた防災教育の拡充にも努めること。
- 六 岩手、宮城の復興局の位置を政令で定めるに当たっては、被災地地方公共団体の意見を十分に踏まえて決定するとともに、被災地の復興が着実に進展するよう十分に配慮すること。
- 七 心のケア等の被災者支援等については、時間の経過とともに生活環境の変化や経済問題等、今後の生活への不安に伴う相談が増え、専門的な対応がさらに求められていることから、実情の把握に努め、中長期にわたる継続した対策を講ずること。また、被災者のコミュニティ形成や居場所づくりを支援するNPO法人等に対する支援を講ずること。児童生徒への心のケアは長期にわたることを踏まえ、特別な教員加配、スクールカウンセラー等の配置等の支援策を今後も継続すること。
- 八 人口減少に歯止めがかかっていない被災地に対し、移住・定住促進策の一層の展開を図ること。
- 九 土地区画整理事業等による宅地造成後に生じた空き区画等の利用を促進するため、その解消に向けた必要な措置を講ずること。また、移転跡地の利活用促進に向けた必要な措置を講ずること。
- 十 政令で定めるとされる復興推進計画及び復興整備計画の対象地域、復興特区税制の対象地域については、復興状況や必要となる事業の見込みだけでなく、被災地の意見にも十分に配慮すること。
- 十一 帰還困難区域の特定復興再生拠点区域について、計画期間内での避難指示解除を確実に実現すべく、国の責任の下で除染、廃棄物の処理等を実施し、それぞれの地域の実情に応じた整備に取り組むこと。また、特定復興再生拠点区域外における避難指示解除のための具体的な方針を示し、将来的に全ての帰還困難区域における避難指示を解除できるよう取り組むこと。
- 十二 帰還・移住等環境整備交付金については、福島県及び対象市町村がその地域の特性に即して自主的かつ主体的に事業を実施できるよう十分な予算を確保するとともに、新しい住民の定着につながる魅力的なまちづくり等に資するよう、柔軟な執行に努めること。また、帰還政策に加え、移住政策が推進されるとしても、自主避難者、県外避難者を含めた避難者の人権を最大限尊重し、最後の1人に至るまで必要な支援を継続すること。
- 十三 避難指示解除区域等の農業については、地元の担い手に加えて、意欲を持った外部からの参入を進めるとともに農地の利用集積や6次産業化施設の整備を促進し、営農再開の加速化を図ること。また、福島県知事による農用地利用集積等促進計画の作成に当たっては、所有者不明農地を含めた一体的な権利設定や農地転用等の特例を十分に活用できるよう、福島県や対象市町村と連携し、技術的な助言など必要な支援を行うこと。
- 十四 福島イノベーション・コースト構想の推進の中核的な機関である公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構の法定化に伴い、産業集積や人材育成等の取組を更に進めるため、国職員派遣による人的支援や財政的支援、関係省庁による一層の連携強化など、機構が十分に活動できるよう総合的に支援すること。また、同構想を進めるに当たっては、地元の企業の参画と

- 地元の若者の人材育成等に資するよう配慮すること。併せて原子力被災12市町村の事業・生業の再建については、公益社団法人福島相双復興推進機構を通じて、福島県や市町村等と連携しながら、きめ細やかな支援を引き続き行うこと。
- 十五 あらゆるチャレンジが可能な地域として、福島の浜通り地域等に国内外の研究機関や大学、企業等と呼び込むため、国際教育研究拠点を推進するとともに、福島ロボットテストフィールド等の拠点を核として、地域全体が研究・実証フィールドとして活用されるよう、研究開発や実証の促進等に資する規制緩和等を検討すること。
- 十六 根強く残る福島の農林水産物等の風評被害払拭のため、生産から流通、消費に至るまでの総合的な施策を継続的に講ずるとともに、諸外国・地域における輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけや海外における風評対策を強化すること。
- 十七 福島イノベーション・コースト構想の推進に資する事業を実施する事業者や風評被害に対処するための事業活動を実施する事業者に対する税制措置については、より多くの事業者が課税の特例を受けられるよう配慮すること。
- 十八 福島の森林・林業の再生に向けた「ふくしま森林再生事業」等については、復興・創生期間後も支援を継続し、事業を実施するための予算を十分に確保するとともに、現行の対象地域での推進を図ること。
- 十九 福島県知事が作成する福島復興再生計画の認定に当たっては、福島県及び市町村が地域の実情を踏まえて、自主的かつ主体的に事業を実施することを旨として認定されるものとする。また、福島復興再生計画に掲げる取組を確実に実施できるよう十分な予算を確保すること。
- 二十 福島復興再生基本方針を変更するに当たっては、地元の意見を丁寧に聴き、これに寄り添った対応をとること。
- 二十一 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けて、使用済燃料及び燃料デブリの取出し作業に際して、周辺環境に影響を与えることのないよう東京電力に対する指導・監督を徹底するとともに、今後の廃炉作業を担う人材の育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善等について東京電力と国が一体となって取り組むこと。また、使用済燃料及び燃料デブリを含む放射性廃棄物について、国の責任の下で、適切に処分が行われるよう議論を進めること。
- 二十二 令和2年度の間貯蔵施設事業の方針に沿って除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入を計画的に進めるとともに、中間貯蔵開始後30年以内の福島県外での最終処分の完了が確実になされるよう、国が責任を持って取り組むこと。
- 二十三 東京電力福島第一原子力発電所で増え続ける、いわゆるALPS処理水の処分方法については、更なる議論を尽くし地元をはじめとする国民の理解を得た上で慎重かつ丁寧に決定すること。
- 二十四 日本郵政株式会社の株式の売却収入は、貴重な復興財源であることから、株式の売却に当たっては、売却収入が少しでも多く得られるよう株式市況を見極めて売却時期を慎重に判断すること。
- 二十五 エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定から電源開発促進勘定へ繰入れを行う場合は、その用途を真に福島の復興・再生に資する事業に限定し、透明性を確保するとともに、将来的にエネルギー需給勘定へ確実に繰戻しを行うこと。
- 二十六 国際リニアコライダー計画は東北が世界的候補地になっていることから、その推進は福島イノベーション・コースト構想と並んで東北をフィールドとした科学イノベーションの創出による「新しい東北」に資するものであり、国内誘致に向け関係機関と検討を進めること。
- 右決議する。

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案(閣法第34号)

(衆議院 2.5.12修正議決 参議院 5.15厚生労働委員会付託 5.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、社会経済構造の変化に対応し、年金制度の機能強化を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、一定の要件に該当する短時間労働者を厚生年金保険及び健康保険の適用対象とすべき特定適用事業所の範囲について、令和4年10月1日以降は使用される特定労働者の総数が常時100人を超える適用事業所とするものとし、令和6年10月1日以降は当該総数が常時50人を超える適用事業所とするものとする。
- 二、弁護士、公認会計士等の法律又は会計に係る業務を行う事業の事業所又は事務所であって、常時5人以上の従業員を使用するものについて、厚生年金保険及び健康保険の適用事業所とするものとする。
- 三、受給権者が被保険者である場合の老齢厚生年金の額について、毎年9月1日を基準日とし、基準日の属する月前の被保険者であった期間を基礎として、基準日の属する月の翌月から改定するものとする。
- 四、65歳未満の被保険者に支給する老齢厚生年金の支給停止について、65歳以上の被保険者に支給する老齢厚生年金の支給停止の仕組みと同じものとする。
- 五、老齢基礎年金及び老齢厚生年金等の繰下げ受給の上限年齢を70歳から75歳とする。
- 六、確定拠出年金法における企業型年金の加入要件について、65歳未満等の要件を削る。また、同法における個人型年金の加入要件について、60歳未満の要件を削るとともに、国民年金の任意加入被保険者は、個人型年金加入者となることができるものとする。
- 七、確定拠出年金法における老齢給付金の受給開始時期の上限年齢を70歳から75歳とする。
- 八、児童扶養手当は、受給資格者が障害基礎年金等を受給できるときは、政令で定めるところにより、当該障害基礎年金等の給付（子を有する者に係る加算に係る部分に限る。）の額に相当する額を支給しない。
- 九、この法律は、一部を除き、令和4年4月1日から施行する。

なお、衆議院において、八の政令等を定めるに当たっては、監護等児童が2人以上である受給資格者に支給される児童扶養手当の額が監護等児童が1人である受給資格者に支給される同手当の額を下回らないようにするものとする規定のほか、本法施行後の検討は、国民年金の調整期間の見通しが厚生年金保険の調整期間の見通しより長期化していること等を踏まえて行うものとする等の検討条項を追加する修正が行われた。

【附帯決議】(2.5.28厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、被用者保険の適用については、被用者には被用者保険を適用するとの考え方に立ち、個人事業所に係る適用業種の見直しも含めた更なる適用拡大に向け、検討を促進すること。特に、短時間労働者に対する被用者保険の適用に係る企業規模要件については、あくまで経過措置として規定されたものであり、本来撤廃すべきものであることから、被用者保険の適用拡大により保険料負担が増加する中小企業に対する支援の拡充等を進めつつ、できる限り早期の撤廃に向け、速やかに検討を開始すること。あわせて、労働時間要件及び賃金要件に係る適用拡大についても検討に着手し、早期に必要な措置を講ずること。
- 二、被用者保険適用の可能性があるにもかかわらず、適用されずに取り残されている労働者について適用の徹底を図るとともに、労働政策と連携を図りつつ、脱法的な被用者保険の適用逃れを防止するための対策を講ずること。あわせて、厚生年金保険の適用・徴収対策に係る日本年金機構の組織体制の強化を進めること。
- 三、複数の雇用関係に基づき複数の事業所で勤務する者が、いずれの事業所においても単独では適用要件を満たさないが労働時間等を合算して適用要件を満たす場合について、更なる企業規模要件の見直しとあわせ、実務上の実行可能性も踏まえつつ、雇用保険の取扱い等も考慮し、該当する労働者にふさわしい保障の在り方について検討を行うこと。
- 四、次期財政検証に向けて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う急速な景気後退や暮らし方、働き方の変化等による社会経済への長期的な影響等について、早期に検討を開始し、その結果を

踏まえた財政検証を実施すること。加えて、次期財政検証では、全要素生産性上昇率や実質賃金上昇率の長期の前提について足下の状況を踏まえ、現実的かつ多様な経済前提の下でその結果を示すとともに、モデル年金世帯以外の多様な世帯の所得代替率を試算するなど、より実態に即した検証を行うこと。

五、前回の財政検証後に行われたピアレビューで指摘された確率的将来見通しと分布推計について、引き続きその実現について指摘されている様々な課題を含めて検討を行い、その検討結果を公表すること。

六、基礎年金制度の創設時において、基礎年金が国民の老後生活の基礎的部分を保障するものとして設定された経緯も踏まえ、将来の所得代替率の低下が見込まれる基礎年金の給付水準の引上げ等を図るため、国民年金の加入期間を延長し、老齢基礎年金額の算定の基礎となる年数の上限を45年とすることについて、基礎年金国庫負担の増加分の財源確保策も含め、速やかに検討を進めること。

七、年金の繰下げ受給については、年金額が増額される一方で、加給年金や振替加算が支給されない場合があることや、社会保険料、所得税、住民税等の負担が増加することについても、国民に分かりやすい形で周知徹底するとともに、国民が年金額と社会保険料等の負担の変化を簡易にイメージできるような方策を検討すること。

八、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）等が管理・運用する年金積立金については、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことから、市場の動向等を踏まえた適切なリスク管理を行うこと。また、国民が理解しやすい情報開示に努めるとともに、会計検査院から開示を求められていたストレステスト等の中長期のリスク情報については、GPIFの業務概況書に記載するなど少なくとも年1回は公表すること。なお、GPIFの経営委員会の委員構成など年金積立金の管理運用に関して、諸外国の実態にも倣い、被保険者の代表の意向が適切に反映されること等を念頭に置いた制度運営や見直しの検討を行うこと。

九、自営業者等の高齢期の経済基盤の充実を図るため、国民年金基金や個人型確定拠出年金（iDeCo）への加入の促進を図ること。また、個人型確定拠出年金の加入者手数料等に係る透明性を確保するため、国民年金基金連合会等に対し、手数料の算定根拠に関する情報公開を定期的に行うよう促すこと。

十、昭和61年の制度創設以降、共働き世帯が著しく増加しているといった時代の変化を踏まえ、国民年金第三号被保険者制度の在り方について検討を進めること。

十一、年金生活者支援給付金の在り方については、低所得である高齢者等の生活状況、低所得者対策の実施状況、老齢基礎年金の額等を勘案し、総合的に検討すること。

十二、今後、社会保障の支え手である現役世代の負担増が見込まれる中、特に子育て世代の負担軽減を図るため、被用者保険には産前産後・育児休業期間の保険料の免除制度が設けられていることを踏まえ、財政負担の在り方にも留意しつつ、国民年金における本法附則第2条第4項の検討と併せて国民健康保険の保険料における配慮の必要性や在り方等についても検討すること。

右決議する。

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(閣法第35号)

(衆議院 2.4.2可決 参議院 4.6農林水産委員会付託 4.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における家畜人工授精及び家畜受精卵移植をめぐる状況の変化に鑑み、家畜人工授精用精液又は家畜受精卵（以下「家畜人工授精用精液等」という。）の保存等に関する規制を強化するとともに、特にその適正な流通を確保する必要がある家畜人工授精用精液等について容器への表示等の規制を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、家畜人工授精用精液等の安全性及び品質の適切な管理のための措置の強化

- 1 家畜人工授精所等以外の場所で、家畜人工授精用精液等を保存してはならないこととする。
- 2 家畜人工授精所等において衛生的に保存されていることその他の農林水産省令で定める基準に適合しない家畜人工授精用精液等を譲渡等してはならないこととする。

二、特に適正な流通を確保する必要がある家畜人工授精用精液等の規制の整備

- 1 農林水産大臣は、高い経済的価値を有することその他の事由により特にその適正な流通を確保する必要がある家畜人工授精用精液等を、特定家畜人工授精用精液等として指定することができることとする。
- 2 獣医師又は家畜人工授精師は、特定家畜人工授精用精液等を容器に収めたときは、当該容器に、当該特定家畜人工授精用精液等に係る種畜の名称その他の農林水産省令で定める事項の表示をしなければならないこととする。
- 3 家畜人工授精所の開設者は、特定家畜人工授精用精液等の譲受け、譲渡し、廃棄又は亡失をしたときは、遅滞なく、譲受け、譲渡し、廃棄又は亡失に関する事項を譲渡等記録簿に記載しなければならないとし、10年間保存しなければならないこととする。

三、行政庁の監督権限の強化等

農林水産大臣又は都道府県知事は、一の2に違反して家畜人工授精用精液等を譲渡した者に対し、その譲渡した家畜人工授精用精液等の回収及び廃棄等を命ずることができることとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(2.4.14農林水産委員会議決)

和牛を始めとする我が国の畜産物は世界的にも評価が高まっており、その安定的な生産のために必要となる家畜人工授精用精液・受精卵は長年にわたる改良の成果である付加価値の向上により知的財産としての価値を有し、我が国畜産における競争力の源泉の一つとされている。これが不正に流通することのないよう、その管理保護を強化することは、我が国畜産の振興を図る上で極めて重要な課題である。

よって、政府は、両法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 国内における不正流通のリスクを低減するため、各地域での実情に応じた家畜人工授精用精液・受精卵の流通管理の仕組みを構築することが肝要である。そのため、国が適切な流通管理のための方針を示すなど主導的にその構築を推進すること。
- 二 家畜人工授精用精液・受精卵の不正な海外持ち出し等の防止を徹底するため、畜産関係者はもとより、動物検疫所、税関、空海港管理組織、運輸業者、液体窒素の供給事業者等の協力・連携体制を構築・強化すること。
- 三 家畜人工授精用精液・受精卵の流通管理において重要な役割を果たしている家畜人工授精師が不断に技術や知識を磨くための機会の確保に努めること。
- 四 家畜人工授精用精液・受精卵の流通規制の強化等に当たっては、現場が混乱することのないよう、その周知徹底を図り、確実な実施を担保するとともに、現場の負担を極力軽減するよう十分配慮すること。
- 五 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に係る新たな制度については、家畜遺伝資源の知的財産としての価値を強力に保護するため、その趣旨及び内容を幅広く関係者に周知し、不正競争の未然防止に努めること。
- 六 和牛の遺伝的多様性を確保するためにも、国や県の施策によって、個人や民間における多様な種雄牛の造成が妨げられないようにすること。
- 七 外国産WAGYUが国外で流通している実態を踏まえ、国内外の市場における我が国の和牛ブランドの確立・浸透の取組を一層強化すること。
- 八 国内外における我が国畜産物の需要増に対応するため、中小規模の家族経営も含めた生産基盤の強化による増産への取組を支援すること。
- 九 新型コロナウイルス感染症の影響により、和牛の需要が減少し、在庫が大幅に増加している状

況を踏まえ、生産基盤を維持するとともに、生産・流通・消費が円滑に進むための措置を講ずること。

- 十 我が国畜産振興に影響を及ぼすアフリカ豚熱の侵入脅威に対処するため、輸入禁止畜産物を所持した者の入国を阻止するための制度について早急に検討すること。
右決議する。

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案(閣法第36号)

(衆議院 2.4.2可決 参議院 4.6農林水産委員会付託 4.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、家畜遺伝資源の生産事業者間の公正な競争を確保するため、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、「不正競争」の定義

この法律において、「不正競争」とは、人を欺く等の行為により家畜遺伝資源を取得する行為(以下「不正取得行為」という。)、不正取得行為等により取得した家畜遺伝資源を使用する等の行為、不正取得行為等が介在したことを知って、又は重大な過失により知らずに、家畜遺伝資源を取得する等の行為、不正の利益を得る目的で、又は家畜遺伝資源生産事業者に損害を加える目的で、契約により明示された制限を超えて家畜遺伝資源を使用する等の行為をいうこととする。

二、差止請求、損害賠償

1 差止請求権

不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある家畜遺伝資源生産事業者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができることとする。

2 損害賠償

不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずることとする。

三、罰則

不正の利益を得る目的で、又はその家畜遺伝資源生産事業者に損害を加える目的で、人を欺く等の行為により、家畜遺伝資源を取得した場合等には、当該違反行為をした者は、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(2.4.14農林水産委員会議決)

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(閣法第35号)と同一内容の附帯決議が行われている。

種苗法の一部を改正する法律案(閣法第37号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、植物の新品種の育成者権の適切な保護及び活用を図るため、輸出先国又は栽培地域を指定して品種登録された登録品種についての育成者権の効力に関する特例の創設、育成者権の効力が及ぶ範囲の例外を定める自家増殖に係る規定の廃止、品種登録簿に記載された登録品種の特性の位置付けの見直し、品種登録審査実施方法の充実・見直し等の措置を講じようとするものである。

道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第38号)(先議)

(参議院 2.3.30内閣委員会付託 4.3本会議可決 衆議院 6.2可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、高齢運転者対策の推進に関する規定の整備

- 1 75歳以上の者のうち一定の基準に該当するものは、運転免許証の更新を受けようとする場合には、運転技能検査を受けていなければならないこととするとともに、その結果が一定の水準に達しない者に対し、公安委員会は運転免許証の更新をしないことができることとする。
- 2 運転免許を受けた者は、公安委員会に対し、運転免許に、その者が運転することができる自動車等の種類を限定するなど一定の条件を付すことを申請することができることとする。

二、運転免許の受験資格の見直し等に関する規定の整備

一定の教習を修了した者は、19歳以上であり、かつ、普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上である場合には、受験資格の特例として、第二種運転免許の運転免許試験を受けることができることとする。特例により取得した免許を現に受けている者であって、若年運転者期間に自動車等の運転に関し道路交通法の規定等に違反する行為をし、一定の基準に該当することとなったものに対し、若年運転者講習の受講を義務付けるとともに、公安委員会は、講習の通知を受けた者が講習を受けないと認めるとき等は、その者が特例により受けている免許を取り消さなければならないこととする。

三、悪質・危険運転者対策の推進に関する規定の整備

他の車両等の通行を妨害する目的で、交通の危険のおそれのある方法により一定の違反行為をし、よって著しい交通の危険を生じさせた者に対する罰則を創設し、運転免許の取消しの対象に追加する。

四、その他の規定の整備

乗合自動車の停留所等における駐停車の禁止から除外する対象の拡大、車輪止め装置の取付けの措置による違法駐車行為の防止に係る規定の削除等をする。

五、施行期日

この法律は、三及び四を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。三については公布の日から起算して20日を経過した日、四については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(2.4.2内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 高齢運転者対策として導入される運転技能検査については、その目的が重大事故の防止であることに鑑み、可能な限り明確な判定基準を定め可否を客観的に判断できるようにすること。
- 二 高齢運転者に対して公安委員会が行うこととされている運転技能検査、認知機能検査及び高齢者講習等に関する業務を自動車教習所等に行わせる場合においては、適切な委託料の設定、警察による支援等により、自動車教習所等の負担が過度なものとならないよう留意すること。
- 三 高齢運転者が運転免許を返納した後においても日常生活に支障が生ずることのないよう、国及び地方公共団体が協力し、地域公共交通網の整備・維持に向けた施策を推進すること。
- 四 第二種免許の受験資格の見直しに当たっては安全確保を最優先とする必要があることから、旅客自動車運送事業者等が免許を取得した者に対して講ずる指導、監督等においては、関係省庁の連携の下で、事業者への安全指導を強化するとともに、安全対策に万全を期すこと。
- 五 地域公共交通や物流の担い手である自動車運送業務における人材確保のため、旅客自動車運送事業等の経営実態等も踏まえ、長時間労働の是正に向けた労働環境整備を推進すること。
- 六 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）を未然に防止するため、罰則の対象行為、法定刑等について周知徹底するとともに、取締りの実効性を確保するため、ドライブレコーダーの普及促進に向けた広報に努めること。

右決議する。

割賦販売法の一部を改正する法律案(閣法第39号)(先議)

(参議院 2.5.1経済産業委員会付託 5.13本会議可決 衆議院 6.16可決)

【要旨】

本法律案は、情報技術の進展に伴い、近年、高度な技術的手法を用いた新たな与信審査が可能となっているとともに、電子商取引の拡大により、少額の包括信用購入あっせんに係る取引が増加している状況に鑑み、新たな手法により与信審査を行う事業者の認定制度及び少額の包括信用購入あっせんを行う事業者の登録制度の創設を行い、あわせて、決済方法の多様化を踏まえてクレジットカード番号等の適切な管理を行うべき者の対象を拡大する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 新たな手法により与信審査を行う事業者の認定制度の創設

包括信用購入あっせん業者は、利用者の支払能力に関する情報を高度な技術的手法を用いて分析することにより適確に利用者支払可能見込額を算定することができる場合には、経済産業大臣による認定を受けられることとし、認定事業者は、当該認定に係る方法による利用者支払可能見込額の算定をもって包括支払可能見込額調査に代えることができるものとする。

二 少額の包括信用購入あっせんを行う事業者の登録制度の創設

クレジットカード等の極額額が政令で定める金額以下の額の包括信用購入あっせんを行う事業者について、新たな登録制度を創設し、これに係る純資産の資本金に対する割合等に係る規定を措置するとともに、登録事業者は、当該登録に係る利用者支払可能見込額の算定方法により包括信用購入あっせんを業として営むことができるものとする。

三 クレジットカード番号等の適切な管理を行うべき者の対象の拡大

大量のクレジットカード番号等を取り扱う新たな形態の事業者(決済代行業者、コード決済事業者、ECモール事業者等)についても、クレジットカード番号等の適切管理を義務化する。

四 その他

包括信用購入あっせん業者から利用者に対する書面交付の義務の見直しや包括信用購入あっせん業者に対する業務停止命令の導入等の措置を講ずる。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(2.5.12経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 蓄積されたデータ等を活用した新たな手法により与信審査を行う包括信用購入あっせん業者の認定制度の創設に当たっては、利用者への過剰与信防止の実効性が十分に確保されるよう、その審査手法の妥当性・透明性・公正性等について事前及び事後のチェックを適確に行える規制体制を整備すること。その際、新たな与信審査において用いられる利用者の個人情報とその利用目的との関係で適正に取り扱われているか等についても、適切に指導監督を行うこと。

二 利用者への過剰与信防止・多重債務防止の観点からは、指定信用情報機関への情報集約が重要な機能を果たしていることに鑑み、その運用・システムに係る利便性の改善やコスト低減への取組等を更に進めること。

三 少額の包括信用購入あっせんを行う事業者の登録制度の創設に当たっては、キャッシュレス決済手段の多様化や成年年齢の引下げも踏まえ、消費者保護の観点から、特に若年層を中心とした消費者教育や、消費生活相談員の拡充を始めとした消費者相談体制の充実に努めること。また、書面交付の電子化に伴い、事業者に対し、利用者に分かりやすく効果的なプッシュ型の情報提供が行われるよう促すとともに、利用者に対しても、契約内容、利用情報、催告通知を確認することの重要性について啓発活動を推進すること。

四 近年、割賦販売法や資金決済法の適用のない立替払い型の後払い決済サービスに関し、国民生活センターへの相談件数が増加していることに鑑み、消費者トラブル防止に向けた事業者による

自主的な取組・対応を促進するとともに、その実態を踏まえつつ、個別方式のクレジットに係る2か月内払いの取引について加盟店とのトラブル防止のための対策を講じること。

また、クレジットカード決済を利用した2か月内払いの取引に係る消費者トラブルの増加に対し、事業者による自主的取組の実態把握を確実にを行い、カード発行会社から加盟店契約会社等への苦情伝達の連携や苦情に対する対処の在り方など必要な対策を講じること。

五 海外の加盟店契約会社等を経由する不適正な取引の排除等に向けて、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録義務の履行状況を適切に把握し、違反事業者の速やかな是正に向けた取組を進めること。

六 決済関連法制の横断化に向けては、AI・ビッグデータやブロックチェーンといった近時の技術革新の進展及び国際的な動向等を踏まえ、利用者・事業者双方にとってシームレスで利便性の高い制度となるよう、関係省庁間で緊密に連携し、その具体的な検討を更に進めること。その際、消費者保護の観点からは、規制のすき間が生じることのないよう、その制度設計に特に留意すること。

右決議する。

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第40号)

(衆議院 2.5.28可決 参議院 6.1財政金融委員会付託 6.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るため、金融サービス仲介業の創設、第一種資金移動業等の種別を設ける等の資金移動業に関する規制の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、金融商品の販売等に関する法律の一部改正

- 1 金融商品の販売等に関する法律の題名を「金融サービスの提供に関する法律」に改める。
- 2 金融サービス仲介業を、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務のいずれかを業として行うこととし、それぞれの業務について、顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする金融サービスの取扱いを含めないこととする。
- 3 金融サービス仲介業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ行ってはならないこととする。

二、金融商品取引法の一部改正

金融商品取引業者等による店頭デリバティブ取引情報の報告について、取引情報蓄積機関に当該情報を提供する形に一本化する。

三、資金決済に関する法律の一部改正

- 1 金銭債権を有する受取人からの委託により、債務者から弁済として資金を受け入れ、受取人に当該資金を移動させる行為等であって、受取人が個人であること等の一定の要件を満たすものは、為替取引に該当するものとする。
- 2 資金移動業に、第一種資金移動業、第二種資金移動業及び第三種資金移動業の種別を設ける。
- 3 資金移動業者は、第一種資金移動業を営もうとするときは、業務実施計画を定め、認可を受けなければならないこととする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二及び三については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(2.6.4財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 本法律の施行に当たっては、情報通信技術の発展や多種多様な利用者ニーズなど金融を取り巻

く環境が今後も変化していくことを踏まえ、法制度の在り方について引き続き検討を加え、適時適切な見直しを行うこと。その際、利用者の保護を十分に図るとともに、我が国の金融機能の安定と市場の公正が確保されるよう留意すること。

- 二 金融サービス仲介業の取扱い可能な金融商品・サービスについては、金融商品へのアクセス向上などの利便性と顧客が負うリスクのバランスを十分に考慮して定めること。その際、当初は日常生活に定着しているなど高度な説明を要せず、顧客に分かりやすい金融商品・サービスに限定し、国民の金融リテラシー及び技術進展など環境の変化に応じて検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 三 金融サービス仲介業者の賠償資力となる保証金の額を定めるに当たっては、イノベーションの促進による利用者の利便の向上を考慮しつつも、顧客等の保護の観点に十分に配慮すること。
- 四 金融サービス仲介業者における手数料等については、適切な競争が働くよう積極的な開示を促すとともに、利用者が仲介業者の中立性を適切に判断できるよう、金融機関との委託関係・資本関係の有無などの情報開示に努め、利用者が不利益を被ることがないようにすること。
- 五 金融サービス仲介業務に係る重要な事項の顧客に対する説明については、対面及びオンラインのいずれによる仲介においても、顧客が十分に金融商品・サービスを理解することが可能となるよう、利用者保護の観点から適切に指導・監督すること。
- 六 金融サービス仲介業務においては、対面及びオンラインのいずれによる場合にも、適合性原則の遵守及び顧客本位の業務運営の徹底により、顧客の意向が十分に満たされ、顧客が想定外の損失を被ることがないように適切な指導・監督を行うこと。
- 七 顧客情報の取扱いについては、金融サービス仲介業務を通じて取得する顧客情報が広範にわたることも踏まえ、仲介業者の情報管理体制に対する適切な指導・監督を行うこと。また、顧客情報の第三者への提供の際に必要な本人の同意については、顧客がその内容を十分に理解し、顧客の真意が適切に反映されるよう指導・監督を行うこと。
- 八 金融サービス仲介業が取り扱う業務に対しては、顧客保護等に関する現行の業法規制を準用し、既存の金融業及び金融仲介業との間における同等の扱いを確立すること。
- 九 金融サービス仲介業に対する適切な規制体系を構築する観点から、法令に基づく規制と柔軟かつ機動的な対応を行い得る自主規制との連携を十分に図るよう努めること。その際、今後設立される自主規制機関への加入に向けた取組についても十分配慮すること。
- 十 金融サービス仲介業の利用により発生した紛争の迅速・簡便・柔軟な解決に向け、現行制度と比べて利用者保護に不足が生じることがないように、自主規制機関や指定紛争解決機関による解決制度の今後の周知徹底及び事例の公表に努めること。
- 十一 オンラインによる金融サービスの提供と実店舗における対面によるサービスの提供との間の競争や両者の特性の違いをいかしたサービスの提供が適切に行われるよう配慮し、既存の業態の店舗網や雇用が過度に失われることがないように留意すること。
- 十二 収納代行については、今後も継続してその実態把握に努め、利用者保護の観点から制度整備の在り方について、引き続き検討を行うこと。また、為替取引として規制される対象範囲の明確化を図り、事業者の予見可能性を高めるよう配慮するとともに、為替取引に該当するときには、資金移動業の登録が必要となることを周知すること。
- 十三 前払式支払手段発行者に対する利用者の保護等に関する措置を定めるに当たっては、サービスの提供実態や利用状況を把握して、利用者保護が十分に図られるようにするとともに、自主規制ルールの策定状況を十分に踏まえつつ、適切な指導・監督を行うこと。
- 十四 第一種資金移動業については、送金上限額が設けられていないことに鑑み、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策規制の遵守態勢の確立に向けた実効的な指導・監督体制の整備を行うこと。

また、第三種資金移動業については、利用者のニーズと利用者保護を考慮した送金上限額を設定するとともに、利用者資金を自己の財産と分別した預貯金等で管理する資金移動業者に対しては、業者の破綻時の利用者保護を踏まえた必要な対策・措置を講ずること。

十五 送金サービスの利用者資金の保全に係るタイムラグが指摘されていることに鑑み、その保全方法については、事業の運用状況を踏まえて利用者保護及び金融システムの安定性確保の観点から更なる検討を進めるとともに、可能な限り送金コストの低減を図るため、取扱送金額及びビジネスモデルに応じた最適な方法を引き続き検討すること。その際、手続の電子化・効率化など、事業者の負担軽減にも十分配慮すること。

十六 本法律の施行に関し措置した政令等や本法律施行後の状況等については、国会に対して十分説明すること。

十七 金融サービスの高度化・多様化を踏まえ、金融機関等におけるセキュリティ向上を図るためのシステム等について、その開発・導入が促進されるよう必要な措置を講ずること。

十八 少額与信を伴うキャッシュレス決済の普及により多重債務問題が生じないよう、その実態把握に努めるとともに、過剰与信の制度的な防止の観点から、貸金業法等の関係法制の厳正な運用を図り、適切な指導・監督を行うこと。

十九 実効性のある金融検査・監督の実施に向けて、地域において金融サービス仲介業者等の検査及び監督を主に担当する財務局も含め、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保及び機構の体制整備に努めること。

右決議する。

公益通報者保護法の一部を改正する法律案(閣法第41号)

(衆議院 2.5.22修正議決 参議院 6.3地方創生及び消費者問題に関する特別委員会付託 6.8本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、公益通報者及び通報対象事実の範囲の拡大

- 1 公益通報者の範囲に、労働者であった者、派遣労働者であった者及び役員を追加する。
- 2 通報対象事実の範囲に、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律として別表に掲げるものに規定する過料の理由とされている事実を追加する。

二、公益通報者の保護の強化

- 1 権限を有する行政機関等に対する通報の保護要件について、公益通報者の氏名等を記載した書面を提出する場合を追加する。また、被害の拡大の防止等に必要と認められる者に対する通報の保護要件について、個人の財産に対する損害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合等を追加する。
- 2 事業者は、公益通報をした公益通報者に対して、損害賠償を請求することができない。

三、事業者がとるべき措置等

- 1 事業者は、公益通報対応業務に従事する者を定めなければならないほか、公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとらなければならない。
- 2 常時使用する労働者の数が300人以下の事業者については、1は努力義務とする。
- 3 1の公益通報対応業務の従事者又は従事者であった者は、正当な理由がなく、その公益通報対応業務に関して知り得た事項であって公益通報者を特定させるものを漏らしてはならない。
- 4 権限を有する行政機関は、公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとらなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、1に関し必要があると認めるときは、事業者に対して、助言、指導、勧告等を行うことができるほか、勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 6 3の規定に違反して3に規定する事項を漏らした者は、30万円以下の罰金に処する。

四、この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、附則の検討規定に、検討対象として、公益通報をしたことを理由とする公益通報者に対する不利益な取扱いの「裁判手続における請求の取扱い」を明記する修正が行われた。

【附帯決議】(2.6.5地方創生及び消費者問題に関する特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 本法の改正趣旨や各条項の解釈等について、現行の公益通報者保護法及び公益通報窓口とともに、労働者、退職者、役員、事業者、地方公共団体、関係行政機関等に十分周知徹底すること。周知に当たっては、公益通報者として保護される要件を分かりやすく解説するとともに、公益通報者保護法の認知度が低いことを踏まえて、認知度が上がらなかった要因を分析し、それを解消する工夫を図ること。
- 二 内部通報制度に対する労働者等の信頼性を高め、かつ、内部通報制度の導入に向けた事業者のインセンティブの向上を図るため、第三者認証制度の創設も含め、内部通報制度認証の更なる普及促進を図ること。
- 三 役員による事業者外部に対する公益通報の保護要件として求められる調査是正措置について、役員による公益通報を過剰に抑制するようなことがないよう、事業者内部における通報対象事実の是正可能性の有無・程度や、公益通報をした役員に対する不利益取扱いの蓋然性に留意した調査是正措置の在り方に関する考え方を明らかにすること。
- 四 本法に基づき内閣総理大臣が定める指針において内部通報体制整備義務の内容を定めるに当たっては、法令遵守の促進の観点に加え、通報者への不利益取扱いの防止や通報者の氏名等の秘密の保持など通報者保護の観点を明確化するほか、内部通報に関する具体的な記録の作成・保管等を通じて、各事業者における内部通報制度の利用状況や通報者保護の状況を事後的に検証できる仕組みとするよう検討すること。
- 五 中小事業者を含め実効的な内部通報体制の整備が促進されるよう、事業者の業種、規模等に応じて導入可能な内部通報体制の好事例の周知、業界団体等による共通窓口の設置支援など効果的な普及・促進に努めること。
- 六 消費者庁は、内部通報体制整備義務の履行を徹底するため、消費者庁内部の人材育成・人員増強を行うとともに、将来的に不利益取扱いをした事業者に対する行政措置を十分に担うことのできる体制を整えるため、外部の専門家の知見の活用も含め、組織的基盤の強化を図ること。
- 七 消費者庁は、内部通報体制整備義務の履行に関する行政措置を行うに当たり、その円滑・確実な実施に向けて関係行政機関の協力を得つつ運用すること。
- 八 公益通報対応業務従事者が守秘義務を確実に守りつつ不安を感じることなく公益通報対応業務に臨めるよう、具体的な業務における留意事項等を定めたガイドラインを整備するとともに、必要な研修・教育を十分に行うこと。
- 九 公益通報対応業務従事者等の守秘義務が解除される「正当な理由」については、通報者が安心して通報できるよう詳細な解釈を明らかにするほか、事業者がとるべき措置に関して考え方を明らかにすること。また、通報対象事実の調査及びその是正に必要な措置等を講ずる過程における過失又は周辺状況からの推測等により通報者の氏名等が不要に漏らされることのないよう、調査及びその是正に必要な措置等の手法に関する好事例の収集・周知等を行い、適切な公益通報対応体制の整備の促進に努めること。
- 十 行政機関における公益通報対応体制の整備義務の履行が徹底されるよう、小規模な地方公共団体における公益通報対応体制の在り方について検討を行い、必要な支援策を講ずること。
- 十一 通報をしようとする者が事前に相談する場が必要であることから、民間における通報・相談の受付窓口の更なる充実に関し、日本弁護士連合会等に協力を要請するとともに、国及び地方の行政機関における通報・相談の受付窓口の整備・充実を努めること。
- 十二 消費者庁に開設する一元的相談窓口において、通報者からの相談対応の一層の充実を図るとともに、通報者への十分な支援を行うこと。また、行政機関が不適切な通報対応を行った事例が生じてきたことに鑑み、通報者から行政機関における通報対応に関する意見・苦情を受けた際は、

適切な対応を求めること。

十三 本法附則第5条に基づく検討に当たっては、行政処分等を含む不利益取扱いに対する行政措置・刑事罰の導入、立証責任の緩和、退職者の期間制限の在り方、通報対象事実の範囲、取引先等事業者による通報、証拠資料の収集・持ち出し行為に対する不利益取扱い等について、諸外国における公益通報者保護に関する法制度の内容及び運用実態を踏まえつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

右決議する。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第42号)

(衆議院 2.5.28可決 参議院 6.1法務委員会付託 6.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、危険運転致死傷罪の対象となる行為の追加を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、危険運転致死傷罪の対象となる行為の追加

- 1 車の通行を妨害する目的で、走行中の車(重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る。)の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転する行為を行い、よって、人を負傷させた者は15年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は1年以上の有期懲役に処する。
- 2 高速自動車国道又は自動車専用道路において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行をさせる行為を行い、よって、人を死傷させた場合も、1と同様とする。

二、施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第43号)

(衆議院 2.5.26可決 参議院 5.29厚生労働委員会付託 6.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地域共生社会の実現を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、社会福祉法に基づく事業並びに介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法に基づく事業を一体のものとして実施する重層的支援体制整備事業を行うことができる。国及び都道府県は、市町村に対し、当該事業の実施に要する費用に充てるための交付金を交付する。
- 二、国及び地方公共団体は、地域における認知症である者への支援体制を整備すること等の認知症に関する施策を総合的に推進するよう努めなければならない。
- 三、市町村は、地域支援事業を行うに当たっては、介護給付等に要する費用の額に関する地域別の状況等の事項等に関する介護保険等関連情報等を活用し、適切かつ有効に実施するよう努めるものとする。
- 四、市町村介護保険事業計画においては、介護従事者の確保等及び業務の効率化等に資する都道府県と連携した取組に関する事項、有料老人ホーム等の入居定員総数等について定めるよう努めるものとする。当該計画は、当該市町村の区域における人口構造の変化の見通し等を勘案して作成されなければならない。
- 五、医療保険等関連情報収集者等は、社会保険診療報酬支払基金等に対し、保健医療等情報に係る

医療保険被保険者番号等を提供した上で、保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供を求めることができる。

六、社会保険診療報酬支払基金は、当分の間、医療機関等の提供する医療に係る情報化の促進に要する物品を調達し、及び提供する業務等を行う。

七、平成29年度から令和8年度までの間に介護福祉士の養成施設を卒業した者については、当該卒業した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間、介護福祉士となる資格を有するものとする。

八、地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援等の業務を行おうとする一般社団法人は、所轄庁による社会福祉連携推進認定を受けることができる。

九、この法律は、一部を除き、令和3年4月1日から施行する。

【附帯決議】(2.6.4厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、重層的支援体制整備事業について、同事業が介護、障害、子ども及び生活困窮の相談支援等に加え、伴走支援、多機関協働、アウトリーチ支援等の新たな機能を担うことを踏まえ、同事業がより多くの市町村において円滑に実施されるよう、裁量的経費を含めて必要な予算を安定的に確保するとともに、既存の各種事業の継続的な相談支援の実施に十分留意し、その実施体制や専門性の確保・向上に向けた施策を含め、市町村への一層の支援を行うこと。また、同事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること。

二、認知症に対する概念の変化、政令で定める状態について広く周知し、「共生」と「予防」の概念を分かりやすく国民に説明すること。

三、医療・介護のデータ基盤整備に関し、本法の施策によって解決・改善される問題・課題及びもたらされる具体的なメリットについて、費用対効果を含め、国民に分かりやすく提示するとともに、進捗管理を徹底すること。

四、介護・障害福祉サービスに従事する者、とりわけ国家試験に合格した介護福祉士の需要の充足状況及び賃金・処遇等の改善の状況を適切に把握するとともに、賃金・処遇、ハラスメント対策を含む雇用管理及び勤務環境の改善等の方策について検討し、処遇改善加算等が賃金・処遇等の改善に有効につながる施策を講ずる等、介護・障害福祉サービスに従事する者の確保・育成に向けて必要な措置を講ずること。

五、介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置については、本来速やかに終了させるべきものであることに鑑み、その終了に向けて、直ちに検討を開始し、必要な施策を確実に実施すること。また、各養成施設ごとの国家試験の合格率など介護福祉士養成施設の養成実態・実績を調査・把握の上公表するとともに、可能な範囲で過去に遡って公表し、必要な対策を講ずること。また、介護福祉士資格の取得を目指す日本人学生及び留学生に対する支援を充実すること。

六、社会福祉連携推進法人制度について、社会福祉連携推進法人が地域の福祉サービスの推進に資する存在として事業展開できるよう、社員となることのメリットを分かりやすく示すこと。また、社会福祉法人の合併及び事業譲渡の推進策について検討すること。

右決議する。

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律案(閣法第44号)

(衆議院 2.5.26可決 参議院 6.4国土交通委員会付託 6.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化に伴い国民の生活の基盤としての賃貸住宅の役割の重要性が増大していることに鑑み、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図ることを目的としており、その主な内容は次のとおりである。

一 この法律において「賃貸住宅管理業」とは、賃貸住宅の賃貸人から委託を受け、賃貸住宅の維

持保全業務並びに同業務と併せて行う家賃、敷金及び共益費等の管理に関する業務を行う事業をいうこととする。

二 この法律において「特定賃貸借契約」とは、賃貸住宅の賃貸借契約であって、賃借人が当該賃貸住宅を第三者に転貸する事業を営むことを目的として締結されるものをいうこととし、「特定転貸事業者」とは、特定賃貸借契約に基づき賃借した賃貸住宅を第三者に転貸する事業を営む者をいうこととする。

三 賃貸住宅管理業を行おうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならないこととする。

四 賃貸住宅管理者は、営業所等ごとに、1人以上の一定の要件を備える者を選任し、業務に関する一定の事項についての管理、監督に関する事務を行わせなければならないこととする。

五 賃貸住宅管理者は、管理受託契約の締結までに、賃貸人に対し、管理受託契約の内容及びその履行に関する一定の事項について、書面を交付して説明するとともに、当該契約締結後、遅滞なく、賃貸人に対し、一定の事項を記載した書面を交付しなければならないこととする。

六 賃貸住宅管理者は、管理業務において受領する家賃等の金銭を、自己の固有財産等と分別して管理するとともに、管理業務の実施状況等について、定期的に委託者に報告しなければならないこととする。

七 特定転貸事業者又は勧誘者は、特定転貸事業者が賃貸人に支払う家賃に関する事項等について著しく事実に相違する表示等をしてはならず、特定賃貸借契約の締結の勧誘等に際し、当該契約に関する事項の判断に影響を及ぼす重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実を告げてはならないこととする。

八 特定転貸事業者は、特定賃貸借契約の締結までに、賃貸人に対し、特定賃貸借契約の内容及びその履行に関する一定の事項について、書面を交付して説明するとともに、当該契約締結後、遅滞なく、賃貸人に対し、契約内容に関する一定の事項を記載した書面を交付しなければならないこととする。

九 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(2.6.9国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 賃貸住宅管理業に係る登録制度の創設に当たっては、当該業務の適正な運営確保と不良業者の排除を実現するため、関係省庁が連携して実効性あるガイドラインを作成し、賃貸住宅管理業を営もうとする者に対し、賃貸住宅管理業に係る登録制度の周知徹底を図るとともに、賃貸住宅の所有者及び入居者に対し、登録制度に関する認知度の向上を図ること。

二 サブリースをめぐるトラブルの防止や適正な契約締結を推進するため、関係省庁が連携して賃貸住宅の所有者等に対し、特定転貸事業者又は勧誘者による不当な勧誘等があった場合の相談先等、必要な情報の提供を積極的に行うとともに、地方公共団体や関係機関等と連携し、相談体制の充実のための必要な取組を進め、本法の実効性が担保されるよう、適時適切に監督を行うこと。

三 特定賃貸借契約に係る被害者救済の観点から、特定転貸事業者等に対する誇大広告等及び不当な勧誘等の禁止に当たっては、禁止される広告や、「故意に事実を告げず」又は「不実のことを告げる」行為の類型をガイドライン等において明示すること。あわせて、不当な勧誘等をめぐる訴訟における被害者の立証責任の軽減を図ること。

四 管理受託契約及び特定賃貸借契約前に説明すべき重要事項については、契約内容の認識の不一致によるトラブルを防止する観点から、宅地建物取引業法の重要事項説明や災害リスクを踏まえ、賃貸住宅の所有者の保護が適切に図られる内容とすること。

五 サブリースをめぐる社会的な問題に発展している事例があることを踏まえ、賃貸住宅の所有者等と特定転貸事業者や勧誘者との間の契約内容の認識の不一致などのトラブルを未然に防止する観点から、関係省庁、関係事業者等に対して法律の趣旨の周知徹底を図ること。

六 賃貸住宅管理業及び特定転貸事業の適正な運営を確保するため、賃貸住宅管理者及び特定転

貸事業者に対して、アンケート調査や関係事業者からの聞き取りを通じた実態把握、報告徴収及び立入検査等を行うことにより、問題事例の早期発見に努め、適時適切に指導・監督を行うこと。

七 登録制度の対象外となる管理戸数が一定規模未満の賃貸住宅管理業者に対しても、業界団体、地方公共団体と連携し本法制定の趣旨が十分に理解されるよう、周知徹底を図ること。

右決議する。

森林組合法の一部を改正する法律案(閣法第45号)(先議)

(参議院 2.5.11農林水産委員会付託 5.15本会議可決 衆議院 5.28可決)

【要旨】

本法律案は、最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化に鑑み、森林組合の経営基盤の強化を図るため、組合間の合併以外の多様な連携手法の導入、正組員資格の拡大、事業の執行体制の強化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、組合間の多様な連携手法の導入

- 1 事業譲渡（森林組合及び森林組合連合会（以下「組合等」という。）が事業の全部又は一部の譲渡をすることをいう。）をするには総会の決議又は特別決議を経なければならないこととする。
- 2 吸収分割（組合等が事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割して他の組合等に承継させることをいう。）ができることとし、その手続等について定めることとする。
- 3 新設分割（2以上の組合等が事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する森林組合連合会に承継させることをいう。）ができることとし、その手続等について定めることとする。

二、正組員資格の拡大

森林所有者である個人の推定相続人であって、当該個人が所有している森林についてその委託を受けて森林の経営を行うもののうち、当該個人が指定する者については、定款で定めるところにより、正組員となる資格を有するものとする。

三、事業の執行体制の強化

- 1 組員又は所属員の生産する林産物その他の物資の販売事業を行う組合等にあつては、理事のうち1人以上は、林産物の販売若しくはこれに関連する事業又はこれらの事業を行う法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならないこととする。
- 2 組合等は、その理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないこととする。
- 3 組合等がその事業を行うに当たっては、森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、林業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないこととする。

四、施行期日

この法律は、令和3年4月1日から施行することとする。

【附帯決議】(2.5.14農林水産委員会議決)

戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎える中で、森林経営管理法が制定され、また、国有林野の管理経営に関する法律が改正されたこと等に伴い、森林の経営管理の集積・集約、木材の販売等の強化、さらにこれらを通じた山元への一層の利益還元への推進が求められている。森林組合には、公益的機能の維持増進とともに地域の林業経営の重要な担い手として役割を果たしていくことがますます期待されている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 森林組合に対しては、本法により創設される新たな連携手法の利用促進に向けた制度の周知に努めるとともに、連携手法を選択しない場合も含め、個々の状況に応じて、経営基盤の強化に向けた自主的な取組を引き続き支援すること。
- 二 正組員資格の拡大に当たっては、後継者等が正組員として森林組合の運営に参加すること

が促進されるよう、制度の周知を図ること。また、理事に女性や若年者が登用されることが促進されるよう、必要な施策を行うこと。

三 森林組合が行う林産物の販売等の強化に当たっては、本法により創設される新たな連携手法等による販売その他の事業活動の拡大を通じ、地域林業の活性化、更には地域経済への貢献が図られるよう指導すること。

四 森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ事業を実施する森林組合が、「意欲と能力のある林業経営者」として、森林経営管理制度や樹木採取権制度の円滑な実施に貢献できるよう、人材の育成、施業技術の向上等の必要な支援を行うこと。

五 森林経営管理制度の円滑な実施に向けては、森林組合を始めとする林業事業者における新規就業者の確保及び定着が喫緊の課題となっていることに鑑み、林業就業者の所得の向上、労働安全対策を始めとする就業条件改善に向けた対策の更なる強化を図ること。

六 台風等の自然災害による森林被害が頻発している現状に鑑み、災害発生を予防し、災害復旧を迅速化する観点から、倒木の防止や除去等を含め、間伐を始めとする適切な森林整備を推進すること。また、市町村が主体となった森林整備の着実な推進に向け、林地台帳の整備、境界の明確化、森林所有者の明確化等を一層推進すること。

右決議する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第46号)

(衆議院 2. 3. 12可決 参議院 3. 12内閣委員会付託 3. 13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、新型コロナウイルス感染症の発生及びそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況に鑑み、この法律の施行の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等とみなし、同法に基づく措置を実施しようとするものである。

なお、この法律は、公布の日の翌日から施行する。

【附帯決議】(2. 3. 13内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)に定める新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)に係る各種の措置は国民生活に重大な影響を与える可能性のあることに鑑み、定められた要件への該当性については、ウイルスの病原性、感染力等の科学的知見に基づき、感染者の状況、感染地域を考慮し、慎重に判断すること。その際、医学・公衆衛生等の専門家の意見を十分踏まえること。

二 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態が発生したと認める判断をするに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴取すること。

三 緊急事態宣言をするに当たっては、特に緊急の必要がありやむを得ない場合を除き、国会への旨及び必要な事項について事前に報告すること。緊急事態宣言を延長する、区域を変更する、又は解除する場合も同様とすること。

四 特措法に定める政府行動計画に基づき、必要な措置を迅速かつ組織的に幅広く実施すること。その際、都道府県・市町村等がそれぞれの行動計画等に基づき迅速・的確に施策を実行できるよう、政府が持つ情報や学識経験者の意見を提供し、最大限の支援を行うこと。

五 特定都道府県知事及び特定市町村長並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を政府対策本部長に報告すること。政府対策本部長は、報告を受けた事項を取りまとめるとともに、緊急事態宣言の実施状況について、適時に国会に報告すること。

- 六 課題の共有・解決に向け、与野党に対して必要な情報共有を適時、適切に行うとともに、与野党の意見を尊重して施策の実施に当たること。
- 七 新型インフルエンザ等が周期的に発生することに鑑み、政府対策本部、都道府県対策本部及び市町村対策本部等においては、新型コロナウイルスの感染拡大をめぐる事態が行政文書の管理に関するガイドラインに基づく「歴史的緊急事態」に指定されたことを踏まえ、特に、緊急事態宣言の決定に至り得る場合においては、会議録等の経過記録と科学的根拠となるデータ保存に万全を期し、国民への説明責任を果たすとともに、海外関係諸機関との情報共有を行い、次代への教訓として活用できるようにすること。
- 八 各種対策を実施する場合においては、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとする。また、関係機関に対しても、その旨徹底すること。
- 九 放送事業者への指定公共機関の指定は限定するとともに、感染症に関する報道・論評の自律を保障し、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行うこと。
- 十 必要と認められる者については、早期にPCR検査を実施するとともに、健康観察を行うための体制を確立すること。
- 十一 今回の事態により、大幅なマイナス成長になる可能性が極めて高いことを前提に、消費と雇用に重点を置いた万全の金融・財政政策を講ずること。その際、サプライチェーンの寸断等や風評被害を含む顧客の大幅減少により大きな経済的影響を受けている中小・小規模企業、個人事業主・フリーランスのうち、新型コロナウイルス拡大に伴う減収が一定程度を超える事業者に対して、事業継続が可能となるよう特に配慮すること。
- 十二 小学校等の臨時休業により、仕事を休まざるを得なくなった保護者等への支援策や、放課後児童クラブ等の子供の居場所の確保に万全を期すること。
- 十三 特措法第45条における施設利用等の制限要請等を行う政令については、消毒液の設置、人数制限等のより人権制約の度合いの小さい措置が可能であることを明示し、集会の自由等の人権が過度に制約されないようにすること。その際、感染症の専門家及び現場の意見を十分踏まえること。
- 十四 特措法第45条における施設利用等の制限要請等を行うに当たっては、その実効性の一層の確保を図るため、当該要請等によって経済的不利益を受ける者への配慮を十分に検討すること。
- 十五 企業及び個人（奨学金を含む。）に対する貸付条件等について、国から金融機関等に対して柔軟な対応を要請すること。
- 十六 生活や経済に支障が生ずる国民や企業が相談できる窓口を開設し、ワンストップで各種支援制度の申請手続が行えるよう早急に検討すること。その際、緊急的かつ深刻な経済情勢に鑑み、申請手続における提出書類や各種条件を極力簡素化するとともに、審査は迅速かつ合理的に行うようにすること。
- 十七 過去の経験に照らせば、新型コロナウイルス感染症の影響が、健康問題にとどまらず、経済・生活問題、さらには自殺リスクの高まりにも発展しかねない状況となっていることを踏まえ、政府は1人の命も犠牲にしないという強い決意の下に、全国の自治体と連携し、自殺対策（生きることの包括的支援）を万全に講ずること。
- 十八 国民、企業などが、不必要な混乱を避け、冷静で的確な行動がとれるよう、科学的見地からも正確で必要十分な情報発信を適時、適切に行うこと。特に、医療従事者、高齢者、障害者、学校関係者、訪日・在留外国人、海外等への情報発信及び相談・支援体制の構築には最大限留意すること。また、ウイルスの肺以外の臓器や血液への影響、排泄物を通じた感染、動物への感染などについて、医学的に検証し、その結果についてもきめ細かく情報提供するよう努めること。
- 十九 農水産品の流通及び輸出入に支障が生じないよう努めるとともに、国産の輸出農水産品について科学的知見を踏まえて対応し、風評被害防止に努めること。
- 二十 中小企業金融の返済期限、雇用保険の給付期間の延長などについて、東日本大震災に伴って実施された期限延長措置にならい、その実施を検討すること。
- 二十一 感染症対策を一元的に担い、一定の権限を持つ危機管理組織の在り方（日本版CDC等の

設置)を検討すること。

二十二 今回の新型コロナウイルス感染症への政府がとった対応について、第三者的立場から、客観的、科学的に検証し、その結果を明らかにすること。

二十三 特措法の適用の対象となる感染症の範囲(当該感染症に係る法令の規定の解釈により含まれるものの範囲を含む。)について、速やかに検討すること。

二十四 感染国から在留邦人、邦人旅行者を早期に出国させるため、出国手段等の確保に万全を尽くすこと。また、船舶での感染症対策について、国際的な協議を速やかに行うこと。

二十五 新型インフルエンザ等対策等については引き続き国際的な連携を図るとともに、特に発展途上国での医療体制や公衆衛生の向上に積極的に貢献すること。

右決議する。

科学技術基本法等の一部を改正する法律案(閣法第47号)

(衆議院 2.6.2可決 参議院 6.8内閣委員会付託 6.17本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、科学技術基本法の一部改正

- 1 法律の題名を「科学技術・イノベーション基本法」とする。
- 2 法律の振興対象に「人文科学のみに係る科学技術」及び「イノベーションの創出」を加える。
- 3 「科学技術の振興に関する方針」を「科学技術・イノベーション創出の振興に関する方針」とし、同方針に、科学技術・イノベーション創出の振興は、研究者等及び研究開発の成果を活用した新たな事業の創出を行う人材の創造性が十分に発揮されることを旨として行われなければならない旨等を加える。

二、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部改正等

- 1 法律の対象に「人文科学のみに係る科学技術」を加える。
- 2 成果を活用する事業者等に対する出資等の業務を行うことができる研究開発法人として国立研究開発法人防災科学技術研究所等の5つの法人を追加するとともに、研究開発法人の出資先事業者が民間事業者等と共同研究等を実施できることを明記する。
- 3 中小企業技術革新制度について、イノベーションの創出を促進する観点から、根拠規定を中小企業等経営強化法から科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に移管するとともに、国等が研究開発課題を設定して中小企業者等に交付する指定補助金等を指定する等の見直しを行う。

三、内閣府設置法の一部改正等

- 1 内閣府の特別の機関として、科学技術・イノベーション推進事務局を設置する。
- 2 健康・医療戦略推進本部に関する事務を内閣官房から内閣府に移管するとともに、内閣府の特別の機関として、健康・医療戦略推進事務局を設置する。

四、施行期日

この法律は、令和3年4月1日から施行する。

【附帯決議】(2.6.16内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 科学技術・イノベーション基本法の目的に「科学技術の水準の向上」に加え、「イノベーション創出の促進」が追加されることにより、今後の科学技術政策がイノベーション創出に偏重することのないよう、科学技術基本法の本来の目的である科学技術の振興とイノベーション創出のバランスに十分留意すること。
- 二 第2期科学技術基本計画の計画期間以降、政府研究開発投資目標が達成されていない現状に鑑み、本法により「人文科学のみに係る科学技術」が科学技術・イノベーション基本法の対象に追加され、振興対象とする研究の幅が広がることも踏まえ、科学技術関係予算の拡充に努めること。

- 三 本法において、新たに研究開発法人及び大学等並びに民間事業者についても責務規定を設けたことを踏まえ、これらの者がイノベーション創出や人材育成・人材活用などに積極的に努めることができるよう、適切な措置を講ずること。
- 四 本法により、科学技術・イノベーション基本計画の策定事項に人材等の確保・養成・資質の向上、適切な処遇の確保に関する施策等が追加されることに鑑み、我が国における科学技術の水準の長期的な向上を図るため、研究者等の雇用の安定を確保するとともに、ポストドクターを含む若手研究者に自立と活躍の機会を与える環境を整備するよう努めること。
- 五 研究・技術開発の現場におけるダイバーシティーが成果につながるという知見に基づき、女性研究者や外国人研究者が活躍できる環境を整備するよう努めること。
- 六 中小企業技術革新制度（日本版SBI R制度）について、中小企業者等によるイノベーション創出の促進が実効的になされるよう、制度を適切にマネジメントすることのできる人材の育成・配置を行うほか、制度全体の実績等の評価を専門家の知見を活用しつつ段階的かつ定期的に行うとともに、それを踏まえ必要な運用見直しを適宜適切に行うこと。
- 七 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による、研究開発法人及び大学等並びに民間事業者における研究開発の遅れや、産学官連携の共同研究等の縮小など、研究・技術開発の現場への影響を速やかに調査・分析し、適切な措置を講ずること。
右決議する。

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第48号)

(衆議院 2.5.28可決 参議院 6.1内閣委員会付託 6.5本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、個人情報の保護に関する法律の一部改正

- 1 個人情報取扱事業者は、一定の場合を除き、個人の権利利益を害するおそれ大きい個人データの漏えい等の事態が生じたときは、個人情報保護委員会に報告し、本人に通知しなければならない。
- 2 個人情報取扱事業者は、外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得ようとする場合には、あらかじめ、当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合等の一定の場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。
- 4 個人情報に含まれる記述等の削除等により他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工したものを仮名加工情報と定義する。仮名加工情報取扱事業者（個人情報取扱事業者である者に限る。以下同じ。）は、一定の場合を除き、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下同じ。）を取り扱ってはならない。
- 5 仮名加工情報取扱事業者は、一定の場合を除き、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。
- 6 仮名加工情報については、個人情報取扱事業者の義務に関する規定の一部は、適用しない。
- 7 この法律は、個人情報取扱事業者等が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報等を、外国において取り扱う場合についても適用する。
- 8 個人情報保護委員会による命令に違反した行為者に対する法定刑を1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げるとともに、両罰規定による法人等に対する罰金の上限額を1億円に引き上げる。

二、一の1の規定の整備等に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

関する法律及び医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律について所要の改正を行う。

三、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】 (2.6.4内閣委員会議決)

高度情報通信社会の進展に伴い集積される個人情報の利活用に際し、個人の権利利益の保護を図りながら個人情報の利活用を行うことが、より良い社会環境の発展のために一層重要な課題になっていることを踏まえ、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 個人情報に関する定義等を政令等で定めるに当たっては、国民に分かりやすいものとなるよう、消費者や事業者等多様な主体から広く丁寧に意見を聴取し、保護対象を可能な限り明確化する等の措置を講ずること。
- 二 匿名加工情報及び仮名加工情報の規定の趣旨が個人の権利利益の保護を図りながら個人情報の利活用を行うものであることに鑑み、個人情報取扱事業者が匿名加工情報及び仮名加工情報を作成する際に必要となる基準を個人情報保護委員会規則で定めるに当たっては、個人の権利利益の保護と個人情報の利活用との均衡について十分に配慮すること。
- 三 個人情報の不適正な利用の禁止に関しては、個人の権利利益を保護しつつ個人情報の適切な利活用を促すため、ガイドライン等において、「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」の具体的な事例を挙げるなど、可能な限り明確化を図ること。
- 四 個人情報の漏えい等の報告及び本人への通知の義務化の対象を個人情報保護委員会規則で定めるに当たっては、国民及び個人情報取扱事業者に分かりやすいものとなるよう、消費者や事業者等多様な主体から広く丁寧に意見を聴取し、義務化の対象となる要件を可能な限り明確化すること。また、漏えい等事案の発生が認知されずに必要な措置が不十分になるような事態及び本人が被害・影響を受けるような事態が生じないようにするために必要な措置を講ずるとともに、その運用状況や実態を踏まえ、更なる措置についても検討すること。
- 五 保有個人データの開示方法、第三者提供記録の本人開示、利用停止・消去権等の個人の権利の拡充に伴い、その目的と実効性を確保するため、消費者及び事業者等に分かりやすく、その趣旨や利用停止等の請求が可能となる「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある」場合及び事業者が請求に応じないことが例外的に許容される場合の事例等をガイドライン等で具体的に示すなど、必要な措置を講ずること。
- 六 個人関連情報の第三者提供の制限等については、その実効性を確保するために解釈基準を明確にするなど適切な運用が図られるようにするとともに、その運用状況を把握して適正な個人情報の保護と利活用について更なる検討を行うこと。
- 七 本法の域外適用の強化に当たっては、外国事業者に対して関係規定を確実に適用できるよう、外国執行当局との一層の協力体制の構築・維持に努めること。
- 八 違反行為に対する規制の実効性を十分に確保するため、課徴金制度の導入については、我が国他法令における立法事例や国際的な動向も踏まえつつ引き続き検討を行うこと。
- 九 民間、行政機関等における個人情報保護に係る規定や地方公共団体の個人情報保護制度に係る国と地方の役割分担等について議論を進め、法律による一元化を含めた規律の在り方について早急に検討すること。
- 十 情報通信技術の急速な進展に伴い個人情報の利活用が高度化していることにより、データの利活用による個人の権利利益に対する影響が多様化していることから、個人の権利利益の保護を図りながら個人情報の利活用を行うよう、個人情報保護委員会は、民間の実態を常に広く把握し、制度面を含めた検討を随時行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 十一 個人の権利利益の保護とデータの利活用とのバランスを考慮に入れつつ、情報通信技術の進展等を踏まえ、3年後を目途とする見直しまでに不断の情報収集と制度の改善策の検討を行うこと。また、見直しに当たっては、EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）など諸外国の事

例を参考にすること。

十二 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための接触確認アプリ等のツールを導入する際には、諸外国における活用の実態と課題を踏まえ、個人に関する情報の収集範囲や利用プロセスの透明性を確保するとともに、利用目的を明確にし、収集する情報は必要最小限のものとする。

右決議する。

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第49号)

(衆議院 2.5.26可決 参議院 5.27文教科学委員会付託 6.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、インターネット上の著作権侵害等による被害の拡大を防止するための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、侵害著作物等に係るリンク等の提供により侵害著作物等の利用を容易にする行為であって、公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト等（以下「リーチサイト等」という。）において行う行為等を、著作権等を侵害する行為とみなす。
- 二、一の行為を行った者及びリーチサイト等を運営する者等について罰則を科す。
- 三、私的使用目的で行う録音及び録画以外の複製のうち、著作権（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物の利用に係る権利を除く。）を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の複製（軽微なものを除く。）（以下「特定侵害複製」という。）を、特定侵害複製であることを知りながら行うものに、複製権が及ぶこととする。ただし、著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く。
- 四、三の複製権が及ぶ複製のうち、有償著作物の複製（以下「有償著作物特定侵害複製」という。）を、有償著作物特定侵害複製であることを知りながら行う行為を継続的に又は反復して行った者について罰則を科す。
- 五、写真の撮影等の対象として写り込んだ著作物等の利用に関する権利制限規定について、著作権者等の許諾なく利用できる範囲を拡大する。
- 六、行政手続に係る権利制限規定の整備、著作物を利用する権利に関する対抗制度の導入、著作権等侵害訴訟における証拠収集手続の強化、アクセスコントロール等に関する保護の強化及びプログラムの著作物に係る登録制度の整備を行う。
- 七、この法律は、一部の規定を除き、令和3年1月1日から施行する。

【附帯決議】(2.6.4文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、海賊版サイトの形態は多種多様であり、本法の措置では対応ができないストリーミング形式を採用している海賊版サイト等も存在することを踏まえ、本法による規制にとどまらず、今後ともあらゆる手段を通じて海賊版対策の徹底に向けた取組を政府一丸となって行うこと。
- 二、侵害コンテンツの違法アップロードについては、アップロードを行う者が海外サーバーを利用する事例や我が国の捜査協力等の要請に対して非協力的な国が存在することも踏まえ、迅速かつ円滑な捜査・摘発に向けて、政府は、海外の捜査機関や通信業者等との更なる連携強化を促進し、実効性のある違法アップロード対策の実現に努めること。
- 三、政府は、海賊版対策を講じるための専門的知見、人的資源、資金等が不十分な中小企業等を支援するため、海賊版対策の構築に係る専門的知見の提供や経費の補助等の様々な支援策を講じるよう努めること。
- 四、本法による侵害コンテンツのダウンロード違法化に係る措置が、国民の正当な情報収集等の萎縮をもたらさないよう多くの要件が設けられ複雑な制度設計となっていることを踏まえ、本法附

則による国民への普及啓発及び未成年者への教育を行うに当たっては、分かりやすいガイドライン等を作成するとともに、インターネット上や学校現場等の様々な場面での普及啓発・教育に万全を期すこと。

五、政府は、関係者による議論の状況等を踏まえつつ、演奏権等の要件としての公衆に直接見せる又は聞かせる目的の範囲について、必要に応じて社会通念や妥当性の観点から検討するとともに、その結果に基づいて必要な見直しを行うよう努めること。

六、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、従来は受信者であった国民が同時に発信者にもなる時代が到来し、著作物の利用・流通形態の多様化が今後さらに進行することが想定されることに鑑み、政府は、権利の保護と著作物の円滑な利用の促進とのバランスに十分留意しつつ、時代に即した著作権法制となるよう、その在り方について不断の検証を行うこと。

右決議する。

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第50号)

(衆議院 2.6.2可決 参議院 6.8経済産業委員会付託 6.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、中小企業による事業承継の円滑化を図るため、信用保証協会による保証について経営者の個人保証を求めない保証の創設、経営力向上計画及び地域経済牽引事業計画における事業承継支援並びに代表者交代に伴う事業承継に関する支援体制の整備等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 経営者の個人保証を求めない保証の創設

事業承継に併せて保証債務を借り換える中小企業者又は他の事業者からその不可欠な資産を取得して事業承継を行う中小企業者であって、経済産業大臣の認定を受けた者について、経営者の個人保証を求めない保証を創設する。

また、経営力向上計画又は地域経済牽引事業計画に従って行われる事業承継等に必要な資金に係る債務の保証を受けた中小企業者について、経営者の個人保証を求めない保証を創設する。

二 中小企業者であった承認地域経済牽引事業者の特例

地域経済牽引事業計画の承認を受けた中小企業者が、事業拡大により中小企業者要件を満たさなくなった場合においても、当該計画期間中は、引き続き中小企業者であるものとみなして、中小企業信用保険法の特例等の支援措置を継続する。

三 中小企業者等の外国関係法人等(海外子会社等)に対する支援措置の拡充

経営力向上計画の認定又は地域経済牽引事業計画の承認等を受けた中小企業者等について、その外国関係法人等に対して株式会社日本政策金融公庫が直接融資等を行うことができる特例を設ける。

四 代表者交代に伴う事業承継に関する支援体制の整備等

産業競争力強化法に規定される認定支援機関の行う業務として、親族内承継支援業務及び経営者個人の保証債務整理支援業務を追加する。

五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(2.6.12経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 事業承継の際の障壁となっている経営者保証の解除については、本法により新たに措置される信用保証制度の効果や活用状況を適時検証し、必要に応じ更なる対応策について検討を行うこと。

また、経営者保証に依存しない融資を一層促進するため、「経営者保証に関するガイドライン」及び同ガイドラインの特例の周知を図るとともに、中小企業と金融機関の橋渡し役となる経営者

- 保証コーディネーター等が効果的に機能し、適切な運用が促進されるよう努めること。
- 二 事業承継の円滑化が我が国経済の持続的な成長や地域における雇用の維持に極めて重要であることに鑑み、第三者承継への更なる支援や中小M&A市場の活性化等の施策を適切に講ずること。
 - 三 中小企業の海外展開支援については、海外生産拠点の分散化や国内生産拠点の再構築等の必要性も踏まえつつ、中小企業のニーズに対応して、資金調達面のみならず、情報提供やマッチング支援等、総合的な支援の一層の充実強化を図ること。
 - 四 各種計画制度については、事業者にとって使い勝手の良いものとなるよう引き続き適切な見直しを行うとともに、それら制度が今後の中小企業の発展につながるよう更なる環境整備に努めること。なお、計画の申請手続については、書類の簡素化等により、事業者の負担軽減を図るとともに、事業者間のデジタル・デバイド（情報格差）にも十分配慮しつつ、計画の電子申請を推進すること。
 - 五 新型コロナウイルス感染症の影響による中小企業・小規模事業者の廃業や倒産を回避するため、予算・税制・金融面での必要な支援策の検討を含め、万全の対策を講ずること。
右決議する。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(閣法第51号)

(衆議院 2.5.19可決 参議院 5.20環境委員会付託 5.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成26年に施行された改正大気汚染防止法附則に定める施行状況の検討により判明した課題等に対応するため、建築物の解体等工事に伴う石綿の飛散防止を徹底するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、現行において規制対象外である石綿含有成形板を含む、全ての石綿含有建材を規制の対象とするための規定の整備を行う。
- 二、不適切な解体等工事前の建築物の調査を防止するため、当該調査の方法を定めるとともに、元請業者に対し、石綿含有建材の有無にかかわらず当該調査結果を都道府県知事に報告し、また、当該調査に関する記録を作成・保存することを義務付ける。
- 三、吹付け石綿等が使用されている建築物の解体等工事中において、隔離等の飛散防止措置を講じずに除去した者等に対する直接罰を導入する。
- 四、不適切な除去等作業を防止するため、元請業者に対し、作業結果の発注者への報告や作業に関する記録の作成・保存を義務付ける。
- 五、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(2.5.28環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、石綿含有建材を使用した建築物等の解体等工事現場において隔離場所周辺の大気濃度測定が必要とされていることにかんがみ、石綿の濃度を迅速に測定するための方法や測定結果の評価に必要な管理基準値等について、現に義務化を実施している地方公共団体等の事例を参考にして調査・研究を行い、その制度化について速やかに検討すること。
- 二、規制対象となる解体等工事が大幅に増加することが見込まれることにかんがみ、関係省庁や都道府県等が連携し、建築物石綿含有建材調査者講習等により専門性を有する十分な人材を確保するよう努めること。
- 三、石綿に係る調査等の信頼性を担保するため、事前調査及び作業後の確認の施行の状況を踏まえ、第三者による事前調査及び作業後の確認の実施も含め、必要に応じて対策を検討すること。
- 四、石綿に係る特定粉じん排出等作業において、被覆等の石綿の除去以外の方法による作業についても石綿の飛散の可能性がある場合には、除去の場合と同様に、隔離や集じん・排気装置の使用等必要な作業方法を法令上明確に定めるよう検討すること。

- 五、石綿の除去等に関する作業の安全性と信頼性を向上させるため、特定粉じん排出等作業にあたる事業者に対し、本法の周知及び施行に係る技術的情報の提供に努めること。
- 六、解体等工事の規制に関し、環境保全等の観点から、環境省、厚生労働省及び国土交通省等の関係省庁間の連携を強化し、より実効性のある石綿飛散防止対策を行うこと。
- 七、国民の生活の安全・安心を確保するため、解体等工事における石綿の飛散の防止を図るとともに、石綿の除去を着実に推進することについて、関係省庁間及び地方公共団体との連携などの必要な措置を検討すること。
- 八、石綿含有建材のデータベースの周知などにより、建築物等の所有者や解体等を行う事業者が石綿含有建材の使用状況を容易に把握できるようにするとともに、把握した情報を活用し、災害時の建築物の倒壊等による石綿飛散の防止に向けて万全を期すること。
- 九、新たに石綿含有成形板等のレベル3建材が法規制の対象となり、また、都道府県の報告徴収及び立入検査の対象が下請業者に拡大されるなど、石綿の飛散防止のための都道府県の役割が大幅に拡大され、都道府県が規制権限及び調査権限を適時適切に、必要な場合は届出のあった現場以外の解体等工事の現場についても行使する責務を全うすることが周辺住民の生命及び身体の安全を確保することに不可欠であることから、国がマニュアルを整備することなどにより、都道府県の職員の専門知識や対応能力の向上に努めること。
- 十、解体等工事において、石綿飛散の被害者となり得る周辺住民との間に情報共有や意見交換が行われることが安全な工事の実施のために重要となることから、解体等工事におけるリスクコミュニケーションが進むよう必要な措置の検討を行うこと。
- 十一、作業基準違反等の事例の調査分析が、今後の規制の在り方の検討のために重要であることから、作業基準違反等の事例の把握に努めること。
- 十二、石綿含有建材を使用した建築物等の解体等工事の増加により、石綿飛散の危険性が一層高まることから、石綿による健康被害救済制度の施行状況を把握するとともに、石綿関係の疾患等に係る最新の知見等を収集し、適切な救済の実施に向けた必要な見直しを行うこと。
- 十三、本法附則第5条による施行後5年の見直し時期以前であっても、必要に応じて本法の規定の施行状況を踏まえ、必要があると認める場合には、適宜適切に所要の措置を講ずること。
- 右決議する。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第52号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成30年8月10日付けの意見の申出に鑑み、国家公務員の定年を段階的に年齢65年に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設けるほか、年齢60年を超える職員に係る給与及び退職手当に関する特例を設ける等の措置を講じようとするものである。

地方公務員法の一部を改正する法律案(閣法第53号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、地方公務員の定年の基準となる国家公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられること等を踏まえ、地方公務員に係る管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設ける等の措置を講じようとするものである。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律案(閣法第54号)

(衆議院 2.4.29可決 参議院 4.29財政金融委員会付託 4.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、納税の猶予制度の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納付することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞税なしで1年間納税を猶予する特例を設ける。

二、欠損金の繰戻しによる還付の特例

資本金1億円超10億円以下の法人の令和2年2月から令和4年1月までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額について、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用を可能とする特例を設ける。

三、文化芸術・スポーツイベントの中止等に係る所得税の寄附金控除の特例

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツに係る一定のイベント等を中止等した主催者に対して、観客等が入場料等の払戻請求権を放棄した場合、当該金額(上限20万円)を寄附金控除の対象とする。

四、住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等により、令和2年12月までに居住の用に供することができなかつた場合等についても、一定の要件を満たすときは、期限内に居住の用に供したものと同様の住宅ローン控除が受けられるよう適用要件を弾力化する。

五、その他

消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例を設けるとともに、特別貸付けに係る契約書の印紙税を非課税とする等、所要の措置を講ずる。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

なお、本法律施行に伴う租税減収見込額は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置による影響の全容等が不明であることから、現時点では見込まれていない。

【附帯決議】(2.4.30財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 納税の猶予制度の特例措置については、その立法趣旨を踏まえ、事業者の事業の状況等を十分に配慮した公平かつ適正な運用を行うとともに、関係機関の協力を得つつ、納税等の事務負担の軽減に向けた環境整備に万全の対策を講ずること。

二 新型コロナウイルス感染症の収束状況等を踏まえ、納税の猶予制度の特例措置については、その延長の要否に関して必要な検討を行うとともに、同特例措置の適用状況を把握した上で、国会への報告を行うこと。

三 今後の新型コロナウイルス感染症の収束状況等を勘案し、更なる税制措置等の必要性を検討すること。

四 納税の猶予制度の特例措置に対応する国税職員の体制強化及び新型コロナウイルス感染症への国税職員の感染防止措置について、万全の対策を講ずること。

右決議する。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第55号)

(衆議院 2.4.29可決 参議院 4.29総務委員会付託 4.30本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、固定資産税及び都市計画税

厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を2分の1又は0とする。

二、徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症等の影響により収入に相当の減少があった事業者について、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収を猶予する特例を設ける。

三、車体課税

自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減措置について、適用期限を令和3年3月31日まで延長する。

四、その他

- 1 固定資産税の減収を補填する措置等を講ずる。
- 2 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第56号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を令和3年に延期することに伴い、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置期限を延長し、及び同年における国民の祝日に関する法律の特例を定めるとともに、法人住民税、法人事業税、所得税及び法人税の特例措置の適用期限を延長する等の措置を講じようとするものである。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第57号)

(衆議院 2.6.10可決 参議院 6.12内閣委員会付託 6.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近の地域経済をめぐる状況に鑑み、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化を引き続き図るため、株式会社地域経済活性化支援機構の業務の期限を延長しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、再生支援決定等の期限の延長

再生支援決定、特定支援決定、特定組合出資決定及び特定経営管理決定の期限(平成33年3月31日)を令和8年3月31日に延長する。

二、業務の完了期限の延長

一の決定に係る業務及び特定専門家派遣決定に係る業務について、完了するよう努めなければならない期限(平成38年3月31日)を令和13年3月31日に延長する。

三、その他

その他所要の規定を整理する。

四、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の株式会社地域経済活性化支援機構法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第58号)

(衆議院 2.6.10可決 参議院 6.12財政金融委員会付託 6.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に対処して金融

機関等の経営基盤の充実を図るため、金融機関等の資本の増強に関する特別の措置を講じ、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例

信用を供与している者の財務の状況が新型コロナウイルス感染症等により相当程度悪化したことその他の新型コロナウイルス感染症等の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となった金融機関等が国の資本参加の申込みをする場合には、以下の特例を設ける。

1 経営強化計画の記載事項の特例

収益性及び業務の効率の向上の程度その他の経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標、従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項については、経営強化計画への記載を不要とする。

2 国の資本参加の要件の特例

経営強化計画の実施により収益性及び業務の効率の向上等が見込まれること等については、資本参加の要件から除外するなど、国の資本参加の要件の特例を設ける。

3 国の資本参加の選択肢の多様化

銀行等に対する資本参加に係る資本の種類については、優先株式に限らないこととするともに、劣後特約付社債又は劣後特約付金銭消費貸借も可能とする。

二、国の資本参加の申込みをする期限の延長

金融機関等が国の資本参加の申込みをする期限を令和8年3月31日まで4年間延長する。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(2.6.12財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 本法に基づく特例措置の運用に当たっては、経営強化計画に盛り込む地域経済の再生に資する方策の実効性を確保することなどを通じて、新型コロナウイルス感染症等の影響を受ける中小企業者・小規模事業者に対する金融の更なる円滑化に資するものとなるよう、十分に配慮すること。
- 二 本法に基づく特例措置が、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた金融機関等に国が資本参加を行うことにより、中小企業者・小規模事業者を支え、地域経済の活性化を図るために設けられたことを踏まえ、その趣旨を的確に周知することにより、資本参加を必要とする金融機関等が本特例措置を効果的に活用できるよう配慮すること。
- 三 本法に基づく特例措置によって資本参加を受けた金融機関等における財務的負担を軽減する観点から、本特例措置における国の資本参加に係る金融機関等のコストをできる限り低減するように配慮すること。
- 四 資本参加を受けた金融機関等に対するモニタリングの充実などを通じて、中小企業金融の円滑化や地域経済の活性化に向けた政策効果の発現を検証するとともに、新型コロナウイルス感染症の収束状況や経済情勢等を踏まえ、申請期限の到来前であっても必要に応じて本特例措置の見直しについて検討すること。
- 五 本法に基づく特例措置を含め、国の資本参加制度については、その政策効果等の不断の検証を行うとともに、リスク管理も含めた適時適切な実施に努めること。
- 六 新型コロナウイルス感染症等の影響により我が国の経済金融情勢及び雇用情勢が厳しさを増す中で、これまでに実施されている各種の金融上の措置については、引き続き迅速かつ弾力的な対応が行われるよう特段の配慮を行うとともに、雇用の維持と事業の継続、経済活動の回復等に向けた資金需要に適切に応える対策を講ずること。

右決議する。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律案(閣法第59号)

(衆議院 2.6.10可決 参議院 6.12厚生労働委員会付託 6.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、新型コロナウイルス感染症等が労働者及び事業主に及ぼす影響の緩和を図るため、雇用保険法の特例等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、雇用保険の受給資格者のうち一定の者については、公共職業安定所長が、新型コロナウイルス感染症についての新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況等の事情を勘案し、所定の基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めた場合においては、受給期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる。
- 二、政府は、新型コロナウイルス感染症等の影響による労働者の失業の予防を図るため、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させている期間について賃金の支払を受けることができなかつた雇用保険の被保険者に対して、雇用安定事業として、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業を実施することができ、賃金の支払を受けることができなかつた被保険者でない労働者（厚生労働省令で定める者を除く。）に対して、予算の範囲内において、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金に準じて特別の給付金を支給することができる。
- 三、国庫は、経済情勢の変化及び労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合には、予算で定めるところにより、令和2年度及び令和3年度における求職者給付等に要する費用の一部を負担することができる。
- 四、国庫は、令和2年度及び令和3年度における新型コロナウイルス感染症対応休業支援金及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用調整助成金等を支給する事業に要する費用の一部を負担するものとし、国庫が負担するものに相当する額は、一般会計から雇用勘定に繰り入れるものとする。
- 五、令和2年度及び令和3年度において、雇用勘定の積立金は、育児休業給付費又は雇用安定事業費（雇用調整助成金及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業に要する費用に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。
- 六、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(2.6.12厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、本法に基づく「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金」（以下「休業支援金」という。）及び休業支援金に準じた特別の給付金が創設された場合でも、事業主はその責に帰すべき事由による休業の場合においては労働基準法第26条に基づく休業手当を支払う義務を免れるものではなく、雇用調整助成金を活用して積極的に労働者の雇用維持を図ることが基本であることについて、引き続き周知徹底及び必要な指導を行うこと。
- 二、休業支援金の申請に必要な書類及び関連情報について、労働者又は都道府県労働局長からの求めがあった場合には事業主は速やかに協力・対応すべきであり、その旨、通達等により、事業主及び労働者双方への周知徹底を図ること。
- 三、休業支援金については、何より迅速な支給が求められることから、本法の施行後、速やかに申請受付が開始されるよう最大限の努力を払うとともに、申請に必要な書類や手続のできる限りの簡素化を図り、速やかな支給に向けた十分な体制を整備すること。また、給付額の決定に用いられる休業前賃金の算定においては、新型コロナウイルス感染症等の影響で減収となった期間が基準とならないよう柔軟な制度設計を行うこと。
- 四、雇用調整助成金の上限額引上げ措置が講ぜられる前に休業手当を支払って雇用調整助成金の支給を受けた事業主が当該措置に応じて休業手当を追加して支払った場合、雇用調整助成金の差額

分の追加の支給が可能であることを周知するとともに、労使間で協定を再締結すること等により休業手当が追加支給された場合には、再申請による助成金の追加支給をできるだけ速やかに実施すること。また、雇用調整助成金の支給の迅速化については、申請書類の更なる簡素化や申請受付・審査体制の一層の強化を図るとともに、オンライン申請については運用停止が繰り返されている問題を踏まえ、再発防止を徹底した上で可能な限り早期の運用再開を図ること。

五、休業支援金の支給対象とならない労働者の中にも、休業手当が適切に支払われていない労働者、特に短時間労働者や派遣労働者などの非正規雇用労働者が多数存在する実態を十分に認識し、引き続き事業主には積極的な雇用の維持や休業手当の支払を求めるとともに、その他の生活・生計支援策も最大限に活用して当該労働者の生活を支えること。

六、派遣労働者、特に登録型や日雇型の派遣労働者については、三角関係の雇用契約の中でとりわけ弱い立場に置かれている者が多数存在することから、派遣先・派遣元事業主に対して現在有効な派遣契約・雇用契約の維持・継続に努めること及び休業の際に休業手当を支払うことを強く要請するとともに、既に派遣契約・雇用契約が終了している派遣労働者については、早急に次の派遣先が確保されるよう最大限の努力を行うことや、派遣元の従業員として雇用契約を締結し、休業手当の支払や休業支援金の支給対象となるよう努めることなど、政府として積極的な要請・指導を行うこと。

七、雇用保険の基本手当の給付日数の延長に関する特例について、全国の公共職業安定所において統一的な取扱いがなされるよう、適用基準の明確化を図ること。

八、今後の失業者数の増減や求人数の増減の動向などを注意深くモニターしつつ、失業者の安定的な求職活動を支える措置を積極的に講じていくこと。また、求職者給付や職業訓練受給付金を受給できない失業者に対する生活支援策の拡充・強化を検討し、必要な措置を講ずること。

九、今後、企業の倒産・廃業・休業の動向や失業者数・休業者数の動向などを注意深くモニターし、国民の生活、暮らし、雇用の維持・確保を最大の使命と位置付け、引き続きの雇用・生計維持のための政策を前例にとらわれずに講じていくこと。とりわけ生活保護制度が最後のセーフティネットとして確実に機能し、保護されるべき国民が迅速かつ適切に保護されるよう、地方自治体に対する要請や財政措置を徹底すること。

十、国は、地方自治体等が、労働基準法が適用される職員に対し、新型コロナウイルス感染症等の影響により休業させた場合は、同法第26条に基づき休業手当を支払うよう、必要な措置を講ずること。

右決議する。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(第200回国会閣法第12号)

(衆議院 第200回国会元. 12. 3可決 参議院 第200回国会12. 9法務委員会付託 2. 4. 10本会議可決 衆議院 5. 22可決)

【要旨】

本法律案は、法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化により的確に対応し、渉外的法律関係の一層の安定を図る等のため、外国法事務弁護士等による国際仲裁事件及び国際調停事件の手続についての代理の規定を整備するとともに、外国法事務弁護士となるための職務経験要件を緩和し、あわせて弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり法律事務を行うことを目的とする法人の設立を可能とする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国際仲裁事件及び国際調停事件についての手続の代理の規定の整備

- 1 外国法事務弁護士等が手続等を代理することができる「国際仲裁事件」の定義規定を見直し、当事者全部が国内に本店等がある場合でも、当事者や準拠法等について外国との一定の関連性がある場合には「国際仲裁事件」とする。
- 2 「国際調停事件」の定義規定を新設し、外国法事務弁護士等によるその手続の代理を可能と

する。

二、職務経験要件の緩和

外国法事務弁護士となるための承認要件の1つである職務経験要件について、資格取得国等における職務経験として必要とされる3年以上の期間に算入できる我が国における労務提供期間の上限を1年から2年に拡大する。

三、弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度の創設

弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり法律事務を行うことを目的とする弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度を創設し、弁護士である社員は法律事務一般につき、外国法事務弁護士である社員は外国法に関する法律事務等に限り、業務執行することができるとするなど、所要の規定の整備を行う。

四、施行期日

一及び二については、公布の日から起算して3月を経過した日から、三については、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(2.4.7法務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 企業の国際取引の増加等に伴い需要が拡大している外国法サービスや、本法の施行により我が国でも活性化が期待される国際仲裁及び国際調停の担い手となり得る日本の弁護士その他の法務人材の養成に向けて、人材育成その他の必要な取組を行うこと。
- 二 日本法令の外国語訳を迅速に提供するなど、我が国における国際仲裁及び国際調停、ひいては国際ビジネスの活性化に向けた環境整備に取り組むこと。
- 三 弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度について、本制度を利用した外国法事務弁護士による権限外の業務に対する不当関与等の懸念が示されていることを踏まえ、本制度の運用状況を注視し、必要に応じて更なる措置を講ずること。
- 四 弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度における外国法事務弁護士が執行できる業務の範囲及び権限外の業務に対する不当関与の禁止の規定等について、企業を含む関係者に対し、十分な周知・説明を行うこと。

右決議する。

本院議員提出法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、選挙の浄化に資するため、政党の選挙区支部による選挙区内にある者に対する寄附を禁止しようとするものである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第2号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、政治団体について、その目的に関連する支出又は政治活動に関連する支出以外の支出をしてはならないこととすること等を内容とするものである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(参第3号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、公職にある者の政治活動に対する国民の信頼の確保を図るため、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にある者並びにこれらの者と生計を一にする者が支出する政治活動に関する寄附に係る支出金について、寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の規定を適用しないこととするものである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附を全面的に禁止するとともに、政治資金団体の制度を廃止しようとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員は、文書通信交通滞在費の使途をその属する議院の議長に報告し、議長は、その報告に係る文書通信交通滞在費の使途を公開しなければならないこと。
- 二、文書通信交通滞在費について、月の途中で任期が開始した場合又は月の途中で任期満了、解散、死亡等の事由が生じた場合には、日割計算によって支給すること。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第6号)

(参議院 2.4.24議院運営委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員の受ける歳費については、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（以下「歳費法」という。）第1条及び国会法第35条の規定にかかわらず、当分の間、歳費月額から、歳費月額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減ずること。

- 二、議長、副議長及び議員の受ける期末手当については、歳費法第11条の2第2項及び第11条の4の規定にかかわらず、一の適用がある間、議長、副議長及び議員が受けるべき期末手当の額から、当該額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減ずること。
- 三、この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第7号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、当分の間、議長、副議長及び議員が国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定に基づいて支給を受けた歳費及び期末手当の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第199条の2（公職の候補者等の寄附の禁止）の規定は、適用しないこととするものである。

国家公務員の人件費の総額の削減の推進に関する法律案(参第8号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の厳しい財政状況に対処するためには一層の歳出の削減が不可欠であること等に鑑み、国家公務員の人件費の総額の削減を図るための施策を総合的に推進するため、当該施策について、国の責務を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、総人件費削減推進本部を設置しようとするものである。

大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案(参第9号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、大規模な災害からの復興のための施策を実施するために必要な国の財源については、国の資産、剰余金及び積立金を最大限活用するものとし、これによってもなお不足する場合には、当該不足する財源の確保は、まず可能な限り国会議員の歳費及び手当、一般職の国家公務員の給与その他公務員の人件費の削減及びこれに係る措置で国が行うものによるものとし、安易に税制上の措置によらないものとするについて定めようとするものである。

地方自治法の一部を改正する法律案(参第10号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政務活動費に係る不適正な支出に関する事例が生じていることに鑑み、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書のインターネットの利用その他の適切な方法による公表並びに提出された当該報告書に関する協議の場の設置により、政務活動費に係る支出の適正を確保しようとするものである。

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案(参第11号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、立法事務費について、政治資金規正法第6条第1項の規定による届出のあった政治団体で議院におけるその所属議員が1人の場合には、交付しないこととしようとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第12号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、各議院の役員等に支給される議会雑費を廃止しようとするものである。

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(参第13号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止しようとするものである。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参第14号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、議員秘書が、一般職公務員の例に準じて、通勤手当を受けることとしようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第15号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国会議員自らによる身を切る改革の一環として参議院議員の定数を218人とするとともに、参議院議員の選挙制度について、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえつつ、各地域の民意を反映することができる新たな仕組みとして、現行の比例代表選挙及び選挙区選挙の制度に代えて全国の区域を分けて11の選挙区とする選挙制度を導入しようとするものである。

政策金融改革の着実な達成を図るための株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の法律案(参第16号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政策金融改革が平成18年6月27日において行政改革推進本部が決定した設計どおりに進行していない現状に鑑み、必要な政策金融改革の着実な達成を図るため、株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止するとともに、政府が保有する株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行の株式の処分等について定めるものである。

独立行政法人都市再生機構の完全民営化の推進に関する法律案(参第17号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人都市再生機構の業務を全て民間に委ねることが可能となっており、これを全て民間に委ねることがより自由で活力ある経済社会の実現に資することに鑑み、同機構を完全民営化することを定めるとともに、同機構の完全民営化の推進に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにし、並びに同機構の完全民営化に関し必要な措置を定めることにより、同機構の完全民営化を着実に推進しようとするものである。

農地法の一部を改正する法律案(参第18号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、農地所有適格法人以外の法人による農地所有等を可能とするため、農地又は採草放牧地の権利移動について、農地所有適格法人以外の法人が所有権、賃借権等を取得しようとする場合に許可をすることができないこととしている規定等を削るとともに、これに伴う目的規定の改正等を行おうとするものである。

地域の事情に応じた介護サービス等の提供体制の整備に関する法律案(参第19号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地域の事情に応じた介護サービス等の提供体制の整備を図るため、その基本理念、介護サービス等に係る施設等に係る基準を地方公共団体の判断に基づいて定めることができるようにするための法制上の措置等について定めようとするものである。

地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案(参第20号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備を図るため、その基本理念、保育サービスに係る施設等に係る基準を地方公共団体の判断に基づいて定めることができるようにするための法制上の措置等について定めようとするものである。

児童福祉法の一部を改正する法律案(参第21号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、保育に係る人材確保のため、登録保育従事者の制度を設けようとするものである。

国家公務員法の一部を改正する法律案(参第22号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の行政機関の職員の人事管理をより厳格なものとする必要があること等に鑑み、人事評価を相対評価により行おうとするものである。

地方自治法の一部を改正する法律案(参第23号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方行政の運営における普通地方公共団体の長の主導性の向上に資するため、普通地方公共団体が、条例で、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長等について、当該普通地方公共団体の長が議会の同意を得て特別職の職員としてこれを選任することができるようにするものである。

地方教育行政改革の推進に関する法律案(参第24号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方公共団体において地域の実情に応じた教育行政が行われるようにすることが喫緊の課題となっていることに鑑み、地方教育行政改革を集中的に推進するため、地方教育行政改革について、その基本的な理念及び方針、国の責務その他の基本となる事項を定めようとするものである。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(参第25号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業における宿泊日数の下限に係る制限を削除しようとするものである。

日本たばこ産業株式会社の完全民営化等に関する法律案(参第26号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政府が日本たばこ産業株式会社とその株主としての利害関係を有しており、政府において、国民の健康の保持の観点からの製造たばこに係る規制の強化及びたばこ税の税率の更なる引上げに関し検討が十分に進んでいるとはいえない状況にあるとともに、我が国のたばこ関連事業の現状に照らし政府が同社の株式を保有する必要性及び同社を特殊法人として存続させる必要性が低下していることに鑑み、同社の完全民営化に関し講ずべき措置について定め、あわせて、同社の完全民営化を契機とした製造たばこに係る規制の強化及びたばこ税の税率の引上げに関する政府における検討等について定めるものである。

公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(参第27号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、公文書等の管理の適正化を図るため、電磁的記録による公文書等の管理、国会議員等からの要求に係る文書の作成、行政文書の専門的知識に基づく適正な管理のための体制整備等について定めるとともに、保存期間及び廃棄の概念を廃止しようとするものである。

公文書院の設置等による公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案(参第28号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、公文書等の管理をめぐる近年の状況に鑑み、公文書院の設置等による公文書等の管理の適正化を推進するため、独立性及び専門性をもって公文書等の適正な管理を図るために必要な事務をつかさどる公文書院の設置に関する基本的な事項並びに公文書院の設置に伴い講ぜられるべき施策について定めようとするものである。

新型コロナウイルス感染症等の経済活動への影響に対する対策として消費税の税率を当分の間引き下げるために講ずべき措置に関する法律案(参第29号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により経済活動が著しく停滞していることに鑑み、新型コロナウイルス感染症に係る事態の収束後における経済状況等を好転させるための対策として、消費税の税率を当分の間引き下げるために講ずべき措置について定めるものである。

新型コロナウイルス感染症関連支援に係る手続の迅速化に関する法律案(参第30号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、新型コロナウイルス感染症関連支援に係る手続をめぐる現状に鑑み、新型コロナウ

イルス感染症関連支援を必要とする者がこれを迅速に受けることができるようにするため、新型コロナウイルス感染症関連支援に係る手続の迅速化に関し必要な事項を定めようとするものである。

衆議院議員提出法律案

(衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載)

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(衆第2号)

(衆議院 2.1.28可決 参議院 1.30農林水産委員会付託 1.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、豚コレラ及びアフリカ豚コレラの名称を変更するとともに、当分の間の措置として、アフリカ豚熱に係る予防的殺処分を行うことができることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、豚コレラ及びアフリカ豚コレラの名称の変更

「豚コレラ」及び「アフリカ豚コレラ」の名称をそれぞれ「豚熱」及び「アフリカ豚熱」に変更することとする。

二、アフリカ豚熱に関する特例

1 アフリカ豚熱の急速かつ広範囲なまん延を防止するための予防的殺処分

農林水産大臣は、当分の間、アフリカ豚熱がまん延し、又はまん延するおそれがある場合において、第3章の規定並びに2のイ及びロにより講じられる措置のみによってはそのまん延の防止が困難であり、かつ、その急速かつ広範囲なまん延を防止するため、やむを得ないと認めるときは、患畜及び疑似患畜以外の家畜を殺す必要がある地域及びその家畜を指定することができることとする。

2 家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散の防止

イ 家畜等の移動の制限、家畜の放牧等の制限、消毒、通行の制限及び遮断その他の家畜伝染病のまん延の防止のための措置について、当分の間、家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱の病原体の拡散を防止するため必要がある場合においても講ずることができることとする。

ロ 飼養衛生管理基準の遵守に係る勧告及び命令について、当分の間、家畜におけるアフリカ豚熱のまん延(家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散を含む。)を防止するため必要がある場合においても行うことができるようにすることとする。

ハ イの通行の制限若しくは遮断又はロの命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処することとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。ただし、二の2のハは、公布の日から起算して20日を経過した日から施行することとする。

養豚農業振興法の一部を改正する法律案(衆第5号)

(衆議院 2.3.19可決 参議院 3.23農林水産委員会付託 3.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、現下の豚の伝染性疾患の国内外における発生の状況に鑑み、豚の伝染性疾患の発生の予防及び豚の伝染性疾患が養豚農家の経営に及ぼす影響の緩和等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、豚の伝染性疾患の発生の予防及び豚の伝染性疾患が養豚農家の経営に及ぼす影響の緩和

1 法律の目的及び基本方針に定める事項に、「豚の伝染性疾患の発生の予防及び豚の伝染性疾患が養豚農家の経営に及ぼす影響の緩和」を追加することとする。

2 国及び地方公共団体は、豚の伝染性疾患の発生を予防し、及び豚の伝染性疾患が養豚農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、豚の伝染性疾患に対する検査その他の防疫に関する事務の実施体制の整備、養豚農家による豚の飼養衛生管理の向上の促進、豚の伝染性疾患の発生後の養豚農家の経営の再建に対する支援その他必要な施策を講ずるよう努めることとする。

3 国及び地方公共団体は、現下の豚の伝染性疾患の国内外における発生の状況に鑑み、養豚農

家による的確な防疫の迅速な実施のために必要な期間において、豚の飼養衛生管理の向上のために必要な施設、設備又は資材の整備の促進その他豚の飼養衛生管理の向上の促進に必要な施策を集中的に講ずるよう努めることとする。

二、国内由来飼料の安全性の確保への配慮

国内由来飼料の利用を増進するための施策については、国内由来飼料の安全性の確保に配慮しつつ、これを講ずるよう努めることとする。

三、特別な銘柄の豚肉等の生産に資する種豚の改良及び保護

安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大を図るための施策として、「特別な銘柄の豚肉等の生産に資する種豚の改良及び保護」を追加することとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第6号)

(衆議院 2.3.19可決 参議院 3.26災害対策特別委員会付託 3.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況に鑑み、その有効期限を5年延長し、令和7年3月31日までとする等の措置を講じようとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第8号)

(衆議院 2.4.27可決 参議院 4.27議院運営委員会付託 4.27本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員の歳費の月額は、国会法第35条の規定にかかわらず、令和3年4月30日までの間は、歳費月額に100分の80を乗じて得た額とすること。
- 二、この法律は、令和2年5月1日から施行すること。

令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律案(衆第10号)

(衆議院 2.4.29可決 参議院 4.29総務委員会付託 4.30本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、権利の差押え等の禁止

令和二年度特別定額給付金等の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

二、金銭の差押えの禁止

令和二年度特別定額給付金等として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

三、定義

この法律において「令和二年度特別定額給付金等」とは、市町村又は特別区から支給される給付金で次に掲げるものをいう。

- 1 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。2において同じ。)及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、家計への支援の観点から支給される令和2年度の一般会計補正予算(第1号)における特別定額給付金給付事業費補助金を財源とする給付金
- 2 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置による児童の属する世帯への経済的影響の緩和の観点から支給される令和2年度の一般会計補正予算(第1号)における子

育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金を財源とする給付金

四、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和二年度特別定額給付金等についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第16号)

(衆議院 2.6.2可決 参議院 6.4政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 6.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を拡大するとともに、町村の議会の議員の選挙においても供託金制度を導入すること等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、町村議会議員選挙及び町村長選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の3点を、条例による選挙公営の対象とする。
- 二、町村の選挙において選挙運動用ビラの作成を公営の対象とするに当たって、町村議会議員選挙においてビラの頒布を解禁することとし、その上限枚数は1,600枚とする。
- 三、町村議会議員選挙について、供託金制度を導入することとし、その額は15万円とする。
- 四、この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法案(衆第23号)

(衆議院 2.6.10可決 参議院 6.10農林水産委員会付託 6.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、防災重点農業用ため池の決壊による水害等から国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等基本指針の策定、防災重点農業用ため池の指定、防災工事等推進計画の策定及びこれに基づく事業等に係る国の財政上の措置等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、防災工事等推進計画等

1 基本指針

農林水産大臣は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、防災工事等基本指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならないこととする。

2 防災重点農業用ため池の指定

都道府県知事は、基本指針に基づき、あらかじめ関係市町村長の意見を聴いて、政令で定める要件に該当する農業用ため池を、防災重点農業用ため池として指定することができることとする。

3 防災工事等推進計画

都道府県知事は、防災重点農業用ため池を指定したときは、基本指針に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、防災工事等推進計画を定めるものとする。

二、防災工事等推進計画に基づく防災工事等に対する支援

1 都道府県の援助

都道府県は、防災工事等推進計画に基づく防災工事等を実施する者に対し、当該防災工事等の確実かつ効果的な実施に関し必要な技術的な指導、助言その他の援助に努めるものとする。

2 財政上の措置

国は、防災工事等推進計画に基づく事業及び1の援助の実施に要する費用について、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

三、施行期日等

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、令和13年3月31日限り、その効力を失うこととする。

【附帯決議】(2.6.11農林水産委員会議決)

農業用ため池は、農業用水の確保はもとより、生物の多様性の確保をはじめとする自然環境の保全、良好な景観の確保、文化の伝承等に寄与している。このため、防災重点農業用ため池の防災工事等を推進する際には、こうした多面的な機能への十分な配慮が必要である。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 法第3条第1項に規定する防災工事等基本指針に、防災工事等を行うに当たって、生物の多様性の確保をはじめとする自然環境の保全、良好な景観の確保、文化の伝承等に配慮しなければならない旨を明記すること。
- 二 防災工事等基本指針を定めるに当たっては、関係行政機関の長との協議にとどまらず、十分な時間的余裕をもって、幅広く、地方自治体、農業・農村関係者、農業用ため池について知見を有する者等から意見を聴取すること。
- 三 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」(平成31年法律第17号)附則第5条(5年後見直し)については、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」(平成26年法律第78号)の趣旨及び本附帯決議を踏まえて行うものとする。

右決議する。

令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律案(衆第24号)

(衆議院 2.6.10可決 参議院 6.12厚生労働委員会付託 6.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等の支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等を使用することができるようにするため、令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等について、差押えの禁止等を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
- 二、令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。
- 三、この法律において「令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等」とは、次に掲げる給付金をいう。

- 1 都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を設置する町村から支給される給付金で、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、低所得であるひとり親世帯への支援の観点から支給される令和2年度の一般会計補正予算(第2号)における母子家庭等対策費補助金を財源とするもの
- 2 都道府県から支給される給付金で、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、医療機関、介護サービス事業所又は障害福祉サービス事業所に勤務する職員等に対し慰労金として支給される令和2年度の一般会計補正予算(第2号)における新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源とするもの

四、この法律は、公布の日から施行する。

五、この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

予 算

令和元年度一般会計補正予算（第1号）

令和元年度特別会計補正予算（特第1号）

令和元年度政府関係機関補正予算（機第1号）

（衆議院 2.1.28可決 参議院 1.28予算委員会付託 1.30本会議可決）

【概要】

日本経済は、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかな回復を続ける一方、相次ぐ自然災害からの復旧・復興の加速や、米中間の通商問題を巡る動向など海外発の経済の下方リスクに十分留意が必要な状況にある。こうした状況を踏まえ、経済の下振れリスクを確実に乗り越え、デフレ脱却と経済再生への道筋を確かなものとするため、政府は、令和元年12月5日に事業規模26.0兆円（財政支出13.2兆円）の「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を閣議決定した。

経済対策に基づき、「15か月予算」の考え方の下で編成された令和元年度補正予算は、令和元年12月13日に閣議決定され、一般会計歳出において経済対策の実施に必要な経費の追加等を行う一方、同歳入において、税収の減額及び公債金の増額等を行った。

歳出については、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保2兆3,086億円、経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援9,173億円、未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上1兆771億円、地方法人税の税収減に伴う地方交付税原資の減額の補填132億円等を追加する一方、既定経費1兆2,908億円（うち国債費の減額1兆20億円）が減額された。歳入では、租税及印紙収入を2兆3,150億円減額する一方、税外収入1,881億円、公債金4兆4,214億円（4条公債2兆1,917億円、特例公債2兆2,297億円）、前年度剰余金受入9,001億円が増額された。

なお、租税及印紙収入の減額に伴い、歳出の地方交付税交付金が7,349億円減額されることとなるが、本補正において補填がなされた。

以上の結果、歳入歳出の差引追加額は3兆1,946億円となり、これを加えた令和元年度一般会計算の総額は歳入歳出ともに104兆6,517億円となった。

令和元年度補正予算のフレーム（一般会計）

（単位：億円）

歳出の補正		歳入の補正	
1. 災害からの復旧・復興と安全・安心の確保	23,086	1. 租税及印紙収入	▲ 23,150
2. 経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援	9,173	2. 税外収入	1,881
3. 未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上	10,771	3. 公債金	44,214
4. その他の経費	1,692	公債金	21,917
小計	44,722	特例公債金	22,297
5. 地方交付税交付金	7,481	4. 前年度剰余金受入	9,001
前年度剰余金受入見合	985		
税収減に伴う一般会計の地方交付税交付金の減額の補填	6,364		
地方法人税の税収減に伴う地方交付税原資の減額の補填	132		
追加額計	52,203		
6. 既定経費の減額	▲ 12,908		
7. 地方交付税交付金の減額	▲ 7,349		
修正減少計	▲ 20,258		
合 計 (A)	31,946	合 計	31,946
当初予算額 (B)	1,014,571		1,014,571
補正後予算額 (A) + (B)	1,046,517		1,046,517

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

（出所）財務省資料

令和二年度一般会計予算 令和二年度特別会計予算 令和二年度政府関係機関予算

(衆議院 2. 2. 28可決 参議院 2. 28予算委員会付託 3. 27本会議可決)

【概要】

令和元年の日本経済は、海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復しているとみられ、今後についても、緩やかな回復が続くことが期待される。その一方で、令和元年10月に実施された消費税率引上げ後の経済動向が注視されるほか、台風等の被害からの復旧・復興の取組を加速し、あわせて米中貿易摩擦など海外発の下方リスクによる悪影響に備える必要があることから、政府は、「15か月予算」の考え方で、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年12月5日閣議決定)に基づき、令和元年度補正予算及び令和二年度予算における臨時・特別の措置等を適切に組み合わせることで機動的かつ万全の対策を講じることとした。

令和二年度予算は、Society5.0時代に向けた投資やイノベーションの促進、生産性の向上に向けた取組など、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講ずるとともに、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進すること等の方針の下に編成され、令和元年12月20日に閣議決定された。

令和二年度一般会計予算の規模は102兆6,580億円(対前年度当初予算比1.2%増)で当初予算として初めて100兆円を超えた前年度を上回るとともに、8年連続で過去最大を更新した。

歳出予算は、政策的経費である一般歳出が63兆4,972億円(同2.5%増)、地方交付税交付金等が15兆8,093億円(同1.1%減)、国債費が23兆3,515億円(同0.7%減)となった。また、前年度に引き続き、消費税率引上げ前後の需要変動の平準化を図る観点から、概算要求基準の枠組みとは別枠で措置された「臨時・特別の措置」は、前年度当初予算に比べ2,492億円減少の1兆7,788億円が計上された。具体的には、キャッシュレス・ポイント還元事業(2,703億円)、マイナンバーカードを活用した消費活性化策(2,478億円)、すまい給付金(1,145億円)、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の着実な実行(1兆1,432億円)などとなっている。

一般歳出の内訳を見ると、社会保障関係費は35兆8,608億円(同5.1%増)となった。消費税増収分を活用し社会保障を充実する一方、「新経済・財政再生計画」における社会保障関係費の実質的な伸びを「高齢化による増加分におさめる」という方針を達成した。消費税率引上げに伴う社会保障の充実策としては、幼児教育・保育の無償化(3,410億円)、高等教育の無償化(修学支援新制度)(4,882億円)、年金生活者支援給付金の支給(4,908億円)などが計上された。

公共事業関係費は6兆8,571億円(同0.8%減)となった。治水対策を中心とした防災・減災対策等の強化、老朽化対策の強化、中長期的な成長基盤となるインフラ整備などに重点的に取り組むとされ、例えば、防災・減災等強化推進費の創設(310億円)、生産性向上に資する道路ネットワークの整備(3,319億円)などが措置された。なお、「臨時・特別の措置」として計上された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」関連予算1兆1,432億円には、非公共事業関係費も含んでいるが、「臨時・特別の措置」(1兆7,788億円)のうち、公共事業関係費は7,902億円に達した。

文教及び科学振興費は5兆5,055億円(同1.5%減)と3年ぶりの減少となった。教育の経済的負担軽減の観点から、私立高等学校授業料の実質無償化に4,248億円が計上されたほか、教育・研究の質を高める観点から、令和元年度に導入された「共通の成果指標に基づく相対評価」を強化・拡充した国立大学法人運営費交付金に1兆807億円などが計上された。科学技術振興費については1兆3,639億円(同0.3%増)が計上され、科学研究費助成事業(2,374億円)、スーパーコンピュータ「富岳」の開発(60億円)などが計上された。

防衛関係費は5兆3,133億円(同1.1%増)となり、8年連続の増加となった。このうち、中期防対象経費は5兆688億円(同1.2%増)となったほか、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力の強化など、多次元統合防衛力の構築を推進することとされた。新規後年度負担(総

額)は2兆5,633億円(同0.6%減)、FMS(有償援助)は4,713億円が計上された。

地方交付税交付金等は15兆8,093億円(同1.1%減)と前年度から減額となった。地方交付税交付金が、令和元年10月からの消費税率引上げによる増収見込み等により増額となった一方、地方特例交付金は、前年度に計上されていた子ども・子育て支援臨時交付金が計上されないこと等により、前年度から減額となった。

国債費は、23兆3,515億円(同0.7%減)となり、2年ぶりの減額となった。債務償還費が14兆9,316億円(同1.9%増)となった一方、利払費は、現下の低金利環境を受けて8兆3,904億円(同4.8%減)となった。

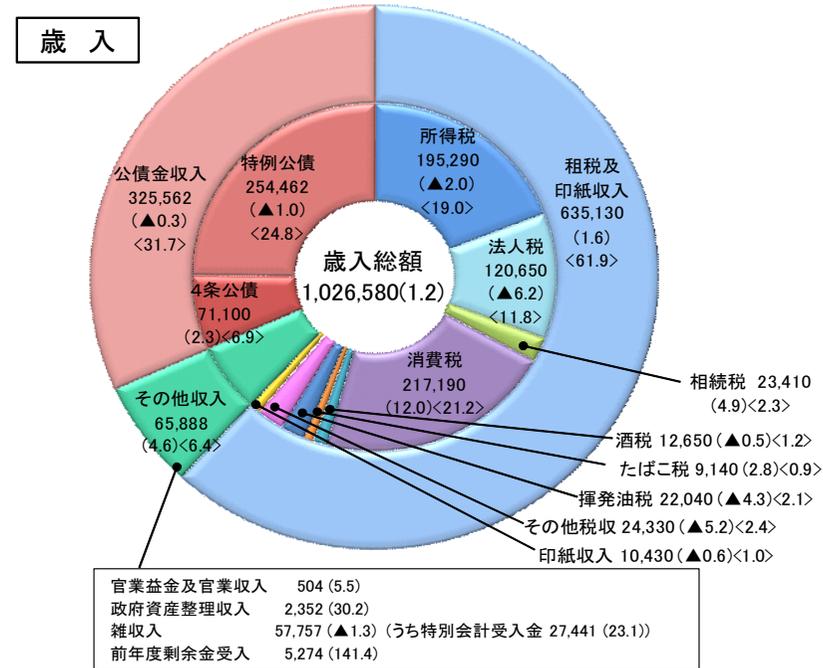
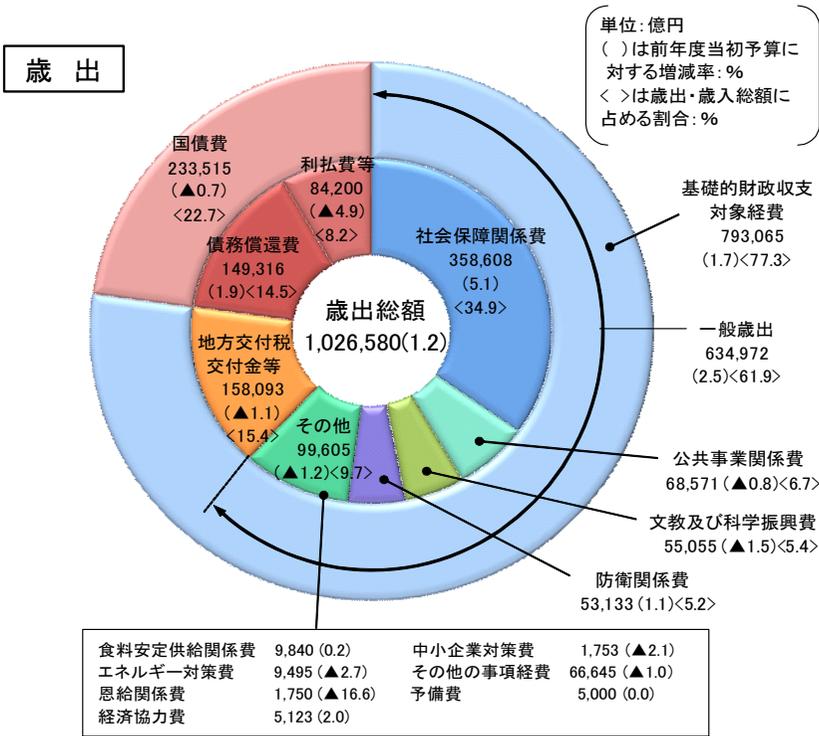
歳入予算については、租税及印紙収入は63兆5,130億円(同1.6%増)となり、過去最高となった。消費税率引上げによる消費税の増収見込みなどが関係している。

公債金は32兆5,562億円(同0.3%減)で10年連続の減額となった。内訳は、4条公債が7兆1,100億円(同2.3%増)、特例公債が25兆4,462億円(同1.0%減)である。公債依存度は31.7%となり、前年度当初予算に比べ0.5ポイント低下した。

歳出の基礎的財政収支対象経費(一般歳出と地方交付税交付金等の合計)は前年度当初予算に比べ1兆3,576億円増加(同1.7%増)した。これにより、一般会計ベースの基礎的財政収支は前年度当初予算から約500億円悪化し、マイナス9兆2,047億円となった。

また、SNAベースの令和2年度における国及び地方の基礎的財政収支はマイナス15.3兆円(対GDP比マイナス2.7%)、同年度末の国及び地方の長期債務残高は1,125兆円(対GDP比197%)と見込まれている。

令和二年度一般会計予算の内訳



(出所)財務省「予算の説明」等より作成

令和二年度一般会計補正予算（第1号）
 令和二年度特別会計補正予算（特第1号）
 令和二年度政府関係機関補正予算（機第1号）

（衆議院 2. 4. 29可決 参議院 4. 29予算委員会付託 4. 30本会議可決）

【概要】

新型コロナウイルス感染症は、内外経済に甚大な影響をもたらしており、先行きについても、感染症拡大の収束が見通せるまでは、極めて厳しい状況が続くことが見込まれる。

こうした認識から、政府は、令和2年4月7日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」及び緊急経済対策の実行等のために編成された令和二年度第1次補正予算を閣議決定した。しかし、その後の総理の指示により、生活に困っている家庭に対する1世帯30万円の給付に代わり、全国全ての国民を対象に一律1人当たり10万円の給付を行うこととなったため、4月20日に、緊急経済対策の変更が閣議決定された。変更後の緊急経済対策は、事業規模117.1兆円（財政支出48.4兆円）となり、同日、令和二年度第1次補正予算の変更も閣議決定された。

令和二年度第1次補正予算は、一般会計歳出において緊急経済対策を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、同歳入において、公債金の増額を行った。

歳出については、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費として、感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発1兆8,097億円、雇用の維持と事業の継続19兆4,905億円、次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復1兆8,482億円、強靱な経済構造の構築9,172億円、新型コロナウイルス感染症対策予備費1兆5,000億円を追加するほか、国債整理基金特別会計へ1,259億円を繰り入れた。歳入では、公債金25兆6,914億円（4条公債2兆3,290億円、特例公債2兆3,624億円）が増額された。

以上の結果、歳入歳出の差引追加額は25兆6,914億円となり、これを加えた令和二年度一般会計予算の総額は歳入歳出ともに128兆3,493億円となった。

令和二年度第1次補正予算のフレーム（一般会計）

（単位：億円）

歳出の補正		歳入の補正	
1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費	255,655	1. 公債金	256,914
感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発	18,097	公債金	23,290
雇用の維持と事業の継続	194,905	特例公債金	233,624
次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復	18,482		
強靱な経済構造の構築	9,172		
新型コロナウイルス感染症対策予備費	15,000		
2. 国債整理基金特別会計へ繰入	1,259		
合 計 (A)	256,914	合 計	256,914
当初予算額 (B)	1,026,580		1,026,580
補正後予算額 (A) + (B)	1,283,493		1,283,493

（出所）財務省資料

令和二年度一般会計補正予算（第2号）
 令和二年度特別会計補正予算（特第2号）
 令和二年度政府関係機関補正予算（機第2号）

（衆議院 2. 6. 10可決 参議院 6. 10予算委員会付託 6. 12本会議可決）

【概要】

新型コロナウイルス感染症は、引き続き内外経済に甚大な影響をもたらしており、感染拡大の防止の取組を進めつつ、完全な日常を取り戻すまでには時間を要することが想定される。こうした中、雇用と事業と生活を守り抜くとともに、次なる流行のおそれに万全の備えを固める必要があるとの考え方にに基づき、政府は、4月に成立した令和二年度第1次補正予算を強化するため、事業規模約117兆円（財政支出約73兆円）の令和二年度第2次補正予算を編成した。

令和二年度第2次補正予算は、5月27日に閣議決定され、一般会計歳出において新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費の追加等を行う一方、同歳入において、公債金の増額を行った。

歳出については、新型コロナウイルス感染症対策関係経費として、雇用調整助成金の拡充等4,519億円、資金繰り対応の強化11兆6,390億円、家賃支援給付金の創設2兆242億円、医療提供体制等の強化2兆9,892億円、その他の支援4兆7,127億円、新型コロナウイルス感染症対策予備費10兆円を追加するほか、国債整理基金特別会計へ963億円を繰り入れた一方、既定経費の議員歳費20億円が減額された。歳入では、公債金31兆9,114億円（4条公債9兆2,990億円、特例公債2兆6,124億円）が増額された。

以上の結果、歳入歳出の差引追加額は31兆9,114億円となり、これを加えた令和二年度一般会計予算の総額は歳入歳出ともに160兆2,607億円となった。

令和二年度第2次補正予算のフレーム（一般会計）

（単位：億円）

歳出の補正		歳入の補正	
1. 新型コロナウイルス感染症対策関係経費	318,171	1. 公債金	319,114
雇用調整助成金の拡充等	4,519	公債金	92,990
資金繰り対応の強化	116,390	特例公債金	226,124
家賃支援給付金の創設	20,242		
医療提供体制等の強化	29,892		
その他の支援	47,127		
新型コロナウイルス感染症対策予備費	100,000		
2. 国債整理基金特別会計へ繰入	963		
追加額計	319,134		
3. 既定経費の減額	▲ 20		
合 計 (A)	319,114	合 計	319,114
第1次補正後予算額 (B)	1,283,493		1,283,493
第2次補正後予算額 (A) + (B)	1,602,607		1,602,607

（出所）財務省資料

条 約

投資の促進及び保護に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)

(衆議院 2.4.14承認 参議院 5.1外交防衛委員会付託 5.13本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とアラブ首長国連邦との間において、投資の促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、2018年(平成30年)4月にアブダビで署名されたものである。この協定は、前文、本文28箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、自国の区域において、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 二、一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対して公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与える。また、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。
- 三、いずれの一方の締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分に関し、輸出についての要求等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができない。
- 四、いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない。また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
- 五、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議等によって解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託される。
- 六、この協定は、この協定の効力発生のために必要とされる国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

投資の促進及び保護に関する日本国とヨルダン・ハシェミット王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)

(衆議院 2.4.14承認 参議院 5.1外交防衛委員会付託 5.13本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とヨルダンとの間において、投資の促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、2018年(平成30年)11月に東京で署名されたものである。この協定は、前文、本文27箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、自国の区域において、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 二、一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対して公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与える。
- 三、いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない。また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
- 四、一方の締約国の投資家と他方の締約国との間の投資紛争が協議によって解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、国際

連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託される。

五、両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後30日目の日に効力を生ずる。

包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国間の協定を改正する第一議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)

(衆議院 2.4.14承認 参議院 5.1外交防衛委員会付託 5.13本会議承認)

【要旨】

2008年(平成20年)12月に我が国について効力を生じた包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国間の協定(以下「A J C E P協定」という。)について、我が国及び東南アジア諸国連合(以下「A S E A N」という。)構成国は、2010年(平成22年)10月以降、サービスの貿易及び投資に関する規定について交渉を行ってきた。その結果、A J C E P協定を改正する第一議定書(以下「改正議定書」という。)の案文について最終的合意をみるに至った。これを受け、日本側は2019年(平成31年)2月27日に東京において、A S E A N構成国側は同年4月24日までにシエムリアップ及びハノイにおいて、それぞれこの改正議定書の署名を行った。

この改正議定書は、前文、本文8箇条及び末文並びに改正議定書の不可分の一部を成す付録から成っており、主な内容は次のとおりである。

- 一、A J C E P協定第6章(サービスの貿易)の規定を改め、市場アクセスに関し、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書6(付録2)の自国の特定の約束に係る表において合意し、特定した条件等に基づく待遇よりも不利でない待遇及び内国民待遇を与えること等を規定する。また、金融サービス及び電気通信サービスに関して第6章を補足する規定をそれぞれ設ける。
- 二、A J C E P協定第6章の次に第6章の2(自然人の移動)を加え、附属書9(付録5)を含む同章の規定に従って、他の締約国の自然人に対し、入国及び一時的な滞在を許可すること等を規定する。
- 三、A J C E P協定第7章(投資)の規定を改め、自国の領域における投資財産の設立等に関し、他の締約国の投資家及びその対象投資財産に対して内国民待遇を与えること、対象投資財産に対し、国際慣習法に従い、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与えること等を規定する。また、締約国と他の締約国の投資家との間の投資紛争が協議によって解決されない場合に、当該投資家が国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁等に請求を付託することができること等を規定する。
- 四、この改正議定書は、日本国政府及び少なくとも一のA S E A N構成国の政府が効力発生に必要な国内手続が完了した旨の書面による通告を行った日の属する月の後2番目の月の初日に、それらの通告のうち最後のものが行われた日までに自らの政府がそのような通告を行った署名国の間で、効力を生ずる。

投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)

(衆議院 2.4.14承認 参議院 5.1外交防衛委員会付託 5.13本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とモロッコとの間において、投資の促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、2020年(令和2年)1月にラバトで署名されたものである。この協定は、前文、本文23箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、自国の領域において、投資財産の運営、経営、管理、維持、使用、享有及び売却その他の処分に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇及び最恵

国待遇を与える。

- 二、一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対して公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与える。
- 三、いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない。また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
- 四、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議等によって解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託される。
- 五、各締約国は、他方の締約国に対し、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)

(衆議院 2.4.14承認 参議院 5.1外交防衛委員会付託 5.13本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とコートジボワールとの間において、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、2020年(令和2年)1月にアビジャンで署名されたものである。この協定は、前文、本文27箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、自国の領域において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分(以下「投資活動」という。)に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 二、一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対して公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与える。
- 三、いずれの一方の締約国も、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、輸出についての要求等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができない。
- 四、いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない。また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
- 五、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議等によって解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託される。
- 六、両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルゼンチン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)

(衆議院 2.5.19承認 参議院 5.20外交防衛委員会付託 5.27本会議承認)

【要旨】

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去を目的として、我が国とアルゼンチンとの間で課税権を調整するものであり、2019年(令和元年)6月27日に大阪で署名されたものである。この条約は、前文、本文32箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。

- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。
- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすることを規定する。
- 四、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 五、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決について規定する。
- 六、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。
- 七、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。
- 八、この条約の特典の濫用を防止するため、第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。
- 九、この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウルグアイ東方共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)
(衆議院 2.5.19承認 参議院 5.20外交防衛委員会付託 5.27本会議承認)

【要旨】

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去を目的として、我が国とウルグアイとの間で課税権を調整するものであり、2019年(令和元年)9月13日にモンテビデオで署名されたものである。この条約は、前文、本文30箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。恒久的施設に帰せられる事業利得の課税対象は、本支店間の内部取引をより厳格に認識して計算する。
- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすることを規定する。
- 四、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 五、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決に加え、一定の要件の下における仲裁への付託について規定する。
- 六、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。
- 七、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。
- 八、この条約の特典の濫用を防止するため、第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。
- 九、この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とペルー共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)

(衆議院 2.5.19承認 参議院 5.20外交防衛委員会付託 5.27本会議承認)

【要旨】

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去を目的として、我が国とペルーとの間で課税権を調整するものであり、2019年（令和元年）11月18日にリマで署名されたものである。この条約は、前文、本文32箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。
- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすることを規定する。
- 四、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 五、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決について規定する。
- 六、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。
- 七、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。
- 八、この条約の特典の濫用を防止するため、第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。
- 九、各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジャマイカとの間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)

(衆議院 2.5.19承認 参議院 5.20外交防衛委員会付託 5.27本会議承認)

【要旨】

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去を目的として、我が国とジャマイカとの間で課税権を調整するものであり、2019年（令和元年）12月12日に東京で署名されたものである。この条約は、前文、本文31箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。
- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすることを規定する。
- 四、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 五、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決に加え、一定の要件の下における仲裁への付託について規定する。
- 六、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。
- 七、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。
- 八、この条約の特典の濫用を防止するため、第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について

第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。

九、各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウズベキスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)

(衆議院 2.5.19承認 参議院 5.20外交防衛委員会付託 5.27本会議承認)

【要旨】

この条約は、1986年(昭和61年)に効力を生じた現行の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約をウズベキスタンとの間で全面的に改正するものであり、2019年(令和元年)12月19日に東京で署名されたものである。この条約は、前文、本文31箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。恒久的施設に帰せられる事業利得の課税対象は、本支店間の内部取引をより厳格に認識して計算する。
- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすることを規定する。
- 四、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 五、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決について規定する。
- 六、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。
- 七、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。
- 八、この条約の特典の濫用を防止するため、特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないことを規定する。
- 九、各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とモロッコ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)

(衆議院 2.5.19承認 参議院 5.20外交防衛委員会付託 5.27本会議承認)

【要旨】

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去を目的として、我が国とモロッコとの間で課税権を調整するものであり、2020年(令和2年)1月8日にラバトで署名されたものである。この条約は、前文、本文32箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。

- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすることを規定する。
- 四、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 五、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決について規定する。
- 六、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。
- 七、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。
- 八、この条約の特典の濫用を防止するため、取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。
- 九、各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する書面による通告を行う。この条約は、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定の締結について承認を求め るの件(閣条第12号)

(衆議院 2.5.26承認 参議院 5.27外交防衛委員会付託 6.3本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とスウェーデンとの間で、両国間の人的交流に伴って生ずる年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、2011年(平成23年)10月に両国政府間で協定の締結交渉を開始した結果、2019年(平成31年)4月11日にストックホルムにおいて署名されたものである。

この協定は、前文、本文29箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、我が国については、国民年金及び厚生年金保険について適用し、また、スウェーデンについては、疾病補償及び活動補償、所得に基づく老齢年金及び保証年金、遺族年金及び遺児手当に関する法令並びにこれらの法令に係る社会保障の保険料に関する法令について適用する。
- 二、年金制度への強制加入に関しては、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用する。ただし、被用者又は自営業者が、派遣(第三国の領域を経由する派遣を含む。)又は自営活動の期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用する。
- 三、一方の締約国の年金の給付を受ける権利を確立するため、他方の締約国の法令による保険期間を考慮することにより、当該一方の締約国の年金制度への加入期間だけでは必要な期間の要件を満たさない場合においても給付を受ける権利を取得できるようにする。なお、給付額の計算に際しては、それぞれの国内法令の規定に従って、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給する。
- 四、この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後3箇月目の月の初日に効力を生ずる。

社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定の締結について承認を求め るの件(閣条第13号)

(衆議院 2.5.26承認 参議院 5.27外交防衛委員会付託 6.3本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とフィンランドとの間で、両国間の人的交流に伴って生ずる年金制度及び雇用保険制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、2017年(平成29年)7月に両国政府間で協定の締結交渉を開始した結果、2019年(令和元年)9月23日にヘルシンキに

において署名されたものである。

この協定は、前文、本文28箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、我が国については、年金制度に関し、国民年金及び厚生年金保険について適用するとともに、失業等給付に関する雇用保険制度について適用する。また、フィンランドについては、所得比例年金制度の下での老齢年金、障害年金及び遺族年金に関する制度について適用するとともに、失業保険に関する制度について適用する。
- 二、年金制度への強制加入に関しては、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用する。ただし、被用者又は自営業者が、派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）又は自営活動の期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用する。
- 三、雇用保険制度への強制加入に関しては、被用者が派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）の期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用する。
- 四、一方の締約国の年金の給付を受ける権利を確立するため、他方の締約国の法令による保険期間を考慮することにより、当該一方の締約国の年金制度への加入期間だけでは必要な期間の要件を満たさない場合においても給付を受ける権利を取得できるようにする。なお、給付額の計算に際しては、それぞれの国内法令の規定に従って、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給する。
- 五、この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後3箇月目の月の初日に効力を生ずる。

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）

（衆議院 2. 5. 26承認 参議院 6. 3外交防衛委員会付託 6. 12本会議承認）

【要旨】

我が国は、欧州評議会が作成した「刑を言い渡された者の移送に関する条約」に加入したことにより、同条約の締約国の間では一定の条件の下で外国人受刑者の本国への移送を実施することが可能となっているが、ベトナム側は同条約に加入しておらず、両国間で受刑者の移送を実施するため、二国間の受刑者移送条約の作成及び締結に向けた交渉を開始した。交渉の結果、2019年（令和元年）7月1日に東京において、この条約の署名が行われた。

この条約は、前文、本文17箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、刑を言い渡された者は、自己に言い渡された刑に服するため、この条約に従って移送国の領域から受入国の領域に移送されることができる。このため、刑を言い渡された者は、移送国又は受入国に対し、この条約に従って移送されることについて自己の関心を表明することができる。また、移送国又は受入国のいずれの締約国も、移送について要請することができる。
- 二、刑を言い渡された者については、判決が確定していること、刑を言い渡された者が移送に同意していること、刑が科せられる理由となった作為又は不作為が双罰性を構成すること等の条件が満たされている場合に限り、この条約に基づいて移送することができる。
- 三、移送後の刑の執行の継続は、受入国の法令により規律される。受入国は、移送国が決定した刑の法的な性質及び期間を受け入れなければならないが、刑の性質又は期間が自国の法令に適合しない等の場合には、自国の法令に規定する制裁に合わせるすることができる。
- 四、各締約国は、自国の憲法及び法令に従い、特赦、大赦又は減刑を認めることができる。
- 五、この条約の適用に当たり要する費用は、専ら移送国の領域において要する費用を除くほか、受入国が負担する。
- 六、この条約は、両締約国がこの条約の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後30日目の日に効力を生ずる。この条約は、その効力が

生ずる日の前又は以後に言い渡された刑の執行について適用する。

専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVⅢの締結について承認を求めるの件 (閣条第15号)

(衆議院 2.5.26承認 参議院 6.3外交防衛委員会付託 6.12本会議承認)

【要旨】

専門機関の特権及び免除に関する条約（以下「条約」という。）は、国際連合と連携関係を有する各種の専門機関に特権及び免除を与えること等を規定するものであり、1947年（昭和22年）に作成された。条約は、本文において、専門機関、その加盟国の代表者、その職員等が享有する標準的な特権及び免除を規定するとともに、各種の専門機関ごとに作成される附属書において、当該専門機関にこれらの規定を修正して適用する場合におけるその修正の内容を規定している。我が国は、1963年（昭和38年）に条約に加入し、附属書Ⅰから附属書XVまで（1952年（昭和27年）に解散した国際避難民機関について規定する附属書Xを除く。）に規定する専門機関に関し、条約に基づく特権及び免除を付与している。

世界観光機関（以下「UNWTO」という。）は、1975年（昭和50年）に設立され、2003年（平成15年）に専門機関となった。この附属書XVⅢは、2008年（平成20年）6月に済州で開催されたUNWTOの執行理事会第83回会合において作成され、同年7月30日に発効したものであり、条約の規定に次のとおり必要な修正を加えた上でUNWTOに適用することを主な内容とする。

- 一、条約上専門機関の加盟国の代表者に与えられる特権及び免除（身柄の逮捕、手荷物の押収及び訴訟手続の免除、書類及び文書の不可侵等）は、UNWTOの事業に参加する準加盟国の代表者に与えられる。
- 二、UNWTOの活動に参加する賛助加盟員の代表者は、公的任務を独立して遂行することを保障するための全ての便益（査証の申請の処理における最大限の迅速性を含む。）を与えられる。
- 三、UNWTOの内部機関の職務を遂行し、又はUNWTOのための任務を遂行する専門家は、身柄の逮捕又は手荷物の押収の免除、公的任務の遂行中の陳述又は行動に関する訴訟手続の免除、文書の不可侵等を与えられる。
- 四、条約上専門機関の事務局長に与えられる特権及び免除等（訴訟手続の免除、給料及び手当に関する課税の免除等）は、UNWTOの事務次長並びに同事務次長の配偶者及び未成年の子にも与えられる。
- 五、この附属書は、条約第11条第43項及び第44項の規定に従って、UNWTOに条約の規定を適用することを約束する我が国の文書による通告を国際連合事務総長が受領した日に、我が国とUNWTOとの間で効力を生ずる。

国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所の特権及び免除に関する日本国政府と国際獣疫事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第16号)

(衆議院 2.5.26承認 参議院 6.3外交防衛委員会付託 6.12本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国と国際獣疫事務局（以下「OIE」という。）との間で、国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所（以下「事務所」という。）及び事務所の職員が享有する特権及び免除等について定めるものであり、2019年（令和元年）12月20日にパリで署名された。

この協定は、前文、本文17箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、事務所は、法人格を有し、契約し、不動産及び動産を取得し、及び処分し、並びに訴えを提起する能力を有する。
- 二、事務所の文書及び施設は、不可侵とする。
- 三、事務所は、事務局長が事務所の免除を明示的に放棄した特定の場合を除くほか、あらゆる形式の訴訟手続の免除を享有する。

- 四、事務所並びにその財産、資産及び収入は、事務所の公的活動の範囲内で、事実上公共サービスの使用料にすぎない税を除くほか、全ての直接税を免除される。また、事務所が輸入し、又は輸出する物品及び事務所の刊行物に関し、関税を免除され、並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除される。
- 五、事務所の職員は、公的な立場で事務所の職員が行った口頭又は書面による陳述及び全ての行動に関するあらゆる形式の訴訟手続（事務所の職員が犯した自動車に係る交通犯罪についての訴訟手続等を除く。）の免除、O I E が支払った給料及び手当に対する課税の免除、自己及び被扶養者に関する出入国制限及び査証料の免除等を享有する。
- 六、この協定は、日本国政府及びO I E がこの協定の受諾を通知する公文を交換した日の後30日目の日に効力を生ずる。

議決を求めるの件

日本国憲法第八条の規定による議決案(閣議第1号)

(衆議院 2.3.26可決 参議院 3.30内閣委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本議決案は、天皇陛下の御即位に際し、皇室が、皇室経済法施行法第2条に規定するもののほか、令和2年4月30日までの間において、社会福祉事業の資に充てるため、1億円以内を賜与することができるようにするものである。

承認を求めるの件

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)

(衆議院 2.3.19承認 参議院 3.30総務委員会付託 3.31本会議承認)

【要旨】

本件は、放送法第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会の令和2年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定事業収支については、事業収入が7,204億円、事業支出が7,354億円で、149億円の収支不足となる。この不足額については、財政安定のための繰越金の一部をもって補てんすることとしている。

二、事業計画

令和2年度は、放送法に基づく公共放送の原点を堅持し、公平・公正で正確な情報を伝え、命と暮らしを守る防災・減災報道に全力で取り組むとともに、多彩で魅力的なコンテンツを届けるほか、積極的な国際発信、地域の魅力や課題の発信による多様な地域社会への貢献、東京オリンピック・パラリンピックにおける最高水準の放送・サービスの提供、常時同時配信・見逃し番組配信サービスによる視聴機会の拡大、サイバーセキュリティの強化、受信料の公平負担徹底、効率的で透明性の高い組織運営の推進、放送センターの建替えの推進等に取り組むとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額8,459億円、事業経費、建設経費等による出金総額8,724億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、収支予算等については、受信料の引下げ等により、事業収支差金の赤字を見込んでいる点について、やむを得ない面があるとした上で、早期に黒字を確保できるよう努めることを強く求めるとともに、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体改革について具体的な取組内容を早期に明らかにし、次期中期経営計画等に反映すること、二度と働き過ぎによって尊い命が失われることのないよう引き続き徹底した取組を行うこと等を強く求める旨の意見が付されている。

【附帯決議】(2.3.31総務委員会議決)

政府及び日本放送協会は、公共放送の使命を全うし、国民・視聴者の信頼に応えることができるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、経営委員会は、本委員会の審議を踏まえ、経営委員会の放送番組の編集への介入の疑念について、十分な総括と反省を行い、改めて、放送番組は何人からも干渉され、又は規律されることがないことを規定した、放送法第3条の放送番組編集の自由を十分理解し、その自由を侵害する行為はもとより、侵害を疑われる行為を絶対に行わないこと。

二、経営委員会は、放送法が定める協会の自律性を保障するために、協会の経営に関する最高意思決定機関として重い職責を担っていることを深く認識し、協会が放送法に定められた役割を確実に果たすよう、権限を行使すること。

また、協会は、国民・視聴者からの受信料でその運営が行われていることを深く認識し、その運営について、情報の十分な開示・説明を行うため、議事録の適切な作成・管理・公表を行うこと。特に、経営委員会は、その意思決定に至る過程等について、公表を原則に適切な議事録等の作成を行うこと。

三、監査委員会は、放送法に基づく調査権限を適切に行使し、役員に不適切な行為がある場合、又は、公共放送の倫理観にもとる行為がある場合には、経営委員会と十分に連携しながら、時宜を失することなく厳格に対処すること。

四、協会は、関連団体を含めた不祥事に対し、国民・視聴者から厳しい批判が寄せられていること

を踏まえ、公共放送を担う者としての役職員の倫理観を高め、綱紀の粛正、コンプライアンスの徹底、再発防止策の確実な実施等を組織一体となって行うことにより、信頼回復に全力を尽くすこと。

五、協会は、公共放送としての社会的使命を認識し、公正を保持し、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るための最善の努力を不断に行うとともに、意見が分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の原則を遵守すること。また、国民・視聴者から寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表すること。

六、政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性を尊重し、協会を含めた放送事業者の番組編集における自主・自律性が保障されるように放送法を運用すること。

また、経営委員の任命に当たっては、その職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができ、経験と見識を有する者を、全国、各分野を考慮して幅広く公平に選任するよう努めること。

七、協会は、業務の目的の明確化や業務改革等の不断の努力を通じ、受信料引下げ等を要因とする2年連続の事業収支差金の赤字を見込んだ予算編成から、早期の収支均衡を実現し、より安定した業務体制を確保するよう努めること。

八、政府及び協会は、放送と通信の融合の更なる進展の中で、公共放送の在り方及び受信料の在り方について、真摯に検討を行うこと。

また、その結果を踏まえ、政府は、所要の措置を講ずるとともに、協会は、新体制の下で次期中期経営計画を策定するに当たっては、繰越金の現状や今後の事業収支の見通し等を踏まえ、新しい社会と技術に対応した公共メディアとしての経営ビジョンを構築すること。

九、協会は、受信料制度に対する国民・視聴者の理解を促進し、受信契約の締結は視聴者の理解を得た適正なものでなければならないことを認識した上で、公平負担の観点から、受信料支払率の向上に努めること。

また、受信料減免の拡大について引き続き検討すること。

十、協会は、常時同時配信等のインターネット活用業務を行うに際しては、その影響力の大きさを十分認識し、国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握するとともに、民間放送事業者等の見解を幅広く聞きながら、関係者間での情報共有及び連携を図り、適正な規模・水準の下、節度をもって適切に実施すること。

十一、協会は、各地域の関係者と様々な分野で連携を強化しながら、それぞれの地域ならではの魅力を紹介し、地域の活性化及び発展に寄与するコンテンツを充実するとともに、国内外に向けた積極的な発信に努めること。

十二、協会は、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝えることの重要性を踏まえ、我が国に対する理解が促進されるよう、国際放送の一層の充実を図ること。特に、外国人向けテレビ国際放送については、番組内容の充実、国内外における認知度の向上等に努めること。

十三、協会は、グループとしてのガバナンスを不断に強化し、子会社等からの適切な還元を図るとともに、重複業務の整理等を推進し、透明性の高い効率的なグループ経営の構築に向けて、迅速かつ確実に取り組むこと。

十四、協会は、障がい者、高齢者に対し、十分な情報アクセス機会を確保し、デジタル・ディバイドを解消するため、字幕放送、解説放送、手話放送の一層の充実等を図ること。

十五、協会は、自然災害が相次ぐとともに、新たな感染症が発生している現状に鑑み、いかなる事態においても放送・サービスが継続されるよう、地方局と連携し、放送設備と体制の強化を図るとともに、正しい情報を国民・視聴者に伝達し、その予防・拡大防止に寄与するよう万全を期すこと。

十六、協会は、サイバーセキュリティ基本法に定める重要社会基盤事業者であること及び東京オリンピック・パラリンピックに向けてサイバー攻撃の脅威が高まっていることに鑑み、関係機関と緊密な連携を図り、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。

十七、協会は、労働法制の改正を受けて、ハラスメント防止の事業主の措置義務を果たす取組を一

層促進し、ハラスメントをなくすとともに、過労死の再発防止のため、協会の業務に携わる者の健康を確保し、適正な業務運営と労働環境確保に全力で取り組むこと。

十八、協会は、障がい者の法定雇用率を達成し、雇用率を一層高めるとともに、職場での差別禁止や合理的配慮を徹底し、障がい者の働く環境の改善を進めること。

また、女性の採用・登用について、より高い数値目標を設定し、性別に関係なく仕事と家庭が両立できる職場の環境改善を進めること。

十九、政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の指定公共機関である協会に対する同法に基づく指示については、報道の独立性及び国民の知る権利を最大限に尊重すること。

右決議する。

予備費等承諾を求めるの件

平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 2.6.2承諾 参議院 6.12決算委員会付託 6.17本会議承諾)

【要旨】

一般会計予備費予算額4,500億円のうち、平成30年4月27日から9月28日までの間に使用を決定した金額は1,939億円で、その内訳は、河川等災害復旧事業等に必要な経費557億円、中小企業等グループ施設等復旧整備事業等に必要な経費414億円、災害救助等に必要な経費212億円などである。

平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 2.6.2承諾 参議院 6.12決算委員会付託 6.17本会議承諾)

【要旨】

一般会計予備費予算額4,500億円のうち、平成31年2月21日から3月29日までの間に使用を決定した金額は5億円で、その内訳は、国選弁護人確保業務等委託に必要な経費3億円、訟務費の不足を補うために必要な経費2億円である。

令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、平成31年4月16日から令和2年1月14日までの間に使用を決定した金額は2,134億円で、その内訳は、賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費392億円、中小企業者等の経営支援に必要な経費338億円、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に必要な経費179億円などである。

令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和2年2月14日から3月24日までの間に使用を決定した金額は2,534億円で、その内訳は、新型コロナウイルス感染症対策に係る中小企業者等に対する強力な資金繰り支援に必要な経費714億円、新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金等の支給等に必要な経費469億円、新型コロナウイルス感染症対策に係る個人向け緊急小口資金等の特例措置に必要な経費207億円などである。

令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額8,340億円のうち、令和2年3月10日に使用を決定した金額は420億円で、労働保険特別会計雇用勘定における新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金の支給等に必要な経費である。

決算その他

平成三十年度一般会計歳入歳出決算、平成三十年度特別会計歳入歳出決算、平成三十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成三十年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 第200回国会元.12.2決算委員会付託 2.6.17本会議是認)

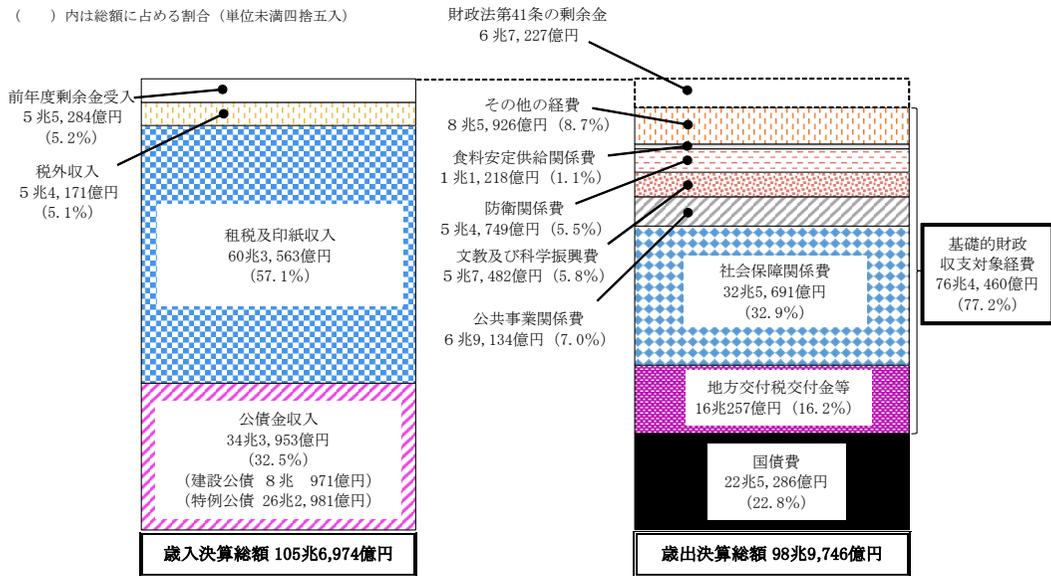
平成三十年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は105兆6,974億円、歳出決算額は98兆9,746億円であり、差引き6兆7,227億円の剰余を生じた。この剰余金は、財政法第41条の規定により、令和元年度の一般会計の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は1兆3,283億円である。

平成三十年度特別会計歳入歳出決算における13の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は381兆1,771億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は368兆9,360億円である。

平成三十年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は78兆2,204億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は76兆8,977億円であるため、差引き1兆3,227億円の剰余を生じた。

平成三十年度政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆2,307億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆635億円である。

〈平成三十年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(出所) 財務省資料より作成

平成三十年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 第200回国会元.12.2決算委員会付託 2.6.17本会議是認)

平成三十年度国有財産増減及び現在額総計算書における30年度中の国有財産の差引純増加額は1兆7,697億円、30年度末現在額は108兆5,939億円である。

平成三十年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 第200回国会元. 12. 2決算委員会付託 2. 6. 17本会議是認)

平成三十年度国有財産無償貸付状況総計算書における30年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は365億円、30年度末現在額は1兆1,473億円である。

N H K 決 算

日本放送協会平成二十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成29年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成29年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆1,437億円、負債合計は3,972億円、純資産合計は7,465億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,156億円、経常事業支出は7,073億円となっており、経常事業収支差金は83億円となっている。

日本放送協会平成三十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成30年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成30年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,005億円、負債合計は4,268億円、純資産合計は7,736億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,349億円、経常事業支出は7,152億円となっており、経常事業収支差金は197億円となっている。

注1 衆議院議員提出法律案は、参議院に送付されたもののみ掲載。
 注2 本表には、内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。
 注3 件名は、原則として、付託議案は参議院の委員会への付託順、未付託議案は提出年月日順に掲載。
 注4 「※」は立憲・国民、新緑風会・社民
 凡例 ☆:参議院先議 * :予算関係法律案 (多):賛成多数 (全):全会一致

5 議案審議表

内閣委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 番号 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第46号)	2.3.10	— 3.10 内閣	3.11 可決(多) 附帯決議	3.12 可決(多)	— 3.12	3.13	3.13 参考人/質 疑	3.13 可決(多) 附帯決議	3.13 可決(多)	自民、※、 公明、維新、 みん、無	共産、沖縄、 れ新、碧水	3.13 4号	81	
道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第38号)☆	2.3.3	— 5.26 内閣	5.29 可決(全)	6.2 可決(全)	— 3.30	3.31	4.2 質疑	4.2 可決(全) 附帯決議	4.3 可決(全)	自民、※、 公明、維新、 共産、沖縄、 れ新、碧水、 みん、無	—	6.10 42号	70	
日本国憲法第八条の規定による議決案(閣議第1号)	2.3.13	— 3.24 内閣	3.25 可決(全)	3.26 可決(全)	— 3.30	3.31		3.31 可決(全)	3.31 可決(全)	自民、※、 公明、維新、 共産、沖縄、 れ新、碧水、 みん、無	—		122	
地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律案(閣法第31号)	2.3.3	— 4.9 内閣	4.15 可決(多)	4.16 可決(多)	— 5.11	5.12	5.19 質疑	5.19 可決(多) 附帯決議	5.20 可決(多)	(起立採決)		5.27 32号	62	
個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第48号)	2.3.10	— 5.19 内閣	5.27 可決(多) 附帯決議	5.28 可決(多)	— 6.1	6.2	6.4 質疑	6.4 可決(多) 附帯決議	6.5 可決(多)	(起立採決)		6.12 44号	84	
科学技術基本法等の一部を改正する法律案(閣法第47号)	2.3.10	— 5.27 科学技術	6.1 可決(多) 附帯決議	6.2 可決(多)	— 6.8	6.9	6.16 質疑	6.16 可決(多) 附帯決議	6.17 可決(多)	(起立採決)		6.24 63号	83	
株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第57号)	2.6.8	— 6.8 内閣	6.10 可決(多)	6.10 可決(多)	— 6.12	6.12	6.12 質疑	6.12 可決(多)	6.12 可決(多)	(起立採決)		6.19 57号	91	

総務委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(関法第1号)	2.1.20	— 1.27 総務	1.28 可決(多)	1.28 可決(多)	— 1.30	1.30	1.30 質疑	1.30 可決(多)	1.30 可決(多)	自民、※、 公明、維新、 沖縄、碧水、 みん、無	共産、れ新	2.5 1号	29	
地方税法等の一部を改正する法律案(関法第6号)*	2.2.4	(2.13) 2.13 総務	2.28 可決(多)	2.28 可決(多)	(3.11) 3.11	3.17		3.27 可決(多)	3.27 可決(多)	自民、公明、 維新、みん、 無	※、共産、 沖縄、れ新、 碧水、無	3.31 5号	32	
地方交付税法等の一部を改正する法律案(関法第7号)*	2.2.4	(2.13) 2.13 総務	2.28 可決(多)	2.28 可決(多)	(3.11) 3.11	3.17	3.18 質疑 3.19 質疑	3.27 可決(多)	3.27 可決(多)	自民、公明、 維新、みん、 無	※、共産、 沖縄、れ新、 碧水、無	3.31 6号	32	
市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(関法第8号)	2.2.4	— 3.4 総務	3.17 可決(多) 附帯決議	3.19 可決(多)	— 3.23	3.24	3.26 質疑	3.27 可決(多) 附帯決議	3.27 可決(多)	自民、※、 公明、維新、 沖縄、碧水、 みん、無	共産、れ新	3.31 11号	33	
放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(関承認第1号)	2.2.7	— 3.16 総務	3.19 承認(多) 附帯決議	3.19 承認(多)	— 3.30	3.31	3.31 質疑	3.31 承認(多) 附帯決議	3.31 承認(多)	自民、※、 公明、沖縄、 れ新、碧水、 無	維新、共産、 みん		123	
電波法の一部を改正する法律案(関法第16号)*	2.2.7	— 4.1 総務	4.7 可決(全) 附帯決議	4.10 可決(全)	— 4.13	4.14	4.16 質疑	4.16 可決(全) 附帯決議	4.17 可決(多)	(起立採決)		4.24 23号	44	
地方税法等の一部を改正する法律案(関法第55号)	2.4.27	— 4.27 総務	4.29 可決(全)	4.29 可決(全)	— 4.28 予備付託 4.29 本付託	4.30	4.30 質疑	4.30 可決(全)	4.30 可決(多)	(起立採決)		4.30 26号	90	
令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律案(総務委員長提出)(衆第10号)	2.4.29			4.29 可決(全)	— 4.29	4.30	—	4.30 可決(全)	4.30 可決(全)	(起立採決)		4.30 27号	103	
電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(関法第28号)	2.2.28	— 4.13 総務	4.14 可決(多) 附帯決議	4.16 可決(多)	— 5.11	5.12	5.14 質疑	5.14 可決(多) 附帯決議	5.15 可決(多)	(起立採決)		5.22 30号	59	
聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案(関法第27号)	2.2.28	— 5.18 総務	5.26 修正(全) 附帯決議	5.28 修正(全)	— 6.1	6.2	6.4 質疑	6.4 可決(全) 附帯決議	6.5 可決(全)	(起立採決)		6.12 53号	58	

法務委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(第200回国会閣法第12号)	元.10.18 (200回)	— 2.4.13 法務	5.20 可決(多)	5.22 可決(多)	— 元.12.9 (200回)	2.4.2	4.7 質疑	4.7 可決(多) 附帯決議	4.10 可決(多)	(起立採決)	5.29 33号	94	第200回国会衆議院において議決	
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第17号)*	2.2.7	— 3.10 法務	4.3 可決(多) 附帯決議	4.7 可決(多)	— 4.13	4.14	4.16 質疑	4.16 可決(多) 附帯決議	4.17 可決(多)	(起立採決)	4.24 20号	46		
自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第42号)	2.3.6	— 5.21 法務	5.27 可決(全)	5.28 可決(全)	— 6.1	6.2	6.2 参考人 6.4 質疑	6.4 可決(全)	6.5 可決(全)	(起立採決)	6.12 47号	77		

外交防衛委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(関法第18号)*	2.2.7	— 3.5 外務	3.18 可決(全)	3.19 可決(全)	— 3.23	3.24	3.26 質疑	3.27 可決(全)	3.27 可決(全)	自民、※、 公明、維新、 共産、沖縄、 れ新、碧水、 みん、無	—	3.31 10号	46	
防衛省設置法の一部を改正する法律案(関法第4号)*	2.1.31	— 4.2 安全保障	4.7 可決(多)	4.10 可決(多)	— 4.13	4.14	4.16 質疑	4.16 可決(多)	4.17 可決(多)	(起立採決)		4.24 19号	30	
投資の促進及び保護に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(関条第1号)	2.2.28	— 4.2 外務	4.10 承認(多)	4.14 承認(多)	— 5.1	5.7		5.12 承認(多)	5.13 承認(多)	(起立採決)			112	
投資の促進及び保護に関する日本国とヨルダン・ハシエミット王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(関条第2号)	2.2.28	— 4.2 外務	4.10 承認(多)	4.14 承認(多)	— 5.1	5.7		5.12 承認(多)	5.13 承認(多)	(起立採決)			112	
包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定を改正する第一議定書の締結について承認を求めるの件(関条第3号)	2.2.28	— 4.2 外務	4.10 承認(多)	4.14 承認(多)	— 5.1	5.7	5.12 質疑	5.12 承認(多)	5.13 承認(多)	(起立採決)			113	
投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(関条第4号)	2.2.28	— 4.2 外務	4.10 承認(多)	4.14 承認(多)	— 5.1	5.7		5.12 承認(多)	5.13 承認(多)	(起立採決)			113	
投資の相互促進及び相互保護に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(関条第5号)	2.2.28	— 4.2 外務	4.10 承認(多)	4.14 承認(多)	— 5.1	5.7		5.12 承認(多)	5.13 承認(多)	(起立採決)			114	

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルゼンチン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)	2.2.28	— 5.12 外務	5.15 承認(多)	5.19 承認(多)	— 5.20	5.21	5.26 質疑	5.26 承認(多)	5.27 承認(多)	(起立採決)		114
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウルグアイ東方共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)	2.2.28	— 5.12 外務	5.15 承認(多)	5.19 承認(多)	— 5.20	5.21		5.26 承認(多)	5.27 承認(多)	(起立採決)		115
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とペルー共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)	2.2.28	— 5.12 外務	5.15 承認(多)	5.19 承認(多)	— 5.20	5.21		5.26 承認(多)	5.27 承認(多)	(起立採決)		115
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジャマイカとの間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)	2.2.28	— 5.12 外務	5.15 承認(多)	5.19 承認(多)	— 5.20	5.21		5.26 承認(多)	5.27 承認(多)	(起立採決)		116
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウズベキスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)	2.2.28	— 5.12 外務	5.15 承認(多)	5.19 承認(多)	— 5.20	5.21		5.26 承認(多)	5.27 承認(多)	(起立採決)		117
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とモロッコ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)	2.2.28	— 5.12 外務	5.15 承認(多)	5.19 承認(多)	— 5.20	5.21		5.26 承認(多)	5.27 承認(多)	(起立採決)		117
社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第12号)	2.3.10	— 5.19 外務	5.22 承認(全)	5.26 承認(全)	— 5.27	5.28	6.2 質疑	6.2 承認(全)	6.3 承認(全)	(起立採決)		118
社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第13号)	2.3.10	— 5.19 外務	5.22 承認(全)	5.26 承認(全)	— 5.27	5.28		6.2 承認(全)	6.3 承認(全)	(起立採決)		118

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第14号)	2.3.10	— 5.19 外務	5.22 承認(全)	5.26 承認(全)	— 6.3	6.4	6.12 質疑	6.12 承認(全)	6.12 承認(全)	(起立採決)		119	
専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XV IIIの締結について承認を求めるの件(閣条第15号)	2.3.10	— 5.19 外務	5.22 承認(全)	5.26 承認(全)	— 6.3	6.4		6.12 承認(全)	6.12 承認(全)	(起立採決)		120	
国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所の特権及び免除に関する日本国政府と国際獣疫事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第16号)	2.3.10	— 5.19 外務	5.22 承認(全)	5.26 承認(全)	— 6.3	6.4		6.12 承認(全)	6.12 承認(全)	(起立採決)		120	

財政金融委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 掲載頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
平成三十年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(関法第2号)	2.1.20	— 1.27 財務金融	1.28 可決(多)	1.28 可決(多)	— 1.30	1.30	1.30 質疑	1.30 可決(多)	1.30 可決(多)	自民、 ※(一部)、 公明、維新、 碧水、みん、 無	※、共産、 沖縄、れ新、 碧水、無	2.5 3号	29	
所得税法等の一部を改正する法律案(関法第3号)*	2.1.31	(2.6) 2.6 財務金融	2.28 可決(多) 附帯決議	2.28 可決(多)	(3.6) 3.6	3.10	3.18 質疑 3.19 質疑 3.24 質疑	3.27 可決(多) 附帯決議	3.27 可決(多)	自民、公明、 維新、みん、 無	※、共産、 沖縄、れ新、 碧水、無	3.31 8号	29	
関税率法等の一部を改正する法律案(関法第9号)*	2.2.4	— 3.5 財務金融	3.17 可決(全) 附帯決議	3.19 可決(全)	— 3.23	3.24	3.26 質疑	3.27 可決(全) 附帯決議	3.27 可決(全)	自民、※、 公明、維新、 共産、沖縄、 れ新、碧水、 みん、無	—	3.31 9号	33	
国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(関法第10号)*	2.2.4	— 3.16 財務金融	3.24 可決(多) 附帯決議	3.26 可決(多)	— 3.26	3.27	3.31 質疑	3.31 可決(多) 附帯決議	3.31 可決(多)	自民、※、 公明、維新、 沖縄、れ新、 碧水、みん、 無	共産	3.31 15号	35	
新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律案(関法第54号)	2.4.27	— 4.27 財務金融	4.29 可決(全) 附帯決議	4.29 可決(全)	— 4.28 予備付託 4.29 本付託	4.30	4.30 質疑	4.30 可決(全) 附帯決議	4.30 可決(多)	(起立採決)		4.30 25号	89	
株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(関法第24号)	2.2.25	— 4.9 財務金融	4.22 可決(多) 附帯決議	4.23 可決(多)	— 5.11	5.12	5.14 質疑	5.14 可決(多) 附帯決議	5.15 可決(多)	(起立採決)		5.22 29号	53	
金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案(関法第40号)	2.3.6	— 5.18 財務金融	5.27 可決(多) 附帯決議	5.28 可決(多)	— 6.1	6.2	6.4 質疑	6.4 可決(多) 附帯決議	6.5 可決(多)	(起立採決)		6.12 50号	73	
金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(関法第58号)	2.6.8	— 6.8 財務金融	6.10 可決(全) 附帯決議	6.10 可決(全)	— 6.12	6.12	6.12 質疑	6.12 可決(全) 附帯決議	6.12 可決(全)	(起立採決)		6.19 59号	91	

文教科学委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	委員会 質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案(閣法第19号)*	2.2.7	(3.17) 3.17 文部科学	3.25 可決(全)	3.26 可決(全)	— 4.1	4.2	4.7 質疑	4.7 可決(全) 附帯決議	4.10 可決(全)	(起立採決)	4.17 18号	46		
著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第49号)	2.3.10	— 5.14 文部科学	5.22 可決(全) 附帯決議	5.26 可決(全)	— 5.27	5.28	6.2 質疑/参考 人 6.4 質疑	6.4 可決(全) 附帯決議	6.5 可決(全)	(起立採決)	6.12 48号	86		

厚生労働委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
労働基準法の一部を改正する法律案(閣法第11号)	2.2.4	— 3.5 厚生労働	3.11 可決(多) 附帯決議	3.17 可決(多)	— 3.18	3.19	3.24 質疑	3.24 可決(多) 附帯決議	3.27 可決(多)	自民、※、 公明、維新、 沖縄、碧水、 みん、無	共産、れ新	3.31 13号	35	
雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第12号)*	2.2.4	— 3.11 厚生労働	3.18 可決(多) 附帯決議	3.19 可決(多)	— 3.23	3.24	3.26 質疑 3.30 参考人 3.31 質疑	3.31 可決(多) 附帯決議	3.31 可決(多)	自民、※、 公明、維新、 沖縄、碧水、 みん、無	共産、れ新	3.31 14号	36	
年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案(閣法第34号)	2.3.3	(4.14) 4.14 厚生労働	5.8 修正(多) 附帯決議	5.12 修正(多)	(5.15) 5.15	5.19	5.19 質疑 5.21 質疑 5.26 参考人/質 疑 5.28 質疑	5.28 可決(多) 附帯決議	5.29 可決(多)	(起立採決)		6.5 40号	66	
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第43号)	2.3.6	(5.12) 5.12 厚生労働	5.22 可決(多) 附帯決議	5.26 可決(多)	(5.29) 5.29	6.2	6.2 質疑/参考 人 6.4 質疑	6.4 可決(多) 附帯決議	6.5 可決(多)	(起立採決)		6.12 52号	77	
新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律案(閣法第59号)	2.6.8	— 6.8 厚生労働	6.10 可決(全) 附帯決議	6.10 可決(全)	— 6.12	6.12	6.12 質疑	6.12 可決(全) 附帯決議	6.12 可決(全)	(起立採決)		6.12 54号	93	
令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第24号)	2.6.10			6.10 可決(全)	— 6.12	6.12	—	6.12 可決(全)	6.12 可決(全)	(起立採決)		6.12 55号	105	

農林水産委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)(衆第2号)	2.1.28			1.28 可決(全)	— 1.30	1.30	1.30 質疑	1.30 可決(全)	1.30 可決(全)	自民、公明、維新、共産、沖繩、れ新、碧水、みん、無	—	2.5 2号	102	
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(閣法第25号)	2.2.25	— 3.4 農林水産	3.18 可決(全) 附帯決議	3.19 可決(全)	— 3.23	3.24		3.27 可決(全) 附帯決議	3.27 可決(全)	自民、公明、維新、共産、沖繩、れ新、碧水、みん、無	—	4.3 16号	54	
養豚農業振興法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)(衆第5号)	2.3.18			3.19 可決(全)	— 3.23	3.24	3.26 質疑	3.27 可決(全)	3.27 可決(全)	自民、公明、維新、共産、沖繩、れ新、碧水、みん、無	—	4.3 17号	102	
家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(閣法第35号)	2.3.3	— 3.23 農林水産	3.31 可決(全) 附帯決議	4.2 可決(全)	— 4.6	4.7		4.14 可決(全) 附帯決議	4.17 可決(全)	(起立採決)		4.24 21号	68	
家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案(閣法第36号)	2.3.3	— 3.23 農林水産	3.31 可決(全) 附帯決議	4.2 可決(全)	— 4.6	4.7	4.14 質疑	4.14 可決(全) 附帯決議	4.17 可決(全)	(起立採決)		4.24 22号	70	
森林組合法の一部を改正する法律案(閣法第45号)☆	2.3.6	— 5.25 農林水産	5.27 可決(多) 附帯決議	5.28 可決(多)	— 5.11	5.12	5.14 質疑	5.14 可決(多) 附帯決議	5.15 可決(多)	(起立採決)		6.3 35号	80	
防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法案(農林水産委員長提出)(衆第23号)	2.6.9			6.10 可決(全)	— 6.10	6.11	—	6.11 可決(全) 附帯決議	6.12 可決(全)	(起立採決)		6.19 56号	104	

経済産業委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
割賦販売法の一部を改正する法律案(関法第39号)☆	2.3.3	— 6.2 経済産業	6.12 可決(全) 附帯決議	6.16 可決(全)	— 5.1	5.7	5.12 質疑	5.12 可決(全) 附帯決議	5.13 可決(全)	(起立採決)	6.24 64号	72		
特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案(関法第22号)	2.2.18	(4.3) 4.3 経済産業	4.17 可決(多) 附帯決議	4.23 可決(多)	— 5.13	5.14	5.19 質疑 5.21 参考人 5.26 質疑	5.26 可決(多) 附帯決議	5.27 可決(多)	(起立採決)	6.3 37号	51		
特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案(関法第23号)	2.2.18	(4.3) 4.3 経済産業	4.17 可決(全) 附帯決議	4.23 可決(全)	— 5.13	5.14	5.19 質疑 5.21 参考人 5.26 質疑	5.26 可決(全) 附帯決議	5.27 可決(全)	(起立採決)	6.3 38号	52		
強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(関法第26号)	2.2.25	— 5.12 経済産業	5.22 可決(多) 附帯決議	5.26 可決(多)	— 5.27	5.28	6.2 質疑 6.4 参考人/質 疑	6.4 可決(多) 附帯決議	6.5 可決(多)	(起立採決)	6.12 49号	56		
中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案(関法第50号)	2.3.10	— 5.26 経済産業	5.29 可決(全) 附帯決議	6.2 可決(全)	— 6.8	6.9	6.12 質疑	6.12 可決(全) 附帯決議	6.12 可決(全)	(起立採決)	6.19 58号	87		

国土交通委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
土地基本法等の一部を改正する法律案(関法第13号)*	2.2.4	— 3.5 国土交通	3.18 可決(多) 附帯決議	3.19 可決(多)	— 3.23	3.24	3.26 質疑	3.27 可決(多) 附帯決議	3.27 可決(多)	自民、公明、維新、 沖繩、れ新、共産 碧水、みん、 無	3.31 12号	39		
マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律案(関法第30号)*	2.2.28	— 6.2 国土交通	6.12 可決(全) 附帯決議	6.16 可決(全)	— 4.1	4.2	4.7 質疑	4.7 可決(全) 附帯決議	4.10 可決(全)	(起立採決)	6.24 62号	61		
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(関法第14号)*	2.2.4	— 3.23 国土交通	4.3 可決(全) 附帯決議	4.7 可決(全)	— 5.1	5.7	5.12 質疑	5.12 可決(全) 附帯決議	5.13 可決(全)	(起立採決)	5.20 28号	41		
道路法等の一部を改正する法律案(関法第15号)*	2.2.4	— 4.14 国土交通	5.8 可決(多) 附帯決議	5.12 可決(多)	— 5.13	5.14	5.19 質疑	5.19 可決(多) 附帯決議	5.20 可決(多)	(起立採決)	5.27 31号	43		
持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案(関法第20号)*	2.2.7	(3.24) 3.24 国土交通	4.14 可決(多) 附帯決議	4.16 可決(多)	(5.20) 5.20	5.21	5.26 質疑	5.26 可決(多) 附帯決議	5.27 可決(多)	(起立採決)	6.3 36号	48		
都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(関法第21号)*	2.2.7	— 5.12 国土交通	5.15 可決(多) 附帯決議	5.19 可決(多)	— 5.27	5.28	6.2 質疑	6.2 可決(多) 附帯決議	6.3 可決(多)	(起立採決)	6.10 43号	50		
賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律案(関法第44号)	2.3.6	— 5.19 国土交通	5.22 可決(全) 附帯決議	5.26 可決(全)	— 6.4	6.4	6.9 質疑	6.9 可決(全) 附帯決議	6.12 可決(全)	(起立採決)	6.19 60号	78		
無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案(関法第29号)	2.2.28	— 5.26 国土交通	5.29 可決(全) 附帯決議	6.2 可決(全)	— 6.11	6.12	6.16 質疑	6.16 可決(全) 附帯決議	6.17 可決(全)	(起立採決)	6.24 61号	59		

環境委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
大気汚染防止法の一部を改正する法律案(閣法第51号)	2.3.10	— 4.6 環境	5.15 可決(多) 附帯決議	5.19 可決(多)	— 5.20	5.21	5.28 質疑	5.28 可決(多) 附帯決議	5.29 可決(多)	(起立採決)		6.5 39号	88	

予算委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案番号 掲載頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
令和元年度一般会計補正予算(第1号)(関予第1号)	2.1.20	(1.20 財政演説) 1.20 予算	1.28 可決(多)	1.28 可決(多)	(1.20 財政演説) 1.20 予備付託 1.28 本付託	1.29		1.30 可決(多)	1.30 可決(多)	自民、 ※(一部)、 公明、維新、 碧水、みん、 無	※、共産、 沖縄、れ新、 碧水、無		106	
令和元年度特別会計補正予算(特第1号)(関予第2号)	2.1.20	(1.20 財政演説) 1.20 予算	1.28 可決(多)	1.28 可決(多)	(1.20 財政演説) 1.20 予備付託 1.28 本付託	1.29	1.29 総括質疑 1.30 総括質疑 締めくくり質疑	1.30 可決(多)	1.30 可決(多)	自民、 ※(一部)、 公明、維新、 碧水、みん、 無	※、共産、 沖縄、れ新、 碧水、無		106	
令和元年度政府関係機関補正予算(機第1号)(関予第3号)	2.1.20	(1.20 財政演説) 1.20 予算	1.28 可決(多)	1.28 可決(多)	(1.20 財政演説) 1.20 予備付託 1.28 本付託	1.29		1.30 可決(多)	1.30 可決(多)	自民、 ※(一部)、 公明、維新、 碧水、みん、 無	※、共産、 沖縄、れ新、 碧水、無		106	
令和二年度一般会計予算(関予第4号)	2.1.20	(1.20 財政演説) 1.20 予算	2.28 可決(多)	2.28 可決(多)	(1.20 財政演説) 1.20 予備付託 2.28 本付託	1.29	3.2 基本的質疑 3.3 基本的質疑 3.4 一般質疑 3.5 一般質疑 3.6 一般質疑 3.9 集中審議 3.10 公聴会	3.27 可決(多)	3.27 可決(多)	自民、公明、 みん、無	※、維新、 共産、沖縄、 れ新、碧水、 無		107	3.18、3.19委嘱 審査
令和二年度特別会計予算(関予第5号)	2.1.20	(1.20 財政演説) 1.20 予算	2.28 可決(多)	2.28 可決(多)	(1.20 財政演説) 1.20 予備付託 2.28 本付託	1.29	3.11 一般質疑 3.16 集中審議 3.17 一般質疑 3.23 集中審議 3.25 一般質疑 3.26 一般質疑 3.27 締めくくり質 疑	3.27 可決(多)	3.27 可決(多)	自民、公明、 みん、無	※、維新、 共産、沖縄、 れ新、碧水、 無		107	3.18、3.19委嘱 審査
令和二年度政府関係機関予算(関予第6号)	2.1.20	(1.20 財政演説) 1.20 予算	2.28 可決(多)	2.28 可決(多)	(1.20 財政演説) 1.20 予備付託 2.28 本付託	1.29	3.23 集中審議 3.25 一般質疑 3.26 一般質疑 3.27 締めくくり質 疑	3.27 可決(多)	3.27 可決(多)	自民、公明、 みん、無	※、維新、 共産、沖縄、 れ新、碧水、 無		107	3.18、3.19委嘱 審査
令和二年度一般会計補正予算(第1号)(関予第7号)	2.4.27	(4.27 財政演説) 4.27 予算	4.29 可決(全)	4.29 可決(全)	(4.27 財政演説) 4.27 予備付託 4.29 本付託	4.29		4.30 可決(全)	4.30 可決(多)	(起立採決)			110	
令和二年度特別会計補正予算(特第1号)(関予第8号)	2.4.27	(4.27 財政演説) 4.27 予算	4.29 可決(全)	4.29 可決(全)	(4.27 財政演説) 4.27 予備付託 4.29 本付託	4.29	4.29 総括質疑 4.30 総括質疑	4.30 可決(全)	4.30 可決(多)	(起立採決)			110	
令和二年度政府関係機関補正予算(機第1号)(関予第9号)	2.4.27	(4.27 財政演説) 4.27 予算	4.29 可決(全)	4.29 可決(全)	(4.27 財政演説) 4.27 予備付託 4.29 本付託	4.29		4.30 可決(全)	4.30 可決(多)	(起立採決)			110	
令和二年度一般会計補正予算(第2号)(関予第10号)	2.6.8	(6.8 財政演説) 6.8 予算	6.10 可決(多)	6.10 可決(多)	(6.8 財政演説) 6.8 予備付託 6.10 本付託	6.11		6.12 可決(多)	6.12 可決(多)	(起立採決)			110	
令和二年度特別会計補正予算(特第2号)(関予第11号)	2.6.8	(6.8 財政演説) 6.8 予算	6.10 可決(多)	6.10 可決(多)	(6.8 財政演説) 6.8 予備付託 6.10 本付託	6.11	6.11 総括質疑 6.12 総括質疑	6.12 可決(多)	6.12 可決(多)	(起立採決)			110	
令和二年度政府関係機関補正予算(機第2号)(関予第12号)	2.6.8	(6.8 財政演説) 6.8 予算	6.10 可決(多)	6.10 可決(多)	(6.8 財政演説) 6.8 予備付託 6.10 本付託	6.11		6.12 可決(多)	6.12 可決(多)	(起立採決)			110	

決算委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案番号 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
平成三十年度一般会計歳入歳出決算、平成三十年度特別会計歳入歳出決算、平成三十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成三十年度政府関係機関決算書	元.11.19 (200回)	— 2.1.20 決算行政	継続審査		(元.12.2 財務大臣 の報告聴取・200 回) 元.12.2 (200回)	12.2 (200回)	2.4.1 全般質疑 4.6 質疑 4.13 質疑 5.13 質疑 5.18 質疑 5.25 准総括質 疑 6.15 締めくくり総 括質疑	6.15 是認(多) 内閣に対 する警告 (全) 措置要求 決議(全)	6.17 是認(多)	(起立採決)		127	6.15の質疑は平 成30年度予備費 関係2件と一括	
平成三十年度国有財産増減及び現在額総計算書	元.11.19 (200回)	— 2.1.20 決算行政	継続審査		— 元.12.2 (200回)	12.2 (200回)		6.15 是認(多)	6.17 是認(多)	(起立採決)				127
平成三十年度国有財産無償貸付状況総計算書	元.11.19 (200回)	— 2.1.20 決算行政	継続審査		— 元.12.2 (200回)	12.2 (200回)		6.15 是認(多)	6.17 是認(多)	(起立採決)				128
平成三十年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調書(その1)	31.3.19 (198回)	— 2.1.20 決算行政	6.1 承諾(全)	6.2 承諾(全)	— 6.12	6.15		6.15 承諾(全)	6.17 承諾(全)	(起立採決)		126	質疑は決算外2 件と一括	
平成三十年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調書(その2)	元.5.21 (198回)	— 2.1.20 決算行政	6.1 承諾(多)	6.2 承諾(多)	— 6.12	6.15	6.15 質疑	6.15 承諾(多)	6.17 承諾(多)	(起立採決)		126		

議院運営委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第8号)	2.4.27			4.27 可決(全)	— 4.27 予備付託 4.27 本付託	4.27		4.27 可決(全)	4.27 可決(全)	(起立採決)		4.30 24号	103	
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(東徹君外1名発議)(参第6号)	2.1.21	—	—	—	— 4.24	4.27	4.27 質疑	審査未了	—	—	—	—	96	

災害対策特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第6号)	2.3.18			3.19 可決(全)	— 3.26	3.27	—	3.27 可決(全)	3.27 可決(全)	自民、 公明、 共産、 れ新、 みん、 無	—	3.31 7号	103	

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
公職選挙法の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外9名提出)(衆第16号)	2.5.29	— 5.29 倫理選挙	6.1 可決(多)	6.2 可決(多)	— 6.4	6.5	6.5 質疑	6.5 可決(多)	6.8 可決(多)	(起立採決)	6.12 45号	104		

地方創生及び消費者問題に関する特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第5号) *	2.2.4	(4.2) 4.2 地方創生	4.15 可決(多)	4.16 可決(多)	(5.13) 5.13	5.13	5.15 質疑 5.22 質疑	5.22 可決(多) 附帯決議	5.27 可決(多)		(起立採決)	6.3 34号	30	
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第32号)	2.3.3	— 5.13 地方創生	5.20 可決(全)	5.22 可決(全)	— 5.26	5.27	5.29 質疑	5.29 可決(全)	6.3 可決(全)		(起立採決)	6.10 41号	63	
公益通報者保護法の一部を改正する法律案(閣法第41号)	2.3.6	(5.15) 5.15 消費者問題	5.21 修正(全) 附帯決議	5.22 修正(全)	(6.3) 6.3	6.3	6.3 参考人 6.5 質疑	6.5 可決(全) 附帯決議	6.8 可決(全)		(起立採決)	6.12 51号	75	

東日本大震災復興特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
復興庁設置法等の一部を改正する法律案(閣法第33号)	2.3.3	(5.14) 5.14 震災復興	5.21 可決(多) 附帯決議	5.22 可決(多)	(5.27) 5.27	5.27	5.29 質疑 6.3 質疑	6.3 可決(多) 附帯決議	6.5 可決(多)	(起立採決)	6.12 46号	64		

1 本会議審議経過

○令和2年1月20日(月)

開会 午前10時1分

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**災害対策特別委員会**、

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る**沖縄及び北方問題に関する特別委員会**、

政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る**政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会**、

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会**、

政府開発援助を始めとする国際援助・協力に関する諸問題を調査するため委員30名から成る**政府開発援助等に関する特別委員会**、

東日本大震災からの復興に当たり、その総合的な対策樹立に資するため委員40名から成る**東日本大震災復興特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、

地方創生並びに消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため委員25名から成る**地方創生及び消費者問題に関する特別委員会**を設置することに決し、

議長は、特別委員を指名した。

休憩 午前10時5分

再開 午後3時41分

日程第2 国務大臣の演説に関する件

安倍内閣総理大臣は施政方針に関し、茂木外務大臣は外交に関し、麻生財務大臣は財政に関し、西村国務大臣は経済に関しそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後5時4分

○令和2年1月23日(木)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第2日)

福山哲郎君、岡田広君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午後0時3分

○令和2年1月24日(金)

開会 午前10時16分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第3日)

山口那津男君、片山虎之助君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時1分

休憩前に引き続き、山下芳生君、大塚耕平君、野上浩太郎君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後3時25分

○令和2年1月30日(木)

開会 午後7時11分

日程第1 令和元年度一般会計補正予算(第1号)

日程第2 令和元年度特別会計補正予算(特第1号)

日程第3 令和元年度政府関係機関補正予算(機第1号)

以上3案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成161、反対79にて可決された。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、日程に追加し、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成243、反対0にて全会一致をもって可決された。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対15にて可決された。

平成三十年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成164、反対79にて可決された。

散会 午後7時58分

○令和2年2月14日(金)

開会 午前10時1分

永年在職議員表彰の件

本件は、議長発議により、国会議員として在職25年に達した議員衛藤晟一君、林芳正君、橋本聖子君を院議をもって表彰することに決し、議長は、次の表彰文を朗読した。

議員衛藤晟一君 君は国会議員としてその職にあること25年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功労に対しここに院議をもって表彰します

議員林芳正君 君は国会議員としてその職にあること25年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功労に対しここに院議をもって表彰します

議員橋本聖子君 君は国会議員としてその職にあること25年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功労に対しここに院議をもって表彰します

関口昌一君は、三君に対し祝辞を述べた。

衛藤晟一君、林芳正君、橋本聖子君は、それぞれ謝辞を述べた。

日程第1 国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、国家公務員倫理審査会会長に秋吉淳一郎君、情報公開・個人情報保護審査会委員に泉本小夜子君、磯部哲君、労働保険審査会委員に小畑史子君、中央社会保険医療協議会公益委員に永瀬伸子君、社会保険審

査会委員に宇野敦子君、運輸審議会委員に二村真理子君、公害健康被害補償不服審査会委員に石井彰君を任命することに賛成241、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、

国家公務員倫理審査会委員に潜道文子君、上野幹夫君、公安審査委員会委員に和田洋君を任命することに賛成226、反対15にて同意することに決し、

情報公開・個人情報保護審査会委員に藤谷俊之君を任命することに賛成239、反対2にて同意することに決し、

日本銀行政策委員会審議委員に安達誠司君を任命することに賛成159、反対82にて同意することに決し、

中央社会保険医療協議会公益委員に小塩隆士君、社会保険審査会委員長に瀧澤泉君を任命することに賛成224、反対17にて同意することに決した。

散会 午前10時33分

○令和2年3月6日(金)

開会 午前10時1分

元内閣総理大臣中曽根康弘君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることにより決し、議長は弔詞を朗読した。

日程第1 所得税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、麻生財務大臣から趣旨説明があった後、長峯誠君、宮沢由佳君、音喜多駿君、大門実紀史君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前11時42分

○令和2年3月11日(水)

開会 午前10時2分

日程第1 国務大臣の報告に関する件(令和二年度地方財政計画について)

日程第2 地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以上両件は、高市総務大臣から報告及び趣旨説明があった後、森本真治君、山本博司君、柳ヶ瀬裕文君、伊藤岳君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前11時38分

○令和2年3月13日(金)

開会 午後4時1分

日程第1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成216、反対18にて可決された。

散会 午後4時33分

○令和2年3月27日(金)

開会 午後2時1分

令和二年度一般会計予算

令和二年度特別会計予算

令和二年度政府関係機関予算

以上3案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、記名投票をもって採決の結果、賛成143、反対99にて可決された。

日程第1 労働基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対15にて可決された。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成239、反対0にて全会一致をもって可決された。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

養豚農業振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上両案は、日程に追加し、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成241、反対0にて全会一致をもって可決された。

土地基本法等の一部を改正する法律案(内閣

提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対13にて可決された。

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上3案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、第1及び第2の議案に対する討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第1及び第2の議案は賛成160、反対82にて可決、第3の議案は賛成226、反対15にて可決された。

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、日程に追加し、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、第1の議案に対する討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第1の議案は賛成160、反対82にて可決、第2の議案は賛成242、反対0にて全会一致をもって可決された。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、日程に追加し、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成241、反対0にて全会一致をもって可決された。

国立国会図書館長の任命に関する件

本件は、吉永元信君の任命を承認することに決した。

散会 午後4時5分

○令和2年3月31日(火)

開会 午後4時1分

日程第1 日本国憲法第八条の規定による議

決案(衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成241、反対0にて全会一致をもって可決された。

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対13にて可決された。

雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対14にて可決された。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)

本件は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成209、反対31にて承認することに決した。

散会 午後4時13分

○令和2年4月3日(金)

開会 午前10時1分

政治資金適正化委員会委員の指名

本指名は、議長に一任することに決し、議長は、伊藤鉄男君、浅井万富君、杉田慶一君、田口尚文君、谷口将紀君を指名した。

日程第1 国務大臣の報告に関する件(新型インフルエンザ等対策特別措置法第15条に定める政府対策本部の設置等及び2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の延期に関する報告について)

本件は、安倍内閣総理大臣から報告があった後、石田昌宏君、大塚耕平君、熊野正士君、松沢成文君、山添拓君がそれぞれ質疑をした。

日程第2 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前11時52分

○令和2年4月10日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(第200回国会内閣提出衆議院送付)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第2 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第3 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午前10時11分

○令和2年4月17日(金)

開会 午前10時1分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、人事官に古屋浩明君を任命することに同意することに決し、公正取引委員会委員長に古谷一之君を任命することに同意することに決し、国家公務員倫理審査会委員に相原佳世君、原子力規制委員会委員に伴信彦君、山中伸介君を任命することに同意することに決し、国家公安委員会委員に横畠裕介君を任命することに同意することに決し、情報公開・個人情報保護審査会委員に小林昭彦君、塩入みほも君、常岡孝好君、公害

等調整委員会委員に野中智子君、中央更生保護審査会委員長に倉吉敬君、労働保険審査会委員に金岡京子君、土地鑑定委員会委員に森田修君、清常智之君、加藤瑞貴君、亀島祝子君、川添義弘君、國崎稚加子君、若崎周君、運輸安全委員会委員に田村兼吉君、津田宏果君、安田満喜子君を任命することに全会一致をもって同意することに決し、

公害等調整委員会委員に都築政則君、上家子君、運輸安全委員会委員に佐藤雄二君を任命することに同意することに決し、日本銀行政策委員会審議委員に中村豊明君を任命することに同意することに決した。

日程第1 家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第2 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第3 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第4 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第5 防衛省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午前10時17分

○令和2年4月27日(月)

開会 午後3時46分

日程第1 国務大臣の演説に関する件

麻生財務大臣は、財政について演説をした。本件に対し、難波奨二君、丸川珠代君、谷合正明君、鈴木宗男君、田村智子君、増子輝彦君は、それぞれ質疑をした。議長は、質疑が終了したことを告げた。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午後6時16分

○令和2年4月30日(木)

開会 午後6時31分

日程第1 令和二年度一般会計補正予算(第1号)

日程第2 令和二年度特別会計補正予算(特第1号)

日程第3 令和二年度政府関係機関補正予算(機第1号)

以上3案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、可決された。

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律案(衆議院提出)

以上両案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、第1の議案は可決、第2の議案は全会一致をもって可決された。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午後7時19分

○令和2年5月13日(水)

開会 午前10時1分

元本院議長倉田寛之君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに関し、議長は弔詞を朗読した。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第5号)(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、北村国務大臣から趣旨説明があった後、福島みずほ君、柳ヶ瀬裕文君、田村智子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 投資の促進及び保護に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第2 投資の促進及び保護に関する日本国とヨルダン・ハシェミット王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第3 包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定を改正する第一議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第4 投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第5 投資の相互促進及び相互保護に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

以上5件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、承認することに決した。

日程第6 割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第7 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午前11時24分

○令和2年5月15日(金)

開会 午前10時1分

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、加藤厚生労働大臣から趣旨説明があった後、小川克巳君、芳

賀道也君、梅村聡君、倉林明子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第2 森林組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第3 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午前11時42分

○令和2年5月20日(水)

開会 午前10時1分

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、赤羽国土交通大臣から趣旨説明があった後、森屋隆君、室井邦彦君、武田良介君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第2 地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午前11時13分

○令和2年5月27日(水)

開会 午前10時1分

復興庁設置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、田中国務大臣から趣旨説明があった後、木戸口英司君、塩田博昭君、石井苗子君、岩淵友君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルゼンチン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第2 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウルグアイ東方共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第3 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とペルー共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第4 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジャマイカとの間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第5 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウズベキスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第6 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とモロッコ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

以上6件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、承認することに決した。

日程第7 国家戦略特別区域法の一部を改正

する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、地方創生及び消費者問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、可決された。

日程第8 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第9 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第10 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第9は可決、日程第10は全会一致をもって可決された。

散会 午後0時27分

○令和2年5月29日(金)

開会 午前10時1分

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、加藤厚生労働大臣から趣旨説明があった後、田島麻衣子君、下野六太君、東徹君、倉林明子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第2 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午前11時37分

○令和2年6月3日(水)

開会 午前10時1分

公益通報者保護法の一部を改正する法律案
(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、衛藤国務大臣から趣旨説明があった後、田村まみ君、松沢成文君、大門実紀史君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第2 社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

以上両件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

日程第3 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、地方創生及び消費者問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、行政監視委員長から行政監視の実施の状況等に関する報告があった。

散会 午前11時19分

○令和2年6月5日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の報告に関する件(令和元年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告について)

本件は、高市総務大臣から報告があった後、島村大君、吉川沙織君、高橋光男君、音喜多駿君、井上哲士君がそれぞれ質疑をした。

日程第2 復興庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、東日本大震災復興特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第3 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第4 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第5 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第6 金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第7 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第8 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(内閣提

出、衆議院送付)

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第9 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

散会 午後0時36分

○令和2年6月8日(月)

開会 午後3時6分

日程第1 国務大臣の演説に関する件

麻生財務大臣は、財政について演説をした。本件に対し、有田芳生君、古賀友一郎君、山本香苗君、浅田均君、山下芳生君、徳永エリ君は、それぞれ質疑をした。議長は、質疑が終了したことを告げた。

日程第2 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第3 公益通報者保護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、地方創生及び消費者問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午後5時46分

○令和2年6月12日(金)

開会 午後1時36分

令和二年度一般会計補正予算(第2号)

令和二年度特別会計補正予算(特第2号)

令和二年度政府関係機関補正予算(機第2号)

以上3案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

日程第1 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致

をもって可決された。

日程第2 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法案(衆議院提出)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVⅢの締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所の特権及び免除に関する日本国政府と国際獣疫事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

以上3件は、日程に追加し、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律案(衆議院提出)

以上両案は、日程に追加し、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

国際経済・外交に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、国際経済・外交に関する調査会長から報告があった。

国民生活・経済に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、国民生活・経済に関する調査会長から報告があった。

原子力等エネルギー・資源に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、資源エネルギーに関する調査会長から報告があった。

散会 午後2時49分

○令和2年6月17日(水)

開会 午後3時1分

日程第1 平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第198回国会内閣提出、第201回国会衆議院送付)

日程第2 平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(第198回国会内閣提出、第201回国会衆議院送付)

日程第3 平成三十年度一般会計歳入歳出決算、平成三十年度特別会計歳入歳出決算、平成三十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成三十年度政府関係機関決算書

日程第4 平成三十年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第5 平成三十年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上5件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、日程第1は全会一致をもって承諾することに決し、日程第2は承諾することに決し、日程第3はまず委員長報告のとおり是認することに決し、次いで全会一致をもって委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決し、日程第4は委員長報告のとおり是

認することに決し、日程第5は委員長報告のとおり是認することに決した。

安倍内閣総理大臣は、本内閣に対する警告について所信を述べた。

日程第6 無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第7 科学技術基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

裁判所の人的・物的充実に関する請願外177件の請願

本請願は、日程に追加し、法務委員長及び厚生労働委員長の報告を省略し、全会一致をもって両委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一致をもって決した。

内閣委員会

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

一、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

- 一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

- 一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

- 一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

- 一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

- 一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

- 一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

- 一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

- 一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

- 一、災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

- 一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

- 一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

- 一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査

政府開発援助等に関する特別委員会

- 一、政府開発援助等に関する調査

地方創生及び消費者問題に関する特別委員会

- 一、地方創生及び消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査

東日本大震災復興特別委員会

- 一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査

国際経済・外交に関する調査会

- 一、国際経済・外交に関する調査

国民生活・経済に関する調査会

- 一、国民生活・経済に関する調査

資源エネルギーに関する調査会

- 一、原子力等エネルギー・資源に関する調査

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

散会 午後4時

2 国務大臣の演説・報告・質疑一覧

国務大臣の演説及び質疑

演 説			質 疑	
年月日	事 項	演 説 者	月日	質 疑 者
2. 1. 20	施政方針演説 外交演説 財政演説 経済演説	安倍内閣総理大臣 茂木外務大臣 麻生財務大臣 西村国務大臣	1. 23	福山 哲郎君(※) 岡田 広君(自民)
			1. 24	山口 那津男君(公明) 片山 虎之助君(維新) 山下 芳生君(共産) 大塚 耕平君(※) 野上 浩太郎君(自民)
2. 4. 27	財政演説	麻生財務大臣	同日	難波 奨二君(※) 丸川 珠代君(自民) 谷合 正明君(公明) 鈴木 宗男君(維新) 田村 智子君(共産) 増子 輝彦君(※)
2. 6. 8	財政演説	麻生財務大臣	同日	有田 芳生君(※) 古賀 友一郎君(自民) 山本 香苗君(公明) 浅田 均君(維新) 山下 芳生君(共産) 徳永 エリ君(※)

※立憲・国民、新緑風会・社民

国務大臣の報告及び質疑

報 告			質 疑	
年月日	事 項	報 告 者	月 日	質 疑 者
2. 3. 11	令和二年度地方財政計画について	高市総務大臣	同日	森本 真治君(※) 山本 博司君(公明) 柳ヶ瀬 裕文君(維新) 伊藤 岳君(共産)
2. 4. 3	新型インフルエンザ等対策特別措置法第15条に定める政府対策本部の設置等及び2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の延期に関する報告について	安倍内閣総理大臣	同日	石田 昌宏君(自民) 大塚 耕平君(※) 熊野 正士君(公明) 松沢 成文君(維新) 山添 拓君(共産)
2. 6. 5	令和元年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告について	高市総務大臣	同日	島村 大君(自民) 吉川 沙織君(※) 高橋 光男君(公明) 音喜多 駿君(維新) 井上 哲士君(共産)

※立憲・国民・新緑風会・社民

3 決算に対する議決

令和2年6月17日

平成三十年度決算に対する議決

一、本件決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

- 1 総務省が多額の国費を投じて整備した政府共通プラットフォームのセキュアゾーンについて、その整備に際し、需要の把握や各府省との調整等が十分に行われなかったことから、平成29年4月の運用開始以降、本来の目的での利用が全くなされないまま、30年度末に廃止されたことは、遺憾である。

政府は、政府共通プラットフォームの整備に当たって需要の把握や各府省との調整等を適時適切に行うための手続を明確にするとともに、政府全体のITガバナンス体制を強化し、再発防止に万全を期すべきである。

- 2 内閣府の企業主導型保育事業において、保育施設の整備に当たり、事業者が工事費用の水増しなどした虚偽の内容の事業完了報告書を事業実施機関に提出し、同機関における審査が不十分であったことなどから、助成金が過大に交付された事態、また、会計検査院が213施設を抽出し検査したところ、平成30年10月時点において開設後1年以上経過した企業主導型保育施設173施設のうち、72施設において定員充足率が5割未満であるなど、利用状況が低調となっていた事態等が明らかとなったことは、遺憾である。

政府は、企業主導型保育事業の事業実施機関における審査や指導、監査を改善するなど、助成金の過大交付の再発防止に努めるとともに、利用者のニーズに応えた保育事業となるよう、事業の見直しや改善に継続的に取り組むべきである。

- 3 東京高等検察庁の前検事長については、令和2年1月、国家公務員法における勤務延長規定の検察官への適用について、従来解釈を変更し、勤務延長の閣議決定がなされた。同年5月、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の発令中に賭けマージャンを複数回行っていたことが明らかになり、訓告処分を受けた上で辞職した。本件により、検察に対する国民の信頼が損なわれたことは、極めて遺憾である。

政府は、従来解釈変更や検察庁法改正案の経緯の説明に努めるとともに、検察に対する国民の信頼回復に向けて徹底的に取り組むべきである。

- 4 資源エネルギー庁において、関西電力株式会社に対する業務改善命令に係る手続の不備を隠すために、電力・ガス取引監視等委員会の意見聴取を実施した日付が実際の日付と異なる不適切な公文書が作成されたことは、遺憾である。

政府は、公文書管理に関して真摯な反省が求められているさなかに、このような事態が生じたことを重く受け止め、平成二十八年度決算に関する警告決議を踏まえて講じた適正な公文書管理の徹底や組織風土の改革の措置がまだまだ十分でないことを肝に

銘じて、再発防止に万全を期すべきである。

- 5 防衛省が米国政府との間で行う有償援助（FMS）による防衛装備品等の調達について、調達額が平成25年度から29年度にかけて3倍以上に増加している中で、契約管理費の減免を受けるための協定等の締結に係る本格的な検討が行われていなかったこと、また、前払金を支払ったにもかかわらず、出荷予定時期を超過しても納入が完了せず未精算となっていたものが29年度末時点で85件、349億円に上るなど、改善すべき課題が山積していることは、遺憾である。

政府は、FMS調達に係る調達額を抑制するため、契約管理費の減免制度の利用を含めあらゆる可能性を検討するとともに、未納入が続くと各部隊の運用に支障を来しかねないことを念頭に、全ての未納入及び未精算のケースについて履行状況を継続的に把握し、日米間で緊密に協議や調整を行うなど、FMS調達の改善に努めるべきである。

4 本会議決議

審議表

番号	件名	提出者	提出年月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	世界保健機関（WHO）の台湾への対応に関する決議案	松沢 成文君 外1名	2. 6.12		未	了	

1 委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧 (21名)

委員長	水落	敏栄 (自民)	今井	絵理子 (自民)	岸	真紀子 (※)
理事	上月	良祐 (自民)	岡田	広 (自民)	塩村	あやか (※)
理事	柘植	芳文 (自民)	古賀	友一郎 (自民)	高橋	光男 (公明)
理事	杉尾	秀哉 (※)	高橋	はるみ (自民)	梅村	みずほ (維新)
理事	矢田	わか子 (※)	山田	太郎 (自民)	清水	貴之 (維新)
理事	石川	博崇 (公明)	山谷	えり子 (自民)	市田	忠義 (共産)
	青山	繁晴 (自民)	木戸口	英司 (※)	田村	智子 (共産)
						(2.1.30 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

(1) 審議概観

第201回国会において、本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案6件（うち本院先議1件）及び内閣提出議決案件（憲法8条議決案）1件の合計7件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願13種類171件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案は、新型コロナウイルス感染症の発生及びそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況に鑑み、この法律の施行の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等とみなし、同法に基づく措置を実施しようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、新型インフルエンザ

等緊急事態宣言の要件、新型インフルエンザ等緊急事態措置の内容及び効果、今後新たに発生する感染症に対処するための法整備の検討の必要性等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

日本国憲法第八条の規定による議決案は、天皇陛下の御即位に際し、皇室が、皇室経済法施行法第2条に規定するもののほか、令和2年4月30日までの間において、社会福祉事業の資に充てるため、1億円以内を賜与することができるようにするものである。

委員会においては、内閣官房長官より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。

道路交通法の一部を改正する法律案は、最近における道路交通をめぐる情勢に鑑み、一定の要件に該当する高齢運転者に対する運転技能検査制度及び申請により運転免許に条件を付することができる制度の導入を行うとともに、第二種運転免

許等の受験資格の見直し、他の車両等の通行を妨害する目的で一定の違反行為をした者に対する罰則の創設等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、運転技能検査及び高齢者講習の在り方、第二種免許の受験資格の見直しの効果及び安全確保策、「あおり運転」に対する罰則の内容等について質疑が行われた後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律案は、地域一般乗合旅客自動車運送事業者及び地域銀行が地域において提供する基盤的なサービスの重要性に鑑み、将来にわたって当該サービスの維持を図り、地域経済の活性化及び地域住民の生活の向上に資するため、これらの事業者に係る合併その他の行為について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例を定めようとするものである。

委員会においては、競争政策の在り方と特例を必要とする理由、合併等及び共同経営の認可の基準、基盤的なサービスを維持するための特定地域基盤企業への支援の在り方、特例期間経過後の本法律案の取扱い等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案は、個人情報の保護及び有用性の確保に資するため、個人情報の漏えい等が生じた場合における報告及び本人への通知を義務付け、個人情報等

の外国における取扱いに対する個人情報の保護に関する法律の適用範囲を拡大するとともに、個人情報に含まれる記述等の削除等により他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工した仮名加工情報の取扱いについての規律を定める等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、個人情報の保護の強化とデータの利活用の在り方、個人データの漏えい報告や利用停止等に係る要件等の明確化と周知の必要性、個人情報保護法制の今後の課題等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案は、最近の地域経済をめぐる状況に鑑み、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化を引き続き図るため、株式会社地域経済活性化支援機構の業務の期限を延長しようとするものである。

委員会においては、機構の業務の期限を延長する理由、今後の機構の体制等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。

科学技術基本法等の一部を改正する法律案は、我が国の経済社会の発展及び国民の福祉の向上を図るためには、人文科学のみに係るものを含めた科学技術の振興及びイノベーションの創出の促進が極めて重要となっている状況に鑑み、「科学技術基本法」の題名を「科学技術・イノベーション基本法」に改め、同法において人文科学のみに係る科学技術の位置付けの見直し及びイノベーションの創出に関する規定の新設等を行うとともに、「科

学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」において研究開発法人に人文科学分野の研究開発等を行う独立行政法人の追加等を行う等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、イノベーション創出の促進と基礎研究の振興の両立、人文科学の振興の在り方、産学官連携の促進に向けた取組、中小企業技術革新制度の見直しの在り方等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

【国政調査等】

2月20日及び21日、災害時における警察活動及び少子化対策等に関する実情調査のため、長野県への委員派遣を行った。

3月5日、内閣官房、内閣府及び沖縄基地負担軽減の基本方針及び令和2年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算について菅内閣総務大臣から所信及び説明を聴取し、警察行政、行政改革、国家公務員制度及び死因究明等施策推進の基本方針及び令和2年度警察庁関係予算について武田内閣総務大臣から所信及び説明を聴取した。また、情報通信技術政策、クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策及び宇宙政策の基本方針について竹本内閣総務大臣から、経済再生、全世代型社会保障改革及び経済財政政策の基本方針について西村内閣総務大臣から、規制改革の基本方針について北村内閣府特命担当大臣から、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会、女性活躍及び男女共同参画の基本方針について橋本内閣総務大臣から、特定複合観光施設区域整備推進の基本方針について赤羽内閣総務大臣から、一億総活躍、領土問題、食品安全、少子化

対策及び海洋政策の基本方針について衛藤内閣総務大臣から、マイナンバー制度の基本方針について高市内閣府特命担当大臣からそれぞれ所信を聴取し、令和2年度人事院業務概況及び関係予算について一宮人事院総裁から説明を聴取した。

3月10日、大臣の所信等に対し、新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象となる「新感染症」に該当しない理由及び同法改正の必要性、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた医療提供体制の整備及び感染症対策の取組に関する世界への情報発信の必要性、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業、観光業、農業等への対応、地方の景気回復、地方創生の実現に向けた取組の必要性、フリーランスの保護に関する法制度の在り方、国の花粉症対策に係る政府一丸となった取組の必要性、科学的根拠に基づいたゲーム依存症対策の必要性、新型コロナウイルス感染症による厳しい経済状況への果敢で迅速な対応の必要性、新型コロナウイルス感染症対策としての学校給食の休止に伴う関係者の救済、雇用調整助成金の早期支給及び金融機関の貸出に係る政府の方針、養護老人ホームの運営費等の一般財源化による自治体の措置控えを改めるための取組、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）における新型コロナウイルス感染症の治療法等の研究開発の状況、医療分野の研究開発関連の調整費に係る配分決定に当たってのAMEDの自律性、普天間飛行場の辺野古移設等について東アジア情勢等の変化を踏まえた再検討の必要性、新型コロナウイルス感染症対策としての高齢者施設等におけるマスク不足への政府の対応、感染症対策を若者に周

知する上で有効なSNSの積極的な活用、健康・医療戦略の具体的な推進方策、政府の新型コロナウイルス感染症対策に関するテレビ報道とこれに対する内閣官房等による反論・訂正の妥当性、行政文書の管理に関するガイドラインに規定する歴史的緊急事態に指定された新型コロナウイルス感染症に関する記録の作成、保存等の徹底、原子力規制委員会における公文書の作成及び管理の妥当性、公明党による幼児教育・保育の無償化に関する実態調査の結果に対する衛藤大臣の所見、立入調査の確実な実施も含めた認可外保育施設の質の確保・向上に向けた政府の取組、保育士不足の要因についての政府の分析と人材確保に直結する処遇改善に向けた対策、家庭で育児をする保護者の負担軽減に向けた取組の必要性、新型コロナウイルス感染症対策に係る取組に支障が生じないように、国の非常勤職員の雇用を継続する必要性、国の非常勤職員の常勤化に向けた検討の必要性に係る武田大臣の認識、招待状の宛名印刷に係る経緯等「桜を見る会」に関する政府の説明姿勢を改める必要性、新型コロナウイルス感染症による非正規労働者の雇止めへの対応策、内閣府における女性のリカレント教育の更なる推進の必要性、地方公共団体のデジタル・ガバメント推進を国が主導する必要性、新型コロナウイルス感染症による日本経済への影響と政府が講じようとする対策、新型コロナウイルス感染症のPCR検査の保険適用を契機とする医療機関での2次感染の懸念とその予防の必要性、新型コロナウイルス国内感染者の移動情報も含めた個人情報の公開の在り方、新型コロナウイルス感染症対策として令和元年12月の経済対策を見直す必要性、新型コロナウイルス感染

症が拡大する状況においてIRを推進することの妥当性、新型コロナウイルス感染症対策としてのベビーシッター派遣事業の特例措置の在り方、政治分野における男女共同参画を推進するための地方議会での通称使用の拡大等の必要性等の諸問題について質疑を行った。

また、上記委員派遣について派遣委員から報告を聴取した。

3月18日、予算委員会から委嘱された令和2年度内閣予算等の審査を行い、東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算の執行の在り方、ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者等を支援する民間シェルターに対する支援策、企業主導型保育事業費補助金に係る補助事業者（実施機関）選定の経緯及び指導監督の方針、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経済情勢を踏まえた融資制度の創設を検討する必要性、感染症の国内外の教育研究拠点となる長崎大学のBSL4施設に対する安定的かつ十分な財源の手当の必要性、感染症対策を一元的に担う日本版CDCの創設を検討する必要性、新型コロナウイルス感染症の影響による学校の臨時休業等に伴う子育て世帯等に対する支援の必要性、保育士の処遇改善等加算に残額が生じている理由及び是正策、保育士の処遇改善に向けた基本給の引上げの必要性、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、就職氷河期世代の中途採用者の雇用への配慮を民間企業等に要請する必要性、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針の改定時期及び活用策、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた具体的な目標設定・進捗管理の必要性、外国人旅行者向け消費税免税制度において免税店に免税販売手続を委ねていることの

是非、外国人旅行者向け消費税免税制度の悪用防止のための一元的なシステム構築の必要性、放課後児童クラブに対するマスク等購入費用補助の運用、企業主導型保育事業の実施機関として公益財団法人児童育成協会が再び選定された理由、民間に審査や指導監査を行わせる企業主導型保育事業そのもの問題性等の諸問題について質疑を行った。

4月16日、政府による医療用マスクの配布枚数・期間の想定、医療用マスク、防護具の必要量の確保策、補正予算に計上される内閣府の広報関係経費の内容、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて就職氷河期世代支援プログラムを見直す必要性、奨学金やアルバイト代等で生計を立てる学生への支援策の周知徹底、消防団員が訓練中に物を破損した場合等の賠償制度の在り方、新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業者の休業補償の在り方、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の認められる使途、医療機関における院内感染や医療崩壊を防ぐための支援の必要性、新型コロナウイルス感染症対策としての妊娠中の女性労働者への配慮の必要性、補正予算に盛り込まれるDV対策に関する施策の内容、新型コロナウイルス感染症の状況を踏ま

えたカジノ管理委員会の在り方等の諸問題について質疑を行った。

5月28日、新型コロナウイルス感染症対策としてのICT化推進の現状及び地方公共団体への支援策、テレワークの推進と情報セキュリティ対策の必要性、GIGAスクール構想の活用による在宅・オンライン学習の支援、新型コロナウイルス感染症に伴うDV相談体制の拡充の必要性、新型コロナウイルス感染症に伴い、公的部門による臨時・別枠での雇用など失業対策を進める必要性、経済財政諮問会議を足掛かりに「9月入学」を拙速に議論することの問題性、東京高等検察庁前検事長の処分の妥当性、公務における人生百年時代を見据えた制度構築の必要性、災害発生時において新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための防災対策の取組状況、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた公務公共サービス職場の人員体制の在り方、旧来の発想にとらわれない新たな経済戦略の検討を行う必要性、生活困窮などの困難を抱えた若年層の女性が犯罪に巻き込まれることを防ぐための警察の取組、第4次少子化社会対策大綱に盛り込むべき内容を再検討する必要性等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和2年1月30日(木) (第1回)

- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○令和2年3月5日(木) (第2回)

- 内閣官房、内閣府及び沖縄基地負担軽減の基本方針に関する件及び令和2年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算に関する件について菅国務大臣から所信及び説明を聴いた。

○警察行政、行政改革、国家公務員制度及び死

- 因究明等施策推進の基本方針に関する件及び令和2年度警察庁関係予算に関する件について武田国務大臣から所信及び説明を聴いた。
- 情報通信技術政策、クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策及び宇宙政策の基本方針に関する件について竹本国務大臣から所信を聴いた。
- 経済再生、全世代型社会保障改革及び経済財

政政策の基本方針に関する件について西村国務大臣から所信を聴いた。

- 規制改革の基本方針に関する件について北村内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。
- 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会、女性活躍及び男女共同参画の基本方針に関する件について橋本国務大臣から所信を聴いた。
- 特定複合観光施設区域整備推進の基本方針に関する件について赤羽国務大臣から所信を聴いた。
- 一億総活躍、領土問題、食品安全、少子化対策及び海洋政策の基本方針に関する件について衛藤国務大臣から所信を聴いた。
- マイナンバー制度の基本方針に関する件について高市内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。
- 令和2年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について一宮人事院総裁から説明を聴いた。

○令和2年3月10日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 内閣官房、内閣府及び沖縄基地負担軽減の基本方針に関する件、警察行政、行政改革、国家公務員制度及び死因究明等施策推進の基本方針に関する件、情報通信技術政策、クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策及び宇宙政策の基本方針に関する件、経済再生、全世代型社会保障改革及び経済財政政策の基本方針に関する件、規制改革の基本方針に関する件、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会、女性活躍及び男女共同参画の基本方針に関する件、特定複合観光施設区域整備推進の基本方針に関する件、一億総活躍、領土問題、食品安全、少子化対策及び海洋政策の基本方針に関する件、マイナンバー制度の基本方針に関する件及び令和2年度人事院業務概況に関する件について西村国務大臣、橋本国務大臣、竹本国務大臣、菅内閣官房長官、北村内閣府特命担当大臣、衛藤内閣府特命担当大臣、武田国務大臣、赤羽国務大臣、菅家復興副大臣、大塚内閣府

副大臣、稲津厚生労働副大臣、岩田防衛大臣政務官、更田原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

岡田広君(自民)、山田太郎君(自民)、上月良祐君(自民)、木戸口英司君(※)、岸真紀子君(※)、杉尾秀哉君(※)、石川博崇君(公明)、田村智子君(共産)、高木かおり君(維新)、清水貴之君(維新)、矢田わか子君(※)

- 派遣委員から報告を聴いた。

○令和2年3月13日(金) (第4回)

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第46号)(衆議院送付)について西村国務大臣から趣旨説明を聴いた。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第46号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

独立行政法人地域医療機能推進機構理事長 尾身茂君

同志社大学法学部教授 川本哲郎君

[質疑者]

古賀友一郎君(自民)、矢田わか子君(※)、清水貴之君(維新)、田村智子君(共産)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第46号)(衆議院送付)について西村国務大臣、稲津厚生労働副大臣、宮下内閣府副大臣、神田内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

古賀友一郎君(自民)、長浜博行君(※)、杉尾秀哉君(※)、木戸口英司君(※)、矢田わか子君(※)、高橋光男君(公明)、清水貴之君(維新)、田村智子君(共産)

(閣法第46号)

賛成会派 自民、※、公明、維新

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和2年3月18日(水) (第5回)

○政府参考人の出席をを求めることを決定した。

○令和二年度一般会計予算(衆議院送付)

令和二年度特別会計予算(衆議院送付)

令和二年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(国会所管)について岡田衆議院事務総長、岡村参議院事務総長、羽入国立国会図書館長、松本裁判官弾劾裁判所事務局長及び中村裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、

(会計検査院所管)について森田会計検査院長から説明を聴いた後、

(皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管(まち・ひと・しごと創生関係経費を除く)及び内閣府所管(内閣本府(沖縄関係経費、地方創生関係経費、消費者委員会関係経費を除く)、知的財産戦略推進事務局、宇宙開発戦略推進事務局、子ども・子育て本部、総合海洋政策推進事務局、国際平和協力本部、日本学術会議、官民人材交流センター、宮内庁、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会))について西村国務大臣、橋本国務大臣、武田国務大臣、衛藤国務大臣、竹本国務大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

矢田わか子君(※)、古賀友一郎君(自民)、岸真紀子君(※)、高橋光男君(公明)、高木かおり君(維新)、田村智子君(共産)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和2年3月31日(火) (第6回)

○日本国憲法第八条の規定による議決案(閣議第1号)(衆議院送付)について菅内閣官房長官から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(閣議第1号)

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産

反対会派 なし

○道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第38号)について武田国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○令和2年4月2日(木) (第7回)

○政府参考人の出席をを求めることを決定した。

○道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第38号)について武田国家公安委員会委員長、宮下内閣府副大臣、小島厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

古賀友一郎君(自民)、塩村あやか君(※)、木戸口英司君(※)、高橋光男君(公明)、高木かおり君(維新)、田村智子君(共産)(閣法第38号)

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和2年4月16日(木) (第8回)

○政府参考人の出席をを求めることを決定した。

○医療用マスク等の防護具不足への対応策に関する件、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた就職氷河期世代支援プログラムの見直しに関する件、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業者への休業補償に関する件、新型コロナウイルス感染症対策としての妊娠中の女性労働者への配慮に関する件等について衛藤内閣府特命担当大臣、橋本国務大臣、武田国務大臣、竹本国務大臣、橋本厚生労働副大臣、宮下内閣府副大臣、稲津厚生労働副大臣、亀岡文部科学副大臣、長谷川総務副大臣、大塚内閣府副大臣、自見厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

田村智子君(共産)、塩村あやか君(※)、清水貴之君(維新)、矢田わか子君(※)

○令和2年5月12日(火) (第9回)

○地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律案(閣法第31号)(衆議院送付)について西村国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年5月19日(火) (第10回)

○政府参考人の出席をを求めることを決定した。

○地域における一般乗合旅客自動車運送事業及

び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について西村国務大臣、岡田内閣官房副長官、宮下内閣府副大臣、神田内閣府大臣政務官、佐々木国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

上月良祐君（自民）、杉尾秀哉君（※）、木戸口英司君（※）、石川博崇君（公明）、清水貴之君（維新）、田村智子君（共産）

（閣法第31号）

賛成会派 自民、※、公明、維新

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和2年5月28日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 新型コロナウイルス感染症対策としてのICT化推進に関する件、新型コロナウイルス感染症に伴うDV及び女性の失業対策に関する件、公務における人生百年時代を見据えた制度構築に関する件、第4次少子化社会対策大綱の策定に関する件等について竹本国務大臣、橋本国務大臣、西村国務大臣、菅内閣官房長官、武田国務大臣、衛藤内閣府特命担当大臣、神田内閣府大臣政務官、自見厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

高木かおり君（維新）、田村智子君（共産）、岸真紀子君（※）、矢田わか子君（※）

○令和2年6月2日（火）（第12回）

- 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）について衛藤国務大臣から趣旨説明を聞いた。

○令和2年6月4日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）について衛藤国務大臣、稲津厚生労働副大臣、佐藤環境副大臣、亀岡文部科学副大臣、今井

内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

山田太郎君（自民）、塩村あやか君（※）、木戸口英司君（※）、石川博崇君（公明）、清水貴之君（維新）、田村智子君（共産）

（閣法第48号）

賛成会派 自民、※、公明、維新

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和2年6月9日（火）（第14回）

- 科学技術基本法等の一部を改正する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）について竹本内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聞いた。

○令和2年6月12日（金）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）について西村内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聞き、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

杉尾秀哉君（※）、矢田わか子君（※）、清水貴之君（維新）、田村智子君（共産）

（閣法第57号）

賛成会派 自民、※、公明、維新

反対会派 共産

○令和2年6月16日（火）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 科学技術基本法等の一部を改正する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）について竹本内閣府特命担当大臣、神田内閣府大臣政務官、青山文部科学大臣政務官、政府参考人、参考人一般社団法人日本女性科学者の会監事（元会長）・特定非営利活動法人日本女性技術者科学者ネットワーク理事大倉多美子君、全国大学院生協議会議長梅垣緑君及び国立情報学研究所研究総主幹古井貞照君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

岡田広君（自民）、矢田わか子君（※）、杉

尾秀哉君（※）、高橋光男君（公明）、田村
智子君（共産）、高木かおり君（維新）

（閣法第47号）

賛成会派 自民、※、公明、維新

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和2年6月17日（水）（第17回）

- 請願第39号外170件を審査した。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○令和2年2月20日（木）、21日（金）

- 災害時における警察活動及び少子化対策等に関する実情調査

〔派遣地〕

長野県

〔派遣委員〕

水落敏栄君（自民）、上月良祐君（自民）、
柘植芳文君（自民）、杉尾秀哉君（※）、矢
田わか子君（※）、岡田広君（自民）、山谷
えり子君（自民）、塩村あやか君（※）、高
橋光男君（公明）、清水貴之君（維新）、高
木かおり君（維新）、田村智子君（共産）

総務委員会

委員一覧 (25名)

委員長	若松 謙維 (公明)	二之湯 智 (自民)	横沢 高德 (※)
理事	徳茂 雅之 (自民)	野上 浩太郎 (自民)	吉川 沙織 (※)
理事	堀井 巖 (自民)	長谷川 岳 (自民)	吉田 忠智 (※)
理事	江崎 孝 (※)	松下 新平 (自民)	西田 実仁 (公明)
理事	森本 真治 (※)	三浦 靖 (自民)	片山 虎之助 (維新)
理事	山本 博司 (公明)	森屋 宏 (自民)	柳ヶ瀬 裕文 (維新)
	石井 正弘 (自民)	山本 順三 (自民)	伊藤 岳 (共産)
	進藤 金日子 (自民)	小林 正夫 (※)	
	滝波 宏文 (自民)	難波 奨二 (※)	(2.1.30 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

(1) 審議概観

第201回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案8件、衆議院提出法律案1件（総務委員長提出）及び承認案件1件の合計10件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願2種類25件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

地方行財政 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案は、地方財政の状況等に鑑み、令和元年度における地方交付税の総額を確保するとともに、同年度に発生した災害等及び東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するため、同年度分の地方交付税の総額について加算措置を講じようとするものである。

委員会においては、過大な税収見積りとなった要因と地方交付税の後年度精算の在り方、臨時財政対策債等の残高削減に向けた対応、特別交付税増額の算定根拠と財源確保策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決

された。

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第6号）は、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、登記名義人等が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる制度の創設及び固定資産の使用者を所有者とみなして課税することができる制度の拡大、経済社会の構造変化を踏まえた個人住民税における未婚の一人親に対する税制上の措置及び寡婦控除等の見直し、電気供給業のうち発電事業等及び小売電気事業等に係る法人事業税の課税方式の見直し等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行おうとするものである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和2年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、公営競技納付金制度を延

長し、あわせて、河川等におけるしゅんせつ等に要する経費に充てるための地方債を起すことができることとする等の改正を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、安倍内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の地域経済への影響と対策、「地域社会再生事業費」及び「緊急浚渫推進事業費」創設の意義と活用策、森林環境譲与税の譲与基準及び使途の在り方、会計年度任用職員制度の施行に係る財源と適正な運用の確保、公立・公的医療機関の機能強化の必要性等について質疑が行われ、討論の後、順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決された。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、自主的な市町村の合併が引き続き円滑に行われるよう同法律の期限を10年間延長しようとするものである。

委員会においては、平成の合併の成果及び課題、市町村間の広域連携の現状と今後の在り方、小規模市町村の活性化に向けた支援策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、個人住民税、不動産取得税、自動車税、固定資産税等に係る特例措置を講ずるとともに、固定資産税等の減収を補填する措置を講ずる等の改正を行おうとするものである。

委員会においては、地方税における徴収猶予等に伴う減収に対する措置、特別定額給付金の迅速な支給とDV被害者等

に支給する際の対応、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金及び持続化給付金の在り方、自治体の協力金を非課税とする必要性等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。

令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律案は、令和二年度特別定額給付金等の支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら同給付金等を使用することができるようにするため、同給付金等について、差押えの禁止等を行おうとするものである。

委員会においては、衆議院総務委員長大口善徳君から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって原案どおり可決された。

情報通信 電波法の一部を改正する法律案は、電波の有効利用を促進するため、電波有効利用促進センターの業務の追加、特定基地局開設料に関する制度の対象となる特定基地局の追加、技術基準に適合しない無線設備に関する勧告等に関する制度の整備及び衛星基幹放送の受信環境の整備に関する電波利用料の使途の特例に係る期限の延長の措置を講じようとするものである。

委員会においては、技術基準不適合機器の流通防止策、周波数共用システムの運用方針、電波の一層の有効利用の推進等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案は、電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保及び電気通信役務の利用者の利益の保護等を図るため、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による

他の電気通信事業者の電気通信設備を用いた電話の役務の提供を可能とするための措置を講ずるとともに、外国法人等が電気通信事業を営む場合の規定の整備等を行おうとするものである。

委員会においては、ユニバーサルサービスの在り方、NTT東西による他者設備利用の認可要件、電話サービスの安定的な提供と利用者の利便の確保、外国法人等に対する法執行の実効性の強化等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るため、国等の責務及び総務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、電話リレーサービス提供機関の指定に関する制度及び同機関のサービス提供業務に要する費用に充てるための交付金に関する制度を創設する等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、総務大臣は、基本方針を定めようとするときは、聴覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないものとする修正が行われた。

委員会においては、公共インフラとしての電話リレーサービスの意義、聴覚障害者等の意見反映の在り方、通訳オペレーターの育成・確保策、サービスの普及に向けた周知広報の重要性等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

〔NHK〕 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（いわゆるNHK令和2年度予算）は、収支予算では一般勘定事業収支において、収入が7,204

億円、支出が7,354億円で、149億円の収支不足であり、不足額は、財政安定のための繰越金の一部をもって補填することとし、事業計画では、放送法に基づく公共放送の原点を堅持し、公平公正で正確な情報を伝えるとともに、受信料の公平負担の徹底、効率的で透明性の高い組織運営の推進等に取り組むとしている。

委員会においては、新型コロナウイルス感染症への対応、東京オリンピック・パラリンピックの開催延期による影響、公共放送の在り方、経営委員会の役割と透明性確保、常時同時配信の今後の実施方針等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月5日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について高市総務大臣から所信を聴取し、令和2年度総務省関係予算に関する件について長谷川総務副大臣から説明を聴取した。

3月10日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について、平成の大合併の総括と今後の地方行政体制及び地方議会・議員の在り方、新型コロナウイルス感染症対策における地方自治体への財政支援の内容、マイナンバーカードの取得推進に関する総務省の広報及び地方公務員への取得勧奨に係る通知の妥当性、かんぽ生命保険不適切販売に係る調査の現状及び終了時期並びに顧客の不利益回復の現状、「ローカル10,000プロジェクト」の活用に向け地方へ積極的に周知する必要性、サイバー攻撃被害の報告義務法制化に関する大臣所見、感染症指定医療機関の医

療スタッフ強化の必要性等の質疑を行った。

3月17日、令和2年度地方財政計画に関する件について高市総務大臣から概要説明を聴取した後、長谷川総務副大臣から補足説明を聴取した。

3月18日、予算委員会から委嘱を受けた、令和2年度総務省所管（公害等調整委員会を除く）の予算の審査を行い、郵便局における地方公共団体事務の包括受託の積極的推進に対する総務大臣の認識、かんぽ不適正営業における業務改善命令への対応状況についての総務大臣の評価、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の進捗状況と期間延長の必要性、森林環境譲与税の譲与基準の根拠及び妥当性、昨年の与論島からのドクターヘリ要請に関する質疑を受けての対応状況、国として心肺そ生を希望しない傷病者への対応についての基準を早期に示す必要性、「地域社会再生事業費」の創設趣旨の周知徹底の必要性、洪水浸水想定区

域等からの消防署移転に係る「緊急防災・減災事業費」の対象事業化、日本郵政株式会社の取締役役に旧郵政省出身者が就任することへの懸念と総務大臣の見解、日本郵政グループにおける学校休業に伴い職員が休暇取得する場合への対応等の質疑を行った。

3月27日、自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築及び東日本大震災等への対応に関する決議を行った。

6月2日、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行い、地域医療における公立病院の役割、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額の必要性、マイナポイント事業の効果検証を行う必要性、テレワークの取組拡大の状況と課題、地方公務員の定年制の在り方、新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化している医療機関への支援策等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和2年1月30日(木) (第1回)

- 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について高市総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、遠山財務副大臣、加藤農林水産副大臣、御法川国土交通副大臣、小島厚生労働大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会専務理事・技師長児野昭彦君、日本郵政株式会社代表取締役社長増田寛也君、日本郵便株式会社代表取締役社長兼執行役員社長

衣川和秀君及び株式会社かんぽ生命保険代表執行役社長千田哲也君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

吉田忠智君（※）、片山虎之助君（維新）、伊藤岳君（共産）

（閣法第1号）

賛成会派 自民、※、公明、維新
反対会派 共産

○令和2年3月5日(木) (第2回)

- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について高市総務大臣から所信を聴いた。
- 令和2年度総務省関係予算に関する件について長谷川総務副大臣から説明を聴いた。

○令和2年3月10日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について高市総務大臣、長谷川総務副大臣、平内閣府副大臣、稲津厚生労働副大臣、斎藤総務大臣政務官、藤原内閣府大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会専務理事木田幸紀君、同協会経営委員会委員長森下俊三君、日本郵政株式会社代表執行役社長増田寛也君、株式会社かんぽ生命保険代表執行役社長千田哲也君及び日本郵便株式会社代表取締役社長兼執行役員社長衣川和秀君に対し質疑を行った。

[質疑者]

石井正弘君(自民)、小林正夫君(※)、吉川沙織君(※)、難波奨二君(※)、山本博司君(公明)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、伊藤岳君(共産)

○令和2年3月17日(火) (第4回)

- 令和2年度地方財政計画に関する件について高市総務大臣から概要説明を聴いた後、長谷川総務副大臣から補足説明を聴いた。
- 地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)
以上両案について高市総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年3月18日(水) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和二年度一般会計予算(衆議院送付)
令和二年度特別会計予算(衆議院送付)
令和二年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(総務省所管(公害等調整委員会を除く))
について高市総務大臣、長谷川総務副大臣、進藤総務大臣政務官、自見厚生労働大臣政務官、政府参考人、参考人日本郵便株式会社代表取締役社長兼執行役員社長衣川和秀君及び日本郵政株式会社代表執行役社長増田寛也君に対し質疑を行った。

[質疑者]

徳茂雅之君(自民)、小林正夫君(※)、江崎孝君(※)、西田実仁君(公明)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、伊藤岳君(共産)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)

以上両案について高市総務大臣、長谷川総務副大臣、自見厚生労働大臣政務官、井上財務大臣政務官、小島厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

徳茂雅之君(自民)、三浦靖君(自民)、吉田忠智君(※)、森本真治君(※)、山本博司君(公明)、片山虎之助君(維新)、伊藤岳君(共産)

○令和2年3月19日(木) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)
以上両案について安倍内閣総理大臣、高市総務大臣、藤原内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

・質疑

[質疑者]

江崎孝君(※)、森本真治君(※)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、伊藤岳君(共産)

・内閣総理大臣に対する質疑

[質疑者]

滝波宏文君(自民)、森本真治君(※)、山本博司君(公明)、片山虎之助君(維新)、伊藤岳君(共産)

○令和2年3月24日(火) (第7回)

- 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)
について高市総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年3月26日(木) (第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について高市総務大臣、長谷川総務副大臣、宮下内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

石井正弘君（自民）、吉田忠智君（※）、山本博司君（公明）、片山虎之助君（維新）、伊藤岳君（共産）

○令和2年3月27日（金）（第9回）

- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）

以上両案について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第6号）

賛成会派 自民、公明、維新

反対会派 ※、共産

（閣法第7号）

賛成会派 自民、公明、維新

反対会派 ※、共産

- 自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築及び東日本大震災等への対応に関する決議を行った。
- 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第8号）

賛成会派 自民、※、公明、維新

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和2年3月31日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）について高市総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長前田晃伸君から説明を聴き、同大臣、政府参考人、参考人日本放送協会会長前田晃伸君、同協会経営委員会委員長

森下俊三君、同協会専務理事木田幸紀君、同協会専務理事坂野裕爾君、同協会理事松坂千尋君、同協会理事松原洋一君、同協会専務理事・技師長児野昭彦君及び同協会経営委員会委員（監査委員）高橋正美君に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

堀井巖君（自民）、二之湯智君（自民）、青山繁晴君（自民）、吉川沙織君（※）、難波奨二君（※）、森本真治君（※）、西田実仁君（公明）、山本博司君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、伊藤岳君（共産）

（閣承認第1号）

賛成会派 自民、※、公明

反対会派 維新、共産

なお、附帯決議を行った。

○令和2年4月14日（火）（第11回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 電波法の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について高市総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年4月16日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 電波法の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について高市総務大臣、橋本厚生労働副大臣、藤原内閣府大臣政務官、青山内閣府大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会会長前田晃伸君及び同協会理事松坂千尋君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

徳茂雅之君（自民）、小林正夫君（※）、吉川沙織君（※）、山本博司君（公明）、片山虎之助君（維新）、伊藤岳君（共産）

（閣法第16号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和2年4月30日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）について高市総務大臣

から趣旨説明を聴き、同大臣、遠山財務副大臣、平内閣府副大臣、藤原内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

徳茂雅之君（自民）、岸真紀子君（※）、山本博司君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、伊藤岳君（共産）

（閣法第55号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産
反対会派 なし

- 令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律案（衆第10号）（衆議院提出）について提出者衆議院総務委員長大口善徳君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第10号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産
反対会派 なし

○令和2年5月12日（火）（第14回）

- 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）について高市総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年5月14日（木）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）について高市総務大臣、大塚内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

徳茂雅之君（自民）、小林正夫君（※）、吉川沙織君（※）、西田実仁君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、伊藤岳君（共産）

（閣法第28号）

賛成会派 自民、※、公明、維新
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和2年6月2日（火）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地域医療における公立病院の役割と機能分

担・連携に関する件、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額の必要性に関する件、マイナポイント事業の在り方に関する件、テレワークの取組拡大の状況と課題に関する件、地方公務員の定年制に関する件、新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化している医療機関への支援策に関する件等について高市総務大臣、遠山財務副大臣、大塚内閣府副大臣、平内閣府副大臣、橋本厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森屋宏君（自民）、吉田忠智君（※）、舟山康江君（※）、山本博司君（公明）、片山虎之助君（維新）、伊藤岳君（共産）

- 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について高市総務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員山花郁夫君から説明を聴いた。

○令和2年6月4日（木）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員山花郁夫君、同本村伸子君、高市総務大臣、木村総務大臣政務官、政府参考人及び参議院事務局当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

滝波宏文君（自民）、横沢高德君（※）、山本博司君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、伊藤岳君（共産）

（閣法第27号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和2年6月17日（水）（第18回）

- 請願第884号外24件を審査した。
- 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に

一任することに決定した。

(3) 委員会決議

—自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築 及び東日本大震災等への対応に関する決議—

地方公共団体が人口減少の下で疲弊する地域経済の現状を克服し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を創造するために、政府は、自立した安定的な財政運営が可能となる地方税財政システムを確立するとともに、東日本大震災で被災した地方公共団体の復旧・復興事業を更に加速し、防災・減災を推進するため、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一、地方公共団体が、人口減少の克服、地域経済の活性化、地域社会の維持・再生等の重要課題に取り組んでいくためには、地域の実情に応じた自主的かつ主体的な取組を長期間にわたって実施していく必要がある。このため、令和3年度以降も地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額が、拡大する財政需要に合わせ、予見可能性を持って安定的に確保されるように全力を尽くすこと。

また、統計、児童福祉対策、林野、公共交通、防災・減災等に関する行政需要の増加に対応し、地方公共団体の人員の確保やその専門性の向上のために必要な国の予算の確保に万全を期すこと。

二、会計年度任用職員制度の導入に伴い必要となる経費については、引き続きその財源の確保に万全を期すこと。また、適正な任用・勤務条件の確保という制度導入の趣旨を十分に踏まえ、地方公共団体が財政上の制約を理由とした不適切な運用を行うことのないよう、継続的に実態を調査し、適切な助言を行うこと。

三、地方公共団体の基金については、それぞれの団体が、行政改革や経費削減等により財源を捻出し、公共施設等の老朽化対策、災害対策、社会保障関係経費の増大など将来の歳入減少や歳出増加への備えとして積立てを行っている状況を踏まえ、各団体の自主的な判断に基づく健全な財政運営の結果として尊重すること。

四、地方交付税の役割は、全ての地方公共団体が自立した安定的な財政運営を行うための財源調整機能と財源保障機能を果たすことである。この機能をより充実させるために、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額の充実確保を図るとともに、臨時財政対策債等の特例措置依存の現状を改め、法定率の引上げ等の制度の抜本的な見直しを含め、持続可能かつ安定的な制度実現に向け検討を進めること。

五、地域に必要な行政サービスの安定的な供給により住民生活の安心・安全を確保するため、普通交付税の基準財政需要額の算定に当たっては、条件不利地域等、地域の実情を十分に踏まえるとともに、特別交付税については、算定方法の透明化の取組を一層推進し、あわせて、自然災害への対応、地域交通や地域医療の確保等の財政需要を的確に反映させるなど財源保障機能を強化すること。

六、地方交付税の原資となる税収の見積りに当たっては、特に減額による混乱を回避するため、正確を期すよう、万全の努力を払うこと。

七、地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立し、安定的で充実した財源を確保できる地方税制の構築を図ること。また、減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、代替の税源の確保等の措置を講ずるほか、税負担軽減措置等については、真に地域経済や住民生活に寄与す

るものに限られるよう慎重に対処すること。

八、個人住民税については、住民が公平感を持って納税できるよう、控除の在り方を含め不断の見直しを進めること。

九、電気・ガス供給業に対する法人事業税の課税については、法人事業税が都道府県の重要な基幹税であることを踏まえ、収入金額課税制度の堅持を基本としつつ、その在り方について検討を行うこと。

十、森林環境譲与税の使途を適正かつ明確にしつつ、市町村が主体となった森林整備を促進するために、国は責任を持って、市町村の林業部門担当者の確保に係る地方財政措置等、市町村の林務行政支援策を拡充すること。また、これまでの森林施策では対応できなかった奥地等の森林整備を着実に進めることに鑑み、各地方公共団体における森林の公益的機能増進への効果を検証しつつ、必要がある場合には、森林環境譲与税の譲与基準を始め、所要の見直しを行うこと。

十一、ふるさと納税制度に関しては、寄附者が居住する地方公共団体における税収の減少が当該団体の財政や行政サービスに与える影響を注視するとともに、更なる適正化に向けた検討を進めること。

十二、地方財政計画における地方創生関連の事業費や公共施設等の社会的インフラの老朽化対策・維持補修のための経費、社会保障関係の単独事業費の増、幼児教育・保育の無償化に係る地方負担等に対応するための歳出については、今後とも安定的な財源を長期にわたり確保すること。また、その算定に当たっては、条件不利地域や財政力の弱い地方公共団体に配慮するなど地域の実情を十分踏まえること。

十三、地方公共団体の債務残高が巨額に上っていることを踏まえ、臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。また、引き続き、臨時財政対策債の発行の抑制に努め、地方財政の健全化を進めること。

十四、地方債については、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うなど円滑な起債と流通、保有の安全性の確保を図ること。また、地方債の発行に関する国等の関与の在り方については、協議不要基準の緩和等による地方財政の健全性への影響に留意しつつ、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、手続の簡素化等の運用面における見直しを含め、更なる検討を進めること。

十五、東日本大震災の被災地方公共団体に対しては、その復旧・復興事業の更なる加速化を図るため、引き続き、所要の震災復興特別交付税額を確保する等万全の支援措置を講ずること。また、近年、住民生活の安全・安心を脅かす自然災害が多発している状況を踏まえ、防災・減災の推進及び被災地の復旧・復興のための十分な財源を確保すること。

十六、新型コロナウイルス感染症から国民の生命と健康を守るため、保健所や感染症指定医療機関における検査・医療体制の強化とともに、大きな経済的影響を受けている中小・小規模企業、個人事業主、フリーランス、学校の臨時休業により仕事を休まざるを得なくなった保護者等への支援に関し、地方公共団体が万全の体制で対応できるよう必要な財政措置を講ずること。

右決議する。

法務委員会

委員一覧 (21名)

委員長	竹谷 とし子 (公明)	小野田 紀美 (自民)	真山 勇一 (※)
理事	高橋 克法 (自民)	中川 雅治 (自民)	安江 伸夫 (公明)
理事	元榮 太郎 (自民)	福岡 資麿 (自民)	市田 忠義 (共産)
理事	有田 芳生 (※)	山崎 正昭 (自民)	高良 鉄美 (沖縄)
理事	矢倉 克夫 (公明)	山下 雄平 (自民)	嘉田 由紀子 (碧水)
理事	柴田 巧 (維新)	渡辺 猛之 (自民)	小川 敏夫 (無)
	磯崎 仁彦 (自民)	櫻井 充 (※)	山東 昭子 (無) (2.3.10 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

(1) 審議概観

第201回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願14種類87件のうち、1種類28件を採択した。

〔法律案の審査〕

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案は、法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化によりの確に対応し、渉外的法律関係の一層の安定を図る等のため、外国法事務弁護士等による国際仲裁事件及び国際調停事件の手続についての代理の規定を整備するとともに、外国法事務弁護士となるための職務経験要件を緩和し、あわせて弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり法律事務を行うことを目的とする弁護士・外国法事務弁護士共同法人の設立を可能とする等の措置を講じようとするものである。委員会においては、我が国における国際仲裁・国際調停を活性化させる必要性、職務経験要件を緩和する趣旨、共同法人における外国法事務弁護士の不当な関与の防止策等について

質疑が行われた。質疑を終局し、討論の後、採決の結果、本法律案は、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を30人増加し、判事補の員数を30人減少するとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を17人減少しようとするものである。委員会においては、裁判所職員の定員の算出根拠と人材確保の在り方、家事事件数の増加に伴う家庭裁判所の人的・物的充実の必要性、裁判手続等のIT化と裁判所職員の中長期的な配置計画等について質疑が行われた。質疑を終局し、討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案は、自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、危険運転致死傷罪の対象

となる行為の追加を行おうとするものである。委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、危険運転致死傷罪の適用範囲、あおり運転事件における証拠収集の在り方、あおり運転をなくするために必要な施策等について質疑が行われた。質疑を終局し、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

3月10日、森法務大臣から法務行政の基本方針について所信を聴取するとともに、令和2年度法務省及び裁判所関係予算について義家法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴取した。

3月18日、予算委員会から委嘱された令和2年度法務省予算等の審査を行い、サイバー攻撃事案やテロ対策を踏まえた公安調査庁の機能強化の必要性、クルーズ船における事例等を踏まえた新型コロナウイルスの感染対策を確立する必要性、検察官同一体の原則の取扱いに関する法務省の見解、SDGs達成に向けた法務省の取組及び令和2年度予算に計上した経費の概要、新型コロナウイルス感染拡大防止のため在留外国人に対する情報提供及び相談体制の現状、国家公務員法の役職定年制と同趣旨の規定の特例を検察官にも設けることとした理由、出入国在留管理庁の収容施設における常勤医師の確保に向けた法務大臣の決意、養育費の不払等と民法の単独親権との関連について法務大臣の認識等が取り上げられた。

3月24日、法務行政の基本方針に対する質疑を行い、諸外国の例を踏まえ、国が主体的に養育費徴収に関与する制度を導入する必要性、検察権の独立と検察官の人事権の在り方に対する法務大臣の見解、ヘイトクライムに対し法務大臣がメッ

セージを発する必要性、少年事件の再犯防止における保護的措置の重要性についての法務大臣の所見、刑務所出所者の就労継続を支援するための法務省の取組、我が国の刑法において自発的な同意の有無を性犯罪の要件とすることを検討する必要性、若い世代で選択的夫婦別氏制度を容認する割合が高いことを受けた法務大臣の対応、家族法制の見直しにおける日本弁護士連合会との協力関係についての法務大臣の見解等が取り上げられた。

4月2日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、緊急事態宣言が発出された場合における裁判所及び法務行政の各部門の事務処理体制、新型コロナウイルス感染症の流行地域からの帰国者の宿泊施設確保に向けた政府の取組、いわゆる「谷間世代」の司法修習生に対し、現行の修習給付金相当額等の支援を行う必要性、再犯防止分野における成果連動型民間委託契約方式の海外での導入事例の成果と課題、検察官に勤務延長の適用がないことにより支障が生じた例がない中で、解釈変更の必要性、選択的夫婦別氏制度について法制審議会の答申後に改正法案が提出されなかった経緯、日本人による子の連れ去り事案に関する国際社会の評価に対する法務大臣の認識等が取り上げられた。

5月26日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、検察官がマスコミ関係者と交流することに関するガイドラインを作成する必要性、東京高等検察庁前検事長の行為についての常習賭博該当性に関する法務省の見解、東京高等検察庁前検事長の非違行為について引き続き調査を行う必要性、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う技能実習生等に対する雇用維持支援の内容、インターネット上の誹

謗中傷対策を法務省が中心となって検討する必要性、東京高等検察庁前検事長への処分決定は内閣が行ったとの指摘に対する法務大臣の見解、検察官の定年延長は司法の独立を脅かすのではないかとの批判に対する法務省の見解、協議離婚時に公正証書による共同養育計画の作成を義務付ける必要性等が取り上げられた。

5月28日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、入管収容施設からの仮放免を許可する理由及び仮放免制度の在り方、インターネット上での誹謗中傷の書

き込みに対する法務大臣の見解と法務省の取組、新型コロナウイルス感染症の影響による裁判員辞退率上昇の懸念に対応した取組、東京高等検察庁前検事長の訓告処分の手続に関する国民への説明の必要性、新設する「法務・検察行政刷新会議」における検討内容等の詳細、調停委員の職務が公権力の行使に該当するかについての最高裁判所の見解、離婚後の共同養育計画の作成に向けた裁判外紛争解決手続の活用に関する法務省の取組等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和2年3月10日(火) (第1回)

- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。
- 法務行政の基本方針に関する件について森法務大臣から所信を聴いた。
- 令和2年度法務省及び裁判所関係予算に関する件について義家法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

○令和2年3月18日(水) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和二年度一般会計予算(衆議院送付)
令和二年度特別会計予算(衆議院送付)
令和二年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(裁判所所管及び法務省所管)について森法務大臣、政府参考人、最高裁判所当局及び参議院事務局当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

元榮太一郎君(自民)、櫻井充君(※)、真山勇一君(※)、安江伸夫君(公明)、柴田巧君(維新)、山添拓君(共産)、高良鉄美君(沖縄)、嘉田由紀子君(碧水)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和2年3月24日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 法務行政の基本方針に関する件について森法

務大臣、政府参考人、最高裁判所当局及び参議院事務局当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

小野田紀美君(自民)、真山勇一君(※)、有田芳生君(※)、矢倉克夫君(公明)、柴田巧君(維新)、山添拓君(共産)、高良鉄美君(沖縄)、嘉田由紀子君(碧水)

○令和2年4月2日(木) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 新型コロナウイルス感染症への対応に関する件、出入国管理体制に関する件、いわゆる「谷間世代」の司法修習生に対する支援に関する件、再犯防止対策に関する件、検察官の勤務延長に関する件、選択的夫婦別氏制度に関する件、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約に関する件等について森法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

元榮太一郎君(自民)、真山勇一君(※)、安江伸夫君(公明)、柴田巧君(維新)、山添拓君(共産)、高良鉄美君(沖縄)、嘉田由紀子君(碧水)

- 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(第200回国会閣法第12号)について森法務大臣から

趣旨説明を聴いた。

○令和2年4月7日(火) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(第200回国会閣法第12号)について森法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

元榮太一郎君(自民)、櫻井充君(※)、安江伸夫君(公明)、柴田巧君(維新)、山添拓君(共産)、高良鉄美君(沖縄)、嘉田由紀子君(碧水)

(第200回国会閣法第12号)

賛成会派 自民、※、公明、維新、沖縄、碧水

反対会派 共産

欠席会派 無(小川敏夫君、山東昭子君)

なお、附帯決議を行った。

○令和2年4月14日(火) (第6回)

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)について森法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年4月16日(木) (第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)について森法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

小野田紀美君(自民)、真山勇一君(※)、安江伸夫君(公明)、柴田巧君(維新)、山添拓君(共産)、高良鉄美君(沖縄)、嘉田由紀子君(碧水)

(閣法第17号)

賛成会派 自民、※、公明、維新、沖縄、碧水

反対会派 共産

欠席会派 無(小川敏夫君、山東昭子君)

なお、附帯決議を行った。

○令和2年5月26日(火) (第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 東京高等検察庁前検事長の処分に関する件、検察庁法改正に関する件、技能実習生等の雇用維持支援に関する件、協議離婚制度に関する件等について森法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

元榮太一郎君(自民)、有田芳生君(※)、川合孝典君(※)、矢倉克夫君(公明)、鈴木宗男君(維新)、山添拓君(共産)、高良鉄美君(沖縄)、嘉田由紀子君(碧水)

○令和2年5月28日(木) (第9回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 新型コロナウイルス感染症への法務省及び裁判所の対応に関する件、入管収容施設からの仮放免に関する件、インターネット上の人権侵害への対応に関する件、東京高等検察庁前検事長の処分に関する件、検察庁法改正に関する件、調停委員の任命に関する件、離婚における裁判外紛争解決手続の活用に関する件等について森法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

小野田紀美君(自民)、真山勇一君(※)、安江伸夫君(公明)、鈴木宗男君(維新)、山添拓君(共産)、高良鉄美君(沖縄)、嘉田由紀子君(碧水)

○令和2年6月2日(火) (第10回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第42号)(衆議院送付)について森法務大臣から趣旨説明を聴いた。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第42号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

法政大学大学院法務研究科教授 今井猛嘉君

早稲田大学大学院法務研究科教授 松原芳博君

ノンフィクション作家 柳原三佳君

[質疑者]

小野田紀美君（自民）、真山勇一君（※）、
矢倉克夫君（公明）、柴田巧君（維新）、山
添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）、嘉田
由紀子君（碧水）

○令和2年6月4日(木) (第11回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）について森法務大臣、今井内閣府大臣政務官、岩田防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

山下雄平君（自民）、川合孝典君（※）、真
山勇一君（※）、安江伸夫君（公明）、柴田
巧君（維新）、山添拓君（共産）、高良鉄美
君（沖縄）、嘉田由紀子君（碧水）

(閣法第42号)

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産、
沖縄、碧水

反対会派 なし

欠席会派 無（小川敏夫君、山東昭子君）

○令和2年6月17日(水) (第12回)

- 請願第1149号外27件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第16号外58件を審査した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

外交防衛委員会

委員一覧 (21名)

委員長	北村 経夫 (自民)	佐藤 正久 (自民)	榛葉 賀津也 (※)
理事	宇都 隆史 (自民)	武見 敬三 (自民)	白 眞勲 (※)
理事	中西 哲 (自民)	中曽根 弘文 (自民)	福山 哲郎 (※)
理事	羽田 雄一郎 (※)	松川 るい (自民)	山口 那津男 (公明)
理事	秋野 公造 (公明)	三宅 伸吾 (自民)	浅田 均 (維新)
理事	井上 哲士 (共産)	山田 宏 (自民)	鈴木 宗男 (維新)
	猪口 邦子 (自民)	小西 洋之 (※)	伊波 洋一 (沖縄) (2.1.30 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

(1) 審議概観

第201回国会において本委員会に付託された案件は、条約16件及び内閣提出法律案2件の合計18件であり、そのいずれも承認又は可決した。

また、本委員会付託の請願13種類138件は、いずれも保留とした。

〔条約及び法律案の審査〕

外交実施体制の整備 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、在外公館として在セブ日本国総領事館を新設し、在マケドニア旧ユーゴスラビア共和国日本国大使館の名称及び位置の国名を改めるとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること等について規定するものである。委員会においては、在セブ日本国総領事館新設の意義、マケドニアの国名変更の意義と法改正の時期、諸外国と比較した我が国の在勤基本手当の支給水準、在外公館数及び外務省定員の増加の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

防衛省設置法の改正 防衛省設置法の一

部を改正する法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数の変更を行うものである。委員会においては、宇宙、サイバー領域における防衛力の獲得・強化、滞空型無人機の導入の意義と運用方法、自衛隊の新型コロナウイルス感染症対策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

投資における二国間協力とASEANとの経済連携の拡充 投資の促進及び保護に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定、投資の促進及び保護に関する日本国とヨルダン・ハシェミット王国との間の協定、投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ王国との間の協定及び投資の相互促進及び相互保護に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の協定は、いずれも投資に関する内国民待遇及び最恵国待遇等、投資の促進、保護等に関する法的枠組みについて定めるものである。包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定を改正する第一議定書は、我が国及び東南アジア諸国連合(ASEAN)構成国の間の現行の協定

にサービスの貿易、自然人の移動及び投資に関する規定の追加等を行うものである。委員会においては、アラブ首長国連邦、ヨルダン及びモロッコとの投資協定が「保護型」となった理由、アラブ首長国連邦との協定における天然資源の扱い、我が国の投資協定の締結状況と今後の交渉方針等について質疑が行われ、討論の後、いずれも多数をもって承認された。

租税における二国間協力 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルゼンチン共和国との間の条約、所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウルグアイ東方共和国との間の条約、所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とペルー共和国との間の条約、所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジャマイカとの間の条約及び所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とモロッコ王国との間の条約は、いずれも二重課税の除去を目的とした課税権の調整を行うとともに、配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等を定めるものである。所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウズベキスタン共和国との間の条約は、現行の日ソ租税条約をウズベキスタンとの間で全面的に改正し、投資所得に対する源泉地国課税の更なる軽減等について定めるものである。委員会においては、租税条約締結の意義、各条約における仲裁規定等の導入状況、デジタル課税に関する国際合意の見通しと我が国の対応、

日中租税協定改正の見通し等について質疑が行われ、討論の後、いずれも多数をもって承認された。

社会保障分野の二国間協力 社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定は、両国間で年金制度に関する法令の適用について調整を行うこと等を定めるものである。社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定は、両国間で年金制度及び雇用保険制度に関する法令の適用について調整を行うこと等を定めるものである。委員会においては、両協定締結の意義、今後のアジア各国との社会保障協定締結に向けた政府の方針、日中社会保障協定の改正に向けた政府の取組等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって承認された。

受刑者移送に関する二国間協力 刑を言い渡された者の移送に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約は、我が国とベトナムとの間で、相手国の裁判所が刑を言い渡した自国民受刑者等について、一定の条件を満たす場合に、その本国に移送する手続等を定めるものである。委員会においては、受刑者移送条約における双方可罰性の原則の扱い、外国人受刑者の現状とこれまでの受刑者移送の実績等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

国際機関の特権・免除 専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVⅢは、専門機関の特権及び免除に関する条約の規定を修正した上で世界観光機関に適用することを定めるものである。国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所の特権及び免除に関する日本国政府と国際獣疫事務局との間の協定は、同事務所及びその職員が享有する特権及び免除等について定めるものである。委員会において

は、国際機関の日本人職員に特権及び免除を与えることの問題性、世界観光機関及び国際獣疫事務局の新型コロナウイルス感染症への対応等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって承認された。

〔国政調査等〕

第200回国会閉会後の1月17日、中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について茂木外務大臣及び河野防衛大臣から報告を聴取した後、質疑を行った。

2月20日及び21日、我が国の外交、防衛等に関する実情調査のため、兵庫県、山口県及び広島県への委員派遣を行い、国連人道問題調整事務所（OCHA）神

戸事務所、国連防災機関（UNDRR）駐日事務所、国際協力機構（JICA）関西、海上自衛隊岩国航空基地、岩国市、海上自衛隊呉地方総監部等からの説明聴取、関連施設の視察、意見交換等を行った。

3月5日、外交の基本方針について茂木外務大臣から、国の防衛の基本方針について河野防衛大臣から、それぞれ所信を聴取した。

3月10日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針について質疑を行った。また、上記委員派遣について派遣委員から報告を聴取した。

3月18日、予算委員会から委嘱された令和2年度外務省予算・防衛省予算等の審査を行い、質疑を行った。

（2）委員会経過

○令和2年1月17日（金）（第200回国会閉会後 第1回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組に関する件について茂木外務大臣及び河野防衛大臣から報告を聴いた後、河野防衛大臣、茂木外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、小西洋之君（※）、秋野公造君（公明）、浅田均君（維新）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

○令和2年1月30日（木）（第1回）

- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○令和2年3月5日（木）（第2回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 外交の基本方針に関する件について茂木外務

大臣から所信を聴いた。

- 国の防衛の基本方針に関する件について河野防衛大臣から所信を聴いた。

○令和2年3月10日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について河野防衛大臣、茂木外務大臣、山本防衛副大臣、鈴木外務副大臣、義家法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宇都隆史君（自民）、中西哲君（自民）、白眞勲君（※）、秋野公造君（公明）、鈴木宗男君（維新）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

- 派遣委員から報告を聴いた。

○令和2年3月18日（水）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和二年度一般会計予算（衆議院送付）
令和二年度特別会計予算（衆議院送付）

令和二年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（外務省所管、防衛省所管及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門）について茂木外務大臣及び河野防衛大臣から説明を聴いた後、河野防衛大臣、茂木外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山田宏君（自民）、小西洋之君（※）、秋野公造君（公明）、浅田均君（維新）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和2年3月24日（火）（第5回）

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について茂木外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年3月26日（木）（第6回）

○政府参考人の出席をを求めることを決定した。
○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について茂木外務大臣、河野防衛大臣、山本防衛副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

松川るい君（自民）、白眞勲君（※）、秋野公造君（公明）、鈴木宗男君（維新）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

○令和2年3月27日（金）（第7回）

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第18号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産、
沖縄

反対会派 なし

○令和2年4月14日（火）（第8回）

○理事の補欠選任を行った。
○防衛省設置法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について河野防衛大

臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年4月16日（木）（第9回）

○政府参考人の出席をを求めることを決定した。
○防衛省設置法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について河野防衛大臣、茂木外務大臣、鈴木外務副大臣、近藤内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、小西洋之君（※）、秋野公造君（公明）、浅田均君（維新）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

（閣法第4号）

賛成会派 自民、※、公明、維新

反対会派 共産、沖縄

○令和2年5月7日（木）（第10回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
○投資の促進及び保護に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）
投資の促進及び保護に関する日本国とヨルダン・ハシェミット王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定を改正する第一議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）

投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）（衆議院送付）

以上5件について茂木外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年5月12日（火）（第11回）

○政府参考人の出席をを求めることを決定した。
○投資の促進及び保護に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）

投資の促進及び保護に関する日本国とヨルダン・ハシェミット王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定を改正する第一議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）

投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）（衆議院送付）

以上5件について河野防衛大臣、茂木外務大臣、山本防衛副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

三宅伸吾君（自民）、白眞勲君（※）、秋野公造君（公明）、鈴木宗男君（維新）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

（閣条第1号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、沖縄
反対会派 共産

（閣条第2号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、沖縄
反対会派 共産

（閣条第3号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、沖縄
反対会派 共産

（閣条第4号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、沖縄
反対会派 共産

（閣条第5号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、沖縄
反対会派 共産

○令和2年5月21日（木）（第12回）

- 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルゼンチン共和国との間の条約の締結に

ついて承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウルグアイ東方共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とペルー共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジャマイカとの間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウズベキスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とモロッコ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）

以上6件について茂木外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年5月26日（火）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルゼンチン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウルグアイ東方共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国

とペルー共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジャマイカとの間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウズベキスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とモロッコ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）

以上6件について茂木外務大臣、河野防衛大臣、岡田内閣官房副長官、義家法務副大臣、稲津厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

猪口邦子君（自民）、小西洋之君（※）、秋野公造君（公明）、浅田均君（維新）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

（閣条第6号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、沖縄
反対会派 共産

（閣条第7号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、沖縄
反対会派 共産

（閣条第8号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、沖縄
反対会派 共産

（閣条第9号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、沖縄
反対会派 共産

（閣条第10号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、沖縄
反対会派 共産

（閣条第11号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、沖縄
反対会派 共産

○令和2年5月28日（木）（第14回）

○社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）（衆議院送付）

社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）（衆議院送付）

以上両件について茂木外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年6月2日（火）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）（衆議院送付）

社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）（衆議院送付）

以上両件について茂木外務大臣、河野防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

松川るい君（自民）、榛葉賀津也君（※）、秋野公造君（公明）、鈴木宗男君（維新）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

（閣条第12号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産、
沖縄

反対会派 なし

（閣条第13号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産、
沖縄

反対会派 なし

○令和2年6月4日（木）（第16回）

○刑を言い渡された者の移送に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）（衆議院送付）

専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVⅢの締結について承認を求めるの件（閣条第15号）（衆議院送付）

国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所の特権及び免除に関する日本国政府と国際獣疫事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第16号）（衆議院送付）

以上3件について茂木外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年6月12日（金）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 刑を言い渡された者の移送に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）（衆議院送付）

専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVⅢの締結について承認を求めるの件（閣条第15号）（衆議院送付）

国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所の特権及び免除に関する日本国政府と国際獣疫事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第16号）（衆議院送付）

以上3件について茂木外務大臣、義家法務副大臣、河野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

山田宏君（自民）、白眞勲君（※）、秋野公造君（公明）、浅田均君（維新）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

（閣条第14号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産、
沖縄

反対会派 なし

（閣条第15号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産、
沖縄

反対会派 なし

（閣条第16号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産、
沖縄

反対会派 なし

○令和2年6月17日（水）（第18回）

- 請願第76号外137件を審査した。
- 外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書

を提出することを決定した。

- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○令和2年2月20日（木）、21日（金）

- 我が国の外交、防衛等に関する実情調査
〔派遣地〕

兵庫県、山口県、広島県

〔派遣委員〕

北村経夫君（自民）、宇都隆史君（自民）、
中西哲君（自民）、秋野公造君（公明）、井
上哲士君（共産）、榛葉賀津也君（※）、浅
田均君（維新）、伊波洋一君（沖縄）

財政金融委員会

委員一覧 (25名)

委員長	中西 祐介 (自民)	藤川 政人 (自民)	田村 まみ (※)
理事	有村 治子 (自民)	三木 亨 (自民)	杉 久武 (公明)
理事	中西 健治 (自民)	宮沢 洋一 (自民)	音喜多 駿 (維新)
理事	藤末 健三 (自民)	宮島 喜文 (自民)	小池 晃 (共産)
理事	那谷屋 正義 (※)	山下 雄平 (自民)	大門 実紀史 (共産)
理事	熊野 正士 (公明)	勝部 賢志 (※)	浜田 聡 (みん)
	長峯 誠 (自民)	川合 孝典 (※)	渡辺 喜美 (みん)
	西田 昌司 (自民)	熊谷 裕人 (※)	
	林 芳正 (自民)	古賀 之士 (※)	(2. 1. 30 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

(1) 審議概観

第201回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出8件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願14種類189件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

平成三十年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案は、令和元年度補正予算等を編成するに当たり、平成30年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金の処理についての特例措置を講じようとするものである。

委員会においては、決算上の剰余金による財源確保の是非、補正予算の歳出の在り方等について質疑が行われ、多数をもって原案どおり可決された。

所得税法等の一部を改正する法律案は、持続的な経済成長の実現、経済社会の構造変化への対応等の観点から、国税に関し、所要の改正を一体として行おうとするものである。

委員会においては、安倍内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、新型コロナ

ウイルス感染症の影響を踏まえた納税猶予等の支援策、5G普及に向けた投資等を促進するための税制の在り方、未婚のひとり親に対する税制上の措置の概要と効果等について質疑が行われ、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

関税定率法等の一部を改正する法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行おうとするものである。

委員会においては、とん税及び特別とん税の特例措置の創設による影響、税関の体制整備の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、国際金融公社及び国際開発協会が途上国支援を強化するため増資を実施するに当たり、我が国が両機関に追加出資を行い得るよう、所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、主要加盟諸国の資金拠出の動向等についての情報開示、両機関への追加出資による意義と効果等について質疑が行われ、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るため、国税関係法律の特例を定めようとするものである。

委員会においては、納税猶予の特例措置の内容と今後の課題、中小企業や家計の資金繰りに対する更なる支援の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案は、地域活性化又は我が国の企業の競争力の強化等に資する資金供給を引き続き促進するため、株式会社日本政策投資銀行による特定投資業務について、投資決定期限等を延長するものである。

委員会においては、危機対応融資の活用による資金繰り支援等の現状、特定投資業務に創設する「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド」の意義と課題等について質疑が行われ、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るため、金融サービス仲介業の創設、第一種資金移動業等の種別を設け

る等の資金移動業に関する規制の整備等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、金融サービス仲介業の利用者保護を図るための課題、資金移動業者に対する送金上限額に応じた規制見直しの意義と効果、金融機関等のセキュリティ向上に向けた取組の重要性等について質疑が行われ、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るため、国の資本参加の申請期限を令和8年3月末まで延長するとともに審査手続等の特例を設けるものである。

委員会においては、新型コロナウイルス感染症などの影響を受けた地域金融機関の現況と今後の対応、国の資本参加の申請期限を延長する必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月5日、財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について麻生国務大臣から所信を聴取した。

3月10日、前記所信聴取に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ緊急でG20会議を開催し各国が行動を示す必要性、新型コロナウイルス感染症による経済への影響に関する日銀総裁の現状認識及び今後の対応、2019年10～12月期の実質GDP成長率を踏まえた日本経済の状況の評価、日本の一人当たりGDPが低迷している現状に対する大臣の見解、景気の悪化に向けて早急に大規模

な財政出動を行う必要性、新型コロナウイルス感染症による影響拡大を踏まえた中小事業者に対する資金繰り支援の在り方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による世界経済後退のリスクに対する日銀総裁の見解等について質疑を行った。

3月18日、予算委員会から委嘱された内閣府所管（金融庁）、財務省所管、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行の予算の審査を行い、G7首脳緊急テレビ会談で合意した新型コロナウイルス感染症対応の内容、政府の経済対策における現金給付に対する財務大臣の見解、森友学園問題に関して職員への聞き取り調査を再度行う必要性、新型コロナウイルス感染症の対応としての中小企業への迅速な資金供給に向けた日本政策金融公庫の体制整備の必要性、臨時休校要請により育児のため休業するフリーランスや自営業者に対する給付の範囲及び給付額の算定根拠、日本銀行がETFの積極的な買入れ方針を公表しても株式市場が下げ止まらなかったことへの日銀総裁の見解、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う不安の連鎖反応により金融のシステムリスクが生じている可能性等について質疑を行った。

5月12日、新型コロナウイルス感染症収束後の世界経済に関する財務大臣の所見、事業者の家賃に関する支援策を4月に遡及適用する必要性、9月入学のメリット・デメリットに関する政府の認識、マイナンバー制度を更なる活用のために再整備する必要性、創業間もない事業者に対する支援を充実させる必要性、主たる収入が事業収入以外である事業者も事業の実態を踏まえて持続化給付金の対象とする必要性、国家公務員の能力・業績評価制度の現状等について質疑を行った。

5月26日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書（平成30年12月14日提出）について、黒田日本銀行総裁から説明を聴取した後、日銀の国債買入上限の撤廃を受けて上限無く財政出動を行うべきとの意見に対する政府及び日銀総裁の見解、日銀の供給資金を原資とする金融機関の貸出が回収不能となった場合の日銀の対応に関する日銀総裁の見解、新型コロナ対応資金繰り支援特別プログラムの周知を日銀が金融機関及び企業の双方に対して行う必要性、日銀による中小企業等の資金繰り支援のための「新たな資金供給手段」の内容と効果、新型コロナウイルス感染症への対応として拡大された金融緩和の出口に関する日銀総裁の展望、新型コロナウイルス感染症への対応として各国中央銀行が供給する資金を活用したりリスク資産への投資が金融危機を引き起こす危険性、日銀による国債の無制限買入れ決定後も長期国債買入れペースが伸びていない理由等について質疑を行った。

6月2日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告（平成29年12月8日提出）について、麻生内閣府特命担当大臣から説明を聴取した後、中国による国連専門機関への影響力拡大に対する政府の認識及び対応、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた鉄道事業者や航空会社に対する支援の在り方、直近の銀行決算を踏まえた金融システムの安定性評価と今後の課題、景気回復を最優先課題として消費税を減税する必要性に対する財務大臣の所見、各国中央銀行が供給する資金が高リスク資産に投資される懸念に対する財務大臣の見解、2020年4～

6月期における我が国の経済の見通し等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和2年1月30日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成三十年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)について麻生財務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、佐々木文部科学大臣政務官、政府参考人及び参考人株式会社国際協力銀行代表取締役副総裁林信光君に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

有村治子君(自民)、那谷屋正義君(※)、古賀之士君(※)、熊野正士君(公明)、音喜多駿君(維新)、大門実紀史君(共産)、浜田聡君(みん)

(閣法第2号)

賛成会派 自民、公明、維新、みん
反対会派 ※、共産

○令和2年3月5日(木) (第2回)

- 財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について麻生国務大臣から所信を聴いた。

○令和2年3月10日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について麻生国務大臣、宮下内閣府副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君及び同銀行理事前田栄治君に対し質疑を行った。

[質疑者]

中西健治君(自民)、大塚耕平君(※)、那谷屋正義君(※)、熊野正士君(公明)、音喜多駿君(維新)、大門実紀史君(共産)、渡辺喜美君(みん)

- 所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)について麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年3月18日(水) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和二年度一般会計予算(衆議院送付)
- 令和二年度特別会計予算(衆議院送付)
- 令和二年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(内閣府所管(金融庁)、財務省所管、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行)について麻生国務大臣から説明を聴いた後、同大臣、藤川財務副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

[質疑者]

有村治子君(自民)、古賀之士君(※)、那谷屋正義君(※)、熊野正士君(公明)、音喜多駿君(維新)、大門実紀史君(共産)、渡辺喜美君(みん)

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)について麻生国務大臣、藤川財務副大臣、宮本経済産業大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本銀行総裁黒田東彦君及び同銀行理事前田栄治君に対し質疑を行った。

[質疑者]

西田昌司君(自民)、古賀之士君(※)、熊谷裕人君(※)、杉久武君(公明)、音喜多駿君(維新)、大門実紀史君(共産)、浜田聡君(みん)

○令和2年3月19日(木) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第

3号)(衆議院送付)について麻生国務大臣、藤川財務副大臣、青山内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁雨宮正佳君に対し質疑を行った。

[質疑者]

川合孝典君(※)、勝部賢志君(※)、藤末健三君(自民)、熊野正士君(公明)、音喜多駿君(維新)、大門実紀史君(共産)、浜田聡君(みん)

○令和2年3月24日(火)(第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)について安倍内閣総理大臣、麻生国務大臣、斎藤総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

・質疑

[質疑者]

大塚耕平君(※)、熊谷裕人君(※)、音喜多駿君(維新)、大門実紀史君(共産)、浜田聡君(みん)

・内閣総理大臣に対する質疑

[質疑者]

那谷屋正義君(※)、大塚耕平君(※)、音喜多駿君(維新)、大門実紀史君(共産)、渡辺喜美君(みん)

- 関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)について麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年3月26日(木)(第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)について麻生財務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

[質疑者]

古賀之士君(※)、勝部賢志君(※)、音喜多駿君(維新)、大門実紀史君(共産)、浜田聡君(みん)

○令和2年3月27日(金)(第8回)

- 所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)について討論の後、可

決した。

(閣法第3号)

賛成会派 自民、公明、維新、みん

反対会派 ※、共産

なお、附帯決議を行った。

- 関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)を可決した。

(閣法第9号)

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産、みん

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第10号)(衆議院送付)について麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年3月31日(火)(第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第10号)(衆議院送付)について麻生国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

川合孝典君(※)、熊谷裕人君(※)、音喜多駿君(維新)、大門実紀史君(共産)、浜田聡君(みん)

(閣法第10号)

賛成会派 自民、※、公明、維新、みん

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和2年4月30日(木)(第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律案(閣法第54号)(衆議院送付)について麻生財務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君及び同銀行理事吉岡伸泰君に対し質疑を行っ

た後、可決した。

〔質疑者〕

大塚耕平君（※）、勝部賢志君（※）、音喜多駿君（維新）、大門実紀史君（共産）、浜田聡君（みん）

（閣法第54号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産、みん

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和2年5月12日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 新型コロナウイルス感染症収束後の世界経済に関する件、令和2年度国債発行計画の変更に関する件、学校再開等に向けた政府の取組に関する件、マイナンバーカードの普及促進に関する件、持続化給付金の支給要件に関する件、令和二年度第2次補正予算編成に関する件等について麻生財務大臣、藤川財務副大臣、牧原経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤末健三君（自民）、古賀之士君（※）、勝部賢志君（※）、杉久武君（公明）、音喜多駿君（維新）、大門実紀史君（共産）、渡辺喜美君（みん）

- 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）について麻生財務大臣から趣旨説明を聞いた。

○令和2年5月14日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）について麻生国務大臣、政府参考人及び参考人株式会社日本政策投資銀行代表取締役社長渡辺一君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

長峯誠君（自民）、川合孝典君（※）、熊谷裕人君（※）、熊野正士君（公明）、音喜多駿君（維新）、大門実紀史君（共産）、浜田聡君（みん）

（閣法第24号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、みん
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和2年5月26日（火）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁黒田東彦君から説明を聞いた後、藤川財務副大臣、宮下内閣府副大臣、宮島財務大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君及び同銀行理事内田眞一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、大塚耕平君（※）、白眞勲君（※）、杉久武君（公明）、音喜多駿君（維新）、大門実紀史君（共産）、渡辺喜美君（みん）

○令和2年6月2日（火）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について麻生内閣府特命担当大臣から説明を聞いた後、国家の経済安全保障の重要性に関する件、令和二年度第2次補正予算における予備費に関する件、民間金融機関による資金繰り支援に関する件、暗号資産取引に対する規制に関する件、新型コロナウイルス感染症収束後の国債償還及び課税の在り方に関する件、経済対策としての債務免除の必要性に関する件等について麻生国務大臣、鈴木外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

有村治子君（自民）、古賀之士君（※）、熊野正士君（公明）、音喜多駿君（維新）、大門実紀史君（共産）、渡辺喜美君（みん）

- 金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律

等の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）について麻生内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

○令和2年6月4日（木）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）について麻生内閣府特命担当大臣、政府参考人及び参考人日本銀行企画局長加藤毅君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

中西健治君（自民）、那谷屋正義君（※）、熊野正士君（公明）、音喜多駿君（維新）、大門実紀史君（共産）、浜田聡君（みん）

（閣法第40号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、みん
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和2年6月12日（金）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）について麻生内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴き、麻生国務大臣、政府参考人及び参考人日本銀行理事内田眞一君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

大塚耕平君（※）、勝部賢志君（※）、音喜多駿君（維新）、大門実紀史君（共産）、渡辺喜美君（みん）

（閣法第58号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産、みん

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和2年6月17日（水）（第17回）

- 請願第1号外188件を審査した。
- 財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

文教科学委員会

委員一覧 (20名)

委員長	吉川 ゆうみ (自民)	佐藤 啓 (自民)	佐々木さやか (公明)
理事	赤池 誠章 (自民)	世耕 弘成 (自民)	高瀬 弘美 (公明)
理事	石井 浩郎 (自民)	三原じゅん子 (自民)	梅村 みずほ (維新)
理事	こやり 隆史 (自民)	伊藤 孝恵 (※)	松沢 成文 (維新)
理事	水岡 俊一 (※)	石川 大我 (※)	吉良 よし子 (共産)
	上野 通子 (自民)	田島 麻衣子 (※)	船後 靖彦 (れ新)
	衛藤 晟一 (自民)	横沢 高德 (※)	(2.3.5 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

(1) 審議概観

第201回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願13種類256件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案は、委員会において、文化観光推進の意義、学芸員等の人材育成及び確保の必要性、新型コロナウイルスの感染拡大による文化観光への影響等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会において、参考人から意見を聴取するとともに、本法律案による海賊版対策の実効性、海賊版対策における国際連携の在り方、国民への普及啓発の重要性等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月5日、文教科学行政の基本施策について萩生田文部科学大臣から所信を、令和2年度文部科学省関係予算について上野文部科学副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

3月10日、文教科学行政の基本施策に関し、新型コロナウイルス感染症対策のための小学校・中学校・高等学校等に対する一斉臨時休業要請の決定経緯及び実施状況、文部科学省として学校再開の目安等の提示や一斉臨時休業による諸影響への対応策に係る省内横断的な検討を行う必要性、学童保育における一斉臨時休業期間中の給食提供に向けた課題と可能性、感染症拡大による公演中止等の影響を受けた演劇・音楽関係者への支援策、文部科学省創生実行計画の進捗状況及び同省の組織改革に向けた文部科学大臣の決意、共生社会の実現等に向けてパラアスリートの教育現場参画・eスポーツの活用・医療とスポーツの連携等を進める必要性、新しい歴史教科書をつくる会の教科書に関する教科書検定審査の妥当性及び再審査の必要性、学校における性教育充実の必要性等について質疑を行った。

3月18日、予算委員会から委嘱された

令和2年度文部科学省予算等の審査を行い、一斉臨時休業期間における子供の教育機会確保策、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う出入国制限による外国人留学生や在外教育施設派遣教員への影響、感染症拡大に伴うアルバイト先の休業等により収入が減少した大学生への支援策、令和4年4月からの成年年齢引下げに伴う学校現場の混乱への対応の在り方、大学等におけるアカデミック・ハラスメント等に関する相談窓口の周知の必要性、GIGAスクール構想における1人1台端末整備事業の補助単価引上げの必要性、人工呼吸器を利用する児童生徒等の就業先決定の在り方等について質疑を行った。

5月21日、新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」を学校等

において実践するための文部科学省における対応、子どもの権利条約に照らして政府が感染症に関する子供向けの記者会見を行う必要性、9月入学の導入の可否について省庁横断的な研究会議や学校現場の声を中心とした外部での研究・議論を経て判断する必要性、放課後児童クラブ等におけるICT環境の状況把握及び整備の必要性、学びの継続のための学生支援緊急給付金の支給要件緩和の必要性、遠隔授業における障害のある学生に対する合理的配慮を提供するための方策、東京オリンピック・パラリンピック競技大会延期に伴う関連イベント中止等の影響を受けた企業への支援策等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和2年3月5日(木) (第1回)

- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。
- 文教科学行政の基本施策に関する件について萩生田文部科学大臣から所信を聴いた。
- 令和2年度文部科学省関係予算に関する件について上野文部科学副大臣から説明を聴いた。

○令和2年3月10日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 文教科学行政の基本施策に関する件について萩生田文部科学大臣、亀岡文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

赤池誠章君(自民)、横沢高德君(※)、勝部賢志君(※)、水岡俊一君(※)、高瀬弘美君(公明)、松沢成文君(維新)、梅村みずほ君(維新)、吉良よし子君(共産)

○令和2年3月18日(水) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和2年度一般会計予算(衆議院送付)

令和2年度特別会計予算(衆議院送付)

令和2年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(文部科学省所管)について萩生田文部科学大臣、上野文部科学副大臣、義家法務副大臣、佐々木文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

佐藤啓君(自民)、伊藤孝恵君(※)、水岡俊一君(※)、高瀬弘美君(公明)、梅村みずほ君(維新)、吉良よし子君(共産)、船後靖彦君(れ新)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和2年4月2日(木) (第4回)

○文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)について萩生田文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年4月7日(火) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)について萩生田文部科学大臣、上野文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

石井浩郎君(自民)、横沢高德君(※)、石川大我君(※)、水岡俊一君(※)、高瀬弘美君(公明)、松沢成文君(維新)、井上哲士君(共産)、船後靖彦君(れ新)

(閣法第19号)

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産、
れ新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和2年5月21日(木)(第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の学校等における実践に関する件、子どもの権利条約に照らした全国一斉学校休業措置等の在り方に関する件、学びの保障の観点からの9月入学の有効性及び検討の在り方に関する件、放課後児童クラブ等におけるICT環境の整備に関する件、学校における性教育の在り方に関する件、学生支援緊急給付金の支給対象者の要件に関する件、遠隔授業における障害のある学生に対する合理的配慮に関する件等について萩生田文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

赤池誠章君(自民)、伊藤孝恵君(※)、水岡俊一君(※)、高瀬弘美君(公明)、梅村みずほ君(維新)、吉良よし子君(共産)、船後靖彦君(れ新)

○令和2年5月28日(木)(第7回)

- 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第49号)(衆議院送付)について萩生田文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和2年6月2日(火)(第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第49号)(衆議院送付)について萩生田文部科学大臣、上野文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、次の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

・質疑

[質疑者]

こやり隆史君(自民)、石川大我君(※)、伊藤孝恵君(※)、高瀬弘美君(公明)、梅村みずほ君(維新)、吉良よし子君(共産)、船後靖彦君(れ新)

・参考人に対する質疑

[参考人]

一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構
代表理事 後藤健郎君

公益社団法人日本漫画家協会常務理事 赤松健君

早稲田大学法学学術院教授 上野達弘君

[質疑者]

山田太郎君(自民)、伊藤孝恵君(※)、高瀬弘美君(公明)、梅村みずほ君(維新)、吉良よし子君(共産)、船後靖彦君(れ新)

○令和2年6月4日(木)(第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第49号)(衆議院送付)について萩生田文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

伊藤孝恵君(※)、水岡俊一君(※)、松沢成文君(維新)、吉良よし子君(共産)、船後靖彦君(れ新)

(閣法第49号)

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産、
れ新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和2年6月17日(水)(第10回)

- 請願第19号外255件を審査した。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

厚生労働委員会

委員一覧 (25名)

委員長	そのだ	修光 (自民)	高階	恵美子 (自民)	芳賀	道也 (※)
理事	石田	昌宏 (自民)	羽生田	俊 (自民)	福島	みずほ (※)
理事	小川	克巳 (自民)	馬場	成志 (自民)	下野	六太 (公明)
理事	足立	信也 (※)	藤井	基之 (自民)	平木	大作 (公明)
理事	石橋	通宏 (※)	古川	俊治 (自民)	東	徹 (維新)
理事	山本	香苗 (公明)	本田	顕子 (自民)	梅村	聡 (維新)
	片山	さつき (自民)	大塚	耕平 (※)	倉林	明子 (共産)
	自見	はなこ (自民)	川田	龍平 (※)		
	島村	大 (自民)	田島	麻衣子 (※)		(2.1.30 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

(1) 審議概観

第201回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件及び衆議院提出1件(厚生労働委員長1件)の合計6件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願41種類699件のうち、5種類150件を採択した。

〔法律案の審査〕

賃金請求権 **労働基準法の一部を改正する法律案(閣法第11号)**は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、使用人の給料に係る短期消滅時効が廃止されること等を踏まえ、労働者保護の観点から、賃金請求権の消滅時効期間等を延長するとともに、当分の間の経過措置を講じようとするものである。委員会においては、経過措置における「当分の間」の目途、賃金台帳等の記録の保存の在り方、災害補償請求権等の消滅時効期間を見直す必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

雇用保険 **雇用保険法等の一部を改正**

する法律案(閣法第12号)は、多様化する就業ニーズに対応したセーフティネットの整備、就業機会の確保等を通じて、職業の安定と就業の促進等を図るため、雇用保険について、育児休業給付の位置付けの明確化、雇用保険率及び国庫負担の引下げの暫定措置の延長等の措置を講ずるとともに、65歳から70歳までの高年齢者就業確保措置等による支援、大企業における中途採用比率の公表の義務化、複数就業者に対する労災保険の給付の拡充等の措置を講じようとするものである。委員会においては、創業支援等措置の問題点、雇用保険財政の今後の見通し、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置を拡充する必要性等について質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取し、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

年金 **年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案(閣法第34号)**は、社会経済構造の変化に対応し、年金制度の機能強化を図るため、

短時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大、被用者の老齢厚生年金に係る在職中の支給停止制度の見直し、老齢基礎年金等の受給を開始する時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し、児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し等の措置を講じようとするものである。衆議院においては、児童扶養手当と障害基礎年金等の併給調整に係る政令の内容及び本法施行後の検討に関する規定を追加する修正が行われた。委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、被用者保険の更なる適用拡大に向けた見直し、基礎年金の給付水準の改善に向けた検討の必要性、2019年財政検証における経済前提の妥当性、新型コロナウイルス感染症の拡大が年金財政にもたらす影響等について、安倍内閣総理大臣にも出席を求め質疑を行った。討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

社会福祉 **地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第43号）**は、地域共生社会の実現を図るため、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う市町村の事業に対する交付金の創設、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、社会福祉連携推進法人制度の創設、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等の措置を講じようとするものである。委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、地域共生社会の理念、重層的支援体制整備事業に係る財政支援の在り方、介護・福祉人材の確保策、介護福祉士の国家試験に係る経過措置延長の是非等について、安倍内閣総理大臣にも

出席を求め質疑を行った。討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

雇用保険臨時特例 **新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律案（閣法第59号）**は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が労働者及び事業主に及ぼす影響の緩和を図るため、雇用保険法の特例等を定めようとするものである。委員会においては、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の支給対象、休業手当の支払義務との関係、基本手当日額を引き上げる必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

差押禁止 **令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律案（衆第24号）**は、令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等について、差押えの禁止等を行おうとするものである。委員会においては、提出者である衆議院厚生労働委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

2月20日～21日、大分県における社会保障及び労働問題等に関する実情調査のため、委員派遣を行った。

3月10日、厚生労働行政等の基本施策について加藤国務大臣（厚生労働大臣・働き方改革担当大臣）から所信を、令和2年度厚生労働省関係予算について稲津厚生労働副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

3月18日、予算委員会から委嘱された令和2年度厚生労働省関係予算の審査を

行い、新型コロナウイルス感染症に対するワクチンや治療薬の研究開発支援の必要性、新型コロナウイルス感染症緊急対応策に係るWHOに対する50.6億円の資金提供の使途、医療用サージカルマスクを医療機関等に供給する際の優先順位の決定の有無、新型コロナウイルス感染症対策として米国の病有給休暇制度と同様の措置を行う必要性、地方自治体の生活困窮者自立支援の相談窓口に関する周知を国が支援する必要性、ダイヤモンド・プリンセス号における新型コロナウイルス感染症への対応の課題と反省点、大阪府のような入院フォローアップセンターによるトリアージ方式を国も実施する必要性、PCR検査の実施可能件数の拡大等の対応にもかかわらず実施件数が増加しない原因等について質疑を行った。

3月19日、厚生労働行政等の基本施策に関し、新型コロナウイルス感染症患者数のピークに関する厚労省と専門家会議の認識の差異、新型コロナウイルス感染症により自主休診した医療機関が雇用調整助成金の対象に当たるかどうかの確認、献血不足に対応するため平日の献血ルームの受付時間を延長する必要性、新型コロナウイルス感染症対策本部の生活困窮者への直接的支援に係る議論の内容、賃金構造基本統計調査の不適切な実施方法に伴う超過支出額、移動時間を労働時間とする通達が介護現場で遵守されるよう厚労省内で連携する必要性、新型コロナウイルス感染症に係るWHOの判断及び対応に対する厚労大臣の評価、科学的根拠のない自由診療について厚労省が監視・摘発する必要性、小学校休業等対応助成金について労働者が直接申請できる仕組みにする必要性等について質疑を行った。

4月16日、緊急事態宣言下の休業手当の支払いを厚労大臣が強いメッセージで要請する必要性、新型コロナウイルス感染症に係る各検査方式等に対し厚労省が積極的に支援する必要性、マスク等衛生・防護用品を確保するためにあらゆる手段を講ずる必要性、訪問系サービスの安定的提供のための障害福祉サービス事業所への支援策、新型コロナウイルス感染症検査強化対象地域からの入国者数及び検査体制等の現状、働き方改革推進支援助成金テレワークコースの助成対象にパソコン等購入費用を含める必要性、新型コロナウイルス感染症のワクチン開発への支援に対する厚労大臣の見解、帰宅困難な医療従事者に宿泊施設に宿泊できるよう財政措置を検討する必要性、新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者への差別や偏見を早急に解消する必要性等について質疑を行った。

5月12日、新型コロナウイルス感染症の抗原検査、抗体検査及びPCR検査の全体図を示す必要性、新型コロナウイルスの感染が疑われる者に対して検査待機期間を特例的に病気休暇としその間の所得を国が補償する必要性、児童扶養手当制度を活用した困窮するひとり親家庭への現金支給に対する厚労大臣の見解、新型コロナウイルス感染者を受け入れる基幹病院に対する減収補填の必要性、雇用調整助成金の支給迅速化のための申請手続の簡素化及び事後審査とする必要性等について質疑を行った。

5月14日、新型インフルエンザ等対策による政府行動計画に基づく医療提供体制等の整備状況、妊婦向け布マスクの不良品の検品体制及び検品に要する費用、雇用調整助成金の支給開始までの期間を手続の簡素化等により短縮する必要性、

新型コロナウイルス感染症治療薬レムデシビルの有効性及び安全性の評価方法、国費による生活困窮者自立支援制度の自立支援相談機関の体制強化の必要性、東京都等感染者数が多い地域において大規模な抗体検査を実施する必要性、新型コロナウイルスに係るPCR検査で看護師や臨床検査技師による検体採取が広がらない理由、新型コロナウイルス感染症による保健所の過重な業務負担についての厚労大臣の認識等について質疑を行った。

6月16日、臓器移植に関する件及び戦没者の遺骨収集事業に関する件について、加藤厚生労働大臣から臓器移植の実施状況等及び戦没者の遺骨収集事業の実施状況等について報告を聴取した後、新型コロナウイルス感染症に関する検証及び総

括の開始時期についての厚労大臣の所見、新型コロナウイルス感染症のワクチンの承認審査において安全性を最優先とする必要性、空港検疫における多言語対応の必要性、2019年のILO第108回総会において採択された暴力とハラスメント条約及び勧告に関する報告書の内容、唾液によるPCR検査実施可能件数を増やす必要性、新型コロナウイルス感染症の影響下で働く労働者のために最低賃金を引き上げる必要性、国内における雇用・失業の現状に対する政府の受け止め、新型コロナウイルス感染症の影響下で技能実習を終え求職活動を行う外国人の在留資格、新型コロナウイルス感染症の新たな感染拡大に向けた備えに対する厚労大臣の認識等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和2年1月30日(木) (第1回)

- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○令和2年3月10日(火) (第2回)

- 厚生労働行政等の基本施策に関する件について加藤国務大臣から所信を聴いた。
- 令和2年度厚生労働省関係予算に関する件について稲津厚生労働副大臣から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○令和2年3月18日(水) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和二年度一般会計予算(衆議院送付)
令和二年度特別会計予算(衆議院送付)
令和二年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(厚生労働省所管)について加藤厚生労働大臣、橋本厚生労働副大臣、稲津厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕

藤井基之君(自民)、田島麻衣子君(※)、芳賀道也君(※)、田村まみ君(※)、山本香苗君(公明)、東徹君(維新)、梅村聡君(維新)、小池晃君(共産)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和2年3月19日(木) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 厚生労働行政等の基本施策に関する件について加藤厚生労働大臣、橋本厚生労働副大臣、自見厚生労働大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。
〔質疑者〕

古川俊治君(自民)、羽生田俊君(自民)、下野六太君(公明)、石橋通宏君(※)、足立信也君(※)、福島みずほ君(※)、東徹君(維新)、梅村聡君(維新)、倉林明子君(共産)

- 労働基準法の一部を改正する法律案(閣法第11号)(衆議院送付)について加藤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年3月24日(火) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 労働基準法の一部を改正する法律案(閣法第11号)(衆議院送付)について加藤厚生労働大臣、稲津厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

石橋通宏君(※)、福島みずほ君(※)、田島麻衣子君(※)、倉林明子君(共産)、小川克巳君(自民)、平木大作君(公明)、東徹君(維新)、梅村聡君(維新)

(閣法第11号)

賛成会派 自民、※、公明、維新
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第12号)(衆議院送付)について加藤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和2年3月26日(木) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第12号)(衆議院送付)について加藤厚生労働大臣、稲津厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

片山さつき君(自民)、石橋通宏君(※)、田村まみ君(※)、芳賀道也君(※)、山本香苗君(公明)、東徹君(維新)、梅村聡君(維新)、倉林明子君(共産)

○令和2年3月30日(月) (第7回)

- 雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第12号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

日本商工会議所産業政策第二部長 湊元良明君
東京大学社会科学研究所教授 玄田有史君
日本労働組合総連合会副事務局長 石田昭浩君

日本労働弁護団幹事長 水野英樹君

[質疑者]

高階恵美子君(自民)、石橋通宏君(※)、下野六太君(公明)、梅村聡君(維新)、倉林明子君(共産)

○令和2年3月31日(火) (第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第12号)(衆議院送付)について加藤厚生労働大臣、稲津厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

足立信也君(※)、川田龍平君(※)、福島みずほ君(※)、田島麻衣子君(※)、東徹君(維新)、梅村聡君(維新)、倉林明子君(共産)

(閣法第12号)

賛成会派 自民、※、公明、維新
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和2年4月16日(木) (第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用・失業対策に関する件、新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制に関する件、障害福祉・介護サービス事業所における新型コロナウイルス感染症対策に関する件、マスク、消毒液等衛生・防護用品の確保・供給策に関する件、新型コロナウイルス感染症に係る検疫体制に関する件、新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワーク導入支援に関する件、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン・治療薬の開発状況に関する件、新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関及び医療従事者に対する財政支援の必要性に関する件、新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見を解消する必要性に関する件等について加藤厚生労働大臣、小島厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

石橋通宏君(※)、福島みずほ君(※)、芳

賀道也君（※）、小川克巳君（自民）、平木大作君（公明）、東徹君（維新）、梅村聡君（維新）、倉林明子君（共産）

○令和2年5月12日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用対策に関する件、新型コロナウイルス感染症に係る検査体制に関する件、新型コロナウイルス感染症の影響により困窮するひとり親家庭への支援策に関する件、新型コロナウイルス感染者を受け入れる医療機関への支援策に関する件等について加藤厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

田村まみ君（※）、田島麻衣子君（※）、梅村聡君（維新）、倉林明子君（共産）

○令和2年5月14日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制に関する件、布製マスク配布の問題性に関する件、新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用対策に関する件、新型コロナウイルス感染症に対する医薬品の承認審査の在り方に関する件、新型コロナウイルス感染症の影響下における生活困窮者等支援策に関する件、新型コロナウイルス感染症の感染実態に関する件、新型コロナウイルス感染症に対応する保健所の負担軽減策に関する件等について加藤厚生労働大臣、稲津厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

足立信也君（※）、福島みずほ君（※）、石橋通宏君（※）、古川俊治君（自民）、山本香苗君（公明）、東徹君（維新）、梅村聡君（維新）、倉林明子君（共産）

○令和2年5月19日（火）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について加藤厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員岡本充功君から説明を

聴いた後、加藤厚生労働大臣、稲津厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

本田颯子君（自民）、平木大作君（公明）、山本香苗君（公明）、東徹君（維新）、梅村聡君（維新）

○令和2年5月21日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員岡本充功君、加藤厚生労働大臣、義家法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

東徹君（維新）、倉林明子君（共産）、石橋通宏君（※）、足立信也君（※）、芳賀道也君（※）、福島みずほ君（※）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和2年5月26日（火）（第14回）

- 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

日本社会事業大学学長
東京大学名誉教授 神野直彦君
一般社団法人日本経済団体連合会常務理事 井上隆君
株式会社日本総合研究所調査部主席研究員 西沢和彦君

〔質疑者〕

小川克巳君（自民）、足立信也君（※）、平木大作君（公明）、梅村聡君（維新）、倉林明子君（共産）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について安倍内閣総理大臣、加藤厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

・質疑

〔質疑者〕

田島麻衣子君（※）、石橋通宏君（※）、東徹君（維新）、倉林明子君（共産）

- ・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕

片山さつき君（自民）、石橋通宏君（※）、田村まみ君（※）、平木大作君（公明）、梅村聡君（維新）、倉林明子君（共産）

○令和2年5月28日（木）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について加藤厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

足立信也君（※）、田村まみ君（※）、石橋通宏君（※）、東徹君（維新）、梅村聡君（維新）、倉林明子君（共産）

（閣法第34号）

賛成会派 自民、※、公明、維新

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和2年6月2日（火）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について加藤厚生労働大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、稲津厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、次の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

- ・質疑

〔質疑者〕

福島みずほ君（※）、芳賀道也君（※）、石橋通宏君（※）、東徹君（維新）、梅村聡君（維新）、倉林明子君（共産）、羽生田俊君（自民）、山本香苗君（公明）

- ・参考人に対する質疑

〔参考人〕

早稲田大学法学学術院教授 菊池馨実君

淑徳大学総合福祉学部教授 結城康博君
公益社団法人認知症の人と家族の会副代表理事 花俣ふみ代君

〔質疑者〕

高階恵美子君（自民）、川田龍平君（※）、下野六太君（公明）、東徹君（維新）、倉林明子君（共産）

○令和2年6月4日（木）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について安倍内閣総理大臣、加藤厚生労働大臣、小島厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

- ・質疑

〔質疑者〕

田村まみ君（※）、田島麻衣子君（※）、足立信也君（※）、東徹君（維新）、梅村聡君（維新）、倉林明子君（共産）

- ・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕

高階恵美子君（自民）、福島みずほ君（※）、足立信也君（※）、下野六太君（公明）、東徹君（維新）、倉林明子君（共産）

- ・質疑

〔質疑者〕

石橋通宏君（※）、梅村聡君（維新）、倉林明子君（共産）

（閣法第43号）

賛成会派 自民、公明、維新

反対会派 ※、共産

なお、附帯決議を行った。

○令和2年6月12日（金）（第18回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）について加藤厚生労働大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

石橋通宏君（※）、福島みずほ君（※）、芳賀道也君（※）、梅村聡君（維新）、倉林明子君（共産）

（閣法第59号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律案（衆第24号）

（衆議院提出）について提出者衆議院厚生労働委員長盛山正仁君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第24号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産
反対会派 なし

○令和2年6月16日（火）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 臓器移植に関する件及び戦没者の遺骨収集事業に関する件について加藤厚生労働大臣から報告を聴いた後、新型コロナウイルス感染症対策の検証に関する件、新型コロナウイルス感染症ワクチンの安全性確保に関する件、新型コロナウイルス感染症に係る検疫体制に関する件、ILOハラスメント条約への対応に関する件、新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制に関する件、最低賃金の引上げの必要性に関する件、新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用・失業対策に関する件、新型コロナウイルス感染症の影響下における外国人技能実習生への支援策に関する件等について加藤厚生労働大臣、宮下内閣府副大臣、平内閣府副大臣、橋本厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

足立信也君（※）、川田龍平君（※）、田島麻衣子君（※）、田村まみ君（※）、東徹君（維新）、倉林明子君（共産）、平木大作君（公明）、下野六太君（公明）、島村大君（自民）

○令和2年6月17日（水）（第20回）

- 請願第343号外149件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定

し、第14号外548件を審査した。

- 社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○令和2年2月20日（木）、21日（金）

- 社会保障及び労働問題等に関する実情調査

〔派遣地〕

大分県

〔派遣委員〕

そのだ修光君（自民）、石田昌宏君（自民）、小川克巳君（自民）、足立信也君（※）、石橋通宏君（※）、山本香苗君（公明）、東徹君（維新）、倉林明子君（共産）

農林水産委員会

委員一覧 (21名)

委員長	江島	潔 (自民)	野村	哲郎 (自民)	郡司	彰 (※)
理事	高野	光二郎 (自民)	藤木	眞也 (自民)	森	ゆうこ (※)
理事	堂故	茂 (自民)	宮崎	雅夫 (自民)	河野	義博 (公明)
理事	舞立	昇治 (自民)	山田	修路 (自民)	塩田	博昭 (公明)
理事	徳永	エリ (※)	山田	俊男 (自民)	谷合	正明 (公明)
理事	宮沢	由佳 (※)	石垣	のりこ (※)	石井	苗子 (維新)
	岩井	茂樹 (自民)	打越	さく良 (※)	紙	智子 (共産)
						(2. 1. 30 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

(1) 審議概観

第201回国会において、本委員会に付託された法律案は内閣提出4件（うち本院先議1件）及び衆議院提出3件（いずれも農林水産委員長）の合計7件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願6種類46件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（衆第2号）は、「豚コレラ」及び「アフリカ豚コレラ」の名称を、それぞれ「豚熱」及び「アフリカ豚熱」に変更するとともに、有効な予防液がないアフリカ豚熱が近隣諸国でまん延している状況に鑑み、当分の間の措置として、アフリカ豚熱の急速かつ広範囲なまん延を防止するために予防的殺処分を行うことができることとする等の措置を講じようとするものである。委員会では、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、緊急に法改正を行う理由等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法

律案（閣法第25号）は、野生動物における悪性伝染性疾患のまん延防止措置を講ずるとともに、飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置の拡充、輸出入検疫に係る家畜防疫官の権限の強化等の所要の措置を講じようとするものである。また、**養豚農業振興法の一部を改正する法律案（衆第5号）**は、豚の伝染性疾患の発生の予防及び豚の伝染性疾患が養豚農家の経営に及ぼす影響の緩和等の措置を講じようとするものである。

委員会では、両法律案を一括して議題とし、豚熱の防疫対策の現状と法改正による効果、肉製品の国内持ち込み防止のための水際対策の強化、養豚農家への支援の在り方等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。なお、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が付された。

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案（閣法第35号）は、家畜人工授精用精液等の保存等に関する規制を強化するとともに、特にその適正な流通を確保する必要があるものについて容器への表示等の規制を整備する等の措置を講じようとする

するものである。また、**家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案（閣法第36号）**は、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じようとするものである。

委員会では、両法律案を一括して議題とし、和牛精液及び受精卵の流通管理の徹底、家畜遺伝資源の知的財産的価値の保護強化、新型肺炎による和牛需要の減少等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。なお、両法律案に対し、附帯決議が付された。

森林組合法の一部を改正する法律案（閣法第45号）は、森林組合の経営基盤の強化を図るため、組合間の合併以外の多様な連携手法の導入、正組合員資格の拡大、事業の執行体制の強化等の措置を講じようとするものである。委員会では、販売事業の拡大を通じた組合の経営基盤の強化、組合への女性・若年者の参画促進、組合の事業の目的から非営利に関する規定を削除する理由等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法案（衆第23号）は、防災重点農業用ため池の決壊による水害等から国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等基本指針の策定、防災重点農業用ため池の指定等について定めようとするものである。委員会では、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

1月30日、CSF及びASFの発生状況と対策に関する件について江藤農林水

産大臣から説明を聴取した。

3月5日、令和2年度の農林水産行政の基本施策に関する件について江藤農林水産大臣から所信を聴取し、3月10日、これに対し、輸入農林水産物ではなく国産品が実需者及び消費者から選択されるために必要な方策、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が公示された場合における食料の安定供給に向けた措置、新型コロナウイルス感染症対策のための全国一斉休校に伴う学校給食の休止によって損失が生じた生産者等を把握するための方策、種苗法への誤解に基づく主張が行われていることに関する大臣の所感、防災重点ため池の適正管理を県レベルでサポートする仕組みを導入する必要性、森林経営管理制度に対応するための市町村における体制整備を支援する必要性、年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立するための方策、近海中規模漁船の海技士の乗組み基準の緩和により操業の安全性が確保できなくなる懸念等について質疑を行った。

3月18日、予算委員会から委嘱された令和2年度農林水産省所管予算の審査を行い、新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校給食休止への対応として事業者が受ける支援の内容及び交付スケジュール、東アフリカ等におけるサバクトビバッタ被害の状況並びに日本への影響及び日本政府の対応、豚熱の早期終息に向けた対策及びアフリカ豚熱の水際対策の強化、模倣品の被害が多い中国等において我が国の地理的表示を保護する方策、令和元年台風第19号等により被災した宮城県丸森町における住宅の裏山崩壊の被害に対する国の支援、外国漁船による違法操業取締体制の抜本的強化等について質疑を行った。

4月2日、食料・農業・農村基本計画に関する件について、江藤農林水産大臣から説明を聴取した後、農業政策に対する国民の理解が十分に得られていないことに対する大臣の所感、食料・農業・農村基本計画における中小・家族経営の位置付けと国連が定めた「家族農業の10年」との関係、食料・農業・農村基本計画における地域政策の実施に当たり農林水産省主導で関係府省と連携する必要性、食料自給率が低い理由を都道府県別に分析しそれを向上させていく必要性、食料自給力指標の試算に用いられた作付体系を緊急事態時に実現するための方策、農林水産省作成の「緊急事態食料安全保障指針」の新型コロナウイルス感染症対策への適用、新型コロナウイルス感染症の影響により肉用牛を出荷停止している農業者の窮状、株式会社が農地を所有して農業に参入するという経団連の提言への懸念等について質疑を行った。

4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言下における食料の安定供給の確保、北海道網走市等において実施されているジャガイモシロシストセンチュウに対する緊急防除

の成果、アフリカ豚熱侵入防止策として違法な畜産物を持ち込もうとする者の上陸を拒否する法的根拠、食品ロス削減のため流通における「3分の1ルール」商習慣を緩和する必要性等について質疑を行った。

5月12日、各国の輸出制限が我が国の食料安全保障に与える影響、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため現場視察等ができない状況下においては種苗法改正案を審議入りすべきでないとの意見に対する大臣の所感、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況を踏まえ水産業への支援を拡充する必要性等について質疑を行った。

6月16日、飼養衛生管理基準の改正案における放牧制限及び避難用設備に関する規定内容、国家戦略特別区域における企業による農地取得の特例の活用状況、令和2年度補正予算における新型コロナウイルス感染症対策としての沿岸漁業者への支援措置の内容、北太平洋公海におけるさんま棒受網漁の本年の操業見通しと今後の政府の対応等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和2年1月30日(木) (第1回)

- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。
- CSF及びASFの発生状況と対策に関する件について江藤農林水産大臣から説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(衆第2号)(衆議院提出)について提出者衆議院農林水産委員長吉野正芳君から趣旨説明を聴き、衆議院農林水産委員長代理宮腰光

寛君及び江藤農林水産大臣に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

紙智子君(共産)

(衆第2号)

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産

反対会派 なし

○令和2年3月5日(木) (第2回)

- 令和2年度の農林水産行政の基本施策に関する件について江藤農林水産大臣から所信を聴いた。

○令和2年3月10日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和2年度の農林水産行政の基本施策に関する件について江藤農林水産大臣、加藤農林水産副大臣、藤木農林水産大臣政務官、和田国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

堂故茂君(自民)、宮崎雅夫君(自民)、打越さく良君(※)、石垣のりこ君(※)、徳永エリ君(※)、塩田博昭君(公明)、石井苗子君(維新)、紙智子君(共産)

○令和2年3月18日(水) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和二年度一般会計予算(衆議院送付)
令和二年度特別会計予算(衆議院送付)
令和二年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(農林水産省所管)について江藤農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、青木国土交通副大臣、加藤農林水産副大臣、藤木農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

舞立昇治君(自民)、宮沢由佳君(※)、打越さく良君(※)、谷合正明君(公明)、石井苗子君(維新)、紙智子君(共産)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和2年3月24日(火) (第5回)

- 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(閣法第25号)(衆議院送付)について江藤農林水産大臣から趣旨説明を聴き、
養豚農業振興法の一部を改正する法律案(衆第5号)(衆議院提出)について提出者衆議院農林水産委員長吉野正芳君から趣旨説明を聴いた。

○令和2年3月26日(木) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(閣法第25号)(衆議院送付)
養豚農業振興法の一部を改正する法律案(衆第5号)(衆議院提出)
以上両案について提出者衆議院農林水産委員

長代理宮腰光寛君、同石川香織君、江藤農林水産大臣、加藤農林水産副大臣、大塚内閣府副大臣、藤木農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

高野光二郎君(自民)、宮崎雅夫君(自民)、徳永エリ君(※)、森ゆうこ君(※)、谷合正明君(公明)、石井苗子君(維新)、紙智子君(共産)

○令和2年3月27日(金) (第7回)

- 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(閣法第25号)(衆議院送付)

養豚農業振興法の一部を改正する法律案(衆第5号)(衆議院提出)

以上両案をいずれも可決した。

(閣法第25号)

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産
反対会派 なし

(衆第5号)

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産
反対会派 なし

なお、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(閣法第25号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

○令和2年4月2日(木) (第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 食料・農業・農村基本計画に関する件について江藤農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、亀岡文部科学副大臣、加藤農林水産副大臣、藤木農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

郡司彰君(※)、徳永エリ君(※)、石垣のりこ君(※)、石井苗子君(維新)、紙智子君(共産)、野村哲郎君(自民)、山田俊男君(自民)、谷合正明君(公明)

○令和2年4月7日(火) (第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 新型コロナウイルス感染症拡大時における食料安定供給に関する件、ジャガイモシロシストセンチウ対策に関する件、家畜伝染病対策に関する件、食品ロス削減に向けた取組に

関する件等について江藤農林水産大臣、加藤農林水産副大臣、義家法務副大臣、藤木農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

打越さく良君（※）、森ゆうこ君（※）、石井苗子君（維新）、紙智子君（共産）

○家畜改良増殖法の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）

以上両案について江藤農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年4月14日（火）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○家畜改良増殖法の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）

以上両案について江藤農林水産大臣、加藤農林水産副大臣、藤木農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

山田修路君（自民）、石垣のりこ君（※）、徳永エリ君（※）、谷谷正明君（公明）、石井苗子君（維新）、紙智子君（共産）

（閣法第35号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産

反対会派 なし

（閣法第36号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産

反対会派 なし

なお、両案について附帯決議を行った。

○令和2年5月12日（火）（第11回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○新型コロナウイルス感染症拡大時における農林水産分野の制度変更に関する件、新型コロナウイルス感染症拡大時における食料安定供給に関する件、新型コロナウイルス感染症対策としての水産業への支援に関する件等につ

いて江藤農林水産大臣、加藤農林水産副大臣、藤木農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

徳永エリ君（※）、石井苗子君（維新）、紙智子君（共産）

○森林組合法の一部を改正する法律案（閣法第45号）について江藤農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年5月14日（木）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○森林組合法の一部を改正する法律案（閣法第45号）について江藤農林水産大臣、加藤農林水産副大臣、藤木農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

宮崎雅夫君（自民）、打越さく良君（※）、森ゆうこ君（※）、塩田博昭君（公明）、石井苗子君（維新）、紙智子君（共産）

（閣法第45号）

賛成会派 自民、※、公明、維新

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和2年6月11日（木）（第13回）

○防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法案（衆第23号）（衆議院提出）について提出者衆議院農林水産委員長吉野正芳君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第23号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和2年6月16日（火）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○家畜伝染病対策に関する件、国家戦略特別区域における企業による農地取得の特例に関する件、新型コロナウイルス感染症対策としての水産業への支援に関する件、北太平洋公海におけるさんま漁業に関する件等について江藤農林水産大臣、加藤農林水産副大臣、藤木

農林水産大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宮沢由佳君（※）、徳永エリ君（※）、石井苗子君（維新）、紙智子君（共産）

○令和2年6月17日（水）（第15回）

- 請願第461号外45件を審査した。
- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

経済産業委員会

委員一覧 (21名)

委員長	磯崎	哲史 (※)	磯崎	仁彦 (自民)	須藤	元気 (※)
理事	阿達	雅志 (自民)	加田	裕之 (自民)	竹内	真二 (公明)
理事	大野	泰正 (自民)	高橋	はるみ (自民)	新妻	秀規 (公明)
理事	太田	房江 (自民)	牧野	たかお (自民)	三浦	信祐 (公明)
理事	浜野	喜史 (※)	宮本	周司 (自民)	岩渕	友 (共産)
理事	石井	章 (維新)	小沼	巧 (※)	ながえ	孝子 (碧水)
	青山	繁晴 (自民)	斎藤	嘉隆 (※)	安達	澄 (無)
						(2.3.5 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

(1) 審議概観

第201回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案5件（うち本院先議1件）であり、いずれも可決した。また、本委員会付託の請願15種類116件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

少額の分割後払い規制の導入等 割賦販売法の一部を改正する法律案は、情報技術の進展に伴い、近年、高度な技術的手法を用いた新たな与信審査が可能となっているとともに、電子商取引の拡大により、少額の包括信用購入あっせんに係る取引が増加している状況に鑑み、新たな手法により与信審査を行う事業者の認定制度及び少額の包括信用購入あっせんを行う事業者の登録制度の創設を行い、あわせて、決済方法の多様化を踏まえてクレジットカード番号等の適切な管理を行うべき者の対象を拡大する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、少額包括信用購入あっせん業者の登録制度を創設する意義、新たな審査手法の認定等に係る過剰与信の防止に向けた実効性確保の在り方、カード決済等に係る消費者被害の防止やセ

キュリティ対策の強化に向けた更なる取組の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、本法律案に対して、附帯決議を行った。

5G・ドローンの開発供給及び導入の促進、デジタルプラットフォームに係る規制等

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案は、国民生活等の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等がサイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われることが我が国の産業基盤を整備する上で重要であることに鑑み、同システムの開発供給等の促進に関する指針の策定、同システムの開発供給等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講じようとするものである。

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案は、デジタルプラットフォーム提供者の自主性及び自律性に配慮しつつ、商品等提供利用者等の利益の保護を図ることが課題となっている状況に鑑み、特定デジタルプラットフォーム提供者の指定、同提供者による提供条件等の開示、特定デジタ

プラットフォームの透明性及び公正性についての評価等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、特定高度情報通信技術活用システムに係る認定基準の在り方、中小企業や地方における5G等の導入促進に向けた支援拡充の必要性、特定デジタルプラットフォームの指定に係る対象範囲の在り方、デジタルプラットフォームに対する規制の実効性確保の方策、我が国企業の競争力強化や経済安全保障に対応した産業政策の重要性等について質疑が行われた後、日本共産党から特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案に対し、特定デジタルプラットフォーム提供者の遵守事項の追加等を内容とする修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、特定高度情報通信技術活用システムに関する法律案は多数をもって可決され、特定デジタルプラットフォームに関する法律案については、修正案は賛成少数をもって否決され、原案は全会一致をもって可決された。なお、両法律案に対して、それぞれ附帯決議を行った。

送配電事業者の災害時連携、FIP制度の創設等 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るため、一般送配電事業者による災害時連携計画策定の義務化、配電事業の許可制度の創設、再生可能エネルギー電気の取引について、市場価格に一定のプレミアムを上乘せして交付する制度の創設、緊急時における独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構への発電用燃料の調達業務

の追加等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、電力システム改革の評価と課題、災害時の事業者間連携に係る課題、送配電網の強靱化に向けた投資や人材確保の必要性、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた課題と今後の取組、経済安全保障の観点からの資源確保の必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、本法律案に対して、附帯決議を行った。

中小企業の事業承継の円滑化等 中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案は、中小企業による事業承継の円滑化を図るため、信用保証協会による保証について経営者の個人保証を求めない保証の創設、経営力向上計画及び地域経済牽引事業計画における事業承継支援並びに代表者交代に伴う事業承継に関する支援体制の整備等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、中小企業の事業承継支援の在り方、経営者保証の解除に向けた支援の促進に関する今後の取組、中小企業の利便性向上のための各種計画制度の見直しの意義等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、本法律案に対して、附帯決議を行った。

〔国政調査等〕

3月5日、経済産業行政等の基本施策に関する件について梶山経済産業大臣・国務大臣（産業競争力担当、国際博覧会担当、ロシア経済分野協力担当、原子力経済被害担当）・内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）から所信を、令和元年における公正取引委員会

の業務の概略に関する件について杉本公正取引委員会委員長から説明を聴取した。

3月10日、経済産業行政等の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について調査を行い、新型コロナウイルス感染症に関する第2弾の緊急対応策に盛り込まれる具体的な支援措置の内容、次期エネルギー基本計画における石炭火力発電の位置付けの方向性、自治体連携型補助金に関する運用改善の必要性、サポカー補助金の対象年齢の引下げと高齢運転者の事故防止に向けた検討の必要性、ものづくり補助金を始めとする中小企業向け補助金の申請手続の簡便化や使い勝手の改善に取り組む必要性、高校生の二輪・原付免許の取得に係る各都道府県における指導方針と交通安全教育に対する考え方、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた中小企業への社会保険料の納付猶予等を積極的に認める必要性、フリーランスに対する支援策を厚生労働省と連携して進めていくこと

に関する経済産業大臣の所見等について質疑を行った。

3月18日、予算委員会から委嘱された令和2年度経済産業省所管予算等の審査を行い、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業への支援を行う商工会・商工会議所におけるマンパワー不足への対応、関西電力の金品受領事案に関する報告の受け止めと業務改善命令の内容、イベントの中止や延期により甚大な影響を受けている小規模事業者に対し資金繰り支援に加えて補助金等の支援を行う必要性、海洋資源探査の市場開拓に向けての民間企業支援の必要性、今後の商工中金の役割・位置付けに対する考え方、東京電力福島第一原子力発電所事故に係るALPS処理水について国民全体で議論を行う必要性、今後の経済対策としての消費税率引下げの可能性、ICT教育の普及に向けた経済産業省と文部科学省の連携の状況等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和2年3月5日(木) (第1回)

- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。
- 経済産業行政等の基本施策に関する件について梶山国務大臣から所信を聴いた。
- 令和元年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について杉本公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○令和2年3月10日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 経済産業行政等の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について梶山国務大臣、牧原経済産業副大臣、中野経済産業大臣政務官、佐々木文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

太田房江君(自民)、浜野喜史君(※)、小沼巧君(※)、竹内真二君(公明)、三浦信祐君(公明)、石井章君(維新)、岩渕友君(共産)、安達澄君(無)

○令和2年3月18日(水) (第3回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 令和2年度一般会計予算(衆議院送付)
令和2年度特別会計予算(衆議院送付)
令和2年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(内閣府所管(公正取引委員会)及び経済産業省所管)について梶山経済産業大臣及び杉本公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、同大臣、衛藤内閣府特命担当大臣、牧原

経済産業副大臣、遠山財務副大臣、宮本経済産業大臣政務官、神田内閣府大臣政務官、中野経済産業大臣政務官、杉本公正取引委員会委員長、政府参考人及び参考人株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長関根正裕君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加田裕之君（自民）、浜野喜史君（※）、須藤元気君（※）、新妻秀規君（公明）、石井章君（維新）、岩渕友君（共産）、ながえ孝子君（碧水）、安達澄君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和2年5月7日(木) (第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 割賦販売法の一部を改正する法律案（閣法第39号）について梶山経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年5月12日(火) (第5回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 割賦販売法の一部を改正する法律案（閣法第39号）について梶山経済産業大臣、遠山財務副大臣、松本経済産業副大臣、宮本経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

阿達雅志君（自民）、小沼巧君（※）、斎藤嘉隆君（※）、竹内真二君（公明）、石井章君（維新）、岩渕友君（共産）、ながえ孝子君（碧水）、安達澄君（無）

（閣法第39号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産、碧水、無（安達澄君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和2年5月14日(木) (第6回)

- 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）

以上両案について梶山経済産業大臣から趣旨

説明を聴いた。

○令和2年5月19日(火) (第7回)

- 政府参考人の出席を定めることを決定した。
- 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）

以上両案について梶山経済産業大臣、松本経済産業副大臣、宮本経済産業大臣政務官、杉本公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

高橋はるみ君（自民）、須藤元気君（※）、小沼巧君（※）、竹内真二君（公明）、新妻秀規君（公明）、石井章君（維新）、岩渕友君（共産）、ながえ孝子君（碧水）、安達澄君（無）

また、両案について参考人の出席を定めることを決定した。

○令和2年5月21日(木) (第8回)

- 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）

以上両案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学大学院情報学環教授 中尾彰宏君
東京大学未来ビジョン研究センター特任教授 鈴木真二君
東京都立大学大学院法学政治学研究科教授 伊永大輔君
駒澤大学名誉教授 福家秀紀君

〔質疑者〕

阿達雅志君（自民）、斎藤嘉隆君（※）、新妻秀規君（公明）、石井章君（維新）、岩渕友君（共産）、ながえ孝子君（碧水）、安達澄君（無）

○令和2年5月26日(火)(第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案(閣法第22号)(衆議院送付)

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案(閣法第23号)(衆議院送付)

以上両案について梶山経済産業大臣、松本経済産業副大臣、木村総務大臣政務官、宮本経済産業大臣政務官、杉本公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案(閣法第22号)(衆議院送付)について討論の後、いずれも可決した。

[質疑者]

加田裕之君(自民)、小沼巧君(※)、斎藤嘉隆君(※)、竹内真二君(公明)、新妻秀規君(公明)、石井章君(維新)、岩渕友君(共産)、ながえ孝子君(碧水)、安達澄君(無)

(閣法第22号)

賛成会派 自民、※、公明、維新、碧水、
無(安達澄君)

反対会派 共産

(閣法第23号)

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産、
碧水、無(安達澄君)

反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○令和2年5月28日(木)(第10回)

- 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(閣法第26号)(衆議院送付)について梶山経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年6月2日(火)(第11回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(閣法第26号)(衆議院送付)について梶

山経済産業大臣、牧原経済産業副大臣、中野経済産業大臣政務官、宮本経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

青山繁晴君(自民)、浜野喜史君(※)、小沼巧君(※)、三浦信祐君(公明)、石井章君(維新)、岩渕友君(共産)、ながえ孝子君(碧水)、安達澄君(無)

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和2年6月4日(木)(第12回)

- 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(閣法第26号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

東京大学公共政策大学院院長 大橋弘君
ジャーナリスト・環境カウンセラー 崎田裕子君

横浜国立大学大学院工学研究院教授 大山力君

[質疑者]

高橋はるみ君(自民)、浜野喜史君(※)、三浦信祐君(公明)、石井章君(維新)、岩渕友君(共産)、ながえ孝子君(碧水)、安達澄君(無)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(閣法第26号)(衆議院送付)について梶山経済産業大臣、牧原経済産業副大臣、宮本経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

阿達雅志君(自民)、浜野喜史君(※)、小沼巧君(※)、三浦信祐君(公明)、石井章君(維新)、岩渕友君(共産)、ながえ孝子君(碧水)、安達澄君(無)

(閣法第26号)

賛成会派 自民、※、公明、維新、碧水、
無(安達澄君)

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和2年6月9日(火) (第13回)

- 中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第50号)(衆議院送付)について梶山経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年6月12日(金) (第14回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第50号)(衆議院送付)について梶山経済産業大臣、牧原経済産業副大臣、宮本経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

斎藤嘉隆君(※)、須藤元気君(※)、石井章君(維新)、岩淵友君(共産)、ながえ孝子君(碧水)、安達澄君(無)

(閣法第50号)

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産、
碧水、無(安達澄君)

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和2年6月17日(水) (第15回)

- 請願第25号外115件を審査した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

国土交通委員会

委員一覧 (25名)

委員長	田名部 匡代 (※)	加田 裕之 (自民)	浜口 誠 (※)
理事	朝日 健太郎 (自民)	金子 原二郎 (自民)	森屋 隆 (※)
理事	酒井 庸行 (自民)	清水 真人 (自民)	里見 隆治 (公明)
理事	増子 輝彦 (※)	鶴保 庸介 (自民)	宮崎 勝 (公明)
理事	伊藤 孝江 (公明)	豊田 俊郎 (自民)	柳ヶ瀬 裕文 (維新)
理事	武田 良介 (共産)	和田 政宗 (自民)	木村 英子 (れ新)
	足立 敏之 (自民)	小沢 雅仁 (※)	上田 清司 (無)
	青木 一彦 (自民)	長浜 博行 (※)	
	岩本 剛人 (自民)	野田 国義 (※)	(2.1.30 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

(1) 審議概観

第201回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出8件（うち本院先議1件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願8種類131件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

土地・道路・都市再生 土地基本法等の一部を改正する法律案は、土地所有者等に対する責務規定の意義、土地基本方針の策定による効果、地籍調査の推進に向けた取組等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

道路法等の一部を改正する法律案は、特殊車両通行制度の見直しの意義、特定車両停留施設の整備の在り方、歩行者利便増進道路による取組及び無電柱化の推進等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案は、災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくりの推進策、「居心地が

良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた取組、居住誘導区域において用途制限の緩和等を行う意義等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

住宅・不動産業 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律案は、マンション管理の適正化に向けた地方公共団体への支援策、マンションの修繕・建替え等に係る負担軽減策、マンション管理士の役割とその活用の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律案は、サブリースに係るリスク説明の在り方、誇大広告等の判断基準、サブリースに関する相談体制等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

移動円滑化 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、バリアフリー化の

現状と取り組むべき課題、心のバリアフリーの一層の推進、当事者の意見を反映したバリアフリー対策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

地域公共交通・航空 **持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案**は、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を一層推進するため、地方公共団体による地域公共交通計画の作成及び同計画に定められた事業の実施に係る関係法律の特例、自家用有償旅客運送の規制の合理化、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による流通業務総合効率化事業の推進のための規定の整備等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、地域公共交通に対する支援策、地域公共交通計画の作成促進に向けた取組、自家用有償旅客運送の在り方等について質疑が行われた。質疑終局後、日本共産党から、自家用有償旅客運送の運送対象の追加等の改正部分の削除に関する修正案が提出され、討論の後、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案は、無人航空機の登録制度を創設する意義、外国人等に対する登録制度の周知策、安全確保のために空港管理者が実施する措置等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

2月19日～20日、沖縄県における国土の整備、交通政策の推進等に関する実情調査のための委員派遣を行った。

3月5日、国土交通行政の基本施策について、赤羽国土交通大臣から所信を聴取した。

同日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月10日、国土交通行政の基本施策について質疑を行い、新型コロナウイルス感染症に係る観光関連産業への支援策、地域鉄道の安全性確保と維持管理の効率化に資する技術開発等の必要性、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたバリアフリーの取組、海上保安庁の巡視船等の老朽化対策の推進、新型コロナウイルス感染予防のための国土交通省職員の勤務体制、国土交通省による公共工事の工期延長及び許認可の期限延長等の措置の内容、新型コロナウイルス感染症に係るクルーズ船への国土交通省の対応、インフラの老朽化により増加する維持補修・更新費への対応、新型コロナウイルス感染症に係る物流・観光関連企業の経営への影響、航空保安体制における国の責任を強化する必要性、自動車整備士の職場環境の改善に向けた取組、国土交通省に防災・減災対策本部を設置した目的、住宅確保要配慮者居住支援法人の質と量を拡充させる必要性、自動車等の自動運転サービスの実現の見通し及び課題、令和元年東日本台風を踏まえた水防災意識社会の再構築に資する取組、マイ・タイムラインによる啓発など実効性ある避難体制構築に向けた取組、新型コロナウイルス感染症に係るバス・タクシー業界への影響に対する認識、自動車検査証の有効期間の伸長措置に係る周知

徹底策、ホームドアの整備促進の必要性、視覚障害者の安全な移動を確保させる誘導ブロックの設置の必要性、路線バスの維持確保に資する地方公共団体への更なる支援策の必要性、所有者不明土地の実態に係る国土交通大臣の認識などの諸問題が取り上げられた。

3月18日、予算委員会から委嘱された令和2年度国土交通省予算の審査を行い、赤羽国土交通大臣から説明を聴取した後、質疑において、新型コロナウイルス感染症に係る建設業への支援策、建設キャリアアップシステムの制度拡大に向けた取組、羽田空港の新飛行ルートにおける降下角度の引上げに関する現役パイロット等の意見、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける貸切バス事業者に対する支援策の内容、近海を操業区域とする中規模漁船への海技士の乗組み基準の見直しに係る検討の在り方、建設キャリアアップシステムの登録希望者の減少に対する課題認識、グリーンスローモビリティを推進する政策的意義及び今後の進め方、空き家改修に係る奄美郡島の瀬戸内町の事例を踏まえた国土交通省の取組、民族共生象徴空間（ウポポイ）の年間来場者数100万人の目標達成に向けた取組、新型コロナウイルス感染症に係る観光業への市町村による支援を後押しする必要性、障害者の見守りという社会的要請に逆行して駅の無人化が進行する現状に対する見解、現行の住生活基本計画に既存住宅の流通シェアに係る成果指標が定められていない理由などの諸問題が取り上げられた。

4月2日、質疑を行い、緊急事態宣言が発出された場合における物流・公共交通機能の確保策、新型コロナウイルス対策に資するテレワーク・時差通勤への国

土交通省の取組状況、特定複合観光施設に対する国土交通大臣の認識、自動車整備士不足対策としての事業者間連携の取組の必要性、自動車整備分野における特定技能外国人の受入れ向上策、公共工事設計労務単価の設定方法の在り方、ライドシェアの規制緩和の必要性、離島航路の維持に向けた各種支援の取組状況、一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しに向けた国土交通大臣の決意などの諸問題が取り上げられた。

5月14日、質疑を行い、新型コロナウイルス感染症に係る鉄道・航空業界への影響及び支援策、令和2年度補正予算による観光需要喚起策の意義及び今後の進め方、建設業におけるテレワーク推進に向けた支援の必要性、建設業における働き方改革に資する適正な工期設定に向けた対応、新型コロナウイルス感染症に係る貸切バス事業者への影響に対する認識及び支援策、高速道路に係る同感染症の影響及び今後の対応、サブリース問題に対する国土交通省の現状認識及び関連法律案による対応策、国土交通省所管関連産業における従業員の感染症対策及びPCR検査等の実施状況、新型コロナウイルス感染症拡大下における災害発生時の対応、同感染症の影響に伴うテナントの家賃負担軽減に係る取組状況、宿泊業界における同感染症対策に係るガイドラインの策定状況及び内容、タクシー・ハイヤー業界への同感染症の影響調査の実施状況、文部科学省と連携した学校教育における心のバリアフリーの推進、公共施設等運営権に対する国土交通大臣の認識などの諸問題が取り上げられた。

5月28日、質疑を行い、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による運輸業界への影響及び支援策、バス運転手に対す

る同感染症の感染防止対策推進の必要性、航空業界への航空機燃料税・着陸料等の減免・免除の必要性、高速道路料金的大幅な引下げに向けた取組の必要性、緊急事態宣言解除後の公共交通機関に係る感染症防止対策、新型コロナウイルス感染

症による建設業への影響及び感染症防止対策、国土交通省における心のバリアフリーの徹底化に向けた国土交通大臣の決意、地域公共交通の維持に向けた国土交通大臣の認識などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和2年1月30日(木) (第1回)

- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○令和2年3月5日(木) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 国土交通行政の基本施策に関する件について赤羽国土交通大臣から所信を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○令和2年3月10日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国土交通行政の基本施策に関する件について赤羽国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

酒井庸行君(自民)、朝日健太郎君(自民)、長浜博行君(※)、野田国義君(※)、浜口誠君(※)、宮崎勝君(公明)、室井邦彦君(維新)、武田良介君(共産)、木村英子君(れ新)、上田清司君(無)

○令和2年3月18日(水) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和二年度一般会計予算(衆議院送付)
令和二年度特別会計予算(衆議院送付)
令和二年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(国土交通省所管)について赤羽国土交通大臣から説明を聴いた後、同大臣、佐藤環境副大臣、青木国土交通副大臣、和田国土交通大臣政務官、自見厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

清水真人君(自民)、小沢雅仁君(※)、森

屋隆君(※)、舟山康江君(※)、里見隆治君(公明)、室井邦彦君(維新)、武田良介君(共産)、木村英子君(れ新)、上田清司君(無)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和2年3月24日(火) (第5回)

- 土地基本法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)について赤羽国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年3月26日(木) (第6回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 土地基本法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)について赤羽国土交通大臣、御法川国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

[質疑者]

豊田俊郎君(自民)、小沢雅仁君(※)、浜口誠君(※)、里見隆治君(公明)、室井邦彦君(維新)、武田良介君(共産)、上田清司君(無)

○令和2年3月27日(金) (第7回)

- 土地基本法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)について討論の後、可決した。

(閣法第13号)

賛成会派 自民、※、公明、維新、れ新、
無(上田清司君)

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和2年4月2日(木) (第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 新型コロナウイルス感染症拡大時における物流確保策に関する件、公共交通機関における感染症防止対策に関する件、自動車整備士の人材確保に関する件、公共工事設計労務単価に関する件、ライドシェアに係る規制緩和に関する件、離島航路の維持・確保策に関する件、一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しに関する件等について赤羽国土交通大臣、平内閣府副大臣、宮島財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

岩本剛人君（自民）、長浜博行君（※）、浜口誠君（※）、伊藤孝江君（公明）、音喜多駿君（維新）、武田良介君（共産）、上田清司君（無）

- マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第30号）について赤羽国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年4月7日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第30号）について赤羽国土交通大臣、青木国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

清水真人君（自民）、森屋隆君（※）、浜口誠君（※）、伊藤孝江君（公明）、梅村みずほ君（維新）、武田良介君（共産）、上田清司君（無）

（閣法第30号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産、
無（上田清司君）

反対会派 なし

欠席会派 れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和2年5月7日（木）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に

関する法律の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について赤羽国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年5月12日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について赤羽国土交通大臣、亀岡文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

朝日健太郎君（自民）、小沢雅仁君（※）、浜口誠君（※）、宮崎勝君（公明）、室井邦彦君（維新）、武田良介君（共産）、木村英子君（れ新）、上田清司君（無）

（閣法第14号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産、
れ新、無（上田清司君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和2年5月14日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 新型コロナウイルス感染症に係る国土交通省所管関連産業への影響及び支援策に関する件、建設業における働き方改革に関する件、新型コロナウイルス感染症の影響に伴うテナントの家賃負担軽減策に関する件、心のバリアフリーの推進に関する件、公共施設等運営権に関する件等について赤羽国土交通大臣、亀岡文部科学副大臣、自見厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

岩本剛人君（自民）、清水真人君（自民）、増子輝彦君（※）、野田国義君（※）、里見隆治君（公明）、武田良介君（共産）、木村英子君（れ新）、上田清司君（無）

- 道路法等の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について赤羽国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年5月19日（火）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 道路法等の一部を改正する法律案（閣法第15

号) (衆議院送付) について赤羽国土交通大臣、青木国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

足立敏之君 (自民)、長浜博行君 (※)、浜口誠君 (※)、伊藤孝江君 (公明)、室井邦彦君 (維新)、武田良介君 (共産)、木村英子君 (れ新)、上田清司君 (無)

(閣法第15号)

賛成会派 自民、※、公明、維新、無 (上田清司君)

反対会派 共産

欠席会派 れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和2年5月21日(木) (第14回)

○持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案 (閣法第20号) (衆議院送付) について赤羽国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年5月26日(火) (第15回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案 (閣法第20号) (衆議院送付) について赤羽国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

岩本剛人君 (自民)、野田国義君 (※)、浜口誠君 (※)、里見隆治君 (公明)、室井邦彦君 (維新)、武田良介君 (共産)、上田清司君 (無)

(閣法第20号)

賛成会派 自民、※、公明、維新、無 (上田清司君)

反対会派 共産

欠席会派 れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和2年5月28日(木) (第16回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○参考人の出席を求めることを決定した。

○国土交通省所管に係る新型コロナウイルス感染症関連施策に関する件、心のバリアフリーの推進に関する件、地域公共交通の維持に関する件等について赤羽国土交通大臣、亀岡文部科学副大臣、政府参考人及び参考人ライフステーションワンステップかたつむり共同代表・全国公的介護保障要求者組合委員長三井絹子君に対し質疑を行った。

[質疑者]

小沢雅仁君 (※)、森屋隆君 (※)、浜口誠君 (※)、室井邦彦君 (維新)、武田良介君 (共産)、木村英子君 (れ新)、上田清司君 (無)

○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案 (閣法第21号) (衆議院送付) について赤羽国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年6月2日(火) (第17回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案 (閣法第21号) (衆議院送付) について赤羽国土交通大臣、青木国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

足立敏之君 (自民)、野田国義君 (※)、森屋隆君 (※)、浜口誠君 (※)、宮崎勝君 (公明)、室井邦彦君 (維新)、武田良介君 (共産)、木村英子君 (れ新)、上田清司君 (無) (閣法第21号)

賛成会派 自民、※、公明、維新、れ新、無 (上田清司君)

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和2年6月4日(木) (第18回)

○賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律案 (閣法第44号) (衆議院送付) について赤羽国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年6月9日(火) (第19回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律案 (閣法第44号) (衆議院送付) について赤羽国土交通大臣、青木国土交通副大臣及び政

府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

岩本剛人君（自民）、長浜博行君（※）、浜口誠君（※）、伊藤孝江君（公明）、室井邦彦君（維新）、武田良介君（共産）、上田清司君（無）

（閣法第44号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産、
れ新、無（上田清司君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和2年6月12日（金）（第20回）

- 無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について赤羽国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年6月16日（火）（第21回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について赤羽国土交通大臣、和田国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

酒井庸行君（自民）、増子輝彦君（※）、小沢雅仁君（※）、浜口誠君（※）、三浦信祐君（公明）、室井邦彦君（維新）、武田良介君（共産）、上田清司君（無）

（閣法第29号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産、
れ新、無（上田清司君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和2年6月17日（水）（第22回）

- 請願第202号外130件を審査した。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○令和2年2月19日（水）、20日（木）

- 沖縄県における国土の整備、交通政策の推進等に関する実情調査

〔派遣地〕

沖縄県

〔派遣委員〕

田名部匡代君（※）、朝日健太郎君（自民）、酒井庸行君（自民）、伊藤孝江君（公明）、武田良介君（共産）、舟山康江君（※）、室井邦彦君（維新）

環境委員会

委員一覧 (20名)

委員長	牧山	ひろえ (※)	佐藤	信秋 (自民)	柳田	稔 (※)
理事	滝沢	求 (自民)	関口	昌一 (自民)	浜田	昌良 (公明)
理事	三木	亨 (自民)	松村	祥史 (自民)	横山	信一 (公明)
理事	鉢呂	吉雄 (※)	松山	政司 (自民)	山下	芳生 (共産)
理事	片山	大介 (維新)	丸川	珠代 (自民)	寺田	静 (無)
	磯崎	仁彦 (自民)	青木	愛 (※)	平山	佐知子 (無)
	尾辻	秀久 (自民)	芝	博一 (※)		(2.1.30 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

(1) 審議概観

第201回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願4種類18件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

大気汚染防止法の一部を改正する法律案（閣法第51号）は、建築物の解体工事における石綿の飛散防止を徹底するため、これまで規制対象ではなかった石綿含有成形板など、全ての石綿含有建材を規制の対象とするとともに、不適切な解体工事前の建築物の事前調査を防止するため、その調査方法を定める等の措置を講じようとするものである。

なお、本法律案の審査に先立ち、委員派遣を行い、石綿の含有状況を調査・分析する企業を訪問し、実情調査を実施した。

委員会においては、石綿の製造・輸入に係る規制の導入が遅れた経緯、石綿含有成形板などについて届出等の規制対象とはしない理由、解体等現場における大気濃度測定を早期に義務付ける必要性、災害時の飛散防止のための石綿使用情報

の把握の方策、直接罰導入の背景や意義等について質疑が行われた。

質疑を終局した後、日本共産党より、大気濃度測定義務付け等を内容とする修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

2月20日～21日、富山県及び石川県の環境及び公害問題に関する実情を調査し、もって本委員会に付託を予定される大気汚染防止法の一部を改正する法律案の審査に資するため、富山県及び石川県へ委員派遣を行った。

3月10日、環境行政等の基本施策について小泉国務大臣から所信を聴くとともに、令和2年度環境省予算及び環境保全経費の概要について佐藤環境副大臣から、公害等調整委員会の業務等について荒井公害等調整委員会委員長から、原子力規制委員会の業務について更田原子力規制委員会委員長からそれぞれ説明を聴いた。

3月18日、予算委員会から委嘱された令和2年度一般会計予算、同特別会計予算

及び同政府関係機関予算（総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管）について審査を行い、令和2年度予算における「気候変動×防災」に係る具体的措置の内容、気候変動により感染症リスクが高まることに関する環境大臣の見解、気候変動及び防災に資する自立分散型エネルギーシステムの普及策、除去土壌等の減容・再生利用の理解醸成のためエネルギー対策特別会計の勘定間繰入制度活用の必要性、特定復興再生拠点区域において令和2年度予算により実施される除染の範囲、水俣病特措法対象地域外の被害者を救済するための悉皆調査の必要性、マイボトルの普及啓発に向けて給水器を屋外に整備する必要性、ニホンジカ及びイノシシの個体数半減目標の達成に向けた捕獲の担い手への支援策等について質疑を行った。

3月24日、環境行政等の基本施策に関する件、公害等調整委員会の業務等に関する件及び原子力規制委員会の業務に関する件について調査を行い、フロン類の使用機器廃棄時の回収率向上及びグリーン

冷媒への転換促進の取組状況、新たに未来投資会議に臨む環境大臣の姿勢、エネルギー安定確保の観点から再エネ比率を大幅に上方修正する必要性、NDC及び地球温暖化対策計画の目標数値引上げの必要性、石炭火力発電輸出4要件の見直しに対する環境大臣の決意、JERAによる石炭トレーディング事業に関する環境大臣の見解、獣医学部における生きている動物を用いた実習に対する環境大臣の認識及び実態調査の必要性、COP25における市場メカニズムに係る交渉経緯と実施ルールの合意ができなかった理由等について質疑を行った。

5月21日、海洋プラスチックごみ問題に対する環境大臣の基本認識、令和2年度第1次補正予算における環境省経費、市町村の一般廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策の状況、地球温暖化対策計画の見直しにおいて石炭火力発電所の廃止等を盛り込む必要性、新型コロナウイルス感染症収束後の環境政策の在り方、飲食店での食べ残し対策等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和2年1月30日(木) (第1回)

- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○令和2年3月10日(火) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 環境行政等の基本施策に関する件について小泉国務大臣から所信を聴いた。
- 令和2年度環境省予算及び環境保全経費の概要に関する件について佐藤環境副大臣から説明を聴いた。
- 公害等調整委員会の業務等に関する件について荒井公害等調整委員会委員長から説明を聴

いた。

- 原子力規制委員会の業務に関する件について更田原子力規制委員会委員長から説明を聴いた。

- 派遣委員から報告を聴いた。

○令和2年3月18日(水) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和2年度一般会計予算（衆議院送付）
令和2年度特別会計予算（衆議院送付）
令和2年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管）について小泉環境大臣、佐藤環境副大臣、石原副大臣、和田国土交通大臣政務官

及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

三木亨君（自民）、鉢呂吉雄君（※）、青木愛君（※）、浜田昌良君（公明）、片山大介君（維新）、倉林明子君（共産）、寺田静君（無）、平山佐知子君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和2年3月24日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環境行政等の基本施策に関する件、公害等調整委員会の業務等に関する件及び原子力規制委員会の業務に関する件について小泉環境大臣、佐藤環境副大臣、長谷川総務副大臣、石原環境副大臣、木環境大臣政務官、加藤環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

滝沢求君（自民）、鉢呂吉雄君（※）、青木愛君（※）、浜田昌良君（公明）、片山大介君（維新）、武田良介君（共産）、寺田静君（無）、平山佐知子君（無）

○令和2年5月21日（木）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 海洋プラスチックごみ問題への取組に関する件、令和二年度第1次補正予算における環境省経費に関する件、市町村の一般廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関する件、地球温暖化対策における石炭火力発電の在り方に関する件、新型コロナウイルス感染症収束後の環境政策の在り方に関する件、飲食店の食べ残し対策に関する件等について小泉環境大臣、佐藤環境副大臣、加藤環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

須藤元気君（※）、浜田昌良君（公明）、片山大介君（維新）、山下芳生君（共産）、寺田静君（無）、平山佐知子君（無）

- 大気汚染防止法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）について小泉環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年5月28日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 大気汚染防止法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）について小泉環境大臣、佐藤環境副大臣、稲津厚生労働副大臣、木環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

三木亨君（自民）、青木愛君（※）、浜田昌良君（公明）、片山大介君（維新）、山下芳生君（共産）、寺田静君（無）、平山佐知子君（無）

（閣法第51号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、無（寺田静君、平山佐知子君）

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和2年6月17日（水）（第7回）

- 請願第37号外17件を審査した。
- 環境及び公害問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○令和2年2月20日（木）、21日（金）

- 富山県及び石川県の環境及び公害問題に関する実情を調査し、もって本委員会に付託を予定される大気汚染防止法の一部を改正する法律案の審査に資するため

〔派遣地〕

富山県、石川県

〔派遣委員〕

牧山ひろえ君（※）、滝沢求君（自民）、三木亨君（自民）、鉢呂吉雄君（※）、片山大介君（維新）、寺田静君（無）、平山佐知子君（無）

国家基本政策委員会

委員一覧（20名）

委員長	真山 勇一（※）	上野 通子（自民）	長浜 博行（※）
理事	岡田 広（自民）	進藤 金日子（自民）	谷合 正明（公明）
理事	野上 浩太郎（自民）	長谷川 岳（自民）	山口 那津男（公明）
理事	芝 博一（※）	藤川 政人（自民）	小池 晃（共産）
理事	片山 虎之助（維新）	宮島 喜文（自民）	木村 英子（れ新）
	青木 一彦（自民）	大塚 耕平（※）	ながえ 孝子（碧水）
	今井 絵理子（自民）	榛葉 賀津也（※）	(2. 1. 24 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

委員会経過

○令和2年1月24日（金）（第1回）

- 国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。
- 国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。

予算委員会

委員一覧（45名）

委員長	金子 原二郎（自民）	太田 房江（自民）	石橋 通宏（※）
理事	石井 準一（自民）	こやり 隆史（自民）	塩村 あやか（※）
理事	福岡 資麿（自民）	古賀 友一郎（自民）	杉尾 秀哉（※）
理事	三宅 伸吾（自民）	佐藤 正久（自民）	田村 まみ（※）
理事	山田 修路（自民）	高野 光二郎（自民）	徳永 エリ（※）
理事	森 ゆうこ（※）	高橋 はるみ（自民）	宮沢 由佳（※）
理事	蓮 舫（※）	滝沢 求（自民）	矢田 わか子（※）
理事	浜田 昌良（公明）	中西 哲（自民）	伊藤 孝江（公明）
理事	浅田 均（維新）	藤井 基之（自民）	里見 隆治（公明）
理事	山添 拓（共産）	松川 るい（自民）	高瀬 弘美（公明）
	青山 繁晴（自民）	元榮 太一郎（自民）	竹谷 とし子（公明）
	朝日 健太郎（自民）	山田 宏（自民）	石井 苗子（維新）
	石井 正弘（自民）	伊藤 孝恵（※）	片山 大介（維新）
	小川 克巳（自民）	石垣 のりこ（※）	吉良 よし子（共産）
	大野 泰正（自民）	石川 大我（※）	武田 良介（共産）
			(2.1.29 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

（1）審議概観

第201回国会において、本委員会に付託された案件は、令和元年度補正予算3案、令和二年度総予算3案、令和二年度補正予算3案及び令和二年度第2次補正予算3案であり、いずれも可決された。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

【予算の審査】

令和元年度補正予算 令和元年度補正予算3案（第1号、特第1号及び機第1号）は、1月20日国会に提出され、30日に成立した。

委員会では、衆議院からの送付の後、1月29日に財務大臣から趣旨説明を聴取し、同日から質疑に入り、翌30日には締めくくり質疑を行い、討論の後に採決の結果、3案は可決された。

委員会の質疑においては、消費税収下

振れの要因及び消費税引上げ後の経済情勢、防災・減災、国土強靱化に係る事業の意義及び実効性、防衛関係費増額の財政法第29条に規定する緊要性の有無、建設国債発行の意義、豚コレラ等に係る家畜疾病対策強化の必要性、iPS細胞に関連する事業への国費充当に係る議論の在り方、一人親に対する支援に係る税制改正、新型コロナウイルスへの早急な対応と対策、自衛隊の中東派遣の目的及び法的根拠、全世代型社会保障実現に向けた取組、今後のIR事業促進の可否、桜を見る会の招待者選定過程の在り方等の問題が取り上げられた。

令和二年度総予算 令和二年度総予算3案は、1月20日国会に提出され、3月27日に成立した。

委員会では、1月29日に財務大臣から

趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付の後、3月2日から質疑に入り、基本的質疑、一般質疑に加え、9日には内政・外交の諸課題に関する集中審議、16日には現下の諸課題（新型コロナウイルス対応等）に関する集中審議、23日には安倍内閣の基本姿勢に関する集中審議を行った。

3月10日には公聴会を開催し、18日及び19日には各委員会に審査を委嘱したほか、予備審査中の2月17日及び18日の2日間、神奈川県及び千葉県に委員を派遣して現地調査を行った。

3月27日には締めくくり質疑を行い、討論の後に採決の結果、3案は可決された。

委員会の質疑においては、新型コロナウイルスの感染拡大について、全国一斉休校の決定の経緯と出口戦略、フリーランスや自営業者も含めた経済的支援の必要性、中小・小規模事業者に対する資金繰り支援、大規模イベント自粛要請等に伴う損失補償、PCR検査数増加に向けた取組、放課後児童クラブ・高齢者施設等への支援、情報通信技術を活用した医療や学習の推進、緊急事態宣言における私権の制限、歴史的緊急事態における公文書管理の在り方、東京オリンピック・パラリンピックの開催延期による影響等の問題が取り上げられた。また、その他については、自然災害からの復旧復興及び生活再建支援、拉致問題の解決に向けた取組、普天間基地の移設予定地におけるボーリング調査の状況、検察官の勤務延長に係る法律の規定の解釈変更の妥当性、桜を見る会が悪質商法の被害者増大に悪用されたおそれ、公文書改ざんに至る経緯の再調査等の問題が取り上げられた。

令和二年度補正予算 令和二年度補正予算3案（第1号、特第1号及び機第1号）は、4月27日国会に提出され、30日に成立した。

委員会では、4月29日に衆議院からの送付の後、財務大臣から趣旨説明を聴取し、同日から質疑に入り、翌30日、討論の後に採決の結果、3案は可決された。

委員会の質疑においては、新型コロナウイルスの感染拡大について、緊急事態宣言の効果と今後の見通し、院内感染防止の重要性と医療提供体制の維持拡充、PCR検査数増加に向けた取組、特別定額給付金の給付方法及び金額、家賃補助等の休業支援の在り方、臨時休校に伴う児童生徒の教育の機会と食事の確保、虐待対策、学生に対する就学支援、地方自治体への財政支援拡充の必要性、ワクチン及び治療薬の開発・普及の加速、マスクの安定供給に向けた取組、出産に係る支援並びに妊婦の感染対策及び雇用問題等の問題が取り上げられた。

令和二年度第2次補正予算 令和二年度補正予算3案（第2号、特第2号及び機第2号）は、6月8日国会に提出され、12日に成立した。

委員会では、衆議院からの送付の後、6月11日に財務大臣から趣旨説明を聴取し、同日から質疑に入り、翌12日、討論の後に採決の結果、3案は可決された。

委員会の質疑においては、10兆円の予備費計上の妥当性、持続化給付金の事業委託の適切性、特別定額給付金のオンライン申請をめぐる諸問題、緊急包括支援交付金の交付状況及び医療機関への支援、更なる感染拡大に備えた医療・検査体制の強化、介護・障害者福祉サービスの事業継続支援、子供たちの学びの機会の確

保、文化芸術の担い手への支援、地方創生臨時交付金等による観光業への支援策、ポストコロナの産業構造及び国際秩序の在り方、感染症対策における国と地方の権限配分、専門家会議の議事録作成の必要性、前東京高検検事長に対する措置の妥当性等の問題が取り上げられた。

[国政調査]

予算の執行状況に関する調査を議題として、以下のとおり、委員会が開かれた。

1月31日、内政・外交の諸問題に関する集中審議が行われた。質疑においては、新型コロナウイルス対策のための予備費も含めた財政出動の必要性、新型コロナウイルスに係る検査費用等への公費負担の必要性、新型コロナウイルスによる肺炎を感染症法上の新感染症に指定する必要性、新型コロナウイルスに対応した医療体制整備、香港及び新疆ウイグル自治区における人権問題に対する政府の対応、前内閣府副大臣（IR担当）の総理の任命責任等の問題が取り上げられた。

5月11日、現下の諸課題（新型コロナウイルス感染症への対処等）に関する集

中審議が行われた。質疑においては、長期化も見据えた新型コロナウイルス感染症への対応策、検察庁法改正案の妥当性及び現時点で審議する必要性、雇用保険による失業給付を拡充する必要性、新型コロナウイルス対策の出口戦略の在り方、持続化給付金の対象外とされている事業者への支援策、緊急事態宣言の解除及び再指定の具体的条件、介護施設等における集団感染の把握状況等の問題が取り上げられた。

5月20日、新型コロナウイルス感染症への対処等に関する件について参考人に対する質疑が行われた。質疑においては、新型コロナウイルスに関連した国内死者数が欧米諸国と比較して抑えられている要因、これまでの知見により判明した新型コロナウイルスの特徴、政府の会議で分析したデータを公開する必要性、アプリを活用した感染者把握とPCR検査体制の拡充、緊急事態宣言解除及び再指定の判断に係る十分な説明の必要性、医療機関及び検査体制に対する財政的支援の必要性等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和2年1月29日(水) (第1回)

— 総括質疑 —

- 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。
- 令和二年度一般会計予算(予)
- 令和二年度特別会計予算(予)
- 令和二年度政府関係機関予算(予)
- 令和元年度一般会計補正予算(第1号)(衆議院送付)
- 令和元年度特別会計補正予算(特第1号)(衆議院送付)
- 令和元年度政府関係機関補正予算(機第1号)

(衆議院送付)

- 以上6案について麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた。
- 令和二年度総予算審査のため委員派遣を行うことを決定した。
 - 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 参考人の出席を求めることを決定した。
 - 令和元年度一般会計補正予算(第1号)(衆議院送付)
 - 令和元年度特別会計補正予算(特第1号)(衆議院送付)
 - 令和元年度政府関係機関補正予算(機第1号)

(衆議院送付)

以上3案について安倍内閣総理大臣、菅内閣官房長官、高市総務大臣、北村内閣府特命担当大臣、加藤厚生労働大臣、麻生財務大臣、武田国務大臣、赤羽国務大臣、河野防衛大臣、江藤農林水産大臣、小泉環境大臣、森法務大臣、茂木外務大臣、竹本国務大臣、西村内閣府特命担当大臣、橋本国務大臣、衛藤内閣府特命担当大臣、梶山経済産業大臣、近藤内閣法制局長官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

[質疑者]

蓮舫君(※)、徳永エリ君(※)、石垣のりこ君(※)、杉尾秀哉君(※)、福島みずほ君(※)、森ゆうこ君(※)、藤井基之君(自民)、三宅伸吾君(自民)

○令和2年1月30日(木) (第2回)

— 総括質疑・締めくくり質疑 —

○令和元年度一般会計補正予算(第1号)(衆議院送付)

令和元年度特別会計補正予算(特第1号)(衆議院送付)

令和元年度政府関係機関補正予算(機第1号)(衆議院送付)

以上3案について安倍内閣総理大臣、赤羽国土交通大臣、森法務大臣、加藤厚生労働大臣、茂木外務大臣、梶山経済産業大臣、武田内閣府特命担当大臣、西村国務大臣、萩生田文部科学大臣、河野防衛大臣、麻生財務大臣、小泉環境大臣、北村内閣府特命担当大臣、菅内閣官房長官、高市総務大臣、衛藤内閣府特命担当大臣、稲津厚生労働副大臣、近藤内閣法制局長官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

・総括質疑

[質疑者]

三宅伸吾君(自民)、山本香苗君(公明)、矢倉克夫君(公明)、音喜多駿君(維新)、鈴木宗男君(維新)、田村智子君(共産)、山添拓君(共産)、蓮舫君(※)

・締めくくり質疑

[質疑者]

森ゆうこ君(※)、石川大我君(※)、高瀬弘美君(公明)、片山大介君(維新)、田村智子君(共産)

(令和元年度補正予算)

賛成会派 自民、公明、維新

反対会派 ※、共産

○令和2年1月31日(金) (第3回)

— 集中審議(内政・外交の諸問題) —

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する調査のうち、内政・外交の諸問題に関する件について安倍内閣総理大臣、加藤厚生労働大臣、麻生国務大臣、梶山経済産業大臣、小泉環境大臣、河野防衛大臣、西村国務大臣、赤羽国務大臣、武田国務大臣、茂木外務大臣、森法務大臣、萩生田文部科学大臣、森田会計検査院長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

中西健治君(自民)、石橋通宏君(※)、矢田わか子君(※)、伊藤孝江君(公明)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、大門実紀史君(共産)

○令和2年3月2日(月) (第4回)

— 基本的質疑 —

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 令和二年度一般会計予算(衆議院送付)
 - 令和二年度特別会計予算(衆議院送付)
 - 令和二年度政府関係機関予算(衆議院送付)
- 以上3案について安倍内閣総理大臣、萩生田文部科学大臣、加藤厚生労働大臣、高市総務大臣、茂木外務大臣、北村国務大臣、小泉環境大臣、森法務大臣、菅内閣官房長官、西村国務大臣、竹本国務大臣、梶山経済産業大臣、衛藤内閣府特命担当大臣、麻生財務大臣、稲津厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

福山哲郎君(※)、斎藤嘉隆君(※)、蓮舫君(※)、足立信也君(※)、浜口誠君(※)

○令和2年3月3日(火) (第5回)

— 基本的質疑 —

- 令和二年度一般会計予算(衆議院送付)

令和二年度特別会計予算（衆議院送付）

令和二年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について安倍内閣総理大臣、梶山経済産業大臣、江藤農林水産大臣、茂木外務大臣、赤羽国土交通大臣、森法務大臣、麻生国務大臣、北村内閣府特命担当大臣、萩生田文部科学大臣、河野防衛大臣、高市総務大臣、衛藤国務大臣、橋本国務大臣、加藤厚生労働大臣、西村国務大臣、稲津厚生労働副大臣、小島厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

浜口誠君（※）、二之湯智君（自民）、山田宏君（自民）、西田実仁君（公明）、新妻秀規君（公明）、松沢成文君（維新）、梅村聡君（維新）、小池晃君（共産）

○派遣委員から報告を聴いた。

○令和2年3月4日（水）（第6回）

— 一般質疑 —

○令和二年度総予算審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○参考人の出席をを求めることを決定した。

○令和二年度一般会計予算（衆議院送付）

令和二年度特別会計予算（衆議院送付）

令和二年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について安倍内閣総理大臣、赤羽国土交通大臣、武田国務大臣、麻生国務大臣、河野防衛大臣、小泉環境大臣、梶山経済産業大臣、高市総務大臣、茂木外務大臣、加藤厚生労働大臣、竹本国務大臣、萩生田文部科学大臣、森法務大臣、江藤農林水産大臣、衛藤内閣府特命担当大臣、御法川国土交通副大臣、青木国土交通副大臣、稲津厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

中西哲君（自民）、元榮太一郎君（自民）、石橋通宏君（※）、*福山哲郎君（※）、森ゆうこ君（※）、竹谷とし子君（公明）、片山大介君（維新）、倉林明子君（共産）、*田村智子君（共産） *関連質疑

○令和2年3月5日（木）（第7回）

— 一般質疑 —

○参考人の出席をを求めることを決定した。

○令和二年度一般会計予算（衆議院送付）

令和二年度特別会計予算（衆議院送付）

令和二年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について森法務大臣、茂木外務大臣、萩生田文部科学大臣、麻生財務大臣、橋本国務大臣、菅内閣官房長官、加藤厚生労働大臣、江藤農林水産大臣、梶山経済産業大臣、衛藤内閣府特命担当大臣、河野防衛大臣、赤羽国土交通大臣、平内閣府副大臣、稲津厚生労働副大臣、御法川国土交通副大臣、青木国土交通副大臣、近藤内閣法制局長官、一宮人事院総裁、政府参考人、最高裁判所当局及び参考人川崎市健康安全研究所所長岡部信彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小野田紀美君（自民）、高橋はるみ君（自民）、石川大我君（※）、*杉尾秀哉君（※）、徳永エリ君（※）、高瀬弘美君（公明）、石井苗子君（維新）、山添拓君（共産）、*井上哲士君（共産） *関連質疑

○令和2年3月6日（金）（第8回）

— 一般質疑 —

○令和二年度一般会計予算（衆議院送付）

令和二年度特別会計予算（衆議院送付）

令和二年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について菅内閣官房長官、茂木外務大臣、森法務大臣、麻生財務大臣、衛藤国務大臣、加藤厚生労働大臣、高市総務大臣、梶山経済産業大臣、武田国務大臣、小泉環境大臣、萩生田文部科学大臣、橋本内閣府特命担当大臣、亀岡文部科学副大臣、小島厚生労働大臣政務官、宮本経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

青山繁晴君（自民）、福島みずほ君（※）、矢田わか子君（※）、浜田昌良君（公明）、梅村みずほ君（維新）、吉良よし子君（共産）

○令和2年3月9日（月）（第9回）

— 集中審議（内政・外交の諸課題） —

○令和二年度一般会計予算（衆議院送付）

令和二年度特別会計予算（衆議院送付）

令和二年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について安倍内閣総理大臣、西村国務大臣、萩生田文部科学大臣、竹本国務大臣、橋本国務大臣、森法務大臣、菅内閣官房長官、高市国務大臣、北村内閣府特命担当大臣、加藤厚生労働大臣、麻生財務大臣、茂木外務大臣、江藤農林水産大臣、梶山経済産業大臣、赤羽国土交通大臣、稲津厚生労働副大臣、一宮人事院総裁、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

武見敬三君（自民）、高階恵美子君（自民）、蓮舫君（※）、小西洋之君（※）、吉川沙織君（※）、伊藤孝恵君（※）、木戸ロ英司君（※）、秋野公造君（公明）、下野六太君（公明）、柴田巧君（維新）、清水貴之君（維新）、田村智子君（共産）

○令和2年3月10日（火）（公聴会 第1回）

○令和二年度一般会計予算（衆議院送付）

令和二年度特別会計予算（衆議院送付）

令和二年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

〔公述人〕

独立行政法人地域医療機能推進機構理事長 尾身茂君

特定非営利活動法人医療ガバナンス研究所理事長 上昌広君

株式会社第一生命経済研究所経済調査部首席エコノミスト 熊野英生君

全国労働組合総連合事務局長 野村幸裕君
恵泉女学園大学学長 大日向雅美君

国際政治学者 三浦瑠麗君

- ・公述人（尾身茂君、上昌広君）に対する質疑（公衆衛生・新型コロナウイルス対応）

〔質疑者〕

福岡資麿君（自民）、塩村あやか君（※）、里見隆治君（公明）、片山大介君（維新）、小池晃君（共産）

- ・公述人（熊野英生君、野村幸裕君）に対する

質疑（新型コロナウイルスが内政に与える影響）

〔質疑者〕

山田修路君（自民）、田村まみ君（※）、伊藤孝江君（公明）、石井苗子君（維新）、山添拓君（共産）

- ・公述人（大日向雅美君、三浦瑠麗君）に対する質疑（内政・外交の諸課題）

〔質疑者〕

三宅伸吾君（自民）、森ゆうこ君（※）、浜田昌良君（公明）、浅田均君（維新）、倉林明子君（共産）

○令和2年3月11日（水）（第10回）

— 一般質疑 —

○令和二年度一般会計予算（衆議院送付）

令和二年度特別会計予算（衆議院送付）

令和二年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について森法務大臣、萩生田文部科学大臣、西村国務大臣、横山復興副大臣、稲津厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小川克巳君（自民）、里見隆治君（公明）、石橋通宏君（※）

○令和2年3月16日（月）（第11回）

— 集中審議（現下の諸課題（新型コロナウイルス対応等）） —

○令和二年度一般会計予算（衆議院送付）

令和二年度特別会計予算（衆議院送付）

令和二年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について内閣委員会、総務委員会、法務委員会、外交防衛委員会、財政金融委員会、文教科学委員会、厚生労働委員会、農林水産委員会、経済産業委員会、国土交通委員会及び環境委員会については3月18日の1日間、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政府開発援助等に関する特別委員会、地方創生及び消費者問題に関する特別委員会及び東日本大震災復興特別委員会については3月19日の1日間、当該委員会の所管に係る部分の審査を委嘱することを決定した。

以上3案について安倍内閣総理大臣、麻生国

務大臣、萩生田文部科学大臣、小泉環境大臣、茂木外務大臣、西村国務大臣、竹本国務大臣、森法務大臣、加藤厚生労働大臣、高市総務大臣、菅国務大臣、江藤農林水産大臣、赤羽国土交通大臣、衛藤内閣府特命担当大臣、梶山経済産業大臣、宮下内閣府副大臣、稲津厚生労働副大臣、近藤内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

猪口邦子君（自民）、山田太郎君（自民）、蓮舫君（※）、水岡俊一君（※）、有田芳生君（※）、舟山康江君（※）、田村まみ君（※）、杉久武君（公明）、高橋光男君（公明）、片山大介君（維新）、高木かおり君（維新）、山添拓君（共産）、倉林明子君（共産）

○令和2年3月17日（火）（第12回）

— 一般質疑 —

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和二年度一般会計予算（衆議院送付）
令和二年度特別会計予算（衆議院送付）
令和二年度政府関係機関予算（衆議院送付）
以上3案について赤羽国土交通大臣、北村国務大臣、西村国務大臣、加藤厚生労働大臣、梶山経済産業大臣、茂木外務大臣、萩生田文部科学大臣、河野防衛大臣、小泉環境大臣、菅内閣官房長官、麻生国務大臣、森法務大臣、江藤農林水産大臣、衛藤内閣府特命担当大臣、田中復興大臣、稲津厚生労働副大臣、近藤内閣法制局長官、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君及び東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長小早川智明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石井正弘君（自民）、石橋通宏君（※）、森ゆうこ君（※）、伊藤孝江君（公明）、浅田均君（維新）、岩渕友君（共産）

○令和2年3月23日（月）（第13回）

— 集中審議（安倍内閣の基本姿勢） —

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和二年度一般会計予算（衆議院送付）
令和二年度特別会計予算（衆議院送付）
令和二年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について安倍内閣総理大臣、西村国務大臣、茂木外務大臣、河野防衛大臣、赤羽国土交通大臣、武田国務大臣、高市総務大臣、萩生田文部科学大臣、加藤厚生労働大臣、麻生財務大臣、森法務大臣、江藤農林水産大臣、梶山経済産業大臣、衛藤内閣府特命担当大臣、小泉環境大臣、稲津厚生労働副大臣、橋本厚生労働副大臣、横山復興副大臣、森田会計検査院長、近藤内閣法制局長官、政府参考人及び参考人年金積立金管理運用独立行政法人理事長高橋則広君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、磯崎仁彦君（自民）、福山哲郎君（※）、福島みずほ君（※）、芳賀道也君（※）、足立信也君（※）、若松謙維君（公明）、安江伸夫君（公明）、片山虎之助君（維新）、*東徹君（維新）、小池晃君（共産） *関連質疑

- 各委員長からの委嘱審査報告書は、これを会議録に掲載することに決定した。

○令和2年3月25日（水）（第14回）

— 一般質疑 —

- 令和二年度一般会計予算（衆議院送付）
令和二年度特別会計予算（衆議院送付）
令和二年度政府関係機関予算（衆議院送付）
以上3案について加藤厚生労働大臣、橋本国務大臣、西村国務大臣、菅内閣官房長官、麻生財務大臣、森法務大臣、江藤農林水産大臣、赤羽国土交通大臣、小泉環境大臣、高市総務大臣、萩生田文部科学大臣、梶山経済産業大臣、橋本厚生労働副大臣、上野文部科学副大臣、稲津厚生労働副大臣、佐々木文部科学大臣政務官、藤木農林水産大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松川るい君（自民）、塩村あやか君（※）、*田島麻衣子君（※）、杉尾秀哉君（※）、横沢高德君（※）、*田村まみ君（※）、三浦信祐君（公明）、紙智子君（共産）、*山添拓君（共産）、浅田均君（維新）

*関連質疑

○令和2年3月26日(木) (第15回)

— 一般質疑 —

○令和二年度一般会計予算(衆議院送付)

令和二年度特別会計予算(衆議院送付)

令和二年度政府関係機関予算(衆議院送付)

以上3案について菅内閣官房長官、森法務大臣、武田国務大臣、西村国務大臣、加藤厚生労働大臣、萩生田文部科学大臣、衛藤内閣府特命担当大臣、竹本内閣府特命担当大臣、赤羽国土交通大臣、橋本厚生労働副大臣、自見厚生労働大臣政務官、佐々木文部科学大臣政務官、岡村参議院事務総長及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

小西洋之君(※)、*石川大我君(※)、矢田わか子君(※)、里見隆治君(公明)、石井苗子君(維新)、武田良介君(共産)

*関連質疑

○令和2年3月27日(金) (第16回)

— 締めくくり質疑 —

○令和二年度一般会計予算(衆議院送付)

令和二年度特別会計予算(衆議院送付)

令和二年度政府関係機関予算(衆議院送付)

以上3案について安倍内閣総理大臣、麻生財務大臣、橋本国務大臣、加藤厚生労働大臣、西村国務大臣、衛藤内閣府特命担当大臣、梶山経済産業大臣、江藤農林水産大臣、菅内閣官房長官、赤羽国土交通大臣、萩生田文部科学大臣、北村内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

[質疑者]

滝沢求君(自民)、石橋通宏君(※)、*杉尾秀哉君(※)、森ゆうこ君(※)、竹谷とし子君(公明)、片山大介君(維新)、田村智子君(共産)

*関連質疑

(令和二年度総予算)

賛成会派 自民、公明

反対会派 ※、維新、共産

○令和2年4月29日(水) (第17回)

— 総括質疑 —

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和二年度一般会計補正予算(第1号)(衆議院送付)

令和二年度特別会計補正予算(特第1号)(衆議院送付)

令和二年度政府関係機関補正予算(機第1号)(衆議院送付)

以上3案について麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた後、安倍内閣総理大臣、西村国務大臣、加藤厚生労働大臣、北村内閣府特命担当大臣、高市総務大臣、梶山経済産業大臣、橋本国務大臣、江藤農林水産大臣、赤羽国土交通大臣、小泉環境大臣、麻生国務大臣、茂木外務大臣、武田内閣府特命担当大臣、萩生田文部科学大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

[質疑者]

蓮舫君(※)、白眞勲君(※)、宮沢由佳君(※)、森ゆうこ君(※)

○令和2年4月30日(木) (第18回)

— 総括質疑 —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和二年度一般会計補正予算(第1号)(衆議院送付)

令和二年度特別会計補正予算(特第1号)(衆議院送付)

令和二年度政府関係機関補正予算(機第1号)(衆議院送付)

以上3案について安倍内閣総理大臣、加藤厚生労働大臣、小泉環境大臣、梶山経済産業大臣、江藤農林水産大臣、北村内閣府特命担当大臣、河野防衛大臣、西村国務大臣、萩生田文部科学大臣、武田内閣府特命担当大臣、茂木外務大臣、高市総務大臣、赤羽国土交通大臣、麻生財務大臣、橋本厚生労働副大臣、青木国土交通副大臣、稲津厚生労働副大臣、政府参考人、参考人株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長長根正裕君及び独立行政法人都市再生機構副理事長伊藤治君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

[質疑者]

森ゆうこ君（※）、森本真治君（※）、宇都隆史君（自民）、竹谷とし子君（公明）、浜田昌良君（公明）、石井章君（維新）、浅田均君（維新）、小池晃君（共産）
（令和二年度補正予算）

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産
反対会派 なし

○令和2年5月11日（月）（第19回）

— 集中審議（現下の諸課題（新型コロナウイルス感染症への対処等）） —

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する調査のうち、現下の諸課題（新型コロナウイルス感染症への対処等）に関する件について安倍内閣総理大臣、加藤厚生労働大臣、梶山経済産業大臣、西村国務大臣、衛藤内閣府特命担当大臣、萩生田文部科学大臣、武田内閣府特命担当大臣、北村内閣府特命担当大臣、稲津厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人新型コロナウイルス感染症対策専門家会議副座長・新型インフルエンザ等対策有識者会議基本的対処方針等諮問委員会会長尾身茂君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石井準一君（自民）、福山哲郎君（※）、石橋通宏君（※）、矢田わか子君（※）、竹谷とし子君（公明）、東徹君（維新）、倉林明子君（共産）

○令和2年5月20日（水）（第20回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する調査のうち、新型コロナウイルス感染症への対処等に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

新型インフルエンザ等対策有識者会議基本的対処方針等諮問委員会会長 尾身茂君
新型コロナウイルス感染症対策専門家会議座長 脇田隆字君
慶應義塾大学経済学部教授
新型インフルエンザ等対策有識者会議基本的対処方針等諮問委員会構成員 竹森俊平

君

〔質疑者〕

福岡資麿君（自民）、熊谷裕人君（※）、森ゆうこ君（※）、浜田昌良君（公明）、片山大介君（維新）、小池晃君（共産）

○令和2年6月11日（木）（第21回）

— 総括質疑 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和二年度一般会計補正予算（第2号）（衆議院送付）

令和二年度特別会計補正予算（特第2号）（衆議院送付）

令和二年度政府関係機関補正予算（機第2号）（衆議院送付）

以上3案について麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた後、安倍内閣総理大臣、梶山経済産業大臣、高市国務大臣、菅内閣官房長官、西村国務大臣、北村内閣府特命担当大臣、麻生財務大臣、萩生田文部科学大臣、加藤厚生労働大臣、森法務大臣、茂木外務大臣、橋本内閣府特命担当大臣、衛藤国務大臣、武田内閣府特命担当大臣、近藤内閣法制局長官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

蓮舫君（※）、斎藤嘉隆君（※）、小西洋之君（※）、増子輝彦君（※）、片山さつき君（自民）、熊野正士君（公明）、*里見隆治君（公明）、片山虎之助君（維新）

*関連質疑

○令和2年6月12日（金）（第22回）

— 総括質疑 —

- 令和二年度一般会計補正予算（第2号）（衆議院送付）
- 令和二年度特別会計補正予算（特第2号）（衆議院送付）

令和二年度政府関係機関補正予算（機第2号）（衆議院送付）

以上3案について安倍内閣総理大臣、梶山経済産業大臣、赤羽国土交通大臣、萩生田文部

科学大臣、加藤厚生労働大臣、麻生財務大臣、近藤内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

武田良介君（共産）、山添拓君（共産）

（令和二年度第2次補正予算）

賛成会派 自民、※、公明、維新

反対会派 共産

○令和2年6月17日（水）（第23回）

- 予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○令和2年2月17日（月）、18日（火）

- 令和2年度総予算の審査に資するため

〔派遣地〕

神奈川県、千葉県

〔派遣委員〕

金子原二郎君（自民）、石井準一君（自民）、福岡資麿君（自民）、三宅伸吾君（自民）、山田修路君（自民）、森ゆうこ君（※）、蓮舫君（※）、浜田昌良君（公明）、浅田均君（維新）、山添拓君（共産）、青山繁晴君（自民）、元榮太一郎君（自民）、伊藤孝恵君（※）、石川大我君（※）

決算委員会

委員一覧 (30名)

委員長	中川 雅治 (自民)	豊田 俊郎 (自民)	那谷屋 正義 (※)
理事	長峯 誠 (自民)	藤井 基之 (自民)	横沢 高德 (※)
理事	西田 昌司 (自民)	舞立 昇治 (自民)	吉田 忠智 (※)
理事	森屋 宏 (自民)	三木 亨 (自民)	塩田 博昭 (公明)
理事	野田 国義 (※)	宮崎 雅夫 (自民)	竹内 真二 (公明)
理事	浜口 誠 (※)	山下 雄平 (自民)	宮崎 勝 (公明)
理事	三浦 信祐 (公明)	山田 俊男 (自民)	石井 苗子 (維新)
	足立 敏之 (自民)	小沼 巧 (※)	梅村 みずほ (維新)
	磯崎 仁彦 (自民)	勝部 賢志 (※)	岩渕 友 (共産)
	岩井 茂樹 (自民)	古賀 之士 (※)	大門 実紀史 (共産)
			(2.4.1 現在)

※ 立憲・国民、新緑風会・社民

(1) 審議概観

第201回国会における本委員会付託案件は、平成三十年度決算外2件（第200回国会提出）、平成三十年度予備費2件（第198回国会提出）である。

なお、平成三十年度予備費2件は、平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）である。

審査の結果、平成三十年度決算外2件はいずれも是認すべきものと議決した。また、平成三十年度予備費2件はいずれも承諾を与えるべきものと議決した。

〔平成三十年度決算の審査〕

平成三十年度決算外2件は、第200回国会の令和元年11月19日に提出され、12月2日の本会議において概要報告及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同日の委員会において麻生財務大臣から概要説明を聴取し、今国会の令和2年4月1日に安倍内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、全般質疑を行った。その後、省

庁別審査を計4回行った。

なお、4月6日の委員会において、1月20日に安倍内閣総理大臣から議長に対し文書により報告された平成二十九年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置に関して、平成29年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置と併せて、麻生財務大臣から説明を聴取した。平成二十九年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置は、内閣に対する警告と対比して示すと、次のとおりである。

内閣に対する警告	政府が講じた措置
<p>(1) 政府内の情報共有を目的とした内閣府の総合防災情報システムに関し、災害情報の多くを手動で登録する必要があるため、災害時の情報の登録や共有が限定的となっていたこと、また、農林水産省の国営造成土地改良施設防災情報ネットワークにおいて、データ転送装置等の管理の不備により、収集した情報が総合防災情報システムに転送されない状況が長期間放置されていたことは、遺憾である。</p> <p>政府は、各府省庁の災害関連情報システムの管理を徹底し、有効に機能するよう適切に運用するとともに、総合防災情報システムとの情報連携の自動化等により、関係者間の円滑な情報共有体制を構築すべきである。</p>	<p>(1) 災害関連情報システムについては、総合防災情報システムにおいて、各府省庁の災害関連情報システムと自動的に連携する情報の拡充や、連携状況の定期的な確認を行うとともに、国営造成土地改良施設防災情報ネットワークにおいて、地方農政局等に対して、データ転送装置等を適切に管理するよう指導したところである。</p> <p>引き続き、各府省庁の災害関連情報システムと総合防災情報システムとの情報連携の更なる自動化等により、関係者間の円滑な情報共有に努めてまいる所存である。</p>
<p>(2) 西日本を中心に記録的な大雨をもたらした平成30年7月豪雨において、河川の増水・氾濫や土砂災害が想定されていたにもかかわらず、重要な防災情報に係る国・地方公共団体間の伝達や住民への逐時の発信が極めて不十分であり、住民の適切な避難行動につながらなかったことなどにより、200名を超す人命が失われるなど甚大な被害が発生したことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、平成30年7月豪雨における情報伝達・発信・避難行動等の対応について徹底した検証を行った上で、得られた知見を全国に展開し、地方公共団体等と連携して災害時の適切な避難を促す取組を強化すべきである。</p>	<p>(2) 平成30年7月豪雨における情報伝達、発信、避難行動等の対応については、中央防災会議の下に設置したワーキンググループ等において徹底した検証を行ったところであり、検証の中で得られた知見を踏まえ、「避難勧告等に関するガイドライン」を改定するとともに、河川の増水、氾濫や土砂災害が想定される際には、地域の住民に迅速な避難を促す取組を強化するよう、地方公共団体等に対して周知したところである。</p> <p>引き続き、地方公共団体等と連携し、災害時における住民の避難が適切に行われるよう努めてまいる所存である。</p>
<p>(3) 厚生労働省の毎月勤労統計調査において、判明しているだけで平成16年以降、定められた調査手法と異なる形で調査が行われ、統計処理として復元すべきとこ</p>	<p>(3) 毎月勤労統計調査については、外部有識者からなる特別監察委員会において事態に係る事実関係や関係職員の動機等の整理がなされたこと等を踏まえ、厚生</p>

<p>ろを復元していないなどの統計制度の根幹を揺るがしかねず、改ざんとの指摘も免れ得ない不適切な取扱いが明らかとなった。政策立案の根拠となる統計の信頼性が著しく損なわれたこと、また、雇用保険等で給付の支払不足が発生し、追加的な行政費用や国民生活への直接の悪影響をもたらしたことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、なぜこのような事案が起こったのか、その動機や原因の究明に努めるとともに、雇用保険等が簡便な手続で速やかに追加給付されるよう必要な対策を講じ、全府省庁における統計に対する検証と再発防止を徹底した上で、統計行政を立て直し、統計に対する信頼回復に努めるべきである。</p>	<p>労働省において「厚生労働省統計改革ビジョン2019」を策定し、再発の防止や統計業務の改善に取り組むとともに、雇用保険等の追加給付を簡便な手続きにより工程表に沿って進めているところである。</p> <p>また、統計委員会における検証結果と再発防止に向けた提言や、それを踏まえて政府の統計改革推進会議が取りまとめた総合的な対策に基づき、全府省の統計作成プロセスの適正化等の取組を着実に推進し、統計に対する信頼の回復に努めてまいる所存である。</p>
<p>(4)東京福祉大学の外国人留学生が多数所在不明となり同大学を除籍されていることを契機として、外国人の在留管理を行う法務省や、留学生の在籍状況を把握する立場にある文部科学省等の関係省庁間の情報共有が不十分な事態が明らかとなったこと、また、近年、所在不明となっている外国人留学生が不法就労で摘発される事例が多数発生していることは、遺憾である。</p> <p>政府は、同様の事態が他の大学等で生じていないか早急に点検し、再発防止策を講じるとともに、在留資格としての留学が不法就労の手段となっていないか実態を調査し、結果に応じて実態を是正すべく関係省庁間の情報共有体制を一層強化し、外国人留学生の出入国・在留管理を徹底すべきである。</p>	<p>(4)外国人留学生の出入国・在留管理については、大学等における不法残留者等の状況を点検するとともに、「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」を策定し、改善指導の実施体制を強化するなどの再発防止策を講じたところである。</p> <p>また、外国人留学生の不法就労については、在留情報と雇用情報との連携による実態把握の仕組みを構築したところであり、引き続き、関係省庁間の情報共有に努めるとともに、外国人留学生の出入国・在留管理を徹底してまいる所存である。</p>
<p>(5)障害者雇用の促進に率先して取り組むべき国や地方公共団体の多くの公的機関において、障害者雇用率制度の対象となる障害者数が長年にわたり不適切に計</p>	<p>(5)公的機関における障害者雇用については、今回の事態を政府全体として重く受け止め、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」を関係閣僚会議に</p>

<p>上され、法定雇用率を達成していなかったことは、ゆゆしき事態であり、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、障害者雇用の促進に対する基本認識の欠如と法の理念に対する意識の低さがあったことを重く受け止め、公的機関における障害者の雇用状況についての的確な把握と法定雇用率の達成に全力で取り組むとともに、障害者の民間企業から公的機関への転職の実態を調査した上で、民間企業との競合を防ぐために必要な措置を講じるべきである。</p>	<p>において策定し、法定雇用率の達成に向けた取組みを進めるとともに障害者の活躍の場の拡大を図っているところである。</p> <p>また、厚生労働省が実施する特別調査により、各府省の障害者の採用状況や、民間企業に与えた影響の実態把握に努めるとともに、公共職業安定所等からなる「障害者雇用推進チーム」による民間企業支援を行うなど、引き続き、企業の障害者雇用を積極的に支援してまいる所存である。</p>
<p>(6)平成24年の笹子トンネル事故等を踏まえ、道路構造物に対する5年に一度の近接目視による全数監視を定めるなど措置を講じたにもかかわらず、今般、高速道路会社3社が行う点検等に関し、目視点検が困難な箇所がある110トンネル全てにおいて、点検要領に則した確認を行っていないこと、点検結果を踏まえた補修等が長期間実施されず、一部は維持管理計画にも反映されていないことなど、高速道路の安全を脅かす事態が明らかとなったことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、一連の事態の原因を徹底して調査し、各高速道路会社による道路構造物の維持管理が適切に行われるよう指導を徹底するとともに、地方公共団体を含む全ての道路管理者と緊密に連携し、道路の安全確保に万全を期すべきである。</p>	<p>(6)高速道路の道路構造物については、その維持管理が適切に行われるよう必要な点検を確実に実施し、その点検結果を維持管理計画に反映させるなど、改めて各高速道路会社に対し指導を徹底したところである。</p> <p>今後とも、地方公共団体を含む全ての道路管理者と緊密に連携し、道路の安全確保に万全を期してまいる所存である。</p>
<p>(7)防衛装備庁は、防衛装備品等に係る予定価格の算定の妥当性を検証するシステムを整備して試験運用しているが、予定価格の基準となる計算価格又は製造原価のデータの一方しか入力できない仕様となっており分析できないこと、また、原価調査の実績が低調で入力対象のデータを取得する機会が十分確保されていないことなどにより、システムが機能して</p>	<p>(7)防衛装備品等に係るコストデータベースシステムについては、計算価格と製造原価の両方のデータを入力可能とする改善を行うとともに、防衛装備庁に設置した検討委員会における改善方針を踏まえ、防衛装備品等の調達において、入力対象となるデータが製造企業から取得可能となる契約条項等を規定することとしたところである。</p>

いなかったことは、遺憾である。

政府は、準備不足により不適切な事態を招いたことを深刻に受け止め、データ分析が可能なシステムの仕様や効率的・効果的なデータの取得などについて徹底して検討すべきである。

引き続き、システムの仕様や効率的・効果的なデータの取得などについて徹底した検討を行ってまいらる所存である。

その後、5月25日には麻生財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑、6月15日には安倍内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行った。平成三十年度決算審査における質疑の主な項目は、今後の財政健全化目標の考え方、新型コロナウイルス感染症対策の在り方、保育士の処遇改善等加算による確実な賃金改善、政府開発援助の効果発現に向けた取組などである。

6月15日の質疑終局の後、委員長より、平成三十年度決算についての5項目から成る内閣に対する警告案及び14項目から成る平成30年度決算審査措置要求決議案が示された。

討論の後、採決の結果、平成三十年度決算は多数をもって是認すべきものと、内閣に対する警告案は全会一致をもって警告すべきものと議決した。内閣に対し警告する事項は、①政府共通プラットフォームにおけるセキュアゾーンの不適切な整備について、②企業主導型保育事業における助成金の過大交付及び低調な利用状況について、③検察に対する国民の信頼回復について、④資源エネルギー庁における不適切な公文書作成について、⑤有償援助（FMS）による防衛装備品等の調達改善についてである。

次に、平成30年度決算審査措置要求決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定した。措置要求決議の内容は、①東京オリンピック・パラリ

ンピック競技大会の延期に係る対応について、②新型コロナウイルス感染症に係る政府の取組について、③桜を見る会の不適切な運営について、④大学等における研究力低下の立て直しについて、⑤保育士等の賃金改善の確実な実施について、⑥第三セクター等による地方公共団体の財政的リスクへの取組について、⑦効果が発現していない政府開発援助（ODA）事業について、⑧スクールソーシャルワーカー（SSW）重点加配の推進について、⑨地方衛生研究所の体制強化について、⑩戦没者の遺骨の取り違えについて、⑪独立行政法人における余裕資金の速やかな国庫納付について、⑫農業用ため池の防災減災事業の適切な実施について、⑬河川管理施設等の防災施設に設置された電気設備の耐震調査の確実な実施について、⑭下水道施設の耐震化・老朽化対策等の着実な推進についてである。

次に、平成三十年度国有財産増減及び現在額総計算書は多数をもって是認すべきものと決定し、次いで平成三十年度国有財産無償貸付状況総計算書は多数をもって是認すべきものと決定した。

〔平成三十年度予備費の審査〕

平成三十年度予備費2件のうち、平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）は平成31年3月19日、平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調

書（その2）は令和元年5月21日、いずれも第198回国会に提出された。令和2年6月2日に衆議院から受領した後、6月12日に本委員会に付託され、6月15日、麻生財務大臣から概要説明を聴取し、決算外2件と一括して質疑を行った。

6月15日に討論を行った後、採決の結果、平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）については全会一致をもって、平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）については多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。

〔国政調査〕

（2）委員会経過

○令和2年4月1日（水）（第1回）

— 全般質疑 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成三十年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。
- 平成三十年度決算外2件について安倍内閣総理大臣、麻生国務大臣、武田国務大臣、赤羽国土交通大臣、北村国務大臣、衛藤内閣府特命担当大臣、小泉環境大臣、西村国務大臣、加藤厚生労働大臣、茂木外務大臣、菅内閣官房長官、高市総務大臣、橋本国務大臣、萩生田文部科学大臣、梶山経済産業大臣、稲津厚生労働副大臣、藤川財務副大臣、橋本厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、*舞立昇治君（自民）、

令和2年4月6日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について、森田会計検査院長からそれぞれ説明を聴取した。

また、6月15日、国会法第105条の規定に基づき、会計検査院に対し検査要請を行うことを決定した。要請した項目は、①防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の実施状況等について、②農林水産分野におけるTPP等関連政策大綱に基づく施策の実施状況等についてである。

- *足立敏之君（自民）、野田国義君（※）、
- *吉田忠智君（※）、*古賀之士君（※）、
- *横沢高德君（※）、竹内真二君（公明）、
- *塩田博昭君（公明）、石井苗子君（維新）、
- *梅村みずほ君（維新）、大門実紀史君（共産）

*関連質疑

○令和2年4月6日（月）（第2回）

— 省庁別審査 —

- 平成三十年度決算外2件に関し、平成二十九年決算に関する本院の議決について政府の講じた措置及び平成29年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置について麻生財務大臣から説明を聴いた。
- 平成三十年度決算外2件中、裁判所、法務省、財務省、金融庁、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行関係について麻生国務大臣、森法務大臣、藤川財務副大臣、小島厚生労働大臣政務官、宮本経済産業大臣政務官、政府参考人、参考人株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁田中一穂君及び株式会社国際協力銀行代表取締役総裁前田匡史君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

長峯誠君（自民）、豊田俊郎君（自民）、小西洋之君（※）、芳賀道也君（※）、浜口誠君（※）、矢倉克夫君（公明）、熊野正士君（公明）、柴田巧君（維新）、音喜多駿君（維新）、岩渕友君（共産）

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について森田会計検査院長から説明を聴いた。

○令和2年4月13日（月）（第3回）

— 省庁別審査 —

- 平成三十年度決算外2件中、皇室費、内閣、内閣府本府、経済産業省、消費者庁及び沖縄振興開発金融公庫関係について梶山経済産業大臣、西村国務大臣、菅内閣官房長官、衛藤内閣府特命担当大臣、北村内閣府特命担当大臣、宮下内閣府副大臣、藤川財務副大臣、斎藤総務大臣政務官、自見厚生労働大臣政務官、中野経済産業大臣政務官、杉本公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

吉田忠智君（※）、勝部賢志君（※）、芳賀道也君（※）、浜口誠君（※）、山田俊男君（自民）、磯崎仁彦君（自民）、里見隆治君（公明）、伊藤孝江君（公明）、秋野公造君（公明）、清水貴之君（維新）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、大門実紀史君（共産）

○令和2年5月13日（水）（第4回）

— 省庁別審査 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成三十年度決算外2件中、復興庁、総務省、環境省及び警察庁関係について武田国務大臣、小泉環境大臣、高市総務大臣、田中復興大臣、石原環境副大臣、大塚内閣府副大臣、稲津厚生労働副大臣、藤原内閣府大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

三木亨君（自民）、山下雄平君（自民）、那谷屋正義君（※）、小沼巧君（※）、古賀之士君（※）、浜口誠君（※）、秋野公造君（公明）、三浦信祐君（公明）、柴田巧君（維新）、石井苗子君（維新）、山添拓君（共産）、武田良介君（共産）

○令和2年5月18日（月）（第5回）

— 省庁別審査 —

- 平成三十年度決算外2件中、文部科学省、農林水産省及び国土交通省関係について江藤農林水産大臣、萩生田文部科学大臣、赤羽国土交通大臣、青木国土交通副大臣、御法川内閣府副大臣、牧原経済産業副大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長北村隆志君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岩井茂樹君（自民）、宮崎雅夫君（自民）、那谷屋正義君（※）、吉田忠智君（※）、芳賀道也君（※）、浜口誠君（※）、安江伸夫君（公明）、宮崎勝君（公明）、梅村みずほ君（維新）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、紙智子君（共産）、山添拓君（共産）

○令和2年5月25日（月）（第6回）

— 准総括質疑 —

- 平成三十年度決算外2件について加藤厚生労働大臣、森法務大臣、萩生田文部科学大臣、高市総務大臣、麻生財務大臣、西村国務大臣、梶山経済産業大臣、橋本国務大臣、衛藤内閣府特命担当大臣、河野防衛大臣、菅内閣官房長官、武田国務大臣、茂木外務大臣、藤川財務副大臣、宮下内閣府副大臣、大塚内閣府副大臣、中谷外務大臣政務官、小島厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤井基之君（自民）、森屋宏君（自民）、勝部賢志君（※）、小沼巧君（※）、古賀之士君（※）、芳賀道也君（※）、山添拓君（共産）、田村智子君（共産）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、柴田巧君（維新）、山本博司君（公明）、三浦信祐君（公明）

○令和2年6月15日(月) (第7回)

— 締めくくり総括質疑 —

- 平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第198回国会提出)(衆議院送付)

平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(第198回国会提出)(衆議院送付)

以上両件について麻生財務大臣から説明を聞いた。

- 平成三十年度決算外2件及び予備費2件について安倍内閣総理大臣、西村国務大臣、高市国務大臣、武田国務大臣、赤羽国土交通大臣、茂木外務大臣、江藤農林水産大臣、衛藤内閣府特命担当大臣、梶山経済産業大臣、加藤厚生労働大臣、麻生財務大臣、小泉環境大臣、橋本国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、

平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第198回国会提出)(衆議院送付)

平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(第198回国会提出)(衆議院送付)

以上両件をいずれも承諾を与えるべきものと議決し、

平成三十年度一般会計歳入歳出決算、平成三十年度特別会計歳入歳出決算、平成三十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成三十年度政府関係機関決算書を議決し、平成30年度決算審査措置要求決議を行い、

平成三十年度国有財産増減及び現在額総計算書及び平成三十年度国有財産無償貸付状況総計算書をいずれも是認すべきものと議決した後、

高市総務大臣、森法務大臣、茂木外務大臣、萩生田文部科学大臣、加藤厚生労働大臣、江藤農林水産大臣、梶山経済産業大臣、赤羽国土交通大臣、河野防衛大臣、菅内閣官房長官、衛藤国務大臣、竹本国務大臣、西村国務大臣及び橋本国務大臣から発言があった。

[質疑者]

中川雅治君(委員長質疑)、長峯誠君(自民)、*三木亨君(自民)、浜口誠君(※)、*長浜博行君(※)、*野田国義君(※)、宮崎勝君(公明)、柴田巧君(維新)、田村智子君(共産) *関連質疑

(平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1))

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産

反対会派 なし

(平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2))

賛成会派 自民、※、公明、維新

反対会派 共産

(平成三十年度一般会計歳入歳出決算、平成三十年度特別会計歳入歳出決算、平成三十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成三十年度政府関係機関決算書)

賛成会派 自民、公明

反対会派 ※、維新、共産

(内閣に対する警告)

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産

反対会派 なし

(平成30年度決算審査措置要求決議)

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産

反対会派 なし

(平成三十年度国有財産増減及び現在額総計算書)

賛成会派 自民、公明

反対会派 ※、維新、共産

(平成三十年度国有財産無償貸付状況総計算書)

賛成会派 自民、公明、共産

反対会派 ※、維新

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めるとを決定した。

○令和2年6月17日(水) (第8回)

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会決議

—平成30年度決算審査措置要求決議—

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に係る対応について

東京オリンピック・パラリンピック競技大会については、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大を受けて、開催が1年延期されることとなった。しかしながら、開催延期に伴う追加費用の総額や費用分担は明らかにされておらず、また、アスリートへの支援、競技会場やスタッフの確保、ホストタウンへの対応、感染症対策の徹底など、延期に伴う諸課題が指摘されている。

政府は、人類が新型コロナウイルス感染症に打ちかって大会を開催できるよう、国際オリンピック委員会（IOC）や大会組織委員会、東京都及び各競技団体等との緊密な連携の下、追加費用の精査や費用分担の明確化を進めるとともに、世界各地から日本を訪れる選手や観客が安心して滞在できる受入れ体制を整備するなど、大会の開催・成功に向けた対応に全力で取り組むべきである。

2 新型コロナウイルス感染症に係る政府の取組について

令和元年12月に初めて確認された新型コロナウイルス感染症については、世界的な感染拡大が発生し、多くの尊い人命が失われた。我が国においては、2年4月に史上初となる新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出される事態にまで至ったが、医療従事者等の努力を始め、個人や各事業者等の多大なる協力によって感染拡大は抑えられ、同年5月には宣言も解除された。しかし、社会経済活動が制限されたことにより、経済や人々の暮らしに甚大な影響が出ており、その回復が求められるが、ウイルスとの戦いは今後も続くことが想定される。

政府は、一人も取り残すことなく、我が国で暮らす人々の命と健康、暮らしを守るという決意の下、最前線で対応する医療従事者等を物心両面で支援することはもとより、再度感染が拡大する場合に備え、検査体制の拡充や病床・医療用防護具等の確保を含め、万全の医療提供体制を構築するとともに、世界各国や関係機関と連携し、治療薬やワクチンの早期開発及び普及を促進すべきである。また、子供たちの学びの機会を確保する観点から、今後の学校運営等について、子供たちの思いや負担等も十分に勘案して、適切な対策を講じるべきである。そして、感染防止を徹底しつつ、経済や人々の暮らしを回復するため、あらゆる施策を動員し、全力で取り組むべきである。その上で、事態が収束した暁には、各施策の効果等について徹底的に検証し、次代への教訓として活用するべきである。

3 桜を見る会の不適切な運営について

内閣総理大臣が主催する桜を見る会について、招待者の選定に関する課題や、招待者数が増加し、開催経費が予算積算上の見積りを大きく上回って執行されていたことなど、不適切な運営が行われていたことが明らかとなった。

政府は、桜を見る会の運営について深く反省し、招待者の選定等全般的な運営の見直しを行うなど、適切に対応すべきである。

4 大学等における研究力低下の立て直しについて

近年、世界の学術誌等に掲載される我が国の論文数の伸び率が停滞し、国際的なシェアが低下しているなど、我が国の大学等の研究力は諸外国に比べ相対的に低下している。研究力低下の要因として、若手研究者の雇用の不安定化やキャリアパスの不透明さなどにより、若手研究者を取り巻く環境が悪化していることなども指摘されている。

政府は、資源が少ない科学・技術立国である我が国にとって若手研究者の育成や研究力の確保は国家の基盤であるとの認識の下、若手研究者への支援の強化はもとより、人材、資金、環境の整備に関する施策を総動員し、我が国の研究力回復に向け全力で取り組むべきである。

5 保育士等の賃金改善の確実な実施について

保育士等の賃金改善のための処遇改善等加算の実施状況について、会計検査院が166市区町村の6,089施設を検査したところ、平成28年度及び29年度の2か年度の間、保育所等において処遇改善等加算に残額が生ずるなどしていたもののうち、7億1,950万円が翌年度も保育士等の賃金改善に充てられていない状況となっていたことなどが明らかとなった。

政府は、市区町村に対して、処遇改善等加算が確実に保育士等の賃金改善に充てられるよう保育所等に対する処遇改善等加算の残額に係る支払状況の確認を徹底することを周知するとともに、保育所等が賃金改善総額を適切に算定して保育士等の賃金改善を行うことができるよう算定方法の留意点等を具体的に示すべきである。

6 第三セクター等による地方公共団体の財政的リスクへの取組について

第三セクター等は、地域住民の暮らしを支える事業を行う法人であり、地方公共団体から出資等による多額の支援を受けているが、平成30年度末時点で全国7,325法人のうち40.3%が赤字、3.9%が債務超過となっている。総務省は、地方公共団体に対して、財政的リスクが高い第三セクター等に係る経営健全化方針の策定を要請しているが、一部の第三セクター等については策定の予定がないとするなど、全ての法人について方針を策定するまでには至っていない。

政府は、第三セクター等の経営悪化が地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、地方公共団体に対し、財政的リスクが高いと認められた全ての第三セクター等について経営健全化方針を速やかに策定するよう要請するとともに、同方針に基づく第三セクター等の経営健全化に向けた取組状況を注視し、必要に応じて地方公共団体を支援することにより、第三セクター等による地方公共団体の財政的リスクの軽減を図るべきである。

7 効果が発現していない政府開発援助（ODA）事業について

政府開発援助（ODA）事業について、平成30年度決算検査報告では、ソロモン諸島の給水設備改善計画において、独立行政法人国際協力機構（JICA）が事業設計時に既存の送水管の漏水等を把握していなかったため、整備した濁度低減施設が全く使用されなかった事態や、インドネシアの下水道整備事業において、JICAが汚水処理後の水質悪化の改善状況を十分に把握せず、現状を踏まえた適切な維持管理について事業実施機関等との協議を十分に行っていなかった事態など、事業の効果が十分に発現していないことが明らかとなった。

政府は、ODA事業の実効性向上が我が国のインフラ輸出や外交戦略にも寄与することを踏まえ、効果が発現していない事業について事業実施機関等に対して早急に改善を働きかけた上で、再発防止策を講じるとともに、各事業の実施状況等の把握が徹底されるよう在外公館及びJICAによる事業管理体制の強化に努めるべきである。

8 スクールソーシャルワーカー（SSW）重点加配の推進について

文部科学省は、地方公共団体に対し、学校等にスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置するための補助金を交付しており、子どもの貧困対策等のためにSSWを重点的に配置（重点加配）する場合は補助金を上乗せしている。会計検査院が検査したところ、重点加配の実績について、平成30年度は目標人数1,000人に対し148人となっているなど、重点加配を開始した27年度以降毎年度目標を大きく下回っていたこと、その背景として、文部科学省が重点加配の趣旨や内容を当該事業の実施要領に記載しておらず、地方公共団体に対して制度が十分に周知されていなかったことなどが明らかとなった。

政府は、学校において虐待や貧困等の様々な課題を抱える児童生徒を専門家として支えることが期待されるSSWの重要性に鑑み、地方公共団体に対して制度の趣旨や内容、良い活動事例の周知徹底を図ることなどにより、重点加配を推進するとともに、SSWがその専門性を十分に発揮できるよう、SSWを取り巻く環境の改善に努めるべきである。

9 地方衛生研究所の体制強化について

地方衛生研究所は、地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るための地方公共団体における科学的かつ技術的中核機関であり、厚生労働省の感染症発生動向調査においても患者情報及び病原体情報等の収集・分析や病原体検査等の重要な役割を担うこととなっている。同研究所については、平成22年の新型インフルエンザ対策総括会議の報告書において、PCR検査を含めた検査体制の強化や法的位置付けの検討等が提言されていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、必要な検査が迅速に行えなかった地域が生じるなど、その体制が十分とは言えないことが明らかとなった。

政府は、新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大や将来到来することが懸念される新興・再興感染症に迅速に対処することができるよう、地方公共団体における財源措置や人材確保への支援を含め、地方衛生研究所の体制強化に早急に取り組むとともに、法的位置付けの明確化を検討すべきである。

10 戦没者の遺骨の取り違えについて

厚生労働省は、戦没者の遺骨収集事業を実施しているが、ロシアやフィリピンにおいて日本人のものではない遺骨が収容された可能性を度々指摘されながら、同省の問題認識や情報共有等が不十分であったため、長年にわたって適切な対応が行われず、遺骨収集事業に対する信頼を損ねることとなった。

政府は、遺族の高齢化が進展している現状において、いまだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに鑑み、遺骨の取り違え等が起らないよう事業及び事業実施体制の見直しについての方針にのっとり、戦没者の遺骨の収集を着実に推進するべきである。

11 独立行政法人における余裕資金の速やかな国庫納付について

経済産業省が所管する独立行政法人中小企業基盤整備機構は、第2種信用基金により実施する債務保証業務のための原資として政府出資金を受けており、平成29年度末の政府出資金は375億4,874万円となっているが、会計検査院の試算によると、202億6,103万円は将来も使用される見込みがないとされる。また、農林水産省が所管する独立行政法人農林漁業信用基金は、政府出資金を主な財源として各漁業信用基金協会に貸付けを行っており、30年度末の貸付金残高は261億3,000万円となっているが、会計検査院の試算によると、使用される見込みがない貸付金のうち政府出資金を財源とする額は88億6,947万円となっている。

政府は、中小企業基盤整備機構及び農林漁業信用基金に対する政府出資金に関して、今後も使用することが見込まれない余裕資金については速やかに国庫納付させるとともに、同種の事態が生じることがないように、各独立行政法人における余裕資金の状況を適時適切に把握して、国の出資金等の規模を見直すことができる体制を整備すべきである。

12 農業用ため池の防災減災事業の適切な実施について

農業用ため池の防災減災事業については、会計検査院が23府県の1万346か所のため池を検査したところ、ため池3,899か所が豪雨調査において改修の必要性を適切に判定されていない事態、ため池142か所が耐震調査において改修の必要性を適切に判定されていない事態、要改修ため池1,554か所において、改修実施までの間の対応として監視・管理体制の強化やハザードマップの活用等のソフト対策が講じられておらず、このうち1,342か所においてソフト対策の実施に係る調整等も行われて

いない事態が明らかとなった。

政府は、災害から国民の生命及び財産を守ることの重要性に鑑み、農業用ため池に係る豪雨調査、耐震調査及びソフト対策を適切に実施するとともに、点検監視等の保管理体制の強化、豪雨や地震等に対応するための改修や利用されていないため池の統廃合等を強力に推進すべきである。

13 河川管理施設等の防災施設に設置された電気設備の耐震調査の確実な実施について

河川管理施設等の防災施設には、水門のゲートや雨水排水ポンプ場のポンプなどの防災施設本体のほか、これを稼働するための電気設備が設置されている。会計検査院が検査したところ、平成30年度末までに9県及び38市町において防災施設本体の耐震調査が実施されていた272施設のうち、8県及び21市町が管理する158施設においては、防災施設本体を稼働するための電気設備について耐震調査が実施されておらず、所要の耐震性が確保されているか不明となっている事態が明らかとなった。

政府は、地震時等に防災施設の機能が十分に発揮されるためには、防災施設本体のみならず電気設備等の付随施設についても耐震性が確保されている必要があることを踏まえ、地方公共団体に対して、河川管理施設等の防災施設に設置されている電気設備の耐震調査の必要性についての周知や耐震性の確認方法等の技術的助言を行い、防災施設に設置された電気設備の耐震調査を確実に実施させるとともに、防災施設本体と付随設備を一体として捉えた耐震対策を推進すべきである。

14 下水道施設の耐震化・老朽化対策等の着実な推進について

国土交通省は、第4次社会資本整備重点計画や防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策等に基づき、下水道施設の耐震化を進めているが、平成30年度末において、重要な幹線等の49%、下水処理場の63%がまだ耐震化されていない。また、下水道施設の老朽化も進んでおり、管路の老朽化等に起因した道路陥没件数は30年度で約3,100件に上っている。

政府は、下水道施設が公衆衛生の向上や水質保全に欠かせない重要なインフラであるとともに、内水排除機能を有する防災施設でもあることを踏まえ、近年の頻発化、激甚化している災害に備える観点からも、下水道施設を管理する地方公共団体に対して財政措置を含めた支援を強力に実施し、下水道施設の耐震化、老朽化対策、内水対策等を着実に推進すべきである。

行政監視委員会

委員一覧 (35名)

委員長	川田 龍平 (※)	滝波 宏文 (自民)	田名部 匡代 (※)
理事	島村 大 (自民)	柘植 芳文 (自民)	羽田 雄一郎 (※)
理事	野村 哲郎 (自民)	堂故 茂 (自民)	森屋 隆 (※)
理事	牧野 たかお (自民)	徳茂 雅之 (自民)	横沢 高德 (※)
理事	吉川 沙織 (※)	中西 健治 (自民)	塩田 博昭 (公明)
理事	西田 実仁 (公明)	羽生田 俊 (自民)	杉 久武 (公明)
理事	梅村 聡 (維新)	藤末 健三 (自民)	竹内 真二 (公明)
理事	吉良 よし子 (共産)	松下 新平 (自民)	矢倉 克夫 (公明)
	阿達 雅志 (自民)	三木 亨 (自民)	音喜多 駿 (維新)
	有村 治子 (自民)	江崎 孝 (※)	高良 鉄美 (沖縄)
	宇都 隆史 (自民)	小沢 雅仁 (※)	渡辺 喜美 (みん)
	そのだ 修光 (自民)	小林 正夫 (※)	(2. 2. 17 現在)

国と地方の行政の役割分担に関する小委員会 (17名)

小委員長	西田 実仁 (公明)	野村 哲郎 (自民)	竹内 真二 (公明)
	阿達 雅志 (自民)	牧野 たかお (自民)	梅村 聡 (維新)
	島村 大 (自民)	小沢 雅仁 (※)	山添 拓 (共産)
	滝波 宏文 (自民)	小林 正夫 (※)	伊波 洋一 (沖縄)
	堂故 茂 (自民)	田名部 匡代 (※)	浜田 聡 (みん)
	徳茂 雅之 (自民)	吉川 沙織 (※)	(2. 4. 13 現在)

※ 立憲・国民、新緑風会・社民

(1) 審議概観

第201回国会において、本委員会は、政策評価の現状等に関する件、国と地方の行政の役割分担に関する件、行政評価等プログラムに関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件等について調査を行うとともに、「国と地方の行政の役割分担に関する小委員会」を設置した。

また、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査報告書（行政監視の実施の状況等に関する報告書）を議長に提出することを決定した。

なお、今国会においては、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は、付託されなかった。

〔国政調査〕

2月17日、政策評価の現状等に関する件について高市総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた。

また、国と地方の行政の役割分担に関する件について参考人鹿児島県大和村長伊集院幼君、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科専任教授木村俊介君及び中央大学法学部教授磯崎初仁君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

質疑では、国と地方の権限関係が集権化に向かっていることの確認、「立法分権」における地方議会のマンパワー的課題と

対応可能性への懸念、広域な対応を要する災害発生時における国と地方の行政の役割分担の在り方、市町村合併の進展に対する評価と人口減少下における基礎自治体の適正数、地域のニーズや住民サービスの充実を踏まえて地方自治体の適正な職員数を確保する必要性、行政計画の整理に当たっての判断基準、融合型とされる国と地方の事務分担からの脱却と国の出先機関の役割、国や県からの調査・照会への対応に係る町村の業務負担の状況、「立法分権」の推進における公平性や平等性の確保、政令市に基礎自治体を設定する際に基礎自治体の適正規模の判断に用いるべき指標、町村における専門性を有する人材の確保の困難性、公立病院等の統廃合など地域医療の課題への対応における国と地方の役割分担の在り方、災害発生時の支援や被災者の生活再建に係る国と地方の望ましい役割分担、全国町村会が道州制の導入に慎重な背景、地方税制と地方の財政強化に関する所見、「立法分権」と委任立法の異同、戦前からの中央集権型財政構造と地方分権改革による中央集権化の招来に係る所見、消費税の全額地方財源化に係る所見、新型コロナウイルスへの対応をより分権体制で行うべきとの見解に係る所見などが取り上げられた。

4月13日、行政評価等プログラムに関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について高市総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた後、行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について高市総務大臣、牧原経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

質疑では、上関原子力発電所の立地自

治体への電源立地地域対策交付金交付継続の適切性、事業活動の休止等に伴う営業損失に対する補償の必要性に関する総務大臣の見解、生活支援臨時給付金の支給対象要件の設定理由と支給の対象者及び時期、NHK訪問員がテレビ設置時ではなく当月から受信料支払いを求める行為が放送法に違反する可能性などが取り上げられた。

また、国と地方の行政の役割分担に関する小委員会を設置することを決定した。

6月1日、行政評価・監視活動実績の概要に関する件について高市総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた後、国と地方の行政の役割分担に関する小委員会の活動経過について、小委員長から報告を聴いた。

また、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査報告書（行政監視の実施の状況等に関する報告書）を提出することを決定した。

なお、6月3日、本会議において委員長が行政監視の実施の状況等に関する報告を行った。

（国と地方の行政の役割分担に関する小委員会）

4月13日、国と地方の行政の役割分担に関する件について高市総務大臣、斎藤総務大臣政務官、神田内閣府大臣政務官、藤原内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

質疑では、国と地方自治体の事務の役割分担の基本的な考え方、地方自治体が事実上実施を義務付けられている計画策定などの事務に関する総務省の取組、国から地方自治体に対する通知・事務連絡等の発出状況と地方自治体業務に生じる負担、新型コロナウイルス感染症軽症者

等の療養方針に係る厚生労働省の事務連絡が地方自治体業務に与えた影響、新型コロナウイルスに係る外出自粛等による子どものストレスに対するケアの必要性、帰国者の外出自粛・健康管理等の実施確保に向けた地方自治体との連携の必要性、行政計画に関する判断基準を検討・整理し策定における地方自治体への支援を強化する必要性、生活支援臨時給付金に係る市町村の負担を軽減するために国が支援策を講じる必要性、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の地域独自の補償策への活用の可否、全世帯への布製マスクの配布を撤回し不織布製マスクを配布する必要性、NHKに委託された訪問員が戸別訪問時に受信契約等を求める行為が弁護士法に違反する可能性などが取り上げられた。

5月25日、国と地方の行政の役割分担に関する件について橋本厚生労働副大臣、長谷川総務副大臣、宮本経済産業大臣政務官、神田内閣府大臣政務官、木村総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

質疑では、GIGAスクール構想実現による教育のICT化推進に向けた文部科学省の意気込み、過疎化や人口減少等

の課題に対応する市町村に対する国の支援の在り方と都道府県の役割、持続化給付金について申請サポート会場を市区町村ごとに設置し事業者を支援する必要性、都道府県・市町村への申請サポートに関する行政のワンストップサービスの必要性、総務省が遺留金の行政評価局調査において想定している調査項目の着眼点及び調査等対象機関、行旅死亡人等の葬祭等の費用について市町村からの請求に対し預金口座からの払戻しに金融機関がゆうちょ銀行並みに応じる必要性、行政計画策定に係る地方自治体の業務負担に関する実態把握及び議論の促進の必要性、今後見込まれる人口減少や高齢化等を踏まえた調査・分析を行う必要性、地方議会議員選挙で求められる住所要件の考え方と認定方法の在り方、地方自治体が財政力等に関わらず妊産婦等への支援を十分行えるよう総務省が配慮する必要性、医療提供体制を支えるための第2次補正予算案や診療報酬制度の運用等の方向性、NHKが契約者の住民票の写しを取得する際に全ての地方自治体において契約書の写しなどを提出させる必要性などが取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和2年2月17日(月) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政策評価の現状等に関する件について高市総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた。
- 国と地方の行政の役割分担に関する件につい

て次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

鹿児島県大和村長 伊集院幼君
明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科
専任教授 木村俊介君
中央大学法学部教授 礒崎初仁君

[質疑者]

阿達雅志君(自民)、小沢雅仁君(※)、西田実仁君(公明)、梅村聡君(維新)、吉良

よし子君（共産）、高良鉄美君（沖縄）、渡辺喜美君（みん）

○令和2年4月13日（月）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政評価等プログラムに関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について高市総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた。
- 行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について高市総務大臣、牧原経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

江崎孝君（※）、倉林明子君（共産）、伊波洋一君（沖縄）、浜田聡君（みん）

- 国と地方の行政の役割分担に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。
- なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における政府参考人及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○令和2年6月1日（月）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政評価・監視活動実績の概要に関する件について高市総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた。
- 国と地方の行政の役割分担に関する小委員長西田実仁君から報告を聴いた。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査報告書（行政監視の実施の状況等に関する報告書）を提出することを決定した。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の中間報告要求書を提出することを決定した。

○令和2年6月17日（水）（第4回）

- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

■ 国と地方の行政の役割分担に関する小委員会

○令和2年4月13日（月）（第1回）

- 国と地方の行政の役割分担に関する件について高市総務大臣、斎藤総務大臣政務官、神田内閣府大臣政務官、藤原内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

徳茂雅之君（自民）、吉川沙織君（※）、田名部匡代君（※）、竹内真二君（公明）、山添拓君（共産）、伊波洋一君（沖縄）、浜田聡君（みん）

○令和2年5月25日（月）（第2回）

- 国と地方の行政の役割分担に関する件について橋本厚生労働副大臣、長谷川総務副大臣、宮本経済産業大臣政務官、神田内閣府大臣政務官、木村総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

堂故茂君（自民）、小林正夫君（※）、小沢雅仁君（※）、竹内真二君（公明）、梅村聡君（維新）、吉良よし子君（共産）、伊波洋一君（沖縄）、浜田聡君（みん）

(3) 行政監視の実施の状況等に関する報告要旨

【要旨】

平成30年6月に合意された本院の行政監視機能の強化に関する参議院改革協議会報告書において、行政監視機能の強化に議院全体として取り組むとされたことを受け、本委員会は本院の行政監視機能の主要部分を担うべく、行政監視機能の強化の具体化に向け、取り組んできた。

委員会においては、政府からの説明聴取及び質疑を行うとともに、国と地方の行政の役割分担に関する件について参考人からの意見聴取及び質疑を行った。

さらに、国と地方の行政の役割分担の在り方等について調査検討するため、国と地方の行政の役割分担に関する小委員会を設置し、小委員会において政府に対する質疑を行った。

委員会及び小委員会においては、国と地方の行政の役割と連携の在り方、地方自治体の業務負担の実状、新型コロナウイルス感染症に対する政府の対応状況など多岐にわたる議論が行われた。

このほか、理事会等において、行政監視機能の強化の在り方に関する協議を重ね、本委員会における行政監視機能の強化に関する申合せを行うとともに、参議院のホームページに開設した行政に対する苦情窓口を通して苦情を受け付けるなどの取組を進めた。

議院運営委員会

委員一覧 (25名)

委員長	松村	祥史 (自民)	岩本	剛人 (自民)	岸	真紀子 (※)
理事	大家	敏志 (自民)	加田	裕之 (自民)	熊谷	裕人 (※)
理事	佐藤	啓 (自民)	清水	真人 (自民)	宮沢	由佳 (※)
理事	馬場	成志 (自民)	本田	顕子 (自民)	森本	真治 (※)
理事	川合	孝典 (※)	三浦	靖 (自民)	塩田	博昭 (公明)
理事	斎藤	嘉隆 (※)	宮崎	雅夫 (自民)	下野	六太 (公明)
理事	平木	大作 (公明)	山田	太郎 (自民)	石井	章 (維新)
理事	東	徹 (維新)	渡辺	猛之 (自民)		
理事	田村	智子 (共産)	木戸口	英司 (※)		(2.1.20 現在)

庶務関係小委員 (15名)

小委員長	渡辺	猛之 (自民)	清水	真人 (自民)	斎藤	嘉隆 (※)
	岩本	剛人 (自民)	馬場	成志 (自民)	塩田	博昭 (公明)
	大家	敏志 (自民)	川合	孝典 (※)	平木	大作 (公明)
	加田	裕之 (自民)	木戸口	英司 (※)	東	徹 (維新)
	佐藤	啓 (自民)	岸	真紀子 (※)	田村	智子 (共産)
						(2.1.20 現在)

図書館運営小委員 (15名)

小委員長	宮沢	由佳 (※)	本田	顕子 (自民)	森本	真治 (※)
	大家	敏志 (自民)	三浦	靖 (自民)	下野	六太 (公明)
	佐藤	啓 (自民)	山田	太郎 (自民)	平木	大作 (公明)
	清水	真人 (自民)	川合	孝典 (※)	東	徹 (維新)
	馬場	成志 (自民)	斎藤	嘉隆 (※)	田村	智子 (共産)
						(2.1.20 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

(1) 審議概観

第201回国会において本委員会に付託された法律案は、本院議員提出1件及び衆議院提出1件の合計2件であり、このうち衆議院提出1件を可決した。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、議

長、副議長及び議員の歳費の月額について、令和3年4月30日までの間、2割削減するものである。

本法律案は、4月27日に衆議院から提出、同日、本委員会に付託され、全会一致をもって可決された。

(2) 委員会経過

○令和2年1月17日(金) (第200回国会閉会後第1回)

- 参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の令和2年度予定経費要求及び令和元年度予定経費補正要求(第1号)に関する件について決定した。

○令和2年1月20日(月) (第1回)

- 一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会、政府開発援助等に関する特別委員会、地方創生及び消費者問題に関する特別委員会及び東日本大震災復興特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党・国民の声10人、立憲・国民、新緑風会・社民5人、公明党3人、日本維新の会及び日本共産党各1人 計20人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党・国民の声10人、立憲・国民、新緑風会・社民5人、公明党2人、日本維新の会、日本共産党及び沖縄の風各1人 計20人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

自由民主党・国民の声17人、立憲・国民、新緑風会・社民9人、公明党4人、日本維新の会3人、日本共産党2人 計35人

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

自由民主党・国民の声10人、立憲・国民、新緑風会・社民5人、公明党2人、日本維新の会、日本共産党及びれいわ新選組各1人 計20人

政府開発援助等に関する特別委員会

自由民主党・国民の声14人、立憲・国民、新緑風会・社民7人、公明党4人、日本維新の会及び日本共産党各2人、碧水会1人 計30人

地方創生及び消費者問題に関する特別委員会
自由民主党・国民の声11人、立憲・国民、新緑風会・社民7人、公明党3人、日本維新の会2人、日本共産党及びみんなの党各1人 計25人

東日本大震災復興特別委員会

自由民主党・国民の声18人、立憲・国民、新緑風会・社民10人、公明党4人、日本維新の会3人、日本共産党2人、沖縄の風、碧水会及びみんなの党各1人 計40人

- 一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党・国民の声7人、立憲・国民、新緑風会・社民4人、公明党2人、日本維新の会及び日本共産党各1人 計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和2年1月23日(木) (第2回)

- 一、本会議における内閣総理大臣外3国務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 1月23日及び24日

ロ、時間 自由民主党・国民の声60分、立憲・国民、新緑風会・社民65分、公明党30分、日本維新の会及び日本共産党各20分

ハ、人数 自由民主党・国民の声及び立憲・国民、新緑風会・社民各2人、公明党、日本維新の会及び日本共産党各1人

ニ、順序 1立憲・国民、新緑風会・社民 2自由民主党・国民の声 3公明党 4日本維新の会 5日本共産党 6立憲・国民、新緑風会・社民 7自由民主党・国民の声

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和2年1月24日(金) (第3回)

- 本日の本会議の議事に関する件について決定

した。

○令和2年1月30日(木) (第4回)

- 一、理事の補欠選任を行った。
- 一、小委員長の補欠選任を行った。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和2年2月14日(金) (第5回)

- 一、理事の補欠選任を行った。
- 一、次の件について岡田内閣官房副長官、寺田総務副大臣、義家法務副大臣、稲津厚生労働副大臣、御法川国土交通副大臣及び佐藤環境副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。

イ、国家公務員倫理審査会会長及び同委員の任命同意に関する件

ロ、情報公開・個人情報保護審査会委員の任命同意に関する件

ハ、公安審査委員会委員の任命同意に関する件

ニ、日本銀行政策委員会審議委員の任命同意に関する件

ホ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

ヘ、中央社会保険医療協議会公益委員の任命同意に関する件

ト、社会保険審査会委員長及び同委員の任命同意に関する件

チ、運輸審議会委員の任命同意に関する件

リ、公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件

- 一、国会議員として在職期間が25年に達した議員衛藤晟一君、林芳正君及び橋本聖子君を院議をもって表彰することに決定した。

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和2年3月6日(金) (第6回)

- 一、理事の補欠選任を行った。
- 一、元内閣総理大臣故中曽根康弘君に対し、院議をもって弔詞をささげること決定した。
- 一、所得税法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑

を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・国民の声10分、立憲・国民、新緑風会・社民15分、日本維新の会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

- 一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和2年3月11日(水) (第7回)

- 一、理事の補欠選任を行った。

- 一、本会議における令和二年度地方財政計画についての総務大臣の報告とともに、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案についてその趣旨の説明を聴取することとし、これらに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲・国民、新緑風会・社民15分、公明党、日本維新の会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和2年3月13日(金) (第8回)

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和2年3月27日(金) (第9回)

- 一、理事の補欠選任を行った。

- 一、国立国会図書館長羽入佐和子君の辞任を承認することに決定した。

- 一、国立国会図書館長に吉永元信君を任命することに決定した。

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和2年3月31日(火) (第10回)

- 一、国立国会図書館職員定員規程の一部改正を承認することに決定した。

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和2年4月3日(金) (第11回)

一、政治資金適正化委員会委員の指名について決定した。

一、本会議における内閣総理大臣の新型インフルエンザ等対策特別措置法第15条に定める政府対策本部の設置等及び2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の延期に関する報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・国民の声10分、立憲・国民、新緑風会・社民15分、公明党、日本維新の会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、次の件について参考人人事官候補者・元人事院事務総長古屋浩明君及び公正取引委員会委員長候補者・内閣官房副長官補古谷一之君から所信を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

・人事官候補者に対する質疑

〔質疑者〕

川合孝典君（※）、東徹君（維新）、倉林明子君（共産）、加田裕之君（自民）、下野六太君（公明）、岸真紀子君（※）

・公正取引委員会委員長候補者に対する質疑

〔質疑者〕

斎藤嘉隆君（※）、東徹君（維新）、倉林明子君（共産）、宮崎雅夫君（自民）、塩田博昭君（公明）、木戸口英司君（※）

イ、人事官の任命同意に関する件

ロ、公正取引委員会委員長の任命同意に関する件

○令和2年4月7日(火) (第12回)

○新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する件について安倍内閣総理大臣から報告を聴いた後、同大臣及び西村国務大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大家敏志君（自民）、福山哲郎君（※）、大塚耕平君（※）、平木大作君（公明）、東徹

君（維新）、小池晃君（共産）

○令和2年4月10日(金) (第13回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和2年4月16日(木) (第14回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更に関する件について西村国務大臣から報告を聴いた後、同大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

馬場成志君（自民）、斎藤嘉隆君（※）、川合孝典君（※）、平木大作君（公明）、東徹君（維新）、倉林明子君（共産）

○令和2年4月17日(金) (第15回)

一、次の件について岡田内閣官房副長官、宮下内閣府副大臣、長谷川総務副大臣、義家法務副大臣、橋本厚生労働副大臣、御法川国土交通副大臣及び石原環境副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。

イ、人事官の任命同意に関する件

ロ、国家公務員倫理審査会委員の任命同意に関する件

ハ、公正取引委員会委員長の任命同意に関する件

ニ、国家公安委員会委員の任命同意に関する件

ホ、情報公開・個人情報保護審査会委員の任命同意に関する件

ヘ、公害等調整委員会委員の任命同意に関する件

ト、中央更生保護審査会委員長の任命同意に関する件

チ、日本銀行政策委員会審議委員の任命同意に関する件

リ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

ヌ、土地鑑定委員会委員の任命同意に関する件

ル、運輸安全委員会委員の任命同意に関する件

ヲ、原子力規制委員会委員の任命同意に関する件

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和2年4月27日(月) (第16回)

- 一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第8号)(衆議院提出)について提出者衆議院議院運営委員長高木毅君から趣旨説明を聴き、

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第6号)について発議者参議院議員東徹君から趣旨説明を聴き、

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第8号)(衆議院提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第6号)

以上両案について発議者参議院議員東徹君、提出者衆議院議院運営委員長代理手塚仁雄君及び同岸信夫君に対し質疑を行い、

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第8号)(衆議院提出)について討論の後、可決した。

[質疑者]

清水貴之君(維新)

(衆第8号)

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産

反対会派 なし

- 一、本会議における財務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 4月27日

ロ、時 間 自由民主党・国民の声15分、立憲・国民、新緑風会・社民25分、公明党、日本維新の会及び日本共産党各10分

ハ、人 数 立憲・国民、新緑風会・社民2人、自由民主党・国民の声、公明党、日本維新の会及び日本共産党各1人

ニ、順 序 1立憲・国民、新緑風会・社民
2自由民主党・国民の声 3公明党 4日本維新の会 5日本共産党 6立憲・国民、新緑風会・社民

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和2年4月30日(木) (第17回)

- 一、小委員長の補欠選任を行った。

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和2年5月4日(月) (第18回)

- 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長に関する件について西村国務大臣から報告を聴いた後、同大臣に対し質疑を行った。

[質疑者]

佐藤啓君(自民)、石橋通宏君(※)、川合孝典君(※)、塩田博昭君(公明)、東徹君(維新)、倉林明子君(共産)

○令和2年5月13日(水) (第19回)

- 一、理事の補欠選任を行った。

- 一、元本院議長故倉田寛之君に対し、院議をもって弔詞をささげること決定した。

- 一、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第5号)について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲・国民、新緑風会・社民15分、日本維新の会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和2年5月14日(木) (第20回)

- 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更に関する件について西村国務大臣から報告を聴いた後、同大臣に対し質疑を行った。

[質疑者]

馬場成志君(自民)、斎藤嘉隆君(※)、森本真治君(※)、下野六太君(公明)、石井章君(維新)、山添拓君(共産)

○令和2年5月15日(金) (第21回)

- 一、理事の補欠選任を行った。

- 一、年金制度の機能強化のための国民年金法等

の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・国民の声10分、立憲・国民、新緑風会・社民15分、日本維新の会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和2年5月20日(水) (第22回)

一、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲・国民、新緑風会・社民15分、日本維新の会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和2年5月21日(木) (第23回)

○新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更に関する件について西村国務大臣から報告を聴いた後、同大臣に対し質疑を行った。
〔質疑者〕

佐藤啓君(自民)、宮沢由佳君(※)、木戸口英司君(※)、塩田博昭君(公明)、東徹君(維新)、山添拓君(共産)

○令和2年5月25日(月) (第24回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言に関する件について西村国務大臣から報告を聴いた後、同大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

馬場成志君(自民)、斎藤嘉隆君(※)、川合孝典君(※)、平木大作君(公明)、石井章君(維新)、倉林明子君(共産)

○令和2年5月27日(水) (第25回)

一、復興庁設置法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲・国民、新緑風会・社民15分、公明党、日本維新の会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和2年5月29日(金) (第26回)

一、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲・国民、新緑風会・社民15分、公明党、日本維新の会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和2年6月3日(水) (第27回)

一、公益通報者保護法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲・国民、新緑風会・社民15分、日本維新の会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本会議において行政監視委員会の中間報告を聴取することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和2年6月5日(金) (第28回)

一、本会議における令和元年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告についての総務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定し

た。

イ、時 間 自由民主党・国民の声10分、立憲・国民、新緑風会・社民15分、公明党、日本維新の会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和2年6月8日(月) (第29回)

一、本会議における財務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 6月8日

ロ、時 間 自由民主党・国民の声15分、立憲・国民、新緑風会・社民25分、公明党、日本維新の会及び日本共産党各10分

ハ、人 数 立憲・国民、新緑風会・社民2人、自由民主党・国民の声、公明党、日本維新の会及び日本共産党各1人

ニ、順 序 1立憲・国民、新緑風会・社民
2自由民主党・国民の声 3公明党 4日本維新の会 5日本共産党 6立憲・国民、新緑風会・社民

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和2年6月12日(金) (第30回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、本会議において国際経済・外交に関する調査会、国民生活・経済に関する調査会及び資源エネルギーに関する調査会の中間報告を聴取することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和2年6月17日(水) (第31回)

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

■ 庶務関係小委員会

○令和2年1月17日(金) (第200回国会閉会後第1回)

○参議院の令和2年度予定経費要求及び令和元年度予定経費補正要求(第1号)に関する件について協議決定した。

■ 図書館運営小委員会

○令和2年1月17日(金) (第200回国会閉会後第1回)

○国立国会図書館の令和2年度予定経費要求及び令和元年度予定経費補正要求(第1号)に関する件について協議決定した。

懲罰委員会

委員一覧（10名）

委員長	室井	邦彦（維新）	関口	昌一（自民）	石川	博崇（公明）
理事	尾辻	秀久（自民）	松山	政司（自民）	市田	忠義（共産）
理事	武見	敬三（自民）	郡司	彰（※）		
	世耕	弘成（自民）	櫻井	充（※）		（2.1.20 現在）

※ 立憲・国民、新緑風会・社民

災害対策特別委員会

委員一覧 (20名)

委員長	杉	久武 (公明)	太田	房江 (自民)	小林	正夫 (※)
理事	足立	敏之 (自民)	加田	裕之 (自民)	芳賀	道也 (※)
理事	長峯	誠 (自民)	河井	あんり (自民)	水岡	俊一 (※)
理事	吉川	沙織 (※)	野村	哲郎 (自民)	宮崎	勝 (公明)
理事	矢倉	克夫 (公明)	馬場	成志 (自民)	室井	邦彦 (維新)
	岩本	剛人 (自民)	元榮	太一郎 (自民)	武田	良介 (共産)
	小野田	紀美 (自民)	小沼	巧 (※)		(2.1.20 現在)

※ 立憲・国民、新緑風会・社民

(1) 審議概観

第201回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出1件（災害対策特別委員長）であり、これを可決した。

また、本特別委員会付託の請願3種類40件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

地震対策 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、全会一致をもって可決された。

〔国政調査〕

3月18日、災害対策の基本施策について武田内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）から所信を、また、令和2年度防災関係予算について内閣府副大臣から説明を聴取した。

3月19日、質疑を行い、局地的災害に対応した被災者支援・災害復旧等の地方財政支援制度の必要性、個人・民間企業における備蓄促進策、災害対策の基本認識及び令和2年度防災関係予算の考え方、学校施設における防災機能の強化、住民の避難行動に資する災害時の避難情報の伝達の在り方、内水被害防止対策の促進に資する地方財政支援の強化、高齢化・団員減少が進む水防団の活動支援策、災害時情報集約支援チームの体制強化、災害時におけるトレーラーハウスの活用、災害時における大規模感染症の発生等の緊急事態への対処についての認識、平常時の経済活動の中での災害時の物資供給の確保に資する取組、災害の頻発・激甚化に伴う河川堤防の強化の必要性、堆積土砂・樹木の撤去等を始めとした河川の維持管理の促進などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和2年1月20日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和2年3月18日(水) (第2回)

○災害対策の基本施策に関する件について武田内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

○令和2年度防災関係予算に関する件について

平内閣府副大臣から説明を聞いた。

○令和2年3月19日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 局地的災害に対応した支援制度に関する件、学校施設の防災機能に関する件、災害時の避難情報に関する件、災害時情報集約支援チームに関する件、災害発生時における危機管理に関する件、河川堤防の強化に関する件等について武田国務大臣、平内閣府副大臣、今井内閣府大臣政務官、佐々木国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

小野田紀美君(自民)、水岡俊一君(※)、
小林正夫君(※)、宮崎勝君(公明)、室井
邦彦君(維新)、武田良介君(共産)

○令和2年3月27日(金) (第4回)

- 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第6号)
(衆議院提出)について提出者衆議院災害対策特別委員長山本幸三君から趣旨説明を聞いた後、可決した。

(衆第6号)

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産
反対会派 なし

○令和2年6月17日(水) (第5回)

- 請願第215号外39件を審査した。
- 災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	小西	洋之（※）	今井	絵理子（自民）	勝部	賢志（※）
理事	猪口	邦子（自民）	岩本	剛人（自民）	徳永	エリ（※）
理事	山田	宏（自民）	高橋	はるみ（自民）	下野	六太（公明）
理事	石橋	通宏（※）	鶴保	庸介（自民）	鈴木	宗男（維新）
理事	秋野	公造（公明）	三宅	伸吾（自民）	紙	智子（共産）
	有村	治子（自民）	宮島	喜文（自民）	伊波	洋一（沖縄）
	石田	昌宏（自民）	大塚	耕平（※）		（2.1.20 現在）

※ 立憲・国民、新緑風会・社民

（1）審議概観

第201回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

2月17日及び18日、北方領土及び隣接地域の諸問題等に関する実情調査のため、北海道に委員を派遣した。

3月11日、沖縄及び北方問題に関するの施策に関する件について、衛藤内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）及び茂木外務大臣から所信を聴いたほか、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴いた。

3月19日、予算委員会から委嘱された令和2年度内閣府（内閣本府（沖縄関係経費）、北方対策本部、沖縄総合事務局）及び沖縄振興開発金融公庫の予算について審査を行い、令和2年度予算における沖縄振興に向けた取組、ロシア国内における憲法改正の動きを踏まえた日露平和条約交渉への取組、北方墓参の負担軽減など元島民からの要望に対する令和2年度予算における措置、北方領土隣接地域振興等基金の活用状況と基金の増額等の必要性、沖縄県の主体性を重視する第五次沖縄振興計画の理念に逆行するような

一括交付金削減などの予算措置に対する認識、オーバーツーリズム等の弊害が起きている中での沖縄県観光振興への取組、令和2年度北方四島交流事業に係る代表者間協議中止の背景及び実施方法の検討状況、内閣府北方対策本部予算における国民世論啓発策の在り方、北方四島における日露共同経済活動の実施の見通し、沖縄県における遺骨収容事業の体制強化に向けた取組、死因究明のための医療事故調査制度の運用状況、へき地等の公立病院支援措置の具体的内容、根室・国後間海底ケーブルの保護及び文化財への登録に向けた取組、新型コロナウイルス問題を踏まえ、ビザなし交流実施に向けて内閣府が早期に働きかける必要性、一括交付金を減額し、沖縄振興特定事業推進費を増額した趣旨、普天間飛行場返還後の直接経済効果及び誘発雇用人数が返還前の32倍に達するとの沖縄県の試算に対する見解、北方領土隣接地域の振興に資するインフラ・医療体制の整備、PFOS等の水質汚染に対する政府の対応状況、PFOS等による水質汚染への沖縄県の対策費用を国が負担する必要性、PFOS等の汚染の懸念がある取水源を他の取

水源で代替するための条件等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

- 令和2年1月20日(月) (第1回)
 - 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 令和2年1月29日(水) (第2回)
 - 委員派遣を行うことを決定した。
- 令和2年3月11日(水) (第3回)
 - 沖縄及び北方問題に関する施策に関する件について衛藤内閣府特命担当大臣及び茂木外務大臣から所信を聴いた。
 - 派遣委員から報告を聴いた。
- 令和2年3月19日(木) (第4回)
 - 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 令和二年度一般会計予算(衆議院送付)
令和二年度特別会計予算(衆議院送付)
令和二年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(内閣府所管(内閣本府(沖縄関係経費)、北方対策本部、沖縄総合事務局)及び沖縄振興開発金融公庫)について衛藤内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、尾身外務大臣政務官、藤木農林水産大臣政務官、岩田防衛大臣政務官、斎藤総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕
岩本剛人君(自民)、石橋通宏君(※)、徳永エリ君(※)、秋野公造君(公明)、鈴木宗男君(維新)、紙智子君(共産)、伊波洋一君(沖縄)
本委員会における委嘱審査は終了した。
- 令和2年6月17日(水) (第5回)
 - 沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
 - 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

情調査

〔派遣地〕

北海道

〔派遣委員〕

小西洋之君(※)、猪口邦子君(自民)、山田宏君(自民)、石橋通宏君(※)、秋野公造君(公明)、鈴木宗男君(維新)、紙智子君(共産)、伊波洋一君(沖縄)

委員派遣

- 令和2年2月17日(月)、18日(火)
 - 北方領土及び隣接地域の諸問題等に関する実

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

委員一覧（35名）

委員長	山谷 えり子（自民）	徳茂 雅之（自民）	牧山 ひろえ（※）
理事	古賀 友一郎（自民）	中西 健治（自民）	森屋 隆（※）
理事	藤井 基之（自民）	二之湯 智（自民）	横沢 高德（※）
理事	渡辺 猛之（自民）	西田 昌司（自民）	吉田 忠智（※）
理事	足立 信也（※）	藤末 健三（自民）	里見 隆治（公明）
理事	那谷屋 正義（※）	舞立 昇治（自民）	西田 実仁（公明）
理事	谷合 正明（公明）	三浦 靖（自民）	三浦 信祐（公明）
理事	石井 章（維新）	森屋 宏（自民）	片山 大介（維新）
	石井 正弘（自民）	山下 雄平（自民）	柴田 巧（維新）
	岡田 広（自民）	石川 大我（※）	井上 哲士（共産）
	高野 光二郎（自民）	浜野 喜史（※）	山下 芳生（共産）
	柘植 芳文（自民）	舟山 康江（※）	(2.1.20 現在)

※ 立憲・国民、新緑風会・社民

（１）審議概観

第201回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出1件であり、可決した。

また、本特別委員会付託の請願1種類26件は、保留とした。

〔法律案の審査〕

公職選挙法の一部を改正する法律案は、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を拡大するとともに、町村の議会の議員の選挙においても供託金制度を導入する等の改正を

行おうとするものである。

委員会においては、町村選挙において選挙公営を拡大する趣旨、町村議会議員選挙に供託金制度を導入することの問題性等について質疑が行われ、多数をもって原案どおり可決された。

〔国政調査〕

6月5日、第25回参議院議員通常選挙の執行状況及び選挙違反取締状況に関する件について高市総務大臣及び政府参考人から報告を聴取した。

（２）委員会経過

- 令和2年1月20日(月)（第1回）
 - 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 令和2年6月5日(金)（第2回）
 - 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 第25回参議院議員通常選挙の執行状況及び選挙違反取締状況に関する件について高市総務大臣及び政府参考人から報告を聴いた。
 - 公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第16

号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員逢沢一郎君から趣旨説明を聴き、同篠原孝君、同森山浩行君、同小此木・郎君、同平井卓也君、同逢沢一郎君及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

横沢高德君（※）、井上哲士君（共産）
（衆第16号）

賛成会派 自民、※、公明、維新

反対会派 共産

○令和2年6月17日(水) (第3回)

- 請願第228号外25件を審査した。
- 政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の
継続調査要求書を提出することを決定した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	丸川 珠代（自民）	北村 経夫（自民）	白 眞勲（※）
理事	青山 繁晴（自民）	島村 大（自民）	柳田 稔（※）
理事	松下 新平（自民）	武見 敬三（自民）	石川 博崇（公明）
理事	有田 芳生（※）	三原じゅん子（自民）	高木 かおり（維新）
理事	竹内 真二（公明）	山谷 えり子（自民）	武田 良介（共産）
	赤池 誠章（自民）	打越 さく良（※）	船後 靖彦（れ新）
	江島 潔（自民）	芳賀 道也（※）	(2. 1. 20 現在)

※ 立憲・国民、新緑風会・社民

（１）審議概観

第201回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

安倍内閣総理大臣は、第201回国会の施政方針演説において、日朝平壤宣言に基づき、北朝鮮との諸問題を解決し、不幸な過去を清算して、国交正常化を目指し、

何よりも重要な拉致問題の解決に向けて、条件を付けずに、安倍総理自身が金正恩委員長と向き合うとの決意を表明した。

6月15日、北朝鮮をめぐる最近の状況について茂木外務大臣から、拉致問題をめぐる現状について菅国務大臣からそれぞれ説明を聴いた。

（２）委員会経過

○令和2年1月20日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和2年6月15日（月）（第2回）

- 北朝鮮をめぐる最近の状況に関する件について茂木外務大臣から説明を聴き、拉致問題をめぐる現状に関する件について菅国務大臣から説明を聴いた。

○令和2年6月17日（水）（第3回）

- 北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

政府開発援助等に関する特別委員会

委員一覧（30名）

委員長	山本	順三（自民）	大野	泰正（自民）	熊谷	裕人（※）
理事	こやり	隆史（自民）	高橋	克法（自民）	田島	麻衣子（※）
理事	佐藤	正久（自民）	中西	哲（自民）	高橋	光男（公明）
理事	松川	るい（自民）	藤井	基之（自民）	竹谷	とし子（公明）
理事	古賀	之士（※）	本田	顕子（自民）	新妻	秀規（公明）
理事	難波	奨二（※）	松山	政司（自民）	梅村	聡（維新）
理事	高瀬	弘美（公明）	山田	太郎（自民）	清水	貴之（維新）
	朝日	健太郎（自民）	磯崎	哲史（※）	井上	哲士（共産）
	岩井	茂樹（自民）	大塚	耕平（※）	伊藤	岳（共産）
	小川	克巳（自民）	岸	真紀子（※）	ながえ	孝子（碧水）
						(2.1.20 現在)

※ 立憲・国民、新緑風会・社民

（１）審議概観

第201回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

2月17日及び18日、多様な主体による連携を含む我が国国際協力に係る取組等に関する実情調査のため、大阪府及び兵庫県に委員を派遣した。

3月11日、政府開発援助等開発協力の基本方針に関する件について、茂木外務大臣から所信を聴いた。

3月19日、予算委員会から委嘱された令和2年度政府開発援助関係経費の審査を行い、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成に向けた保健分野における取組、新型コロナウイルスの感染拡大の中でのODA及びJICAの活動等についての外務大臣の所見、JICA海外協力隊の現職教員特別参加制度での人件費補てん制度廃止による影響とその対処策、ODA予算の適切な執行に向けた事業の在り方についての外務大臣の認識、ODAによる石炭火力発電輸出支援政策

を見直す必要性、SDGsの目標のうち我が国の取組が遅れている分野についての外務大臣の認識等について質疑を行った。また、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴いた。

5月29日、政府開発援助等開発協力の基本方針に関する件を議題とし、日本が増資を行うGaviワクチンアライアンスにおける日本の発言力を高める必要性、新型コロナウイルス感染症と共存する新しい時代の開発協力大綱の在り方、自由で開かれた海洋秩序の基礎となる「法の支配」の意味と国際社会における現状に対する外務大臣の認識、ODAの今日的な役割及び必要なODA予算の確保についての外務大臣の所見、SDGsの達成のための新たな資金を考える有識者懇談会の活動状況及び今後の方向性、アフリカでの新型コロナ感染症の急拡大を抑え込むことの重要性、新型コロナ感染症拡大による相手国の状況変化等を踏まえたJICAボランティアとのミスマッチ防止策等について質疑を行った。

6月1日、参議院政府開発援助調査に関する件について、令和元年度政府開発援助調査派遣団の参加議員からの意見表明を踏まえ、ODAによる支援の国際的ルールを早急に整備していく必要性、途上国における女性の通学の問題に対するODAによる解決策、新型コロナウイルス感染症の拡大のため一時帰国中のJ I

CA海外協力隊員への支援策、限られた予算を効果的に使うためのODAの世界的な戦略、石炭火力発電の建設よりも再生可能エネルギーを支援していくことの重要性、部品の供給や修理の技術等を含めた現地完結型の援助を推進する重要性等について意見交換を行った。

(2) 委員会経過

○令和2年1月20日(月) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和2年1月30日(木) (第2回)

- 委員派遣を行うことを決定した。

○令和2年3月11日(水) (第3回)

- 政府開発援助等開発協力の基本方針に関する件について茂木外務大臣から所信を聴いた。

○令和2年3月19日(木) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○令和二年度一般会計予算(衆議院送付)

令和二年度特別会計予算(衆議院送付)

令和二年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(政府開発援助関係経費)について茂木外務大臣から説明を聴いた後、同大臣、藤川財務副大臣、政府参考人、参考人独立行政法人国際協力機構理事本清耕造君、同機構理事鈴木規子君及び同機構理事長北岡伸一君に対し質疑を行った。

[質疑者]

朝日健太郎君(自民)、古賀之士君(※)、高瀬弘美君(公明)、清水貴之君(維新)、井上哲士君(共産)、ながえ孝子君(碧水)

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 派遣委員から報告を聴いた。

○令和2年5月29日(金) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府開発援助等開発協力の基本方針に関する件について茂木外務大臣、鈴木外務副大臣、

中谷外務大臣政務官、政府参考人、参考人独立行政法人国際協力機構理事本清耕造君及び同機構理事鈴木規子君に対し質疑を行った。

[質疑者]

松川るい君(自民)、熊谷裕人君(※)、古賀之士君(※)、新妻秀規君(公明)、梅村聡君(維新)、伊藤岳君(共産)、ながえ孝子君(碧水)

○令和2年6月1日(月) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 参議院政府開発援助調査に関する件について意見の交換を行った。

○令和2年6月17日(水) (第7回)

- 政府開発援助等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○令和2年2月17日(月)、18日(火)

- 多様な主体による連携を含む我が国国際協力に係る取組等に関する実情調査

[派遣地]

大阪府、兵庫県

[派遣委員]

山本順三君(自民)、こやり隆史君(自民)、佐藤正久君(自民)、松川るい君(自民)、古賀之士君(※)、難波奨二君(※)、岩井茂樹君(自民)、高橋克法君(自民)、藤井

基之君（自民）、本田顕子君（自民）、磯崎
哲史君（※）、岸真紀子君（※）、熊谷裕人
君（※）、高橋光男君（公明）、新妻秀規君
（公明）、清水貴之君（維新）、伊藤岳君（共
産）、ながえ孝子君（碧水）

地方創生及び消費者問題に関する特別委員会

委員一覧（25名）

委員長	佐藤	信秋（自民）	堀井	巖（自民）	森本	真治（※）
理事	徳茂	雅之（自民）	三原	じゅん子（自民）	熊野	正士（公明）
理事	三木	亨（自民）	宮崎	雅夫（自民）	安江	伸夫（公明）
理事	山田	俊男（自民）	山田	修路（自民）	松沢	成文（維新）
理事	伊藤	孝恵（※）	田村	まみ（※）	柳ヶ瀬	裕文（維新）
理事	山本	香苗（公明）	野田	国義（※）	大門	実紀史（共産）
	尾辻	秀久（自民）	羽田	雄一郎（※）	浜田	聡（みん）
	太田	房江（自民）	福島	みずほ（※）		
	藤末	健三（自民）	宮沢	由佳（※）		
						(2.1.20 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

（1）審議概観

第201回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出3件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願1種類13件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案は、最先端技術の活用と規制緩和により、未来社会の先行実現を目指す「スーパーシティ」構想の実現に向けた制度を整備するとともに、自動車の自動運転等の高度で革新的な実証実験のための道路運送車両法等の特例措置の追加等を講じようとするものである。

委員会においては、「スーパーシティ」構想を推進する意義、データ連携と個人情報保護に関する懸念、計画への住民関与の在り方及び住民合意の方法、国家戦略特区の成果の全国展開や決定過程の透明性に係る課題等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた地方創生の進め方、地方分権改革の成果と今後の提案募集方式の在り方、地方への税源移譲を進める必要性等について質疑が行われた後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。

公益通報者保護法の一部を改正する法律案は、公益通報者及び通報対象事実の範囲の拡大並びに公益通報者の保護の強化を行うとともに、事業者に対して必要な体制の整備等を義務付ける等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、附則の検討規定に、検討対象として、「裁判手続における請求の取扱

い」を明記する修正が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、公益通報者及び通報対象事実の範囲を更に拡大する必要性、公益通報者への不利益取扱いに対する行政措置や刑事罰を導入する必要性、内部通報体制整備義務の実効性を確保する方策等について質疑が行われた後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月19日、地方創生の基本施策について北村国務大臣から、消費者行政の基本施策について衛藤内閣府特命担当大臣からそれぞれ所信を聴取した。また、予算委員会から委嘱された令和2年度内閣（まち・ひと・しごと創生関係経費）及び内閣府（内閣本府（地方創生関係経費、消費者委員会関係経費）、地方創生推進事務局、消費者庁）予算の審査を行い、犬猫肉の食用禁止に向けた対応の必要性、消費者保護目的の政策であっても商業活動への制限が及ぶ場合における、適切な科学的根拠の必要性に係る衛藤内閣府特命担当大臣の所見、科学的根拠に基づくネット・ゲーム依存症対策の必要性、新型コロナウイルス感染症に対する消費者庁の取組及び衛藤内閣府特命担当大臣の決意、新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校給食関連事業者への影響に関する消費者庁の取組、学校給食の有機化推進に向けた取組、マスク不足に憤る消費者への対応等、日々職場でカスタマーハラスメントに耐え、消費者のために役割を果たそうとする労働者に対する衛藤内閣府特命担当大臣の所見、消費者市民社会の実現を目指し、消費者教育にカスタマーハラスメントの防止に向けた取組を具体的

に盛り込む必要性、令和2年度に予定するマイナンバーカードを活用したポイント付与事業について、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）に照らし合わせた場合の消費者庁の判断、新型コロナウイルス感染症に関連した消費者相談、被害の状況と政府の対応、消費者安全確保地域協議会による見守りの質を向上させるための地方公共団体の福祉部局等との連携強化、地方大学の活性化のための運営費交付金の充実、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地方経済に与える影響及び経済対策の必要性、平成5年の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」以降の地方分権改革の進捗に対する認識、国家戦略特別区域制度の活用が進んでいないことに対する認識、転売規制の導入に伴う商品を偽っての出品、製造事業者等からの横流し等によるマスクの不正転売を取締りの対象とする必要性、マスクの転売に対する消費者庁による監視の強化の必要性、NHK受信料の委託会社社員による徴収の是非、地方議会議員選挙に立候補する際の居住実態の確認強化等に関する法改正を進めることに対する見解等の諸問題について質疑を行った。

5月8日、大臣の所信に対し、公益通報者保護法改正案提出の意義、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する地方の自由度の一層の向上及び事業規模拡大を視野に入れる必要性、東京一極集中是正に向けた活力ある地域社会づくりについての北村大臣の所見、食料品・日用品の買い占めや転売への対策の必要性とSNSにおける間違った情報等の拡散防止に資する消費者庁の対応、寡占化が進むデジタル分野の諸課題に対するポストコロナにおける社会の変化も

見据えた公正取引委員会の対応、金融機関におけるオープンA P I 整備に関する課題と改善策についての金融庁の所見、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付の時期と増額の必要性、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略における目標指標の妥当性、都市部から地方への移住を進めるための方策、地方議会議員選挙の在り方に対する北村大臣の所見、新型コロナウイルスの消毒をうたった詐欺に係る消費者相談の状況と政府の取組、新型コロナウイルス感染症に便乗したマスクの送り付けや特別定額給付金支給を装った詐欺に対する取組の必要性、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う不確かな情報の拡散から消費者を守る方策、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた地域経済に対し地方創生の観点から総合的な支援を行う必要性、食品ロスの削減等につながるエシカル消費の普及に向けた取組方針、喫煙による

新型コロナウイルス感染症重症化の危険性について政府が消費者である喫煙者に周知する必要性、加熱式たばこに含まれる有害物質の成分表示及び広告の問題点、新型コロナウイルス感染症が地方創生の取組に及ぼす影響、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための休業要請に係る協力金の額に地域格差が生じている状況に対する北村大臣の見解、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付申請手続の在り方、売掛債権等に関する偽装ファクタリングに対する注意喚起等を強化する必要性、新型コロナウイルス感染症の感染を防止する観点からのNHK訪問員の戸別訪問等の在り方、政府が配布を進める布製マスクに不良品が含まれるとの報道の真偽、NHK委託業者と日本年金機構が委託する年金回収業者に関する消費生活センターへの相談の状況等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和2年1月20日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和2年3月19日(木) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 地方創生の基本施策に関する件について北村国務大臣から所信を聴いた。
- 消費者行政の基本施策に関する件について衛藤内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。
- 政府参考人の出席を定めることを決定した。

令和二年度一般会計予算(衆議院送付)

令和二年度特別会計予算(衆議院送付)

令和二年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣所管(まち・ひと・しごと創生関係経費)及び内閣府所管(内閣本府(地方創生関係経費、消費者委員会関係経費)、地方創生推進事務局、消費者庁))について北村国務

大臣及び衛藤内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、衛藤内閣府特命担当大臣、北村国務大臣、亀岡内閣府副大臣、大塚内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

藤末健三君(自民)、福島みずほ君(※)、田村まみ君(※)、熊野正士君(公明)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、大門実紀史君(共産)、浜田聡君(みん)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和2年5月8日(金) (第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を定めることを決定した。
- 地方創生の基本施策に関する件及び消費者行政の基本施策に関する件について衛藤内閣府特命担当大臣、北村国務大臣及び政府参考人

に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

徳茂雅之君（自民）、藤末健三君（自民）、
宮沢由佳君（※）、伊藤孝恵君（※）、安江
伸夫君（公明）、松沢成文君（維新）、大門
実紀史君（共産）、浜田聡君（みん）

○令和2年5月13日（水）（第4回）

○国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案
（閣法第5号）（衆議院送付）について北村
内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年5月15日（金）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案
（閣法第5号）（衆議院送付）について北村
内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質
疑を行った。

〔質疑者〕

藤末健三君（自民）、福島みずほ君（※）、
熊野正士君（公明）、松沢成文君（維新）、
大門実紀史君（共産）、浜田聡君（みん）

○令和2年5月22日（金）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案
（閣法第5号）（衆議院送付）について北村
内閣府特命担当大臣、義家法務副大臣及び政
府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決
した。

〔質疑者〕

片山さつき君（自民）、柳ヶ瀬裕文君（維
新）、福島みずほ君（※）、森ゆうこ君（※）、
大門実紀史君（共産）、浜田聡君（みん）

（閣法第5号）

賛成会派 自民、公明、維新、みん

反対会派 ※、共産

なお、附帯決議を行った。

○令和2年5月27日（水）（第7回）

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革
の推進を図るための関係法律の整備に関する
法律案（閣法第32号）（衆議院送付）につい
て北村内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴
いた。

○令和2年5月29日（金）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革
の推進を図るための関係法律の整備に関する
法律案（閣法第32号）（衆議院送付）につい
て北村内閣府特命担当大臣、青木国土交通副
大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、
可決した。

〔質疑者〕

宮崎雅夫君（自民）、野田国義君（※）、森
本真治君（※）、山本香苗君（公明）、柳ヶ
瀬裕文君（維新）、大門実紀史君（共産）、
浜田聡君（みん）

（閣法第32号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産、
みん

反対会派 なし

○令和2年6月3日（水）（第9回）

○公益通報者保護法の一部を改正する法律案
（閣法第41号）（衆議院送付）について衛藤
内閣府特命担当大臣から趣旨説明を、衆議院
における修正部分について修正案提出者衆議
院議員穴見陽一君から説明を聴いた。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○公益通報者保護法の一部を改正する法律案
（閣法第41号）（衆議院送付）について次の
参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し
質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学社会科学研究所教授 田中亘君
全国消費者行政ウォッチねっと事務局長
弁護士 拝師徳彦君

オリンパス株式会社人事部門スーパーバイ
ザー

最高裁勝訴内部通報訴訟経験者 濱田正晴
君

〔質疑者〕

徳茂雅之君（自民）、伊藤孝恵君（※）、熊
野正士君（公明）、松沢成文君（維新）、大
門実紀史君（共産）、浜田聡君（みん）

○令和2年6月5日（金）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○公益通報者保護法の一部を改正する法律案

(閣法第41号)(衆議院送付)について修正案提出者衆議院議員穴見陽一君、同青山大人君、同畑野君枝君、衛藤内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

徳茂雅之君(自民)、福島みずほ君(※)、田村まみ君(※)、伊藤孝恵君(※)、安江伸夫君(公明)、松沢成文君(維新)、大門実紀史君(共産)、浜田聡君(みんな)

(閣法第41号)

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産、
みんな

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和2年6月17日(水)(第11回)

- 請願第1465号外12件を審査した。
- 地方創生及び消費者問題に関する総合的な対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

東日本大震災復興特別委員会

委員一覧（40名）

委員長	青木	愛（※）	清水	真人（自民）	増子	輝彦（※）
理事	石井	浩郎（自民）	進藤	金日子（自民）	横沢	高德（※）
理事	高階	恵美子（自民）	堂故	茂（自民）	塩田	博昭（公明）
理事	滝沢	求（自民）	豊田	俊郎（自民）	横山	信一（公明）
理事	滝波	宏文（自民）	羽生田	俊（自民）	若松	謙維（公明）
理事	木戸口	英司（※）	福岡	資麿（自民）	梅村	みずほ（維新）
理事	杉尾	秀哉（※）	古川	俊治（自民）	音喜多	駿（維新）
理事	浜田	昌良（公明）	宮本	周司（自民）	岩渕	友（共産）
理事	石井	苗子（維新）	和田	政宗（自民）	紙	智子（共産）
	石田	昌宏（自民）	石垣	のりこ（※）	高良	鉄美（沖縄）
	宇都	隆史（自民）	小沢	雅仁（※）	嘉田	由紀子（碧水）
	片山	さつき（自民）	川田	龍平（※）	渡辺	喜美（みん）
	上月	良祐（自民）	須藤	元気（※）		
	酒井	庸行（自民）	真山	勇一（※）		

（2.1.20 現在）

※ 立憲・国民、新緑風会・社民

（1）審議概観

第201回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、これを可決した。

また、本特別委員会付託の請願1種類3件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

復興庁設置法等の一部を改正する法律案は、東日本大震災からの復興の状況を踏まえ、東日本大震災からの復興を重点的かつ効果的に推進するため、復興庁の廃止期限の延長、復興推進計画等に基づく特例措置の対象となる地域の重点化、福島県による福島復興再生計画の作成及び国の認定、復興に係る必要な財源に関する所要の措置等を講じようとするものである。

委員会においては、復興・創生期間後の復興庁の体制、復興事業及び財源確保の在り方、水産業・農業・観光等の事業復興支援、災害公営住宅家賃低廉化の継

続、心のケアと健康調査、東京電力福島第一原子力発電所に係る廃炉及び処理水・汚染土壌の処理、帰還困難区域の避難指示解除の方針、東北の科学イノベーション創出等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

2月20日～21日、東日本大震災の被災地における復旧・復興状況等の実情調査のため、岩手県、宮城県及び福島県に委員派遣を行った。

3月11日、東日本大震災復興の基本施策について田中復興大臣から所信を、また、令和2年度復興庁関係予算について復興副大臣から説明を聴取した。

同日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月19日、予算委員会から委嘱された令和2年度予算中、東日本大震災復興に

ついでに審査・質疑を行い、被災地における医療従事者の確保に向けた取組方針、これまでの東日本大震災の復旧・復興予算の使途に関する復興大臣の総括、「復興五輪」が被災地の復興に役立たないとする意見に対する見解、地域公共交通確保維持改善事業に係る被災地特例の継続の必要性、見守り活動のための地方公共団体による自治会への住民情報の円滑な提供に向けた取組、復興道路及び復興支援助道並びに国営追悼・祈念施設の整備見直し、東京電力福島第一原子力発電所事故に係るリスクコミュニケーションの取組に対する評価、災害公営住宅におけるコミュニティの確立の重要性及び家賃に対する支援継続の必要性、被災者生活再建支援制度の拡充の必要性、令和元年台風第19号被災時の大型土のう袋の流出による放射性物質汚染の状況及び再発防止策、高校等の入試問題における放射線の知識に関する出題の実現に向けた手順及び課題などの諸問題が取り上げられた。

4月15日、東日本大震災復興の基本施策について質疑を行い、地方創生の取組と連携した復興施策の推進に対する復興大臣の見解、福島県産農作物の販売促進に向けた広報活動の推進、福島県への帰還・移住等の促進に向けた取組、福島第一原発事故に係る処理水の処分に対する政府の考え方、処理水の処分における安

全性の確保及び風評被害対策、汚染土壌の福島県外における最終処分場の選定の方向性、少子高齢化・人口減少が進む被災地の復興施策の在り方、東日本大震災に係る災害援護資金の償還に対する復興大臣の見解、借受人が死亡した場合における災害援護資金の償還免除の弾力化の必要性、被災者生活再建支援金の支給基準の拡充の必要性、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた災害時の避難所における感染症対策、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域における対応方針を早期に示す必要性、福島第一原発の処理水の処分による風評被害対策の具体化、漁業者に寄り添ったリスクコミュニケーションの取組の必要性、被災地を訪れる支援関係者に係る新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響、被災地におけるICT教育の環境整備状況及び子育て世帯の定住促進方策、在宅被災者に係る実態調査結果を踏まえた災害救助制度の見直しの必要性、海洋放出による処理水の処分への反対意見に対する復興大臣の所見、災害時における福祉支援体制の構築、国民の信頼醸成につながるリスクコミュニケーションの取組の重要性、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が復興・創生期間後の復興の基本方針に与える影響などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和2年1月20日(月) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○令和2年3月11日(水) (第2回)

- 東日本大震災復興の基本施策に関する件について田中復興大臣から所信を聴いた。
- 令和2年度復興庁関係予算に関する件につい

て横山復興副大臣から説明を聴いた。

- 派遣委員から報告を聴いた。

○令和2年3月19日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和二年度一般会計予算(衆議院送付)
令和二年度特別会計予算(衆議院送付)
令和二年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(東日本大震災復興)について田中復興大臣、石原環境副大臣、横山復興副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

羽生田俊君(自民)、杉尾秀哉君(※)、横沢高德君(※)、塩田博昭君(公明)、石井苗子君(維新)、岩渕友君(共産)、高良鉄美君(沖縄)、嘉田由紀子君(碧水)、浜田聡君(みんな)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和2年4月15日(水)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災復興の基本施策に関する件について田中復興大臣、小泉環境大臣、亀岡副大臣、松本経済産業副大臣、横山復興副大臣、平内閣府副大臣、小島厚生労働大臣政務官、中野経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

高階恵美子君(自民)、石井浩郎君(自民)、増子輝彦君(※)、石垣のりこ君(※)、若松謙維君(公明)、梅村みずほ君(維新)、紙智子君(共産)、高良鉄美君(沖縄)、嘉田由紀子君(碧水)、浜田聡君(みんな)

○令和2年5月27日(水)(第5回)

- 復興庁設置法等の一部を改正する法律案(閣法第33号)(衆議院送付)について田中復興大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和2年5月29日(金)(第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 復興庁設置法等の一部を改正する法律案(閣法第33号)(衆議院送付)について田中復興大臣、菅家復興副大臣、松本経済産業副大臣、藤川財務副大臣、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長小早川智明君に対し質疑を行った。

[質疑者]

片山さつき君(自民)、増子輝彦君(※)、杉尾秀哉君(※)

○令和2年6月3日(水)(第7回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 復興庁設置法等の一部を改正する法律案(閣法第33号)(衆議院送付)について田中復興大臣、小泉環境大臣、江藤農林水産大臣、横山復興副大臣、石原環境副大臣、松本経済産業副大臣、青山内閣府大臣政務官、今井内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

若松謙維君(公明)、音喜多駿君(維新)、梅村みずほ君(維新)、岩渕友君(共産)、紙智子君(共産)、高良鉄美君(沖縄)、嘉田由紀子君(碧水)、渡辺喜美君(みんな)(閣法第33号)

賛成会派 自民、※、公明、維新、沖縄、碧水、みんな

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和2年6月17日(水)(第8回)

- 請願第402号外2件を審査した。
- 東日本大震災復興の総合的対策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○令和2年2月20日(木)、21日(金)

- 東日本大震災の被災地における復旧・復興状況等の実情調査

[派遣地]

岩手県、宮城県、福島県

[派遣委員]

青木愛君(※)、石井浩郎君(自民)、高階恵美子君(自民)、滝波宏文君(自民)、木戸口英司君(※)、浜田昌良君(公明)、羽生田俊君(自民)、石垣のりこ君(※)、梅村みずほ君(維新)、紙智子君(共産)、高良鉄美君(沖縄)、嘉田由紀子君(碧水)、浜田聡君(みんな)

2 調査会審議経過

国際経済・外交に関する調査会

委員一覧 (25名)

会長	鶴保 庸介 (自民)	猪口 邦子 (自民)	木戸口 英司 (※)
理事	小野田 紀美 (自民)	河井 あんり (自民)	田島 麻衣子 (※)
理事	柘植 芳文 (自民)	中西 健治 (自民)	浜口 誠 (※)
理事	二之湯 智 (自民)	中西 哲 (自民)	牧山 ひろえ (※)
理事	小林 正夫 (※)	中西 祐介 (自民)	秋野 公造 (公明)
理事	新妻 秀規 (公明)	松川 るい (自民)	塩田 博昭 (公明)
理事	柳ヶ瀬 裕文 (維新)	吉川 ゆうみ (自民)	伊波 洋一 (沖縄)
理事	伊藤 岳 (共産)	石川 大我 (※)	
	朝日 健太郎 (自民)	小沼 巧 (※)	(2.2.5 現在)

※ 立憲・国民、新緑風会・社民

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国際経済・外交に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第200回国会の令和元年10月4日に設置された。その後、3年間の調査テーマを「海を通じて世界とともに生きる日本」と決定し、具体的調査項目として、「海洋資源・エネルギーの確保など海洋の利活用及び開発の在り方」、「海洋環境をめぐる諸課題及び取組の在り方」及び「我が国が海洋立国として国際社会を牽引するための取組と役割」について、調査を行うこととした。

今国会においては、我が国の取組や国際海洋法の基本枠組みを俯瞰的かつ概括的に把握するための調査として、「我が国の海洋政策」について調査を行い、続いて、3つの調査項目のうち、「海洋資源・エネルギーの確保など海洋の利活用及び開発の在り方」及び「我が国が海洋立国として国際社会を牽引するための取組と役割」について調査を行った。

2月5日には、「我が国の海洋政策」について、内閣府から説明を聴取した後、質疑を行った。また同日、参考人東海大学静岡キャンパス長（学長補佐）・海洋学部教授山田吉彦君及び東京大学名誉教授奥脇直也君から意見を聴取した後、質疑を行った。

2月12日には、「海洋資源・エネルギーの確保など海洋の利活用及び開発の在り方（水産資源の管理と保護）」について、参考人東京海洋大学名誉博士・客員准教授さかなクン君、漁業ジャーナリスト片野歩君及び東京財団政策研究所上席研究員小松正之君から意見を聴取した後、質疑を行った。

2月26日には、「海洋資源・エネルギーの確保など海洋の利活用及び開発の在り方（海底資源・海洋再生可能エネルギーの管理・利活用と今後の展開）」について、参考人東京大学名誉教授・国際資源開発研修センター顧問浦辺徹郎君、熊本県立大学理事長白石隆君及び佐賀大学海洋エ

エネルギー研究センター教授石田茂資君から意見を聴取した後、質疑を行った。

6月3日には、「我が国が海洋立国として国際社会を牽引するための取組と役割（海事産業の基盤強化）」について、参考人東京大学大学院経済学研究科教授・同大学ものづくり経営研究センター長藤本隆宏君、一般社団法人日本造船工業会副会長上田孝君及び舞鶴市長多々見良三君から意見を聴取した後、質疑を行った。また同日、「海を通じて世界とともに生きる日本」について、委員間の意見交換を行った。

6月10日には、1年目の調査を取りまとめた調査報告書（中間報告）を議長に提出した。

〔調査の概要〕

2月5日の調査会では、内閣府から我が国の海洋政策について説明を聴取した。続いて政府に対し、大和堆周辺海域等における安全な操業確保のための違法操業船の取締り体制強化の必要性、第1期及び第2期海洋基本計画の成果及び残された課題、海洋研究開発における関係機関間の連携推進の必要性、我が国の排他的経済水域（EEZ）内での他国の探査活動の現状及び対応策、マイクロプラスチックを含めた海洋ごみの削減に向けた具体的な回収処理及び発生抑制対策、我が国における洋上風力発電の普及に向けた取組と課題等について、質疑を行った。

また、2名の参考人から、我が国の海洋政策に関する諸問題の概要、国際法から見た海洋政策を通じた我が国の先駆的な国際貢献の在り方等についてそれぞれ意見を聴取した。続いて参考人に対し、自由で開かれたインド太平洋戦略に対する評価、我が国における総合的な海洋の

安全保障の在り方、求められる海洋人材の具体像、尖閣諸島周辺海域の現状と課題及び必要な対応策、我が国の港湾での検疫体制の課題、海底資源の日中共同開発についての可能性、国際法及びルールメイキング並びに地政学上のパワーの定義、我が国がエネルギー開発において重点的に取り組むべき分野等について質疑を行った。

2月12日の調査会では、3名の参考人から、魚をめぐる諸問題、国際的な視点による日本の水産資源管理、捕鯨の過去と将来等についてそれぞれ意見を聴取した。続いて参考人に対し、我が国において科学に基づく厳格なTAC設定ができない要因、海洋及び海洋生物に対する国民の理解促進のために政府として必要な方策、地産地消及び旬産旬消の周知に向けて政府として必要な取組、我が国において水産物の消費が減少している原因、小規模漁業重視の国際的な潮流を踏まえた大規模漁業から沿岸漁業を守る重要性、我が国のICRWへの復帰の是非と今後の商業捕鯨の実現可能性、我が国の水産予算の中で科学的根拠に基づく水産資源管理を行う資金が不足する理由、ICRW脱退にもかかわらず我が国の捕鯨が200海里内のみの実施にとどまっている理由、我が国が推進すべき商業捕鯨の在り方等について質疑を行った。

2月26日の調査会では、3名の参考人から、海洋鉱物資源の開発及び利用への展望、世界の動向と日本の安全保障及び新しい国際資源戦略、洋上風力発電を中心とした海洋再生可能エネルギー等についてそれぞれ意見を聴取した。続いて参考人に対し、我が国の海洋資源調査技術の優位性を継続する上で必要となる政策的な後押しの内容、新たな国際資源戦略

のポイント及びカーボンリサイクルによる石炭火力発電利用の可能性、我が国の風力発電産業が巻き返す可能性及び必要性、海底資源開発に係る今後の目標スケジュール及び我が国と中国のスピード感の比較、海洋基本法が定める海洋環境保全に配慮した開発の在り方、コスト面から見た浮体式洋上風力発電の可能性、エネルギー利用における先進国と新興国の協力の在り方、アジア諸国でのエネルギー基本計画策定を我が国が主導していくための方策等について質疑を行った。

6月3日の調査会では、3名の参考人から、海事・造船業の過去、現在、未来、造船業の現状と課題、海洋国家「日本」における造船業の在り方等についてそれぞれ意見を聴取した。続いて参考人に対し、日本の海運企業が国内造船企業に発注する割合が減少していることに対する見解、新型コロナウイルス拡大後の海運市況と造船市況の分析及び造船分野における外国人材不足の懸念、省エネ船及び自動運航船のアーキテクチャの位置付け、町工場が失われていく現状を踏まえたものづくりの現場の評価、課題及びこれに対する対策、舞鶴市の例を踏まえた地域と共存してきた造船業が撤退することに対する問題意識及び教訓、安全保障の観点から造船を国内で行うことの重要性、

舞鶴市における地元の産業と雇用を守るための取組、海事産業の生産性革命において目指すべき変化、造船業における中手企業と総合重工業の企業の連携体制についての認識及び改善策等について質疑を行った。

また、「海を通じて世界とともに生きる日本」について委員間の意見交換を行い、委員から、国内生産の重要性を踏まえた経済政策及び海洋に関するルールづくりに関する調査の必要性、海底資源の発掘、海産物の人口養殖など海をいかした事業拡大及び国内における造船産業や船員確保の課題等の調査の必要性、日本の強みであるソフトパワーを活用し、海洋管理と国際協力における普遍的な基準を国際社会に浸透させる活動に継続的に取り組む重要性、中国の海洋進出への対応及び尖閣諸島や北方領土などの国境離島の在り方について議論する必要性、国際コンテナ・バルク戦略港湾政策により貨物船往来の増加の中での港湾BCP及び検疫体制を強化する重要性、海洋プラスチックごみ削減や海洋希少種の保護などを含めた海の環境保護の問題に率先して取り組む必要性、東シナ海と日本海に面する国々が協力して資源を守り育てる漁業の推進や気候変動に取り組むことの重要性等について意見が述べられた。

(2) 調査会経過

○令和2年2月5日(水) (第1回)

- 国際経済・外交に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「海を通じて世界とともに生きる日本」のうち、我が国の海洋政策について政府参考人から説明を聴き、政府参考人に対し質疑を行った後、次の参考人から意見を聴き、両参考人

に対し質疑を行った。

・質疑

[質疑者]

小野田紀美君(自民)、牧山ひろえ君(※)、新妻秀規君(公明)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、伊藤岳君(共産)、伊波洋一君(沖縄)

・参考人に対する質疑

[参考人]

東海大学静岡キャンパス長（学長補佐）・
海洋学部教授 山田吉彦君
東京大学名誉教授 奥脇直也君

[質疑者]

朝日健太郎君（自民）、木戸口英司君（※）、
新妻秀規君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、
伊藤岳君（共産）、伊波洋一君（沖縄）、小
沼巧君（※）、塩田博昭君（公明）

○令和2年2月12日(水) (第2回)

- 「海を通じて世界とともに生きる日本」のうち、海洋資源・エネルギーの確保など海洋の利活用及び開発の在り方（水産資源の管理と保護）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

東京海洋大学名誉博士・客員准教授 さか
なクン君

漁業ジャーナリスト 片野歩君

東京財団政策研究所上席研究員 小松正之
君

[質疑者]

松川るい君（自民）、牧山ひろえ君（※）、
塩田博昭君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、
伊藤岳君（共産）、伊波洋一君（沖縄）、田
島麻衣子君（※）、浜口誠君（※）、秋野公
造君（公明）

○令和2年2月26日(水) (第3回)

- 「海を通じて世界とともに生きる日本」のうち、海洋資源・エネルギーの確保など海洋の利活用及び開発の在り方（海底資源・海洋再生可能エネルギーの管理・利活用と今後の展開）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

東京大学名誉教授

国際資源開発研修センター顧問 浦辺徹郎
君

熊本県立大学理事長 白石隆君

佐賀大学海洋エネルギー研究センター教授
石田茂資君

[質疑者]

吉川ゆうみ君（自民）、小林正夫君（※）、
秋野公造君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、
伊藤岳君（共産）、伊波洋一君（沖縄）、石
川大我君（※）、高橋光男君（公明）

○令和2年6月3日(水) (第4回)

- 「海を通じて世界とともに生きる日本」のうち、我が国が海洋立国として国際社会を牽引するための取組と役割（海事産業の基盤強化）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

東京大学大学院経済学研究科教授

同大学ものづくり経営研究センター長 藤
本隆宏君

一般社団法人日本造船工業会副会長 上田
孝君

舞鶴市長 多々見良三君

[質疑者]

中西健治君（自民）、石川大我君（※）、秋
野公造君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、
伊藤岳君（共産）、伊波洋一君（沖縄）、浜
口誠君（※）、小林正夫君（※）、新妻秀規
君（公明）

- 海を通じて世界とともに生きる日本について意見の交換を行った。

○令和2年6月10日(水) (第5回)

- 国際経済・外交に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。
- 国際経済・外交に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○令和2年6月17日(水) (第6回)

- 国際経済・外交に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

(3) 調査会報告要旨

国際経済・外交に関する調査報告書（中間報告）

【要旨】

本調査会は、国際経済・外交に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、令和元年10月4日に設置され、3年間の調査テーマを「海を通じて世界とともに生きる日本」と決定した。

1年目の調査では、まず、今後の調査を進めていくに当たり、我が国の取組や国際海洋法の基本枠組みを俯瞰的かつ概括的に把握するための調査として、「我が国の海洋政策」について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行ったほか、2名の参考人から意見を聴取し、質疑を行った。続いて、「海洋資源・エネルギーの確保など海洋の利活用及び開発の在り方」及び「我が国が海洋立国として国際社会を牽引するための取組と役割」について、計9名の参考人から意見を聴取し、質疑を行ったほか、「海を通じて世界とともに生きる日本」について、委員間の意見交換を行った後、これらを調査報告（中間報告）として取りまとめ、令和2年6月10日、議長に提出した。

同報告書では、調査会における政府の説明、参考人の意見陳述、主要論議及び委員間の意見交換について、それぞれの概要を整理し、取りまとめている。

国民生活・経済に関する調査会

委員一覧 (25名)

会長	白 眞勲 (※)	小川 克巳 (自民)	石垣 のりこ (※)
理事	島村 大 (自民)	加田 裕之 (自民)	磯崎 哲史 (※)
理事	豊田 俊郎 (自民)	清水 真人 (自民)	須藤 元気 (※)
理事	羽生田 俊 (自民)	自見 はなこ (自民)	下野 六太 (公明)
理事	水岡 俊一 (※)	高橋 克法 (自民)	竹内 真二 (公明)
理事	里見 隆治 (公明)	堂故 茂 (自民)	梅村 みずほ (維新)
理事	高木 かおり (維新)	本田 顕子 (自民)	浜田 聡 (みん)
理事	岩渕 友 (共産)	山田 俊男 (自民)	
	足立 敏之 (自民)	伊藤 孝恵 (※)	(2.2.12 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国民生活・経済に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第200回国会の令和元年10月4日に設置された。その後、3年間の調査テーマを「誰もが安心できる社会の実現」と決定した。

今国会においては、「困難を抱える人々の現状」について調査を行った。

令和2年2月12日、「子どもをめぐる諸問題」について、参考人北海道大学大学院教育学研究院教授・附属子ども発達臨床研究センター長松本伊智朗君、独立行政法人労働政策研究・研修機構主任研究員周燕飛君及び特定非営利活動法人キッズドア理事長渡辺由美子君から意見を聴取し、質疑を行った。

2月19日、「外国人をめぐる諸問題」について、参考人明治大学国際日本学部教授山脇啓造君、愛知淑徳大学交流文化学部准教授小島祥美君及び東洋大学ライフデザイン学部教授南野奈津子君から意見を聴取し、質疑を行った。

5月27日、1年目の中間報告を取りまとめるに当たっての委員間の意見交換を

行った。

6月10日、1年目の調査を踏まえ、参考人の意見を基にした主要論点の整理を含む中間報告を取りまとめ、議長に提出した。

〔調査の概要〕

2月12日の調査会では、参考人から、実態調査から見た子ども・家族の貧困の現状、シングルマザーへの就業支援制度及び養育費確保をめぐる課題、貧困の連鎖から脱出するための学習支援の現状と課題等について意見が述べられた。その後、子どもの貧困対策推進法改正の趣旨を実現するために必要な施策、高等職業訓練促進給付金制度の課題、学校教育において全ての子どもが達成感を味わい自信を持つことの重要性、養育費確保の方策、貧困の連鎖を断ち切るために国の経済的支援や社会的支援を強化する必要性、子どもの貧困率を低減させるための所得再分配機能の強化等について質疑を行った。

2月19日の調査会では、参考人から、

外国人住民に関する状況並びに多文化共生に係る地方自治体及び国の取組、外国人の子どもの就学義務化の必要性、外国人に対する社会保障制度の現状と課題等について意見が述べられた。その後、多文化共生を進めるための体制整備、外国をルーツとする子どもが健診を受けられないことによる健康問題の実態、多言語での情報発信に関する課題、外国人労働者の失踪が多いことについての見解、外国人女性の自立を阻む日本のジェンダー格差解消の重要性、介護・看護分野への外国人労働者受入れの現状に対する評価と今後に向けた提言等について質疑を行った。

5月27日の調査会では、委員間の意見

交換が行われ、官民連携して子どもが安心できる居場所を確保することで心理的貧困を解決する重要性、ひとり親世帯が養育費を確保するための法整備の必要性、高齢者の生活の安全確保の観点から認知症対策を分野横断的に議論する必要性、貧困の連鎖を打開するための女性のリカレント教育の推進、給食費の無償化や学費の減免によって子どもへの経済的支援を充実させる必要性、受信契約をめぐる子どもや外国人が被害を受けている事例等について意見が述べられた。

6月10日、1年目の調査を踏まえ、参考人の意見を基にした主要論点の整理を含む中間報告を取りまとめ、議長に提出した。

(2) 調査会経過

○令和2年2月12日(水) (第1回)

- 国民生活・経済に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「誰もが安心できる社会の実現」のうち、困難を抱える人々の現状(子どもをめぐる諸問題)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

北海道大学大学院教育学研究院教授・附属子ども発達臨床研究センター長 松本伊智朗君

独立行政法人労働政策研究・研修機構主任研究員 周燕飛君

特定非営利活動法人キッズドア理事長 渡辺由美子君

[質疑者]

本田顕子君(自民)、須藤元気君(※)、下野六太君(公明)、梅村みずほ君(維新)、岩渕友君(共産)、浜田聡君(みん)、小川克巳君(自民)、伊藤孝恵君(※)、高木かおり君(維新)

○令和2年2月19日(水) (第2回)

- 「誰もが安心できる社会の実現」のうち、困難を抱える人々の現状(外国人をめぐる諸問題)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

明治大学国際日本学部教授 山脇啓造君

愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島祥美君

東洋大学ライフデザイン学部教授 南野奈津子君

[質疑者]

清水真人君(自民)、伊藤孝恵君(※)、竹内真二君(公明)、高木かおり君(維新)、岩渕友君(共産)、浜田聡君(みん)、加田裕之君(自民)、石垣のりこ君(※)、里見隆治君(公明)、梅村みずほ君(維新)

○令和2年5月27日(水) (第3回)

- 「誰もが安心できる社会の実現」のうち、困難を抱える人々の現状について意見の交換を行った。

○令和2年6月10日(水) (第4回)

- 国民生活・経済に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。
- 国民生活・経済に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。
- 令和2年6月17日（水）（第5回）
- 国民生活・経済に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

（3）調査会報告要旨

国民生活・経済に関する調査報告書（中間報告）

【要旨】

本調査会は、国民生活・経済に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第200回国会の令和元年10月4日に設置され、3年間の調査テーマを「誰もが安心できる社会の実現」と決定した。

1年目は、調査テーマのうち、「困難を抱える人々の現状」について調査を行うこととし、「子どもをめぐる諸問題」及び「外国人をめぐる諸問題」の各調査項目について参考人から意見を聴取し、質疑を行った。続いて、委員間の意見交換を行った後、これまでの調査を調査報告書（中間報告）として取りまとめ、6月10日、議長に提出した。

また、同報告書では、参考人の意見を基に主要論点の整理を行っている。

資源エネルギーに関する調査会

委員一覧 (25名)

会 長	宮沢	洋一 (自民)	高階	恵美子 (自民)	浜野	喜史 (※)
理 事	阿達	雅志 (自民)	高野	光二郎 (自民)	矢田	わか子 (※)
理 事	岩井	茂樹 (自民)	高橋	はるみ (自民)	杉	久武 (公明)
理 事	森屋	宏 (自民)	長峯	誠 (自民)	若松	謙維 (公明)
理 事	斎藤	嘉隆 (※)	三浦	靖 (自民)	音喜多	駿 (維新)
理 事	平木	大作 (公明)	宮崎	雅夫 (自民)	市田	忠義 (共産)
理 事	梅村	聡 (維新)	岸	真紀子 (※)	嘉田	由紀子 (碧水)
理 事	山添	拓 (共産)	古賀	之士 (※)		
理 事	こやり	隆史 (自民)	塩村	あやか (※)		(2. 2. 12 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、原子力等エネルギー・資源に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第200回国会の令和元年10月4日に設置された。3年間の調査テーマを「資源エネルギーの安定供給」とし、1年目は「エネルギーの安定供給」を調査項目として取り上げて調査を行った。また、「原子力問題に関する件」について調査を行った。

今国会においては、令和2年2月12日、「エネルギーの安定供給」のうち、中東情勢など、エネルギーを巡る国際動向について、参考人一般財団法人国際開発センター研究顧問畑中美樹君、慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授・一般財団法人日本エネルギー経済研究所理事田中浩一郎君及び金曜懇話会代表世話人岩瀬昇君から意見を聴取した後、質疑を行った。

2月19日、「原子力問題に関する件」のうち、原子力規制委員会の活動状況について更田原子力規制委員会委員長から説明を聴取した。また、「原子力問題に関する

件」について、牧原経済産業副大臣、更田原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

2月26日、「エネルギーの安定供給」のうち、我が国のエネルギーの安定供給について、参考人秋田大学大学院国際資源学研究科教授荒戸裕之君、関西大学社会安全学部教授小澤守君及び認定NPO法人環境エネルギー政策研究所所長飯田哲也君から意見を聴取した後、質疑を行った。

5月20日、「エネルギーの安定供給」についての参考人からの意見聴取等を踏まえ、松本経済産業副大臣及び佐藤環境副大臣から説明を聴取し、両副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、中間報告の取りまとめに向けた委員間の意見交換を行った。

5月27日、「原子力問題に関する件」について、宮本経済産業大臣政務官、加藤内閣府大臣政務官、更田原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

6月10日、「エネルギーの安定供給」に

ついて、調査報告書（中間報告）を取りまとめ、議長に提出した。

〔調査の概要〕

2月12日の調査会では、「エネルギーの安定供給」のうち、中東情勢など、エネルギーを巡る国際動向について、参考人から①イランとの対立等、問題を抱える湾岸地域のアラブ産油国における緊張緩和に向けた動向、②米国のイラン核合意離脱と制裁強化によるイラン核危機の再燃の可能性、③原油価格の決定要因に係る歴史的経緯及び市場参加者による需給バランス予測の重要性等について意見を聴取し、石油の調達先がサウジアラビアとUAEに集中する中、中東地域での調達先多様化の余地、複雑かつ流動的な中東情勢に鑑み、石油の備蓄政策等日本が優先的に講ずべき防衛策、日本のエネルギーの安定供給において中東が重要性を持つ中で現在の日本外交への評価、米国における再生可能エネルギー（再エネ）の現状と今後の見通し、環境重視はむしろ経済成長につながるという政策誘導において求められる政治的要素、サウジアラビアの皇太子が描く石油依存脱却等に対して日本ができる貢献の内容、原油市場がニューノーマル状態に至る要素となった代表的非OPEC産油国の戦略及びその後の推移、イランの社会情勢の動向が中東情勢に及ぼす影響、北方領土問題を絡めた、ロシアに対するエネルギー政策に関する所見、原油をガソリンや軽油等に精製する比率を需要に応じて変更することの可否等について質疑を行った。

2月19日の調査会では、「原子力問題に関する件」のうち、原子力規制委員会の活動状況について原子力規制委員会委員長から説明を聴取し、「原子力問題に関す

る件」について、原子力規制委員会（規制委）の判断の合理性や国が承認する避難計画の実効性を規制委や政府は訴訟に参加して主張する必要性、四国電力伊方発電所三号機について規制委の新規制基準適合性審査における活断層の有無及び阿蘇山の噴火規模の確認方法、原発をめぐり頻発する運転差止め訴訟及び事業者による地質データ書換え、度重なるミス等の内容及び対策、原発の再稼働審査に係るデータ書換え等がなされた場合の検査実施側の対応、不適切な公文書管理がされてきた規制委における改善策及び公文書の総電子化と永久保存の必要性、広島高裁が四国電力伊方発電所三号機運転差止め仮処分決定で指摘した原発の安全性に対する認識、耐震性が脆弱との指摘もある原発の再稼働の是非及び原発の耐震基準強化に向けた取組等について質疑を行った。

2月26日の調査会では、「エネルギーの安定供給」のうち、我が国のエネルギーの安定供給について、参考人から①将来的に需要の割合は減るが量は増加すると予測される石油・天然ガスの重要性、②日本経済とエネルギー消費の密接な関係を考慮した上で原子力規制や脱炭素化を考える必要性、③石油から再エネの技術と市場をめぐるものへと大転換しつつあるエネルギー地政学等について意見を聴取し、農村振興の観点からも農村部の地域資源を活用して進めるべき再エネの種類、石油はいずれ枯渇するというピークオイル論に対する現状認識、将来にわたり化石燃料が必要とする立場からのエネルギーミックスに対する評価、既に開発済みの従来型油田近辺にタイトプレイが存在する可能性、気候変動が深刻化する中、日本のエネルギー政策を国際的目標

に沿うよう見直す必要性、地方自治体における再エネ供給体制と国の土地利用計画制度との適合性の課題、メタンハイドレートについて商業化の可能性に言及する第3期海洋基本計画に対する所感、日本において再エネが将来的に主力電源となる可能性の有無、再エネを増やす上で克服すべき電力需給バランスの調整における課題、将来のエネルギー供給において再エネ割合を大幅に高めることの実現可能性の有無等について質疑を行った。

5月20日の調査会では、「エネルギーの安定供給」について、政府から、エネルギーをめぐる国際情勢、日本のエネルギー安全保障、再生可能エネルギー及び新エネルギー、気候変動に関する内外の取組等について説明を聴取し、化石燃料を海外に依存する日本は安全性を大前提に原発再稼働審査を迅速化する必要性、エネルギー基本計画の「取り組むべき技術課題」が示す小型モジュール炉等の開発状況及び2025年運転開始に向け建設の進む国際熱核融合実験炉の捉え方、新型コロナウイルスの影響による「新しい生活様式」を次期基本計画に反映する必要性、関電への業務改善命令発出で必須手続を失念した事実発覚の際に取るべき対応、人間の生態系への無秩序な侵入である開発行為と感染症の拡大との関係に係る環境省認識、六ヶ所村の使用済核燃料再処理施設の新規制基準適合性審査に係る今後のスケジュール、コロナ後の経済対策として今しかできない環境重視の経済対策の経済産業省での検討状況等について質疑を行った。

また、中間報告の取りまとめに向けて、エネルギーの安定供給確保及び供給源多様化、再エネの主力電源化及び地域分散型電源の推進、エネルギー安全保障にお

ける外交の重要性、国民負担等の情報に基づいて電源構成に関する国民的議論を行う必要性、今後の原子力発電の在り方、温室効果ガスの排出抑制、感染症の存在を前提とし不況に対応するために再エネ等を利用した経済政策を講ずる必要性等について委員から意見が述べられた。

5月27日の調査会では、「原子力問題に関する件」について、大飯原発運転差止め訴訟控訴審での正しい判断のため科学的技術的知見を有する規制委が科学的根拠に基づく情報を積極的に提供する必要性、震源を特定せず策定する地震動に係るバックフィット規制に係る方針の検討経緯及び同規制は被規制側とコミュニケーションを図って対応する必要性、新型コロナウイルス感染症による廃炉作業の防護服不足に関し国が作業員の安全を確保する必要性、ALPS処理水の処分に向けた今後の意見聴取会の方針及び地元・国内外の理解を得る方策の規制委員長所見、ALPS処理水への対応は政治家が責任を持って決断しその安全性の周知は対外広報に重点を置いた効果的な情報発信を行う必要性、関電高浜・大飯・美浜原発の火山灰影響評価の再評価命令に係る規制委の意思決定過程の問題性及び火山影響評価ガイドとの不整合性、原子力災害時の避難体制における「情報共有」、「交通上の実効性」、「ヨウ素剤の配布」、「重大事故のときの指揮系統」への政府の対応方針等について質疑を行った。

6月10日の調査会では、「エネルギーの安定供給」について、1年目の調査活動の概要をまとめ、エネルギーをめぐる国際動向、日本のエネルギーの安定供給、再生可能エネルギー等、原子力発電等、気候変動対策という主要論点別に議論を整理した調査報告書（中間報告）を取り

まとめ、議長に提出した。

(2) 調査会経過

○令和2年2月12日(水) (第1回)

- 原子力等エネルギー・資源に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「資源エネルギーの安定供給」のうち、エネルギーの安定供給(中東情勢など、エネルギーを巡る国際動向)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

一般財団法人国際開発センター研究顧問
畑中美樹君
慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
一般財団法人日本エネルギー経済研究所理事
田中浩一郎君
金曜懇話会代表世話人 岩瀬昇君

[質疑者]

こやり隆史君(自民)、矢田わか子君(※)、
杉久武君(公明)、音喜多駿君(維新)、山
添拓君(共産)、嘉田由紀子君(碧水)、長
峯誠君(自民)、斎藤嘉隆君(※)、若松謙
維君(公明)、古賀之士君(※)

○令和2年2月19日(水) (第2回)

- 「原子力問題に関する件」のうち、原子力規制委員会の活動状況について更田原子力規制委員会委員長から説明を聴いた。
- 原子力問題に関する件について牧原経済産業副大臣、更田原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

阿達雅志君(自民)、浜野喜史君(※)、岸
真紀子君(※)、平木大作君(公明)、音喜
多駿君(維新)、山添拓君(共産)、嘉田由
紀子君(碧水)

○令和2年2月26日(水) (第3回)

- 「資源エネルギーの安定供給」のうち、エネルギーの安定供給(我が国のエネルギーの安

定供給)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

秋田大学大学院国際資源学研究科教授 荒
戸裕之君
関西大学社会安全学部教授 小澤守君
認定NPO法人環境エネルギー政策研究所
所長 飯田哲也君

[質疑者]

宮崎雅夫君(自民)、古賀之士君(※)、若
松謙維君(公明)、梅村聡君(維新)、山添
拓君(共産)、嘉田由紀子君(碧水)、高野
光二郎君(自民)、塩村あやか君(※)、杉
久武君(公明)、矢田わか子君(※)

○令和2年5月20日(水) (第4回)

- 「資源エネルギーの安定供給」のうち、エネルギーの安定供給について松本経済産業副大臣及び佐藤環境副大臣から説明を聴き、松本経済産業副大臣、佐藤環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

[質疑者]

三浦靖君(自民)、古賀之士君(※)、若松
謙維君(公明)、梅村聡君(維新)、山添拓
君(共産)、嘉田由紀子君(碧水)、斎藤嘉
隆君(※)

○令和2年5月27日(水) (第5回)

- 原子力問題に関する件について宮本経済産業大臣政務官、加藤内閣府大臣政務官、更田原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

岩井茂樹君(自民)、浜野喜史君(※)、岸
真紀子君(※)、平木大作君(公明)、音喜
多駿君(維新)、山添拓君(共産)、嘉田由
紀子君(碧水)

○令和2年6月10日(水) (第6回)

- 原子力等エネルギー・資源に関する調査報告

- 書（中間報告）を提出することを決定した。
- 原子力等エネルギー・資源に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。
- 令和2年6月17日（水）（第7回）
- 原子力等エネルギー・資源に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

（3）調査会報告要旨

原子力等エネルギー・資源に関する調査報告書（中間報告）

【要旨】

本調査会は、原子力等エネルギー・資源に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、令和元年10月4日に設置された。

本調査会は、3年間の調査テーマを「資源エネルギーの安定供給」とし、調査の1年目においては「エネルギーの安定供給」を調査項目として取り上げ、「中東情勢など、エネルギーを巡る国際動向」、「我が国のエネルギーの安定供給」について、参考人から意見を聴取し質疑を行った。続いて、政府から説明を聴取し質疑を行うとともに、委員間の意見交換を行った後、これらを調査報告書（中間報告）として取りまとめ、令和2年6月10日、議長に提出した。

本報告書においては、これまでの調査の概要をまとめるとともに、主な議論を「エネルギーをめぐる国際動向」、「日本のエネルギーの安定供給」、「再生可能エネルギー等」、「原子力発電等」及び「気候変動対策」という5つの主要論点に着目して整理している。

3 憲法審査会

委員一覧（45名）

会長	林 芳正（自民）	古賀 友一郎（自民）	徳永 エリ（※）
幹事	石井 準一（自民）	上月 良祐（自民）	長浜 博行（※）
幹事	石井 正弘（自民）	佐藤 正久（自民）	白 眞勲（※）
幹事	磯崎 仁彦（自民）	中曽根 弘文（自民）	福島 みずほ（※）
幹事	西田 昌司（自民）	野上 浩太郎（自民）	福山 哲郎（※）
幹事	鉢呂 吉雄（※）	古川 俊治（自民）	矢田 わか子（※）
幹事	増子 輝彦（※）	堀井 巖（自民）	伊藤 孝江（公明）
幹事	西田 実仁（公明）	舞立 昇治（自民）	矢倉 克夫（公明）
幹事	松沢 成文（維新）	元榮 太一郎（自民）	安江 伸夫（公明）
幹事	山添 拓（共産）	山下 雄平（自民）	山本 香苗（公明）
	赤池 誠章（自民）	山谷 えり子（自民）	浅田 均（維新）
	有村 治子（自民）	打越 さく良（※）	東 徹（維新）
	宇都 隆史（自民）	木戸口 英司（※）	吉良 よし子（共産）
	岡田 広（自民）	小西 洋之（※）	山下 芳生（共産）
	片山 さつき（自民）	田村 まみ（※）	高良 鉄美（沖縄） (2.6.17 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

（1）活動概観

第201回国会において本審査会に付託された議案はなく、付託された請願8種類126件は、いずれも保留とした。

（2）審査会経過

○令和2年6月17日(水)（第1回）

○請願第15号外125件を審査した。

4 情報監視審査会

委員一覧（8名）

会 長	中曾根 弘文（自民）	堀井 巖（自民）	谷合 正明（公明）
	磯崎 仁彦（自民）	杉尾 秀哉（※）	清水 貴之（維新）
	猪口 邦子（自民）	浜口 誠（※）	(2. 2. 13 現在)

※ 立憲・国民、新緑風会・社民

（1）活動概観

〔調査の経過〕

今国会においては、個別の行政機関の特定秘密の指定の状況等について、説明を聴き、質疑を行った。さらに、警察庁の特定秘密の提示要求をし、提示された特定秘密について、政府参考人から説明を聴き、質疑を行った。その後、衛藤国務大臣及び政府参考人に対して締めくくりに質疑問を行った。

〔調査の概要〕

2月13日、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関して、内閣官房、警察庁、公安調査庁、防衛省及び外務省の特定秘密の指定及びその解除の状況について、政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

2月19日、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関して、外務省、防衛省、文部科学省及び警察庁の特定秘密の指定及び適性評価の実施の状況並びに各行政機関の適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に

対し質疑を行った。

5月29日、行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する調査のため、警察庁長官に対する特定秘密の提示要求を議決した。

6月5日、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関して、警察庁から提示された特定秘密について、政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。また、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関して、内閣官房、防衛省及び外務省の特定秘密の指定の状況について、政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

6月16日、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告について、衛藤国務大臣に対し質疑を行った。また、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告について、政府参考人に対し質疑を行った。

（2）審査会経過

○令和2年2月13日（木）（第1回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、内閣官房、警察庁、公安調査庁、防衛省及び外務省の特定秘密の指定及びその解除の状況について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○令和2年2月19日(水) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、外務省、防衛省、文部科学省及び警察庁の特定秘密の指定及び適性評価の実施の状況並びに各行政機関の適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○令和2年5月29日(金) (第3回)

- 特定秘密の提示を求めることを決定した。
- 参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件等の一部を改正する件を決定した。

○令和2年6月5日(金) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、警察庁から提示された特定秘密について政府参考人から説明を聴き、政府参考人に対し質疑を行った後、内閣官房、防衛省及び外務省の特定秘密の指定の状況について政府参考人から説明を聴き、政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○令和2年6月16日(火) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について衛藤国務大臣に対し質疑を行った。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政

文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に関する件について政府参考人に対し質疑を行った。

- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

5 政治倫理審査会

委員一覧 (15名)

会 長	有村	治子 (自民)	世耕	弘成 (自民)	舟山	康江 (※)
幹 事	西田	昌司 (自民)	関口	昌一 (自民)	石川	博崇 (公明)
幹 事	野上	浩太郎 (自民)	藤井	基之 (自民)	浜田	昌良 (公明)
幹 事	那谷屋	正義 (※)	有田	芳生 (※)	石井	苗子 (維新)
	未松	信介 (自民)	榛葉	賀津也 (※)	市田	忠義 (共産)
						(2. 1. 20 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、2,084件（157種類）であり、このうち件数の多かったものは、「障害福祉についての法制度拡充に関する請願」88件、「教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願」69件、「憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願」65件、「自動車運転適性運用基準の見直しに関する請願」「てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に関する請願」「てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者を交通運賃減額制度の対象とすること等に関する請願」各61件、「難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願」56件などであった。

各委員会及び憲法審査会の付託件数は、内閣171件、総務25件、法務87件、外交防衛138件、財政金融189件、文教科学256件、厚生労働699件、農林水産46件、経済産業116件、国土交通131件、環境18件、災害対策40件、倫理選挙26件、地方消費者13件、震災復興3件、憲法126件であった。

請願者の総数は687万6,602人に上っている。

請願書の紹介提出期限は、6月3日の議院運営委員会理事会において、会期終了日の7日前の同10日までと決定された。

6月17日、各委員会及び憲法審査会において請願の審査が行われ、2委員会において178件（6種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで、同日の本会議に

おいて「裁判所の人的・物的充実にに関する請願」外177件が採択され、即日これを内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は8.5%であり、種類別による採択率（採択数／付託数）は3.8%であった。

2 請願件数表

委員会・憲法審査会					本会議	備 考
委員会等名	付 託	採 択	不採択	未 了	採 択	
内 閣	171	0	0	171	0	
総 務	25	0	0	25	0	
法 務	87	28	0	59	28	
外交防衛	138	0	0	138	0	
財政金融	189	0	0	189	0	
文教科学	256	0	0	256	0	
厚生労働	699	150	0	549	150	
農林水産	46	0	0	46	0	
経済産業	116	0	0	116	0	
国土交通	131	0	0	131	0	
環 境	18	0	0	18	0	
災害対策	40	0	0	40	0	
倫理選挙	26	0	0	26	0	
地方消費者	13	0	0	13	0	
震災復興	3	0	0	3	0	
憲 法	126	0	0	126	0	
計	2,084	178	0	1,906	178	提出総数 2,084件

3 本会議において採択された請願件名一覧

【内閣に送付するを要するもの】

- 法務委員会……………28件
裁判所の人的・物的充実にに関する請願（第1149号外27件）
- 厚生労働委員会……………150件
パーキンソン病患者への難病対策の推進に関する請願（第343号外15件）
男女間の賃金格差の解消に関する請願（第998号）
難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願（第999号外55件）
ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者への支援と肝炎ウイルス検査及び治療薬の研究開発の促進に関する請願（第1156号外15件）
てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願（第1361号外60件）

【内閣に送付するを要しないもの】

なし

質問主意書一覧

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
1	政府認定拉致被害者の田中実さんなどに関する質問主意書	有田 芳生君	2. 1. 20	2. 1. 27	2. 1. 31	2. 2. 14 第5号
2	拉致被害者に対する基本方針に関する質問主意書	有田 芳生君	1. 20	1. 27	1. 31	2. 14 第5号
3	「私人」にして「公務の遂行を補助する」内閣総理大臣夫人に関する質問主意書	有田 芳生君	1. 20	1. 27	1. 31	2. 14 第5号
4	不正行為防止のためにNHK訪問員に対して住民側が録音録画するとNHK訪問員が拒絶することに関する質問主意書	浜田 聡君	1. 20	1. 27	1. 31	2. 14 第5号
5	不退去罪を犯した者を私人が現行犯逮捕することに関する質問主意書	浜田 聡君	1. 20	1. 27	1. 31	2. 14 第5号
6	いわゆる家具・家電付の賃貸マンションにおける放送法六十四条の「受信設備を設置した者」の解釈に関する質問主意書	浜田 聡君	1. 20	1. 27	1. 31	2. 14 第5号
7	リース、レンタカー、カーシェアリング契約などの車両におけるNHKの放送を受信することのできるカーナビに関する質問主意書	浜田 聡君	1. 20	1. 27	1. 31	2. 14 第5号
8	宮家の法的地位に関する質問主意書	熊谷 裕人君	1. 20	1. 27	1. 31	2. 14 第5号
9	旧皇族の現状に関する質問主意書	熊谷 裕人君	1. 20	1. 27	1. 31	2. 14 第5号
10	国土交通副大臣兼内閣府副大臣の職務権限に関する質問主意書	熊谷 裕人君	1. 20	1. 27	1. 31	2. 14 第5号
11	憲法改正に関する安倍総理の発言に関する質問主意書	熊谷 裕人君	1. 20	1. 27	1. 31	2. 14 第5号
12	法務大臣経験者への家宅捜索に関する質問主意書	熊谷 裕人君	1. 20	1. 27	1. 31	2. 14 第5号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
13	NHKのテレビ番組とインターネット配信による「常時同時配信」の実施において、パソコンやワンセグ機能のないスマートフォン所持の場合の受信契約の義務に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 1. 20	2. 1. 27	2. 1. 31	2. 2. 14 第5号
14	米軍によるソレイマニ司令官の殺害に関する質問主意書	熊谷 裕人君	1. 23	1. 29	2. 4	2. 14 第5号
15	連邦海外腐敗行為防止法の適用例に関する質問主意書	熊谷 裕人君	1. 23	1. 29	2. 4	2. 14 第5号
16	香川県ゲーム規制条例案とeスポーツに生きがいを感じている重度障害者に関する質問主意書	浜田 聡君	1. 23	1. 29	2. 4	2. 14 第5号
17	ソ連国内法によって有期刑・死刑に処せられた戦後強制抑留者に関する質問主意書	那谷屋 正義君	1. 24	1. 29	2. 4	2. 14 第5号
18	NHKが行っている外国人差別に関する質問主意書	浜田 聡君	1. 29	2. 3	2. 7	2. 14 第5号
19	カジノ事業に係る廉潔性の確保に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	1. 29	2. 3	2. 7	2. 14 第5号
20	I R事業の区域整備計画の認定ないし更新及び中止に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	1. 29	2. 3	2. 7	2. 14 第5号
21	I R事業不継続の場合の補償に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	1. 29	2. 3	2. 7	2. 14 第5号
22	総務省がワンセグ携帯のみを利用している者に対する放送受信料値下げをNHKに要請したとする報道に関する質問主意書	浜田 聡君	1. 30	2. 5	2. 10	2. 14 第5号
23	ねんきん定期便に関する質問主意書	塩村 あやか君	1. 30	2. 5	2. 10	2. 14 第5号
24	ゴルフ場利用税に関する質問主意書	松沢 成文君	1. 30	2. 5	2. 10	2. 14 第5号
25	国家公務員倫理規程に関する質問主意書	松沢 成文君	1. 30	2. 5	2. 10	2. 14 第5号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
26	イラン国内で我が国の総理大臣が「アメリカ人は常に自分たちの信念と見解を他国に押しつけないと考えてきた」と発言したとされていることに関する質問主意書	浜田 聡君	2. 1. 31	2. 2. 10	2. 2. 14	2. 3. 6 第6号
27	台湾のWHO加盟に関する質問主意書	蓮 舫君	2. 2. 3	2. 2. 10	2. 2. 14	2. 3. 6 第6号
28	神奈川県警による刑事告訴拒否に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 2. 3	2. 2. 10	2. 2. 14	2. 3. 6 第6号
29	いわゆる家具・家電付の賃貸マンションにおける内見時に受信機を使用できる状態に置いた場合の放送法六十四条「受信設備を設置した者」の解釈に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 2. 4	2. 2. 10	2. 2. 14	2. 3. 6 第6号
30	子どもの貧困に関し「声を上げられない子供や家庭の早期発見」のための具体的な方策に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	2. 2. 4	2. 2. 10	2. 2. 14	2. 3. 6 第6号
31	子どもの貧困対策のうち、「生活の安定に資するための支援」に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	2. 2. 4	2. 2. 10	2. 2. 14	2. 3. 6 第6号
32	実施を予定している子どもの貧困についての全国調査に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	2. 2. 4	2. 2. 10	2. 2. 14	2. 3. 6 第6号
33	子どもの貧困施策の地方自治体に関連する事項に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	2. 2. 4	2. 2. 10	2. 2. 14	2. 3. 6 第6号
34	子どもの貧困対策において、支援を求めやすくするための環境整備に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	2. 2. 4	2. 2. 10	2. 2. 14	2. 3. 6 第6号
35	子どもの貧困対策に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	2. 2. 4	2. 2. 10	2. 2. 14	2. 3. 6 第6号
36	内閣総理大臣主催「桜を見る会」の前夜に開催されていた安倍晋三後援会主催「前夜祭」に関する安倍総理の答弁に関する質問主意書	石橋 通宏君	2. 2. 6	2. 2. 12	2. 2. 18	2. 3. 6 第6号
37	「公務の遂行を補助する」内閣総理大臣夫人に関する質問主意書	有田 芳生君	2. 2. 7	2. 2. 17	2. 2. 21	2. 3. 6 第6号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日	掲載会議録
38	マスクの買い占め・転売行為に対し、物価統制令、国民生活安定緊急措置法、買い占め防止法等を活用することに関する質問主意書	浜田 聡君	2. 2. 10	2. 2. 17	2. 2. 21	2. 3. 6 第6号
39	ケアラー支援についての国の方針に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	2. 2. 10	2. 2. 17	2. 2. 21	3. 3. 6 第6号
40	ケアラー支援に関する具体的施策に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	2. 2. 12	2. 2. 17	2. 2. 21	3. 3. 6 第6号
41	仕事と介護の両立に関しての企業側の条件整備に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	2. 2. 13	2. 2. 19	2. 2. 25	3. 3. 6 第6号
42	ねんきん定期便に関する再質問主意書	塩村 あやか君	2. 2. 13	2. 2. 19	2. 2. 25	3. 3. 6 第6号
43	支援すべきヤングケアラーの発見と具体的な支援の方法に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	2. 2. 14	2. 2. 25	2. 2. 28	3. 3. 6 第6号
44	国家公務員法八十一条の三による検事長の定年延長等、公務員法に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 2. 14	2. 2. 25	2. 2. 28	3. 3. 6 第6号
45	ネガティブ・オプション商法の現状と対応に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	2. 2. 17	2. 2. 25	2. 2. 28	3. 3. 6 第6号
46	NHKの委託会社の職員の戸別訪問に対して、訪問先の住人の代理人が対応することを拒否していることに関する質問主意書	浜田 聡君	2. 2. 17	2. 2. 25	2. 2. 28	3. 3. 6 第6号
47	政府の行政文書の保存及び開示に関する質問主意書	有田 芳生君	2. 2. 18	2. 2. 25	2. 2. 28	3. 3. 6 第6号
48	NHKが不十分な疎明資料をもって各自治体から住民の個人情報（住民票）を大量に取得していることに関する質問主意書	浜田 聡君	2. 2. 18	2. 2. 25	2. 2. 28	3. 3. 6 第6号
49	内閣総理大臣夫妻主催晩餐会関係経費に関する質問主意書	石川 大我君	2. 2. 18	2. 2. 25	2. 2. 28	3. 3. 6 第6号
50	ネット・ゲーム依存症対策に関する質問主意書	音喜多 駿君	2. 2. 19	2. 2. 26	3. 3. 3	3. 3. 6 第6号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日	掲載会議録
51	ソ連国内法によって有期刑・死刑に処せられた戦後強制抑留者に関する再質問主意書	那谷屋 正義君	2. 2. 19	2. 2. 26	2. 3. 3	2. 3. 6 第6号
52	政府認定拉致被害者の田中実さん、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者の金田龍光さんに関する質問主意書	有田 芳生君	2. 2. 21	3. 3. 2	3. 3. 6	3. 3. 11 第7号
53	クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」と新型コロナウイルスに関する質問主意書	牧山 ひろえ君	2. 2. 21	3. 3. 2	3. 3. 6	3. 3. 11 第7号
54	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた雇用調整助成金の特例に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 2. 25	3. 3. 2	3. 3. 6	3. 3. 11 第7号
55	新型コロナウイルス感染症に対応する政府職員の臨時的な任用に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 2. 25	3. 3. 2	3. 3. 6	3. 3. 11 第7号
56	選挙の自由妨害罪による私人逮捕の正当性に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 2. 25	3. 3. 2	3. 3. 6	3. 3. 11 第7号
57	公職の候補者となろうとする者等に対する名誉棄損に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 2. 25	3. 3. 2	3. 3. 6	3. 3. 11 第7号
58	コンセッション事業の導入に伴う労働者の労働条件の変化に関する質問主意書	吉田 忠智君	2. 2. 26	3. 3. 2	3. 3. 6	3. 3. 11 第7号
59	コンセッション事業と自治行政のあり方に関する質問主意書	吉田 忠智君	2. 2. 26	3. 3. 2	3. 3. 6	3. 3. 11 第7号
60	中東地域における日本関係船舶の防護と国際法上の旗国主義に関する質問主意書	白 眞勲君	2. 2. 27	3. 3. 4	3. 3. 10	3. 3. 11 第7号
61	クルーズ船に対する国際法上の管轄権と「日本関係船舶」の該当性に関する質問主意書	白 眞勲君	2. 2. 27	3. 3. 4	3. 3. 10	3. 3. 11 第7号
62	辺野古新基地建設事業に係る大浦湾の軟弱地盤に関する質問主意書	伊波 洋一君	2. 2. 28	3. 3. 4	3. 3. 10	3. 3. 11 第7号
63	新型コロナウイルス等感染症対策として接客業等において労働者がマスクを着用することを使用者が禁止することに関する質問主意書	浜田 聡君	2. 2. 28	3. 3. 4	3. 3. 10	3. 3. 11 第7号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
64	新型コロナウイルス感染症による労働者の休業補償を新規国債発行で賄うことに関する質問主意書	浜田 聡君	2. 2. 28	2. 3. 4	2. 3. 10	2. 3. 11 第7号
65	北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者に関する質問主意書	有田 芳生君	3. 2	3. 9	3. 13	
66	放送法二十七条に基づくNHKへの苦情に対する具体的な処理方法に関する質問主意書	浜田 聡君	3. 2	3. 9	3. 13	
67	ネット・ゲーム依存症に関する質問主意書	平山 佐知子君	3. 3	3. 9	3. 13	
68	新型コロナウイルス感染症の流行に伴いNHK訪問員に不要不急の戸別訪問の自粛を要請することに関する質問主意書	浜田 聡君	3. 3	3. 9	3. 13	
69	全国一斉休校要請の決定と新型コロナウイルス感染症対策専門家会議との関連に関する質問主意書	浜田 聡君	3. 3	3. 9	3. 13	
70	被団協が開催する「原爆展」に関する質問主意書	塩村 あやか君	3. 4	3. 9	3. 13	
71	コンセッション研修やセミナー等に関する質問主意書	吉田 忠智君	3. 5	3. 11	3. 17	
72	系統利用者である発電側にキロワット単位で基本料金の負担を求める発電側基本料金に関する質問主意書	小沼 巧君	3. 9	3. 16	3. 19	
73	新型コロナウイルス感染症の流行により内閣総理大臣及び国務大臣が国会に登院できない場合等における、憲法上の「出席」の解釈等に関する質問主意書	浜田 聡君	3. 9	3. 16	3. 19	
74	テレビを設置していない知的障害者等がNHK訪問員に騙されて締結した放送受信契約を取消すことに関する質問主意書	浜田 聡君	3. 11	3. 18	3. 24	
75	コンセッション事業と指定管理者制度、独立行政法人制度等との関係に関する質問主意書	吉田 忠智君	3. 12	3. 18	3. 24	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
76	放送法第四条の「放送事業者は政治的に公平であること」の遵守に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 3. 16	2. 3. 23	2. 3. 27	
77	新型コロナウイルス感染症の流行に伴いアルコール消毒液を大量に扱うこととなった事業者等に対する火災予防行政上の注意喚起等に関する質問主意書	浜田 聡君	3. 17	3. 23	3. 27	
78	新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する質問主意書	船後 靖彦君	3. 17	3. 23	3. 27	
79	諸外国における水道分野へのコンセッション事業の導入等に関する質問主意書	吉田 忠智君	3. 19	3. 25	3. 31	
80	コンセッション事業の特徴と課題に関する質問主意書	吉田 忠智君	3. 19	3. 25	3. 31	
81	プレミアム付商品券の活用状況に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	3. 19	3. 25	3. 31	
82	消防団の訓練に起因する破損に対する補償に関する質問主意書	塩村 あやか君	3. 19	3. 25	3. 31	
83	抱き合わせ販売と言われかねない「配合剤」の開発と後発医薬品へのアクセス機会の阻害可能性に関する質問主意書	川田 龍平君	3. 23	3. 30	4. 3	
84	インフルエンザ脳症の患者数の確認と治療法の確立に関する質問主意書	浜田 聡君	3. 23	3. 30	4. 3	
85	介護福祉士養成施設卒業生への国家試験義務付けに係る現行五年間の経過措置の延長に関する質問主意書	船後 靖彦君	3. 27	4. 1	4. 7	
86	事務所・事業所課税に関する質問主意書	浜田 聡君	3. 31	4. 6	4. 10	
87	我が国に在留している外国人や知的障害者の方等に対する情報伝達について、やさしい日本語による発信が必要と思われること等に関する質問主意書	浜田 聡君	4. 1	4. 6	4. 10	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
88	拉致被害者等の捜査・調査に関する質問主意書	有田 芳生君	2. 4. 2	2. 4. 8	2. 4. 14	
89	北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者に関する再質問主意書	有田 芳生君	4. 2	4. 8	4. 14	
90	在日朝鮮人の帰還問題に関する質問主意書	有田 芳生君	4. 2	4. 8	4. 14	
91	岡田晴恵氏が行った研究成果の信ぴょう性に関する質問主意書	浜田 聡君	4. 2	4. 8	4. 14	
92	新型コロナウイルス感染症対策にかかる国によるマスク一括購入と配布に関する質問主意書	蓮 舫君	4. 3	4. 8	4. 14	
93	「新型コロナウイルス対策状況下におけるDV・児童虐待防止に関する要望書」提出に関する質問主意書	ながえ 孝子君	4. 6	4. 13	4. 17	
94	新型インフルエンザ等対策特別措置法の定める「緊急事態宣言」下における医療提供体制に関する質問主意書	川田 龍平君	4. 6	4. 13	4. 17	
95	新型コロナウイルス対策の基本的方向性に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	4. 7	4. 13	4. 17	
96	新型コロナウイルスに起因する社会不安や経済損失に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	4. 7	4. 13	4. 17	
97	マスクに関する質問主意書	川田 龍平君	4. 8	4. 13	4. 17	
98	新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛要請に協力するための、いわゆる夏季休暇の前倒し取得に関する質問主意書	浜田 聡君	4. 8	4. 13	4. 17	
99	ネットカフェ難民への対応に関する質問主意書	塩村 あやか君	4. 13	4. 20	4. 24	
100	新型コロナウイルス感染症の流行に伴う、就労移行支援施設の利用期間の延長に関する質問主意書	浜田 聡君	4. 14	4. 20	4. 24	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
101	喫煙室に関する質問主意書	松沢 成文君	2. 4.14	2. 4.20	2. 4.24	
102	新型コロナウイルス感染症対策の一環としての自粛要請と憲法に定める財産権との関係に関する質問主意書	蓮 舫君	4.15	4.20	4.24	
103	新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業主の休業補償に関する質問主意書	田島 麻衣子君	4.17	4.22	4.28	
104	新型コロナウイルス感染症で入院されている患者さんの退院基準に関する質問主意書	浜田 聡君	4.20	4.27	5. 1	
105	精神・発達障害者の雇用打ち切り対策や心のケアに関する質問主意書	浜田 聡君	4.20	4.27	5. 1	
106	令和二年四月二十七日の参議院本会議における安倍晋三内閣総理大臣の答弁に関する質問主意書	鈴木 宗男君	5. 1	5.11	5.15	
107	医療崩壊を阻止するための人的医療提供体制に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	5. 1	5.11	5.15	
108	医療崩壊を阻止するための設備面での医療提供体制に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	5. 1	5.11	5.15	
109	個人向け防護具の適切な供給の実現に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	5. 1	5.11	5.15	
110	新型コロナウイルスの軽症者及び無症状感染者向けの対応に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	5. 1	5.11	5.15	
111	新型コロナウイルス感染症に起因する偏見と差別に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	5. 1	5.11	5.15	
112	新型コロナウイルス関連の経済対策（雇用調整助成金等）に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	5. 1	5.11	5.15	
113	一九六五年十二月五日に発生した沖縄近海における米国の水爆水没事故に関する質問主意書	浜田 聡君	5. 8	5.13	5.19	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
114	愛媛県南予地区を低空飛行する物体に関する質問主意書	ながえ 孝子君	2. 5. 8	2. 5.13	2. 5.19	
115	令和二年四月二十七日の参議院本会議における安倍晋三内閣総理大臣の答弁に関する再質問主意書	鈴木 宗男君	5.15	5.20	5.26	
116	学校・教育機関の再開に伴う新型コロナウイルス感染症の感染拡大の阻止に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	5.15	5.20	5.26	
117	新型コロナウイルスが出入国管理行政及び「収容・送還に関する専門部会」に与える影響に関する質問主意書	打越 さく良君	5.19	5.25	5.29	
118	文部科学省の「学びの保障」の通知に関する質問主意書	ながえ 孝子君	5.19	5.25	5.29	
119	地方議会の委員会のオンライン出席に関する質問主意書	音喜多 駿君	5.20	5.25	5.29	
120	東京高等検察庁黒川検事長の賭けマージャンによる賭博罪既遂及び国家公務員倫理法令違反等に関する質問主意書	小西 洋之君	5.20	5.25	5.29	
121	令和二年度NHK予算記載の「受信契約件数」および「受信料支払い率」に関する質問主意書	浜田 聡君	5.20	5.25	5.29	
122	東京高等検察庁黒川検事長の勤務延長の安倍総理及び首相官邸の関与に関する質問主意書	小西 洋之君	5.20	5.25	5.29	
123	検察庁法の解釈変更についての菅官房長官の発言に関する質問主意書	蓮 舫君	5.22	5.27	6. 2	
124	学校・教育機関の再開に伴う新型コロナウイルス感染症への対応に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	5.22	5.27	6. 2	
125	新型コロナウイルスの感染拡大を受けた経済支援策に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	5.22	5.27	6. 2	
126	住居確保給付金に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	5.22	5.27	6. 2	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 日	掲載 会議録
127	「九月入学」についての政府の認識に関する質問主意書	打越 さく良君	2. 5.25	2. 6. 1	2. 6. 5	
128	教育のオンライン化についての政府の認識に関する質問主意書	打越 さく良君	5.25	6. 1	6. 5	
129	黒川弘務前東京高検検事長の賭けマージャンに関する質問主意書	鈴木 宗男君	5.25	6. 1	6. 5	
130	持続化給付金等の支給対象から「性風俗関連特殊営業」を行う事業者が除外されていることに関する質問主意書	徳永 エリ君	5.25	6. 1	6. 5	
131	地方公共団体に対する計画等の策定の義務付けに関する質問主意書	吉川 沙織君	5.26	6. 1	6. 5	
132	時限立法に関する質問主意書	吉川 沙織君	5.26	6. 1	6. 5	
133	黒川弘務前東京高検検事長の訓告処分に関する質問主意書	鈴木 宗男君	5.29	6. 3	6. 9	
134	我が国における難民認定の状況に関する質問主意書	石橋 通宏君	6. 2	6. 8	6.12	
135	破壊活動防止法と日本共産党との関連に関する質問主意書	鈴木 宗男君	6. 3	6. 8	6.12	
136	第二次世界大戦後の連合国軍事裁判におけるBC級戦犯に関する質問主意書	有田 芳生君	6. 3	6. 8	6.12	
137	米軍基地従業員等の子供の教育に関する質問主意書	福島 みずほ君	6. 4	6.10	6.16	
138	刑法上の犯罪と行政処分上の事実認定に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 4	6.10	6.16	
139	放課後児童クラブに関する質問主意書	矢田 わか子君	6. 5	6.10	6.16	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
140	子育て援助活動支援事業に関する質問主意書	矢田 わか子君	2. 6. 5	2. 6.10	2. 6.16	
141	小中学校の学校給食中止に伴う食材納入業者、生産者の支援に関する質問主意書	紙 智子君	6. 5	6.10	6.16	
142	在日米軍基地における新型コロナウイルス感染拡大に関する質問主意書	高良 鉄美君	6. 8	6.15	6.19	
143	法務大臣養育費勉強会に関する質問主意書	嘉田 由紀子君	6.10	6.15	6.19	
144	我が国の行政運営における「私的懇談会」等の運営等に関する質問主意書	石橋 通宏君	6.11	6.17	6.23	
145	地方公共団体に対する計画等の策定の義務付けに関する再質問主意書	吉川 沙織君	6.11	6.17	6.23	
146	満員電車をなくすためのダイナミック・プライシングの実施に関する質問主意書	浜田 聡君	6.11	6.17	6.23	
147	新型コロナウイルス感染症対策にかかる学校臨時休業に関する質問主意書	蓮 舫君	6.15	6.17	6.26	
148	獣医療関係者と飼い主との間のトラブルに関する質問主意書	浜田 聡君	6.15	6.17	6.26	
149	「質問主意書関係事務の手引き～はじめて主意書を担当する方へ～」に関する質問主意書	浜田 聡君	6.15	6.17	6.26	
150	国がお墨付きを与えた西武信用金庫による不正融資に対する政府の調査姿勢に関する質問主意書	浜田 聡君	6.15	6.17	6.26	
151	羽田空港新飛行経路が視覚障がい者等に与える影響に関する質問主意書	木村 英子君	6.16	6.17	6.26	
152	持続化給付金の不正受給の防止に関する質問主意書	平山 佐知子君	6.16	6.17	6.26	
153	賭けマージャンを行い辞職した黒川弘務前東京高検検事長の訓告処分に関する質問主意書	鈴木 宗男君	6.16	6.17	6.26	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
154	日本銀行の金融政策決定会合の討議内容が事前に報道機関に漏洩している可能性に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 6.16	2. 6.17	2. 6.26	
155	消費税が福祉財源に充てられているというのは増税するための理由付けに過ぎないという与党の見解に関する質問主意書	浜田 聡君	6.16	6.17	6.26	
156	教科書検定基準の近隣諸国条項に関する質問主意書	松沢 成文君	6.16	6.17	6.26	
157	アイヌ施策推進法に関する質問主意書	紙 智子君	6.16	6.17	6.26	
158	新漁業法に関する質問主意書	紙 智子君	6.16	6.17	6.26	
159	「プロサバンナ事業」に関する質問主意書	井上 哲士君	6.16	6.17	6.26	
160	北海道新幹線のトンネル工事残土処理に関する質問主意書	紙 智子君	6.17	6.17	6.30	
161	食料の安定供給に関する質問主意書	宮沢 由佳君	6.17	6.17	6.30	
162	大規模災害時の自治体職員の派遣の円滑化に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.17	6.17	6.30	
163	大規模災害時の自治体の対応力強化に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.17	6.17	6.30	
164	クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」における新型コロナウイルス感染拡大の経緯の確認に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.17	6.17	6.30	
165	緊急事態宣言下の施策の実施状況等に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.17	6.17	6.30	
166	新型コロナウイルス感染症に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.17	6.17	6.30	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 日	掲載 会議録
167	安倍総理後援会からの桜を見る会への推薦者の招待者としての取りまとめの実態に関する質問主意書	小西 洋之君	2. 6.17	2. 6.17	2. 6.30	
168	安倍事務所からのジャパンライフ元会長の桜を見る会への推薦の有無等に関する質問主意書	小西 洋之君	6.17	6.17	6.30	
169	桜を見る会への安倍総理及び安倍後援会の推薦行為等が公職選挙法の買収罪に該当することに関する質問主意書	小西 洋之君	6.17	6.17	6.30	
170	桜を見る会への安倍総理及び安倍後援会の推薦行為等が公職選挙法の買収罪に該当することを糊塗するための政府の詭弁に関する質問主意書	小西 洋之君	6.17	6.17	6.30	
171	安倍総理後援会主催夕食会の契約に係る安倍総理の認識等に関する質問主意書	小西 洋之君	6.17	6.17	6.30	
172	桜を見る会を巡る公文書管理の在り方に関する質問主意書	小西 洋之君	6.17	6.17	6.30	
173	桜を見る会の見直し状況に関する質問主意書	小西 洋之君	6.17	6.17	6.30	
174	東京高等検察庁検事長の賭け麻雀等の非違行為の処分の検討経緯等に関する質問主意書	小西 洋之君	6.17	6.17	6.30	
175	黒川検事長の処分における「懲戒処分の加重要件」の違法な切り捨てに関する質問主意書	小西 洋之君	6.17	6.17	6.30	
176	検察官への勤務延長制度の適用が国家公務員法第八十一条の二の「法律に別段の定めのある場合を除き」の規定に違反する違法無効の暴挙であることに関する質問主意書	小西 洋之君	6.17	6.17	6.30	
177	国会想定問答集に記載されていても国会で明示的に答弁されていないから記載内容に反する検察官への勤務延長制度の適用は合法であるとする政府の主張が違法な三百代言であることに関する質問主意書	小西 洋之君	6.17	6.17	6.30	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日	掲載会議録
178	検察官には勤務延長制度が不適用である旨を直接的に述べた国会答弁が存在しないという政府の主張が違法な三百代言であることに関する質問主意書	小西 洋之君	2. 6.17	2. 6.17	2. 6.30	
179	検察庁法上に勤務延長の規定がないから検察官に勤務延長が適用可能との政府の主張が違法な三百代言であることに関する質問主意書	小西 洋之君	6.17	6.17	6.30	
180	検察官への勤務延長制度の適用が意図的かつ便宜的な違法無効の暴挙であることに関する質問主意書	小西 洋之君	6.17	6.17	6.30	
181	検察官への勤務延長制度の適用が便宜的かつ意図的な違法無効の暴挙であることに関する質問主意書	小西 洋之君	6.17	6.17	6.30	
182	検察官への勤務延長制度の適用の「解釈変更」が政府の法令解釈の考え方（ルール）を逸脱した違法無効の暴挙であることに関する質問主意書	小西 洋之君	6.17	6.17	6.30	
183	検察庁法改正案が東京高等検察庁検事長の勤務延長の解釈変更と因果関係的にも法的に一体である「黒川法案」というべき法の支配を破壊する暴挙であることに関する質問主意書	小西 洋之君	6.17	6.17	6.30	
184	東京高等検察庁黒川弘務検事長のための解釈変更と検察庁法改正案の政府説明の虚偽に関する質問主意書	小西 洋之君	6.17	6.17	6.30	
185	検察庁法改正案の勤務延長等の立法事実が虚偽であることに関する質問主意書	小西 洋之君	6.17	6.17	6.30	
186	本年一月二十四日の解釈変更以降の検察官の定年退官に係る人事異動通知書が当該解釈変更の違法無効の物証となっていることに関する質問主意書	小西 洋之君	6.17	6.17	6.30	
187	検察官は準司法官であるとした「検察官について公務員法の特例を認める必要ある理由」（昭和二十二年十月十日人補）に関する質問主意書	小西 洋之君	6.17	6.17	6.30	
188	安倍総理らのいわゆるご飯論法による国会答弁についての認識に関する質問主意書	小西 洋之君	6.17	6.17	6.30	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
189	いわゆるアベノマスクの性能の科学的検証の必要性等に関する質問主意書	小西 洋之君	2. 6.17	2. 6.17	2. 6.30	
190	新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言下の民放の番組編集への指示の可否等に関する質問主意書	小西 洋之君	6.17	6.17	6.30	
191	緊急事態宣言下の安倍総理の答弁拒否の暴挙に関する質問主意書	小西 洋之君	6.17	6.17	6.30	
192	新型コロナウイルス感染症の新型インフルエンザ等特措法への適用が法改正に拠らなくとも可能であると解されることに関する質問主意書	小西 洋之君	6.17	6.17	6.30	
193	質問主意書に対する政府の答弁拒否の横行に関する質問主意書	小西 洋之君	6.17	6.17	6.30	
194	陸上配備型イージス・システムの配備に関する質問主意書	小西 洋之君	6.17	6.17	6.30	
195	令和二年五月二十九日の航空自衛隊ブルーインパルの飛行に関する質問主意書	小西 洋之君	6.17	6.17	6.30	
196	安倍総理の防衛大学校の卒業式での訓示に関する質問主意書	小西 洋之君	6.17	6.17	6.30	

(令和2年6月30日現在)

1 国会会期一覽

(直近15国会を掲載)

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第187回 (臨時会)	平成 26. 9. 29(月)	26. 9. 29(月)	26. 11. 21(金) 衆議院解散	63	—	54
第188回 (特別会)	26. 12. 24(水)	26. 12. 26(金)	26. 12. 26(金)	3	—	3
第189回 (常会)	27. 1. 26(月)	27. 1. 26(月)	27. 9. 27(日)	150	95	245
第190回 (常会)	28. 1. 4(月)	28. 1. 4(月)	28. 6. 1(水)	150	—	150
第191回 (臨時会)	28. 8. 1(月)	28. 8. 1(月)	28. 8. 3(水)	3	—	3
第192回 (臨時会)	28. 9. 26(月)	28. 9. 26(月)	28. 12. 17(土)	66	17	83
第193回 (常会)	29. 1. 20(金)	29. 1. 20(金)	29. 6. 18(日)	150	—	150
第194回 (臨時会)	29. 9. 28(木)	—	29. 9. 28(木) 衆議院解散	—	—	1
第195回 (特別会)	29. 11. 1(水)	29. 11. 8(水)	29. 12. 9(土)	39	—	39
第196回 (常会)	30. 1. 22(月)	30. 1. 22(月)	30. 7. 22(日)	150	32	182
第197回 (臨時会)	30. 10. 24(水)	30. 10. 24(水)	30. 12. 10(月)	48	—	48
第198回 (常会)	31. 1. 28(月)	31. 1. 28(月)	令和 元. 6. 26(水)	150	—	150
第199回 (臨時会)	元. 8. 1(木)	元. 8. 1(木)	元. 8. 5(月)	5	—	5
第200回 (臨時会)	元. 10. 4(金)	元. 10. 4(金)	元. 12. 9(月)	67	—	67
第201回 (常会)	2. 1. 20(月)	2. 1. 20(月)	2. 6. 17(水)	150	—	150

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国会回次	召集日
第1回	昭和 22. 4. 20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2* 28. 5. 2	第1回(特別会)	22. 5. 20(火)
第2回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第8回(臨時会)	25. 7. 12(水)
第3回	28. 4. 24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第16回(特別会)	28. 5. 18(月)
第4回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第25回(臨時会)	31. 11. 12(月)
第5回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第32回(臨時会)	34. 6. 22(月)
第6回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第41回(臨時会)	37. 8. 4(土)
第7回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第49回(臨時会)	40. 7. 22(木)
第8回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第59回(臨時会)	43. 8. 1(木)
第9回	46. 6. 27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第66回(臨時会)	46. 7. 14(水)
第10回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第73回(臨時会)	49. 7. 24(水)
第11回	52. 7. 10(日)	52. 7. 10	58. 7. 9	第81回(臨時会)	52. 7. 27(水)
第12回	55. 6. 22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第92回(特別会)	55. 7. 17(木)
第13回	58. 6. 26(日)	58. 7. 10	平成 元. 7. 9	第99回(臨時会)	58. 7. 18(月)
第14回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第106回(特別会)	61. 7. 22(火)
第15回	元. 7. 23(日)	元. 7. 23	7. 7. 22	第115回(臨時会)	元. 8. 7(月)
第16回	4. 7. 26(日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第124回(臨時会)	4. 8. 7(金)
第17回	7. 7. 23(日)	7. 7. 23	13. 7. 22	第133回(臨時会)	7. 8. 4(金)
第18回	10. 7. 12(日)	10. 7. 26	16. 7. 25	第143回(臨時会)	10. 7. 30(木)
第19回	13. 7. 29(日)	13. 7. 29	19. 7. 28	第152回(臨時会)	13. 8. 7(火)
第20回	16. 7. 11(日)	16. 7. 26	22. 7. 25	第160回(臨時会)	16. 7. 30(金)

通常選挙 回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国会回次	召集日
第21回	19. 7. 29(日)	19. 7. 29	25. 7. 28	第167回 (臨時会)	19. 8. 7(火)
第22回	22. 7. 11(日)	22. 7. 26	28. 7. 25	第175回 (臨時会)	22. 7. 30(金)
第23回	25. 7. 21(日)	25. 7. 29	令和 元. 7. 28	第184回 (臨時会)	25. 8. 2(金)
第24回	28. 7. 10(日)	28. 7. 26	4. 7. 25	第191回 (臨時会)	28. 8. 1(月)
第25回	元. 7. 21(日)	元. 7. 29	7. 7. 28	第199回 (臨時会)	元. 8. 1(木)

*任期3年議員の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

(令和2年1月20日現在)

第4次安倍第2次改造内閣国務大臣

内閣総理大臣

安倍 晋三 (衆・自民)

財務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (金融))

麻生 太郎 (衆・自民)

総務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (マイナンバー制度))

高市 早苗 (衆・自民)

法務大臣

森 まさこ (参・自民)

外務大臣

茂木 敏充 (衆・自民)

文部科学大臣

萩生田 光一 (衆・自民)

厚生労働大臣

加藤 勝信 (衆・自民)

農林水産大臣

江藤 拓 (衆・自民)

経済産業大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (原子力損害賠償・廃炉等支援機構))

梶山 弘志 (衆・自民)

国土交通大臣

赤羽 一嘉 (衆・公明)

環境大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (原子力防災))

小泉 進次郎 (衆・自民)

防衛大臣

河野 太郎 (衆・自民)

国務大臣 (内閣官房長官)

菅 義偉 (衆・自民)

国務大臣 (復興大臣)

田中 和徳 (衆・自民)

国務大臣 (国家公安委員会委員長)

(内閣府特命担当大臣 (防災))

武田 良太 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策、消費者及び食品安全、少子化対策、海洋政策))

衛藤 晟一 (参・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策))

竹本 直一 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (経済財政政策))

西村 康稔 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (規制改革、地方創生))

北村 誠吾 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (男女共同参画))

橋本 聖子 (参・自民)

内閣官房副長官

西村 明宏 (衆・自民)

岡田 直樹 (参・自民)

杉田 和博

副大臣

復興副大臣

菅家 一郎 (衆・自民)
横山 信一 (参・公明)

内閣府副大臣

大塚 拓 (衆・自民)
平 将明 (衆・自民)
宮下 一郎 (衆・自民)

総務副大臣

長谷川 岳 (参・自民)

総務副大臣

内閣府副大臣

寺田 稔 (衆・自民)

法務副大臣

義家 弘介 (衆・自民)

外務副大臣

鈴木 馨祐 (衆・自民)
若宮 健嗣 (衆・自民)

財務副大臣

遠山 清彦 (衆・公明)
藤川 政人 (参・自民)

文部科学副大臣

上野 通子 (参・自民)

文部科学副大臣

内閣府副大臣

亀岡 偉民 (衆・自民)

厚生労働副大臣

稲津 久 (衆・公明)
橋本 岳 (衆・自民)

農林水産副大臣

伊東 良孝 (衆・自民)
加藤 寛治 (衆・自民)

経済産業副大臣

牧原 秀樹 (衆・自民)

経済産業副大臣

内閣府副大臣

松本 洋平 (衆・自民)

国土交通副大臣

青木 一彦 (参・自民)

国土交通副大臣

内閣府副大臣

復興副大臣

御法川 信英 (衆・自民)

環境副大臣

佐藤 ゆかり (衆・自民)

環境副大臣

内閣府副大臣

石原 宏高 (衆・自民)

防衛副大臣

内閣府副大臣

山本ともひろ (衆・自民)

大臣政務官

内閣府大臣政務官

神田 憲次 (衆・自民)
今井 絵理子 (参・自民)

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

藤原 崇 (衆・自民)

総務大臣政務官

木村 弥生 (衆・自民)
斎藤 洋明 (衆・自民)

総務大臣政務官

内閣府大臣政務官

進藤 金日子 (参・自民)

法務大臣政務官

宮崎 政久 (衆・自民)

外務大臣政務官

尾身 朝子 (衆・自民)
中谷 真一 (衆・自民)
中山 展宏 (衆・自民)

財務大臣政務官

宮島 喜文 (参・自民)
井上 貴博 (衆・自民)

文部科学大臣政務官

佐々木さやか (参・公明)

文部科学大臣政務官

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

青山 周平 (衆・自民)

厚生労働大臣政務官

小島 敏文 (衆・自民)
自見 はなこ (参・自民)

農林水産大臣政務官

河野 義博 (参・公明)
藤木 眞也 (参・自民)

経済産業大臣政務官

宮本 周司 (参・自民)

経済産業大臣政務官

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

中野 洋昌 (衆・公明)

国土交通大臣政務官

門 博文 (衆・自民)
佐々木 紀 (衆・自民)

国土交通大臣政務官

内閣府大臣政務官

和田 政宗 (参・自民)

環境大臣政務官

八木 哲也 (衆・自民)

環境大臣政務官

内閣府大臣政務官

加藤 鮎子 (衆・自民)

防衛大臣政務官

岩田 和親 (衆・自民)

防衛大臣政務官

内閣府大臣政務官

渡辺 孝一 (衆・自民)

政府特別補佐人

人事院総裁

一宮 なほみ

内閣法制局長官

近藤 正春

公正取引委員会委員長

杉本 和行

原子力規制委員会委員長

更田 豊志

公害等調整委員会委員長

荒井 勉

4 本会議・委員会等傍聴者数

	回次	総計 (人)	内 訳	
			本会議	委員会等
平成22年	174 (常会)	6,345	2,690	3,655
	175 (臨時会)	540	121	419
	176 (臨時会)	2,324	629	1,695
23年	177 (常会)	4,326	1,484	2,842
	178 (臨時会)	710	388	322
	179 (臨時会)	2,059	743	1,316
24年	180 (常会)	5,466	1,518	3,948
	181 (臨時会)	227	174	53
	182 (特別会)	46	44	2
25年	183 (常会)	5,580	1,780	3,800
	184 (臨時会)	138	138	0
	185 (臨時会)	3,089	1,143	1,946
26年	186 (常会)	7,236	1,878	5,358
	187 (臨時会)	1,649	484	1,165
	188 (特別会)	26	22	4
27年	189 (常会)	8,409	1,447	6,962
28年	190 (常会)	4,697	1,003	3,694
	191 (臨時会)	60	53	7
	192 (臨時会)	3,709	1,112	2,597
29年	193 (常会)	5,814	1,005	4,809
	194 (臨時会)	13	13	0
	195 (特別会)	719	241	478
30年	196 (常会)	5,696	1,000	4,696
	197 (臨時会)	1,507	329	1,178
令和元年	198 (常会)	3,409	774	2,635
	199 (臨時会)	124	119	5
	200 (臨時会)	1,519	363	1,156
2年	201 (常会)	807	253	554

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数

	件数	総計 (人)	参観内訳					特別参観 (人)
			一般	小学生	中学生	高校生	外国人	
平成 16年	11,987	234,882	54,866	111,832	58,012	5,759	4,413	74
17年	13,114	258,096	56,777	127,531	63,978	5,808	4,002	124
18年	17,424	282,398	79,864	133,216	58,224	6,855	4,239	398
19年	20,506	297,876	85,503	138,063	61,821	7,587	4,902	113
20年	25,657	316,381	99,820	142,118	60,016	11,147	3,280	209
21年	26,600	340,006	101,179	154,592	68,253	13,382	2,600	267
22年	24,442	357,554	104,002	167,500	68,216	13,975	3,861	369
23年	16,339	270,069	65,353	160,843	33,085	9,090	1,698	570
24年	18,585	344,230	77,166	179,746	73,721	11,262	2,335	708
25年	21,997	346,637	88,099	178,694	64,468	12,135	3,241	425
26年	19,771	325,153	78,904	167,603	61,300	13,192	4,154	482
27年	20,407	319,852	73,379	167,364	60,354	14,038	4,717	298
28年	18,755	307,607	66,229	166,163	58,041	13,812	3,362	175
29年	17,623	287,001	60,604	161,900	47,123	15,036	2,338	173
30年	14,829	283,234	55,172	160,834	50,495	14,644	2,089	190
令和 元年	14,101	273,261	46,971	169,599	41,713	11,751	3,227	69
2年	1,666	54,254	4,671	46,400	875	2,091	217	0

(注) 特別参観は、国会閉会中の第1・第3日曜日に限り実施している。

令和2年の数は、第201回国会終了日(6月17日)現在。

令和2年3月から新型コロナウイルス感染症対策のため参観を中止した。

6 参议院特别体験プログラム参加者数・参加団体数

	参加者数 (人)	団体数 (件)	団体内訳		
			小学校	中学校	その他
平成18年度	65,548	975	738	183	54
平成19年度	65,926	1,019	808	154	57
平成20年度	71,336	1,047	840	149	58
平成21年度	90,306	1,278	1,089	138	51
平成22年度	95,487	1,355	1,120	171	64
平成23年度	88,871	1,238	1,125	73	40
平成24年度	95,336	1,311	1,120	151	40
平成25年度	92,685	1,307	1,132	134	41
平成26年度	64,120	1,024	860	130	34
平成27年度	94,074	1,322	1,138	146	38
平成28年度	91,771	1,350	1,144	145	61
平成29年度	91,586	1,337	1,184	120	33
平成30年度	94,435	1,351	1,183	135	33
令和元年度	87,574	1,226	1,101	100	25
令和2年度	4月	0	0	0	0
	5月	0	0	0	0
	6月	0	0	0	0
	(年度途中計)	0	0	0	0

(注) その他とは、地域の子ども会、高校生等の団体である。
令和2年3月から新型コロナウイルス感染症対策のため参议院特别体験プログラムを中止した。

7 外国議会議長等招待一覧

○議長が招待したもの

招待状宛先	団 長 及 び 一 行	滞在期間
ポーランド共和国上院議長一行 (2. 1. 20 招待状発送)	団長 上院議長 トーマシュ・グロツキ君	2. 2. 18 ～ 2. 23
	団員 上院議員 農業・農村開発委員会副委員長 リシャルド・ボベル君	
	同 上院議員 上院ポーランド・日本友好議員連盟会員 科学・教育・スポーツ委員会副委員長 ロベルト・ドーハン君	
	同 上院議員 科学・教育・スポーツ委員会副委員長 アグニェシュカ・コワチ＝レシチンスカ君	
	随員 上院議長室長 マウゴジャータ・ダシチク君	
	同 上院広報局次長 アンナ・ゴズボン君	
	同 上院国際局員 上院ポーランド・日本友好議員連盟事務局員 ミハウ・クシャク君	
	同 警護官 グジェゴシュ・ボンチコフスキ君	
	同 警護官 グジェゴシュ・ヴィエログルカ君	

8 参議院議員海外派遣一覧

○ODA調査

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
ブータン王国及びタイ王国に対する我が国の政府開発援助に関する調査 (元. 11. 27 議長決定)	ブータン タイ	2. 1. 5 ～ 1. 11	有村 治子君(自民) 中西 哲君(自民) 木戸口 英司君(※) 宮沢 由佳君(※) 山本 博司君(公明)	2. 4. 27 議院運営委員会 に報告書を提出
フィリピン共和国及びインドネシア共和国に対する我が国の政府開発援助に関する調査 (元. 11. 28 議長決定)	フィリピン インドネシア	2. 1. 9 ～ 1. 15	岩井 茂樹君(自民) こやり 隆史君(自民) 古賀 之士君(※) 若松 謙維君(公明)	2. 4. 27 議院運営委員会 に報告書を提出
アルゼンチン共和国及びペルー共和国に対する我が国の政府開発援助に関する調査 (元. 11. 29 議長決定)	アルゼンチン ペルー	2. 1. 7 ～ 1. 16	堀井 巖君(自民) 松山 政司君(自民) 岩渕 友君(共産)	2. 4. 27 議院運営委員会 に報告書を提出
エチオピア連邦民主共和国、タンザニア連合共和国及びウガンダ共和国に対する我が国の政府開発援助に関する調査 (元. 11. 29 議長決定)	エチオピア タンザニア ウガンダ	2. 1. 10 ～ 1. 18	宇都 隆史君(自民) 太田 房江君(自民) 鈴木 宗男君(維新)	2. 4. 27 議院運営委員会 に報告書を提出

○国際会議出席

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
第28回アジア・太平洋議員フォーラム（APPF）総会出席 (元. 11. 21 議長決定)	オーストラリア	2. 1. 11 ～ 1. 17	中曽根 弘文君(自民) 片山 大介君(維新)	2. 4. 27 議院運営委員会 に報告書を提出

○議会間交流

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
ブラジル連邦共和国上院の招待による同国公式訪問及び各国の政治経済事情等視察 (元. 12. 6 議長決定)	アラブ首長国連邦 ブラジル	2. 1. 7 ～ 1. 16	(議長) 山東 昭子君(無) 世耕 弘成君(自民) 長浜 博行君(※) 西田 実仁君(公明) 石井 苗子君(維新) 大門 実紀史君(共産)	2. 4. 27 議院運営委員会 に報告書を提出
ラオス人民民主共和国国民議会及びベトナム社会主義共和国国会の招待による両国公式訪問 (元. 12. 4 議長決定)	ラオス ベトナム	元. 12. 14 ～12. 21	(副議長) 小川 敏夫君(無) 岡田 広君(自民) 青木 愛君(※) 谷合 正明君(公明) 松沢 成文君(維新) 井上 哲士君(共産)	2. 4. 27 議院運営委員会 に報告書を提出

○重要事項調査

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
ドイツ連邦共和国及びオランダ王国における農林水産業に関する実情調査並びに両国の政治経済事情等視察 (元. 12. 13 議長決定)	ドイツ オランダ	2. 1. 12 ～ 1. 18	山田 俊男君(自民) 徳茂 雅之君(自民) 難波 奨二君(※) 浜田 昌良君(公明) 武田 良介君(共産)	2. 4. 27 議院運営委員会 に報告書を提出

※立憲・国民・新緑風会・社民

9 国会に対する報告等（元. 12. 10～2. 6. 17）

第200回国会閉会後から第201回国会中、法律等に基づいて提出された報告等は、以下のとおりである。

年月日	報告等の名称
令和元年	
12. 10(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告 ○ 広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書外13件
17(火)	○ 通貨及び金融の調節に関する報告書
令和2年	
1. 10(金)	○ 国と地方の協議の場(令和元年度第3回)における協議の概要に関する報告書
15(水)	○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「国による地方公共団体の情報セキュリティ対策の強化について」の報告
20(月)	○ 平成29年度決算に関する参議院の議決について講じた措置の報告
21(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年10月4日から令和2年1月19日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書 ○ 令和元年7月1日から同年12月31日までの間における国民生活安定緊急措置法の施行状況報告書
28(火)	○ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告
31(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年度特別会計財務書類 ○ 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書
2. 4(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書 ○ 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書
7(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年度国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告 ○ 平成30年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告
14(金)	○ 平成31年及び令和元年における通信傍受等に関する報告
3. 3(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年度第3・四半期における予算使用の状況の報告 ○ 令和元年度第3・四半期における国庫の状況の報告
17(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方財政の状況の報告 ○ 令和2年行政執行法人の常勤職員数に関する報告
26(木)	○ 新型コロナウイルス感染症対策本部の設置の報告
27(金)	○ 令和元年官民人事交流に関する年次報告
30(月)	○ 国と地方の協議の場(令和元年度臨時会合)における協議の概要に関する報告書
31(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料・農業・農村基本計画の変更の報告 ○ 平成31年及び令和元年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告
4. 7(火)	○ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言についての報告
10(金)	○ 調達価格等に関する報告

- 16(木) ○ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更についての報告
- 24(金) ○ 「令和元年度中小企業の動向」に関する報告及び「令和2年度中小企業施策」についての文書
- 「令和元年度小規模企業の動向」に関する報告及び「令和2年度小規模企業施策」についての文書
- 5. 4(月) ○ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長についての報告
- 14(木) ○ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更についての報告
- 21(木) ○ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更についての報告
- 22(金) ○ 南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告
- 南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告
- 25(月) ○ 新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言についての報告
- 29(金) ○ 「令和元年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告
- 6. 2(火) ○ 令和元年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告
- 令和元年度公害等調整委員会年次報告書
- 5(金) ○ 令和元年度エネルギーに関する年次報告
- 令和元年度の人事院の業務状況報告書
- 8(月) ○ 国と地方の協議の場(令和2年度第1回会合)における協議の概要に関する報告書
- 9(火) ○ 「令和元年度犯罪被害者等施策」に関する報告
- 『「令和元年度消費者政策の実施の状況」に関する報告』及び『「令和元年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告』
- 「令和元年度人権教育及び人権啓発施策」に関する報告
- 令和元年度原子力規制委員会年次報告書
- 12(金) ○ 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告
- 「防災に関してとった措置の概況」及び「令和2年度の防災に関する計画」についての報告
- 令和元年度個人情報保護委員会年次報告書
- 令和元年度東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況の報告
- 平成31年・令和元年団体規制状況の年次報告
- 令和元年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告
- 2019年の国際労働機関第108回総会において採択された条約に関する報告書
- 2019年の国際労働機関第108回総会において採択された勧告に関する報告書
- 『「令和元年度環境の状況」に関する報告及び「令和2年度環境の保全に関する施策」についての文書』、『「令和元年度循環型社会の形成の状況」に関する報告及び「令和2年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書』、『「令和元年度生物の多様性の状況」に関する報告及び「令和2年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書』
- 16(火) ○ 「令和元年度水循環施策」に関する報告
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告

- 令和元年度科学技術の振興に関する年次報告
- 「令和元年度食料・農業・農村の動向」に関する報告及び「令和2年度食料・農業・農村施策」についての文書
- 「令和元年度森林及び林業の動向」に関する報告及び「令和2年度森林及び林業施策」についての文書
- 「令和元年度水産の動向」に関する報告及び「令和2年度水産施策」についての文書
- 「令和元年度食育推進施策」に関する報告
- 令和元年度首都圏整備に関する年次報告
- 「令和元年度土地に関する動向」に関する報告及び「令和2年度土地に関する基本的施策」についての文書
- 「令和元年度観光の状況」に関する報告及び「令和2年度観光施策」についての文書
- 「令和元年度交通の動向」に関する報告及び「令和2年度交通施策」についての文書

10 国会関係日誌（元. 12. 10～2. 6. 17）

年月日	事 項
【第200回国会（臨時会）閉会后】	
令和元年	
12. 11(水)	○ 中沢健次元衆議院議員逝去
19(木)	○ 望月義夫衆議院議員（元環境相兼原子力担当相）逝去 ○ 佐々木陸海元衆議院議員逝去
21(土)	○ 永井孝信元衆議院議員（元労働相）逝去
23(月)	○ 井出庸生衆議院議員、自由民主党・無所属の会へ入会 ○ 安倍総理、中国訪問（日中韓サミット出席、～25日）
25(水)	○ あきもと司衆議院議員、自由民主党・無所属の会を退会 ○ あきもと司衆議院議員を収賄容疑で逮捕（東京地検） ○ 村岡兼造元衆議院議員（元官房長官）逝去
27(金)	○ 遠藤武彦元衆議院議員（元農水相）逝去
令和2年	
1. 2(木)	○ 三宅雪子元衆議院議員逝去
5(日)	○ 参議院ODA調査派遣第2班（ブータン、タイ、～11日）
7(火)	○ 参議院ODA調査派遣第4班（アルゼンチン、ペルー、～16日）
8(水)	○ 下地幹郎衆議院議員、日本維新の会を退会
9(木)	○ 参議院ODA調査派遣第1班（フィリピン、インドネシア、～15日）
10(金)	○ 常会召集を閣議決定 ○ 参議院ODA調査派遣第3班（タンザニア、ウガンダ、エチオピア、～18日）
11(土)	○ 安倍総理、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、オマーン訪問（～15日）
16(木)	○ 初鹿明博衆議院議員、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムを退会 ○ 笠浩史衆議院議員、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムへ入会
17(金)	○ 阪神・淡路大震災25年追悼式典、小川副議長出席 ○ 参・外交防衛委（中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について報告聴取、質疑） ○ 衆・安全保障委（国の安全保障（中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組等）について報告聴取、質疑）
【第201回国会（常会）】	
20(月)	○ 参・本会議（7特別委員会設置、政府4演説） ○ 衆・本会議（9特別委員会設置、政府4演説） ○ 開会式
22(水)	○ 衆・本会議（代表質問1日目）
23(木)	○ 参・本会議（代表質問1日目） ○ 衆・本会議（代表質問2日目）
24(金)	○ 参・本会議（代表質問2日目） ○ 衆・予算委（令和2年度総予算、令和元年度補正予算提案理由説明）
27(月)	○ 衆・予算委（令和元年度補正予算基本的質疑）
28(火)	○ 衆・予算委（令和元年度補正予算基本的質疑、締めくり質疑、令和元年度補正予算可決） ○ 衆・本会議（令和元年度補正予算可決）

- 29(水) ○ 参・予算委(令和2年度総予算、令和元年度補正予算趣旨説明、令和元年度補正予算総括質疑)
- 30(木) ○ 参・予算委(令和元年度補正予算総括質疑、締めくり質疑、令和元年度補正予算可決)
○ 参・本会議(令和元年度補正予算可決)
- 31(金) ○ 参・予算委(集中審議「内政・外交の諸問題」)
○ 衆・予算委(集中審議「内外の諸課題(桜を見る会・IR等)」)
- 2. 3(月) ○ 衆・予算委(令和2年度総予算基本的質疑)
- 4(火) ○ 衆・予算委(令和2年度総予算基本的質疑)
○ 岡部英男元衆議院議員逝去
- 5(水) ○ 衆・予算委(令和2年度総予算基本的質疑)
- 6(木) ○ 衆・本会議(所得税法案趣旨説明・質疑)
○ 衆・予算委
- 7(金) ○ 衆・予算委
- 10(月) ○ 衆・予算委
- 12(水) ○ 衆・予算委(令和2年度総予算集中審議「新型コロナウイルス対応・内外の諸情勢」)
- 13(木) ○ 衆・本会議(地方財政計画(報告)、地方税法案、地方交付税法案趣旨説明・質疑)
○ 参・情報監視審査会
- 14(金) ○ 参・本会議
- 17(月) ○ 参・予算委委員派遣(神奈川県、千葉県、～18日)
○ 参・沖縄・北方特別委委員派遣(北海道、～18日)
○ 参・ODA特別委委員派遣(大阪府、兵庫県、～18日)
○ 衆・予算委(令和2年度総予算集中審議「COVID-19(新型コロナウイルス)への今後の対応」等内外の諸情勢)
- 18(火) ○ 衆・予算委
○ 小林恒元元衆議院議員逝去
- 19(水) ○ 参・情報監視審査会
○ 参・国土交通委委員派遣(沖縄県、～20日)
○ 衆・予算委
○ 衆・「日本維新の会」、「日本維新の会・無所属の会」に会派名変更
○ 青山雅幸衆議院議員、日本維新の会・無所属の会へ入会
○ ポーランド共和国・グロツキ上院議長一行(参議院招待)、山東議長訪問
- 20(木) ○ 参・内閣委委員派遣(長野県、～21日)
○ 参・外交防衛委委員派遣(兵庫県、山口県、広島県、～21日)
○ 参・厚生労働委委員派遣(大分県、～21日)
○ 参・環境委委員派遣(富山県、石川県、～21日)
○ 参・震災復興特別委委員派遣(岩手県、宮城県、福島県、～21日)
○ 衆・予算委
- 21(金) ○ 衆・予算委公聴会
- 22(土) ○ 高橋紀世子元参議院議員逝去
- 25(火) ○ 衆・予算委分科会
- 26(水) ○ 衆・予算委(令和2年度総予算集中審議「国民生活の安全・内外の諸課題等」)
- 27(木) ○ 衆・本会議(予算委員長棚橋泰文君解任決議案否決、法務大臣森まさこ君不信任決議案否決)
○ 衆・予算委
- 28(金) ○ 衆・予算委(令和2年度総予算締めくり質疑、令和2年度総予算可決)

- 衆・本会議(令和2年度総予算可決、地方税法案可決、地方交付税法案可決、所得税法案可決)
- 3. 2(月) ○ 参・予算委(令和2年度総予算基本的質疑)
- 3(火) ○ 参・予算委(令和2年度総予算基本的質疑)
- 4(水) ○ 参・予算委
- 衆・情報監視審査会
- 5(木) ○ 参・予算委
- 6(金) ○ 参・本会議(所得税法案趣旨説明・質疑)
- 参・予算委
- 9(月) ○ 参・予算委(令和2年度総予算集中審議「内政・外交の諸課題」)
- 10(火) ○ 参・予算委公聴会
- 11(水) ○ 参・本会議(地方財政計画(報告)、地方税法案、地方交付税法案趣旨説明・質疑)
- 参・予算委
- 12(木) ○ 衆・本会議
- 13(金) ○ 参・本会議
- 16(月) ○ 参・予算委(令和2年度総予算集中審議「現下の諸課題(新型コロナウイルス対応等)」)
- 17(火) ○ 衆・本会議(文化観光推進法案趣旨説明・質疑)
- 参・予算委
- 衆・情報監視審査会(令和元年年次報告書提出)
- 19(木) ○ 衆・本会議(情報監視審査会報告(情報監視審査会令和元年年次報告書について))
- 22(日) ○ 熊本県知事選、蒲島郁夫氏4選
- 23(月) ○ 参・予算委(令和2年度総予算集中審議「安倍内閣の基本姿勢」)
- 24(火) ○ 衆・本会議(地域公共交通活性化法案趣旨説明・質疑)
- 25(水) ○ 参・予算委
- 26(木) ○ 衆・本会議(文化観光推進法案可決)
- 参・予算委
- 27(金) ○ 参・予算委(令和2年度総予算締めくり質疑、令和2年度総予算可決)
- 参・総務委(地方税法案可決、地方交付税法案可決)
- 参・財政金融委(所得税法案可決)
- 参・本会議(令和2年度総予算可決、地方税法案可決、地方交付税法案可決、所得税法案可決)
- 31(火) ○ 参・本会議
- 4. 1(水) ○ 参・決算委(平成30年度決算全般質疑)
- 2(木) ○ 衆・本会議(谷畑孝君辞職許可、新型コロナウイルス感染症対策本部設置及びオリパラ延期に関する報告、国家戦略特区法案趣旨説明・質疑)
- 森田次夫元参議院議員逝去
- 3(金) ○ 参・本会議(新型コロナウイルス感染症対策本部設置及びオリパラ延期に関する報告・質疑)
- 衆・本会議(特定高度システム供給導入法案、デジタルプラットフォーム法案趣旨説明・質疑)
- 6(月) ○ 参・決算委
- 7(火) ○ 衆・本会議
- 倉田寛之元参議院議員(元参議院議長)逝去
- 10(金) ○ 参・本会議
- 衆・本会議
- 13(月) ○ 参・決算委

- 14(火) ○ 衆・本会議 (国民年金法案、GPIF法案趣旨説明・質疑)
- 16(木) ○ 衆・本会議 (国家戦略特区法案可決、地域公共交通活性化法案可決、国家公務員法案趣旨説明・質疑)
 - 高井崇志衆議院議員、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムを退会
 - 衆議院近畿選挙区、美延映夫氏繰上補充当選(谷畑孝衆議院議員退職による)、日本維新の会・無所属の会へ入会
- 17(金) ○ 参・本会議
- 21(火) ○ 横内正明元衆議院議員逝去
- 23(木) ○ 衆・本会議 (特定高度システム供給導入法案可決、デジタルプラットフォーム法案可決)
- 26(日) ○ 衆議院議員補欠選挙、静岡4区で深澤陽一氏当選
- 27(月) ○ 衆・本会議 (財政演説(令和2年度補正予算)・質疑)
 - 参・本会議 (財政演説(令和2年度補正予算)・質疑)
 - 衆・予算委 (令和2年度補正予算提案理由説明)
 - 深澤陽一衆議院議員、自由民主党・無所属の会へ入会
- 28(火) ○ 衆・予算委 (令和2年度補正予算基本的質疑)
- 29(水) ○ 衆・予算委 (令和2年度補正予算基本的質疑、令和2年度補正予算可決)
 - 衆・本会議 (令和2年度補正予算可決)
 - 参・予算委 (令和2年度補正予算趣旨説明、総括質疑)
- 30(木) ○ 参・予算委 (令和2年度補正予算総括質疑、令和2年度補正予算可決)
 - 参・本会議 (令和2年度補正予算可決)
- 5. 11(月) ○ 参・予算委 (集中審議「現下の諸課題(新型コロナウイルス感染症への対処等)」)
 - 衆・予算委 (集中審議「緊急事態宣言の延長について」)
- 12(火) ○ 衆・本会議 (国民年金法案修正議決、社会福祉法案、社会福祉法案対案(衆法11～13)趣旨説明・質疑)
- 13(水) ○ 参・本会議 (国家戦略特区法案趣旨説明・質疑)
 - 参・決算委
- 14(木) ○ 衆・本会議 (復興庁設置法案趣旨説明・質疑)
- 15(金) ○ 参・本会議 (国民年金法案趣旨説明・質疑)
 - 衆・本会議 (公益通報者保護法案趣旨説明・質疑)
- 18(月) ○ 参・決算委
 - 加藤紀文元参議院議員逝去
- 19(火) ○ 衆・本会議
 - 衆・予算委
- 20(水) ○ 参・本会議 (地域公共交通活性化法案趣旨説明・質疑)
 - 参・予算委 (「新型コロナウイルス感染症対策への対処等に関する件」について参考人質疑)
 - 衆・予算委 (「新型コロナウイルス感染症対策」について参考人質疑)
 - 櫻井充参議院議員、立憲・国民、新緑風会・社民を退会
 - 塚本三郎元衆議院議員逝去
- 21(木) ○ 櫻井充参議院議員、自由民主党・国民の声へ入会
- 22(金) ○ 衆・本会議 (公益通報者保護法案修正議決、復興庁設置法案可決)
 - 参・地方消費者特別委 (国家戦略特区法案可決)
- 25(月) ○ 参・決算委 (平成30年度決算准総括質疑)
- 26(火) ○ 衆・本会議 (社会福祉法案可決)
 - 参・国土交通委 (地域公共交通活性化法案可決)

- 27(水) ○ 参・本会議(復興庁設置法案趣旨説明・質疑、国家戦略特区法案可決、地域公共交通活性化法案可決)
- 28(木) ○ 衆・本会議
 - 参・厚生労働委(国民年金法案可決)
 - 衆・憲法審査会(憲法改正国民投票法を巡る諸問題について自由討議)
- 29(金) ○ 参・本会議(社会福祉法案趣旨説明・質疑、国民年金法案可決)
 - 参・情報監視審査会
 - 三野優美元衆議院議員逝去
- 31(日) ○ 大西孝典元衆議院議員逝去
- 6. 2(火) ○ 衆・本会議
- 3(水) ○ 参・本会議(公益通報者保護法案趣旨説明・質疑、行政監視委員会中間報告)
 - 参・震災復興特別委(復興庁設置法案可決)
- 4(木) ○ 参・厚生労働委(社会福祉法案可決)
- 5(金) ○ 参・本会議(令和元年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告・質疑、復興庁設置法案可決、社会福祉法案可決)
 - 参・情報監視審査会
 - 参・地方消費者特別委(公益通報者保護法案可決)
- 6(土) ○ 寺前巖元衆議院議員逝去
- 8(月) ○ 衆・本会議(財政演説(令和2年度第2次補正予算)・質疑)
 - 参・本会議(財政演説(令和2年度第2次補正予算)・質疑、公益通報者保護法案可決)
 - 衆・予算委(令和2年度第2次補正予算提案理由説明)
- 9(火) ○ 衆・予算委(令和2年度第2次補正予算基本的質疑)
- 10(水) ○ 衆・予算委(令和2年度第2次補正予算基本的質疑、令和2年度第2次補正予算可決)
 - 衆・本会議(令和2年度第2次補正予算可決)
- 11(木) ○ 参・予算委(令和2年度第2次補正予算趣旨説明、総括質疑)
- 12(金) ○ 参・予算委(令和2年度第2次補正予算総括質疑、令和2年度第2次補正予算可決)
 - 参・本会議(令和2年度第2次補正予算可決、3調査会中間報告)
- 15(月) ○ 参・決算委(平成30年度決算締めくり総括質疑、平成30年度決算議決、措置要求決議)
- 16(火) ○ 衆・本会議
 - 参・情報監視審査会
- 17(水) ○ 参・本会議(平成30年度決算議決)
 - 衆・本会議
 - 衆・情報監視審査会
 - 河井あんり参議院議員、自由民主党・国民の声を退会
 - 河井克行衆議院議員、自由民主党・無所属の会を退会
 - 第201回国会閉会